

原発本第159号
2020年8月31日

原子力規制委員会 殿

住 所 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
申請者名 九州電力株式会社
代表者氏名 代表取締役社長執行役員 池辺 和弘

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の一部補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定に基づき、
2020年5月29日付け、原発本第61号をもって変更認可申請しました、川内原子力発電所原子
炉施設保安規定変更認可申請書について、下記のとおり一部補正いたします。

記

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の別添(川内原子力発電所原子炉施設保安規
定変更前後比較表)について、下記のとおり一部補正する。

- ・別添(川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表)を添付1のとおり一部補正する。

以 上

別添 川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

枠囲みの内容については、テロ対策における機密に係る事項
又は商業機密に係る事項であるため公開できません。

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>(関係法令及び保安規定の遵守)</p> <p>第2条の2 第2条（基本方針）に係る保安活動を実施するに当たり、関係法令及び保安規定の遵守を確実なものとするために、「コンプライアンス管理規程」、「コンプライアンス委員会設置規程」及び「品質マニュアル（要則）」に基づき、以下の関係法令及び保安規定の遵守に対する意識の浸透を図るための活動（以下「コンプライアンス活動」という。）を実施する</p> <p><以下 省略></p>	<p>(関係法令及び保安規定の遵守)</p> <p>第2条の2 第2条（基本方針）に係る保安活動を実施するに当たり、関係法令及び保安規定の遵守を確実なものとするために、「コンプライアンス管理規程」、「九州電力コンプライアンス委員会設置規程」及び「品質マニュアル（要則）」に基づき、以下の関係法令及び保安規定の遵守に対する意識の浸透を図るための活動（以下「コンプライアンス活動」という。）を実施する</p> <p><以下、省略></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化に伴う変更 ・規定文書名の変更

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p><u>(安全文化の醸成)</u></p> <p>第2条の3 第2条（基本方針）に係る保安活動を実施するに当たり、原子力安全を最優先とした保安活動を確実なものとするために、「品質マニユアル（要則）」に基づき、以下の安全文化を醸成する活動（以下「安全文化醸成活動」という。）を実施する。</p> <p>2 社長は、原子力安全を最優先とする価値観を浸透させるための安全文化醸成の方針を定め、保安に関する組織全體に示す。</p> <p>また、安全文化醸成活動が確実に行われるることを確認するため、安全文化醸成活動に係る年度ごとの計画の実施状況について原子力発電本部長及び原子力監査室長より報告を受け、必要な指示を行なう。安全文化醸成の方針は、必要に応じ見直しを行う。</p> <p>3 本店組織は、「品質マニユアル（要則）」に基づき定める「原子力安全文化醸成活動基準」に基づつて、第2項の社長が示す方針に基づき次の活動を行う。</p> <p>(1) 原子力発電本部長は、本店組織及び発電所組織が実施する安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>また、原子力発電本部長は、本店組織及び発電所組織の評価結果を取りまとめ、総合的な評価を実施し、その評価結果及び第2項の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p> <p>(2) 安全・品質保証部長は、本店組織の安全文化醸成活動に係る年度ごとの計画を策定し、実施する。</p> <p>また、安全文化醸成活動の実施状況を評価し、その評価結果及び第2項の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p> <p>(3) 本店組織は、(2)の計画に基づき、安全文化醸成活動を実施する。</p> <p>4 発電所組織は、「品質マニユアル（要則）」に基づき定める発電所の「原子力安全文化醸成活動基準」に従つて、第2項の社長が示す方針に基づき次の活動を行う。</p> <p>(1) 原子力発電所長は、発電所組織の安全文化醸成活動に係る年度ごとの計画を策定し、実施する。</p> <p>また、安全文化醸成活動の実施状況を評価し、その評価結果及び第2項の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。</p> <p>(2) 発電所組織は、(1)の計画に基づき、安全文化醸成活動を実施する。</p> <p>5 監査部門は、「品質マニユアル（要則）」に基づき定める「原子力内部監査要則」に従つて、第2項の社長が示す方針に基づき次の活動を行う。</p> <p>(1) 原子力監査室長は、監査部門の安全文化醸成活動に係る年度ごとの計画を策定し、実施する。</p> <p>また、安全文化醸成活動の実施状況を評価し、その評価結果及び第2項の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。さらに、本店組織及び発電所組織における安全文化を効果的に醸成する観点から、第3項及び第4項の活動状況を監査する。</p> <p>(2) 監査部門は、(1)の計画に基づき、安全文化醸成活動を実施する。</p>	<p>第2条の3を削る</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（第3条（品質マネジメントシステム計画）に統合）

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>第2章 品質保証</p> <p>(品質保証計画)</p> <p>第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質保証計画を定める。</p> <p>【品質保証計画】</p> <p>1 目的</p> <p>本「品質保証計画」は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力発電所における安全のための品質保証規程（TEAC4111-2009）（以下「TEAC4111」という。）及び関係法令に従い、安全文化を醸成するための活動を行う仕組みを含めた発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステム（以下「品質マネジメントシステム」という。）を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2 適用範囲</p> <p>本「品質保証計画」は、発電所の保安活動に適用する。</p> <p>第2章 品質保証</p> <p>(品質マネジメントシステム計画)</p> <p>第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>【品質マネジメントシステム計画】</p> <p>1 目的</p> <p>品質マネジメントシステム計画は、原子力の安全を確保するため、原子炉設置（変更）許可申請書本文十一号「発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及び同解釈」（以下「品質規則」という。）に基づく品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行うこととする。</p> <p>2 適用範囲</p> <p>本「品質マネジメントシステム計画」は、発電所の保安活動に適用する。</p>		<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品質規則の制定に伴う変更)</p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>3 定義</p> <p>本「品質保証計画」における用語の定義は、以下を除きJEC4111に従う。</p> <p>(1) 保安に関する組織：第4条に定める組織全体をいう。</p> <p>(2) 原子力総括部門：第4条に定める組織のうち原子力総括部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(3) 安全・品質保証部門：第4条に定める組織のうち安全・品質保証部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(4) 原子力管理部門：第4条に定める組織のうち原子力管理部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(5) 原子力建設部門：第4条に定める組織のうち原子力建設部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(6) 原子力技術部門：第4条に定める組織のうち原子力技術部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(7) 廃止措置統括部門：第4条に定める組織のうち廃止措置統括室長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(8) 廃止措置統括部門：第4条に定める組織のうち原子力土木建築部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(9) 資材調達部門：第4条に定める組織のうち資材調達部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(10) 原子燃料部門：第4条に定める組織のうち原子燃料部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(11) 監査部門：第4条に定める組織のうち原子力監査室長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(12) 本店組織：第4条に定める組織のうち原子力発電本部長並びに原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門及び原子燃料部門をいう。</p> <p>(13) 発電所組織：第4条に定める組織のうち発電所の組織をいう。</p> <p>(14) 原子力部門：原子力発電本部長並びに原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門及び発電所組織をいう。</p> <p>(15) 原子炉施設公開ライブラリー</p> <p>：原子力施設の事故又は故障等の情報並びに信頼性に関する情報を共有し活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース(原子力施設情報公開ライブラリー)のことをいう。</p> <p>(16) ニューシア</p> <p>：度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更)</p>	<p>3 定義</p> <p>品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、次に掲げるものを除き品管規則に従う。</p> <p>(1) 保安に関する組織：第4条に定める組織全体をいう。</p> <p>(2) 原子力総括部門：第4条に定める組織のうち原子力総括部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(3) 安全・品質保証部門：第4条に定める組織のうち安全・品質保証部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(4) 原子力管理部門：第4条に定める組織のうち原子力管理部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(5) 原子力建設部門：第4条に定める組織のうち原子力建設部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(6) 原子力技術部門：第4条に定める組織のうち原子力技術部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(7) 廃止措置統括部門：第4条に定める組織のうち廃止措置統括室長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(8) 原子力土木建築部門：第4条に定める組織のうち原子力土木建築部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(9) 資材調達部門：第4条に定める組織のうち資材調達部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(10) 原子燃料部門：第4条に定める組織のうち原子燃料部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(11) 監査部門：第4条に定める組織のうち原子力監査室長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(12) 本店組織：第4条に定める組織のうち原子力発電本部長並びに原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門及び原子燃料部門をいう。</p> <p>(13) 発電所組織：第4条に定める組織のうち発電所の組織をいう。</p> <p>(14) 原子力部門：原子力発電本部長並びに原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門及び発電所組織をいう。</p> <p>(15) 原子炉施設公開ライブラリー</p> <p>：原子炉施設公開ライブラリー</p> <p>：原子力施設の事故又は故障等の情報並びに信頼性に関する情報を共有し活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース(原子力施設情報公開ライブラリー)のことをいう。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更)</p>
<p>4</p>	<p>-</p>	<p>-</p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	変 更 後	備 考
<p>4 標準要件事項</p> <p>4.1 二般要求事項</p> <p>(1) 保安に関する組織は、本「品質保証計画」に従って、品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、維持する。また、その品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p> <p>(3) 保安に関する組織は、品質マネジメントシステムの運用において、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（以下「重要度分類指針」という。）に基づき、「保修基準」及び「土木建築基準」に定める設備の品質重要度分類等に従い、品質マネジメントシステムを運用する。この場合において、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <p>（2）保安に関する組織は、次の事項を実施する。</p> <p>a プロセス及び原子炉施設の複雑性、独創性、又は革新性の程度</p> <p>b プロセス及び原子炉施設の標準化の程度や記録のトレーサビリティの程度</p> <p>c 検査又は試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検査可能性的程度</p> <p>d 作業又は製造プロセス、要員、要領、及び装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度</p> <p>e 運転開始後の原子炉施設に対する保守、供用期間中検査及び代替えの難易度</p> <p>（3）これらのプロセスの順序及び相互関係を別図2「品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係」に明確にする。</p> <p>（4）これらのプロセスの運用及び管理のいすれもが効果的であることを確実にするために必要な判断基準及び方法を明確にする。</p> <p>（5）これらのプロセスの順序及び相互関係を別図2「品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係」に明確にする。</p> <p>（6）これらのプロセスの運用及び管理のいすれもが効果的であることを確実にするために必要な判断基準及び方法を明確にする。</p> <p>（7）これらのプロセスの運用及び監視を支授するためには必要な資源及び情報を確実にする。</p> <p>（8）これらのプロセスを監視し、適用可能な場合には測定し、分析する。</p> <p>（9）これらのプロセスについて、計画どおりの結果を得たため、かつ、継続的改善を達成するために必要な処置をとる。</p> <p>（10）これらのプロセス及び組織を品質マネジメントシステムとの整合をとめる。</p> <p>（11）社会科学及び行動科学の知見を踏まえて、品質マネジメントシステムの運用を促進する。</p>	<p>4 標準要件事項</p> <p>4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>(1) 保安に関する組織は、品質マネジメントシステム計画に従つて、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その美徳性を維持するため、その改善を継続的に行う。（品質規則の制定に伴う変更）</p> <p>(2) 保安に関する組織は、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（以下「重要度分類指針」という。）を参考として「保修基準」及び「土木建築基準」に定める設備の品質重要度分類等に従い、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合において、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <p>a 原子炉施設、組織又は保安活動の重要度及びこれらの複雑さの程度</p> <p>b 原子炉施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに開拓する潜在的影響の大きさ</p> <p>c 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起り得る影響</p> <p>(3) 保安に関する組織は、自らの原子炉施設に適用される関係法令（以下「関係法令」という。）を明確に認識し、品質規則に規定する文書その他の品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。</p> <p>(4) 保安に関する組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる義務を行いう。</p> <p>a プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を別図1「保安規定品質マネジメントシステム計画に係る規定文書体系図」に示す品質マネジメント文書に明確に定める。</p> <p>b プロセスの順序及び相互関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を別図2「品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係」に明確に定める。</p> <p>c プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安に関する組織の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に定める。この保安活動指標には、原子力規制検査等に関する規則第5条に規定する安全寒冷地標燃耗物質の防護に関する領域に係るものと除外する。</p> <p>d プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報を利用できる体制を確保する（責任及び権限の明確化を含む。）。</p> <p>e プロセスの適用状況を監視測定し、分析する。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。</p> <p>f プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置（プロセスの変更を含む。）を講ずる。</p> <p>g プロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。</p> <p>h 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする。これには、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決する二とを含む。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質規則の制定に伴う変更）</p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

前	後	備考
変更	変更	
<p>(4) 保安に関する組織は、これらのプロセスを、本「品質保証計画」に従つて運営管理する。</p> <p>(5) 保安に関する組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持する。これは、技術的、人的、組織的な相互作用を通じて、次に掲げる状態を目指している。 a 原子力の安全及び安全文化の理解が保安に関する組織全体で共通のものとなっている。 b 風通しの良い組織文化が形成されている。 c 要員が、自らが行う原子力の安全について理解して遂行し、その業務に責任を持つている。 d 全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。 e 要員が、常に問い合わせる姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。 f 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員間に共有されている。 g 安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。 h 原子力の安全にはセキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要な情報の伝達を行っている。</p> <p>(6) 保安に関する組織は、機器等又は個人業務に係る要事業（関係法令を含む。以下「個人業務等要事業」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。</p> <p>(7) 保安に関する組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</p>	<p>(5) 保安に関する組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持する。これは、技術的、人的、組織的な相互作用を通じて、次に掲げる状態を目指している。 a 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品管規則の制定に伴う変更） b 原子力の安全及び安全文化の理解が保安に関する組織全体で共通のものとなっている。 c 要員が、自らが行う原子力の安全について理解して遂行し、その業務に責任を持つている。 d 全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。 e 要員が、常に問い合わせる姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。 f 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員間に共有されている。 g 安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。 h 原子力の安全にはセキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要な情報の伝達を行っている。</p> <p>(6) 保安に関する組織は、機器等又は個人業務に係る要事業（関係法令を含む。以下「個人業務等要事業」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。</p> <p>(7) 保安に関する組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品管規則の制定に伴う変更）</p>

4.2 文書化に関する要求事項

4.2.1 一般

品質マネジメントシステムの文書には、次の事項を含める。また、記録は適正[※]に作成する。

- a 文書化した、品質方針及び品質目標の表明
- b 「品質マニュアル（要則）」及び「品質マニュアル（基準）」
- c 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために必要な文書（規定文書、業務要領、手順書、調達文書、法令等）
- d 保安に関する組織が必要と決定した記録を含む文書（規定文書、業務要領、各種手順書類、調達文書、法令等）

これらの文書のうち、規定文書と担当箇所を別図1「保安規定品質マネジメントシステム計画に係る規定文書体系図」に示すとともに、別表1「品質マネジメントシステムの要求事項と規定文書との対応表」に品質マネジメントシステムの要求事項と規定文書と保安規定との関連を別表2「規定文書と保安規定の関連表」に示す。また、規定文書と保安規定との関連を別表3「規定文書と保安規定の関連表」に示す。

なお、別図1以外の品質マネジメントシステムで必要とされる文書は、これらを遵守するために、「保安活動に関する文書及び記録の管理基準」及び「原子力内部監査要則」で、保安規定との位置づけを明確にする。

- c 第131条表131-3に示す、JEA411が要求する“文書化された手順”である文書及び記録

※：適正とは、不正行為がなされていないことをいう。

※：適正とは、不正行為がなされていないことをいう。

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>4.2.2 品質マニュアル</p> <p>(1) 保安に関する組織は、品質マニュアルとして次を作成し、維持する。</p> <p>a 品質マニュアル（要則）</p> <p>本「品質保証計画」を含むものとして、社長が定める。</p> <p>b 品質マニュアル（基準）</p> <p>「品質マニュアル（要則）」に基づき、安全・品質保証部長が本店組織を対象に、原子力発電所長が発電所組織を対象にそれぞれ定める。</p> <p>(2) 品質マニュアルには、次の事項を含める。</p> <p>b 品質マネジメントシステムの計画、実施、評価、改善に関する事項</p> <p>c 品質マネジメントシステムの適用範囲</p> <p>d 品質マネジメントシステムについて確立された規定文書又はそれらを参照できる情報</p> <p>d 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係</p> <p>4.2.3 文書管理</p> <p>(1) 保安に関する組織は、品質マネジメント文書を、次の事項を含め管理する。</p> <p>a 品質マネジメントシステムの計画、実施、評価、改善に関する事項</p> <p>b 品質マネジメントシステムについて確立された規定文書又はそれらを参照できる情報</p> <p>c 品質マネジメントシステムの適用範囲</p> <p>d 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) 保安に関する組織は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を遵守するためには、「保安活動に関する文書及び記録の管理基準」及び「原子力内部監査要則」に基づき「保安活動の重要度に応じて管理する。ただし、記録は文書の一種ではあるが、「4.2.4 記録の管理」に規定する要求事項に沿って管理する。」</p> <p>(2) 次の活動に必要な管理を「保安活動に関する文書及び記録の管理基準」及び「原子力内部監査要則」に規定する。</p> <p>a 発行前に、適切かどうかの観点から文書をレビューし、承認する。</p> <p>b 文書をレビューする。また、必要に応じて更新し、再承認する。</p> <p>4.2.5 文書の変更</p> <p>(1) 保安に関する組織は、次に掲げる品質マニュアルを作成し、維持する。</p> <p>a 品質マニュアル（要則）</p> <p>品質マネジメントシステム計画に定める要求事項を含むものとして、社長が定める。</p> <p>b 品質マニュアル（基準）</p> <p>「品質マニュアル（要則）」に基づき、安全・品質保証部長が本店組織を対象に、原子力発電所長が発電所組織を対象にそれぞれ定める。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、品質マニュアルに次に掲げる事項を定める。</p> <p>a 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項</p> <p>b 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項</p> <p>c 品質マネジメントシステムの適用範囲</p> <p>d 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参考情報</p> <p>e プロセスの相互の関係</p> <p>4.2.6 文書の管理</p> <p>(1) 保安に関する組織は、品質マネジメント文書の使用又は適切ではない変更の防止</p> <p>a 組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止</p> <p>b 文書の保安に関する組織外への流出等の防止</p> <p>c 品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持</p> <p>(2) 保安に関する組織は、要員が判断及決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できる（文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報を確認できることを含む。）よう、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を規定した「保安活動に関する（文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報を確認できることを含む。）の要員を参考させる。」</p> <p>a 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認する。</p> <p>b 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たっては4.2.3(2)aと同様に、その妥当性を審査し、改訂を承認する。</p> <p>c 4.2.3(2)a, bに基づく審査及び4.2.3(2)bの評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門（第4条に示す保安に関する組織の最小単位をいう。以下同じ。）の要員を参考させる。</p> <p>d 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにする。</p> <p>e 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合においては、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保する。</p> <p>f 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に識別可能な状態であることを確実にする。</p> <p>g 文書は、読みやすくかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。</p> <p>h 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために保安に関する組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。</p>	<p>4.2.2 品質マニュアル</p> <p>(1) 保安に関する組織は、次に掲げる品質マニュアルを作成し、維持する。</p> <p>a 品質マニュアル（要則）</p> <p>品質マネジメントシステム計画に定める要求事項を含むものとして、社長が定める。</p> <p>b 品質マニュアル（基準）</p> <p>「品質マニュアル（要則）」に基づき、安全・品質保証部長が本店組織を対象に、原子力発電所長が発電所組織を対象にそれぞれ定める。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、品質マニュアルに次に掲げる事項を定める。</p> <p>a 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項</p> <p>b 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項</p> <p>c 品質マネジメントシステムの適用範囲</p> <p>d 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参考情報</p> <p>e プロセスの相互の関係</p> <p>4.2.3 文書の管理</p> <p>(1) 保安に関する組織は、品質マネジメント文書を、次の事項を含め管理する。</p> <p>a 組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止</p> <p>b 文書の保安に関する組織外への流出等の防止</p> <p>c 品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持</p> <p>(2) 保安に関する組織は、要員が判断及決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できる（文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報を確認できることを含む。）よう、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を規定した「保安活動に関する（文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報を確認できることを含む。）の要員を参考させる。」</p> <p>a 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認する。</p> <p>b 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たっては4.2.3(2)aと同様に、その妥当性を審査し、改訂を承認する。</p> <p>c 4.2.3(2)a, bに基づく審査及び4.2.3(2)bの評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門（第4条に示す保安に関する組織の最小単位をいう。以下同じ。）の要員を参考させる。</p> <p>d 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにする。</p> <p>e 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合においては、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保する。</p> <p>f 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に識別可能な状態であることを確実にする。</p> <p>g 文書は、読みやすくかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。</p> <p>h 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために保安に関する組織が必要と決定した外</p>	

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>■ 廃止文書が誤つて使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切な識別をする。</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) 安保に関する組織は、「保安活動に関する文書及び記録の管理基準」及び「原子力内部監査要則」に基づき、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、管理する。</p> <p>(2) 記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関する「保安活動に関する文書及び記録の管理基準」及び「原子力内部監査要則」に規定する。</p> <p>(3) 記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。</p>	<p>■ 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかるが、これを識別し、管理する。</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) 安保に関する組織は、品質規則に規定する個別業務要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるようを作成し、保安活動の重要度に応じてこれを行管理する。</p> <p>(2) 安保に関する組織は、4.2.4(1)の記録の識別、保管、保護、検索及び廃棄に関する「保安活動に関する文書及び記録の管理基準」及び「原子力内部監査要則」を作成する。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更)</p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>5.3 品質方針 社長は、品質方針について、次の事項を確実にする。</p> <p>a 保険に関する組織の目的に対して適切である。</p> <p>b 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改革に対するコミットメントを含む。</p> <p>c 品質目標の設定及びレビューのための枠組みを含める。</p> <p>d 保険に関する組織全体に伝達され、理解される。</p> <p>e 適切性の検証のためにレビューされる。</p> <p>f 組織運営に関する方針と整合がとれている。</p>	<p>5.3 品質方針 社長は、品質方針「健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む。」この場合において、技術的、人的及び組織的因素並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定する。) が次に掲げる事項に適合しているようとする。</p> <p>(1) 組織の目的及び状況に対して適切なものである(組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。)。</p> <p>(2) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持つて関与する。</p> <p>(3) 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものである。</p> <p>(4) 要員に周知され、理解されている。</p> <p>(5) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持つて関与する。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更)</p>

5.4 計画

5.4.1 品質目標

(1) 社長は、部門において、品質目標(個別業務等要求事項への適合のためには必要な目標を含む。)が定められているようにする。この、品質目標を達成するための計画には、次に掲げる事項を含む。

- a 実施事項
- b 必要な資源
- c 責任者
- d 実施事項の完了時期
- e 結果の評価方法

(2) 社長は、品質目標、その達成状況を評価し得るものであつて、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにする。

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>社長は、次の事項を確実にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 品質目標に加えて「4.1 一般要求事項」に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画を策定する。 b 品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れている。 <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>社長は、品質マネジメントシステムが4.1の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようになります。</p> <p>(1) 社長は、品質マネジメントシステムが4.1の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが品質マネジメントシステムの変更(プロセス及び組織の変更(組織的な影響が生じ得るプロセス及び組織の経営的な変更を含む。))を含む。)が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようになります。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起り得る結果、この、起こり得る結果には、組織の活動として実施する次の事項を含む。 (a) 当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価 (b) 当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置 b 品質マネジメントシステムの実効性の維持 c 資源の利用可能性 d 責任及び権限の割当て <p>5.5 責任、権限及び情報の伝達</p> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p>社長は、部門及び要員の責任(担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。)及び権限を第5条、第9条及び第9条の2に定める。また、部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持つ業務を遂行できるようにする。</p> <p>5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者</p> <p>(1) 社長は、原子力発電本部長を本店組織及び発電所組織の品質マネジメントシステム管理責任者、原子力監査室長を監査部門の品質マネジメントシステム管理責任者として任命する。</p> <p>(2) 社長は、品質マネジメントシステム管理責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。</p> <ul style="list-style-type: none"> a プロセスが確立され、実施されたとともに、その実効性が維持されているようにする。 b 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について社長に報告する。 c 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようとする。 d 関係法令を遵守する。 <p>c 所管している組織全体にわたり、関係法令の遵守及び原子力安全についての認識を高めることを確実にする。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更)</p> <p>(1) 社長は、品質マネジメントシステムが4.1の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようになります。</p> <p>(2) 社長は、品質マネジメントシステムの変更(プロセス及び組織の変更(組織的な影響が生じ得るプロセス及び組織の経営的な変更を含む。))を含む。)が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが品質マネジメントシステムの変更(組織的な影響が生じ得るプロセス及び組織の経営的な変更を含む。)を含む。)が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようになります。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起り得る結果、この、起こり得る結果には、組織の活動として実施する次の事項を含む。 (a) 当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価 (b) 当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置 b 品質マネジメントシステムの実効性の維持 c 資源の利用可能性 d 責任及び権限の割当て <p>5.5 責任、権限及び情報の伝達</p> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p>社長は、部門及び要員の責任(担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。)及び権限を第5条、第9条及び第9条の2に定める。また、部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持つ業務を遂行できるようにする。</p> <p>5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者</p> <p>(1) 社長は、原子力発電本部長を本店組織及び発電所組織の品質マネジメントシステム管理責任者、原子力監査室長を監査部門の品質マネジメントシステム管理責任者として任命する。</p> <p>(2) 社長は、品質マネジメントシステム管理責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。</p> <ul style="list-style-type: none"> a プロセスが確立され、実施されたとともに、その実効性が維持されているようにする。 b 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について社長に報告する。 c 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようとする。 d 関係法令を遵守する。 <p>c 所管している組織全体にわたり、関係法令の遵守及び原子力安全についての認識を高めることを確実にする。</p>	<p>10</p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>5.5.3 プロセス責任者 社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。</p> <p>a プロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。</p> <p>b 業務に従事する要員の、義務・原子炉施設に対する要求事項についての認識を高める。</p> <p>c 成果を含む実施状況について評価する(5.4.1 及び 8.2.3 参照)。</p> <p>d 安全文化を醸成するための活動を促進する。</p>	<p>5.5.3 管理者 (1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（第4条に示す保安に関する組織を構成する各部門の長をいう。以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える上るようにする。</p> <p>a <u>個別業務のアロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにする。</u></p> <p>b 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにする。</p> <p>c 個別業務の実施状況に関する評価を行う。</p> <p>d 健全な安全文化を育成し、及び維持する。</p> <p>e <u>関係法令を遵守する。</u></p> <p>(2) 管理者は、5.5.3(1)で与えられた責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>a <u>品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。</u></p> <p>b <u>要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにする。</u></p> <p>c <u>原子力の安全に関する意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。</u></p> <p>d <u>常に問い合わせる姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させることとともに、要員が、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。</u></p> <p>e <u>要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにする。</u></p> <p>(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを持む）を、あらかじめ定められた期間で行う。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更)</p>

5.5.4 内部コミュニケーション

社長は、次の委員会の設置を含め、保安に関する組織内にコミュニケーションのための適切なプロセスが確立され、品質マネジメントシステムの有効性に関しての情報交換が行われることを確実にする。

- a 原子力発電安全委員会
- b 川内原子力発電所安全運営委員会
- c 原子力品質保証委員会
- d 川内原子力発電所品質保証委員会

5.5.4 組織の内部の情報の伝達

社長は、次の委員会の設置を含め、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようになるとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようになります。

- ① 原子力発電安全委員会
- ② 川内原子力発電所安全運営委員会
- ③ 原子力品質保証委員会
- ④ 川内原子力発電所品質保証委員会

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>5.6.1 一般</p> <p>(1) 社長は、保安に関する組織の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切、妥当かつ有効であることを確実にするために、「マネジメントレビュー管理基準」及び「原子力内部監査要則」に基づき、年1回以上品質マネジメントシステムをレビューする。</p> <p>(2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、並びに品質方針及び品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。</p> <p>(3) マネジメントレビューの結果の記録は、維持する(4.2.4 参照)。</p> <p>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット</p> <p>マネジメントレビューへのインプットには、次の情報を含める。</p> <p>a 監査の結果</p> <p>b 原子力安全の達成に対する外部の受けとめ方</p> <p>c プロセスの成果を含む実施状況（品質目標の達成状況を含む。）並びに検査及び試験の結果</p> <p>d 安全文化を醸成するための活動の実施状況</p> <p>e 関係法令の遵守状況</p> <p>f 予防処置及び是正処置の状況</p> <p>g 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ</p> <p>h 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更</p> <p>i 改善のための提案</p>	<p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>5.6.1 一般</p> <p>社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講じるため、品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p> <p>(2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、並びに品質方針及び品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。</p> <p>(3) マネジメントレビューの結果の記録は、維持する(4.2.4 参照)。</p> <p>5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報</p> <p>保安に関する組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。</p> <p>(1) 内部監査の結果</p> <p>(2) 組織の外部の者の意見（外部監査（安全文化の外部評価を含む。）の結果（外部監査を受けた場合に限る。）、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。）</p> <p>(3) プロセスの運用状況</p> <p>(4) 使用前事業者検査及び定期事業者検査（以下「使用前事業者検査等」という。）並びに自主検査等の結果</p> <p>(5) 品質目標の達成状況</p> <p>(6) 健全な安全文化の育成及び維持の状況（内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。）</p> <p>(7) 関係法令の遵守状況</p> <p>(8) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）並びに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。）</p> <p>(9) 従前のマネジメントレビューの結果を受けた事象から得られた教訓</p> <p>(10) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすある変更</p> <p>(11) 部門又は要員からの改善のための提案</p> <p>(12) 資源の妥当性</p> <p>(13) 保安活動の改善のために講じた措置（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）の実効性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品管規則の制定に伴う変更）

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 後	備 考
<p>5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置すべてを含める。</p> <p>a 品質マネジメントシステム及びそのプロセスの<u>直列性</u>の改善 b 業務の計画及び実施にかかる改善 c 資源の必要性</p> <p>6 資源の運用管理</p> <p>6.1 資源の提供 保安に関する組織は、原子力安全に<u>必要な</u>資源を明確にし、提供する。</p>	<p>5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置</p> <p>(1) 保安に関する組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。</p> <p>a 品質マネジメントシステム及びプロセスの<u>実効性</u>の維持に必要な改善 b 個別業務に関する計画及び個別業務の実施及び継続的な改善 c 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善（安全文化についての弱点のある分野及び強化） d 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善（安全文化についての弱点のある分野及び強化） e 關係法令の遵守に関する改善</p> <p>(2) 保安に関する組織は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 保安に関する組織は、5.6.3(1)の決定をした事項について、必要な措置を講じる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品管規則の制定に伴う変更）

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>6.2 人的資源</p> <p>6.2.1 一般</p> <p>保安に関する組織は、原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員には、適切な教育、訓練、技能及び経験を有する者を充てる。</p> <p>6.2.2 力量、教育、訓練及び認識</p> <p>保安に関する組織は、次の事項を「教育訓練基準」及び「原子力内部監査要則」に基づき実施する。</p> <p>a 原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。</p> <p>b 該当する場合には（必要な力量が不足している場合には）、その必要な力量に到達することができるよう、教育・訓練を行なうか、又は他の位置をとる。</p> <p>c 教育・訓練又は他の位置の有効性を評価する。</p> <p>d 保安に関する組織の要員が、自らの活動のもつ意味及び重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にする。</p> <p>e 教育、訓練、技能及び経験について該当する記録を維持する（4.2.4 参照）。</p> <p>6.3 原子炉施設及びインフラストラクチャー</p> <p>発電所組織は、原子力安全の達成のために必要な原子炉施設を「保修基準」及び「土木建築基準」に明確にし、維持管理する。また、保安に関する組織は、原子力安全の達成のために必要なインフラストラクチャーを「7.1 業務の計画」で明確にする。なお、インフラストラクチャーは、利用できるよう維持する。</p> <p>6.4 作業環境</p> <p>発電所組織は、原子力安全の達成のために必要な作業環境を「放射線管理基準」、「保修基準」、「土木建築基準」及び「火災防護計画（基準）」に明確にし、運営管理する。</p>	<p>6.2 要員の力量の確保及び教育訓練</p> <p>(1) 保安に関する組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、蓄積した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。）（以下「力量」という。）が実証された者を要員に充てる。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて次に掲げる業務を行なう。</p> <p>a 要員にどのような力量が必要かを明確に定める。</p> <p>b 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置（必要な力量を有する要員を新たに配置し、又は雇用することを含む。）を講ずる。</p> <p>c 6.2(2)bに基づく措置の実効性を評価する。</p> <p>d 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにする。</p> <p>(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献</p> <p>(b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献</p> <p>(c) 原子力の安全に対する当該業務の重要性</p> <p>e 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品管規則の制定に伴う変更）</p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>7 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1) 保安に関する組織は、業務の計画（規定文書に基づき作成される各種手順書類を含む。）として保安活動に関する業務に必要なプロセスを計画し、構築する。</p> <p>(2) 業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスとの整合をとる（4.1参照）。</p> <p>(3) 保安に関する組織は、業務の計画に当たって、次の各事項について適切に明確化する。</p> <p>a 業務・原子炉施設に対する品質目標及び要求事項 b 業務・原子炉施設に特有な、プロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性 c その業務・原子炉施設のための検証、妥当性確認、監視、測定、検査及び試験活動、並びにこれらとの合否判定基準 d 業務・原子炉施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録（4.2.4 参照） (4) 業務の計画のアウトプットは、保安に関する組織の運営方法に適した形式にする。</p>	<p>7 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>7.1 個別業務に必要なプロセスの計画</p> <p>(1) 保安に関する組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画（規定文書に基づき作成される各種手順書類を含む。）を策定する（4.1(2)c の事項を考慮して計画を策定することを含む。）とともに、そのプロセスを確立する。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、7.1(1)で策定した計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性（業務計画を変更する場合の整合性を含む。）を確保する。</p> <p>(3) 保安に関する組織は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更（プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を行った後）を当たり、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>a 個別業務計画の策定又は変更により起こり得る結果の起こり得る結果には、組織の活動として実施する次の事項を含む。 (a) 当該策定又は変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価 (b) 当該分析及び評価の結果に基づき識じた措置</p> <p>b 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項 c 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源 d 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。） e 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録</p> <p>(4) 保安に関する組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。</p>	<p>7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1 業務・原子炉施設に対する要求事項の明確化</p> <p>保安に関する組織は、次の事項を明確にする。</p> <p>b 明示されてはいけないが、義務・原子炉施設に不可欠な要求事項 a 業務・原子炉施設に適用される法令・規制要求事項 c 保安に関する組織が必要と判断する追加要求事項すべし</p> <p>* 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品管規則の制定に伴う変更）</p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>7.2.2 業務・原子炉施設に対する要求事項のレビュー</p> <p>(1) 保安に関する組織は、業務・原子炉施設に対する要求事項をレビューする。このレビューは、<u>その要求事項を適用する前に実施する。</u></p> <p>(2) レビューでは、次の事項を確実にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 業務・原子炉施設に対する要求事項が定められている。 b 業務・原子炉施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それにについて解決されている。 c 保安に関する組織が、定められた要求事項を満たす能力をもつている。 <p>(3) このレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を維持する(4.2.4 参照)。</p> <p>(4) 業務・原子炉施設に対する要求事項が書面で示されない場合には、保安に関する組織はその要求事項を適用する前に確認する。</p> <p>(5) 業務・原子炉施設に対する要求事項が変更された場合には、保安に関する組織は、関連する文書を修正する。また、変更後の要求事項が、関連する要員に理解されていることを確認する。</p> <p>7.2.2 個別業務等要求事項の審査</p> <p>(1) 保安に関する組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、7.2.2(1)の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 当該個別業務等要求事項が定められている。 b 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合にはにおいては、<u>その相違点が解明されている。</u> c 保安に関する組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を直して確認している。 <p>(3) 保安に関する組織は、7.2.2(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 保安に関する組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるよう^にするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるよう^にする。</p> <p>7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等</p> <p>保安に関する組織は、組織の外部の者から情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。これには、次の事項を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法 (2) 予期せぬ事態における組織の外部の者のとの時宜を得た効果的な連絡方法 (3) 原子力の安全に関する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法 (4) 原子力の安全に關連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法 	<p>7.2.2 個別業務等要求事項の審査</p> <p>(1) 保安に関する組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、7.2.2(1)の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 当該個別業務等要求事項が定められている。 b 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合にはにおいては、<u>その相違点が解明されている。</u> c 保安に関する組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を直して確認している。 <p>(3) 保安に関する組織は、7.2.2(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 保安に関する組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるよう^にするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるよう^にする。</p> <p>7.2.3 外部とのコミュニケーション</p> <p>保安に関する組織は、原子力安全に関して外部とのコミュニケーションを図るために効果的な方法を明確にし、実施する。</p>	<p>7.2.2 個別業務等要求事項の審査</p> <p>(1) 保安に関する組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、7.2.2(1)の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 当該個別業務等要求事項が定められている。 b 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合にはにおいては、<u>その相違点が解明されている。</u> c 保安に関する組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を直して確認している。 <p>(3) 保安に関する組織は、7.2.2(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 保安に関する組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるよう^にするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるよう^にする。</p> <p>7.2.3 外部とのコミュニケーション</p> <p>保安に関する組織は、原子力安全に関して外部とのコミュニケーションを図るために効果的な方法を明確にし、実施する。</p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

備考	変更後	変更前	設計・開発
<p>7.3 設計・開発</p> <p>7.3.1 開発の計画</p> <p>(1) 原子力部門は、原子炉施設の設計・開発の計画を策定し、管理する。</p> <p>(2) 原子力部門は、設計・開発の計画において、次の事項を明確にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 設計・開発の段階 b 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認 c 設計・開発に関する責任（保安活動の内容について説明する責任を含む。）及び権限 (3) 原子力部門は、効果的なコミュニケーション並びに責任及び権限の明確な割当てを確実にするために、設計・開発に適するグループ間のインタフェースを運営管理する。 (4) 設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に更新する。 	<p>7.3 設計開発</p> <p>7.3.1 設計開発計画</p> <p>(1) 保安に関する組織は、設計開発（車ら原子炉施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理する。この設計開発には設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含す。この場合において、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な更がある場合にも行う。また、設計開発計画には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動（4.1(2)cの事項を考慮して行うものを含む。）を行うことを含む。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度 b 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制 c 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限 d 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源 <p>(3) 保安に関する組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるように対するために、設計開発に関する各者間の連絡を管理する。</p> <p>(4) 保安に関する組織は、7.3.(1)に基づき策定した設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。</p>	<p>7.3.2 設計開発へのインプット</p> <p>(1) 原子炉施設の要求事項に開運するインプットを明確にして、記録を維持する（4.2.4 参照）。インプットには、次の事項を含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 機能及び性能に関する要求事項 b 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報 b 適用される法令・規制要求事項 d 設計・開発に不可欠なその他の要求事項 <p>(2) 原子炉施設の要求事項に開運するインプットについては、その適切性をレビューし、承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまい（曖昧）でなく、相反することがないものとする。</p>	<p>7.3.2 設計開発に用いる情報</p> <p>(1) 保安に関する組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であつて、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 機能及び性能に関する要求事項 b 従前の類似した設計開発から得られた情報であつて、当該設計開発に用いる情報として適用可能なものの c 關係法令 d その他設計開発に必要な要求事項 <p>(2) 保安に関する組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</p>
<p>7.3.3 設計・開発からのアウトプット</p> <p>(1) 設計・開発へのインプットは、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式とする。また、リリースの前に、承認を受ける。</p> <p>(2) 設計・開発からのアウトプットは、次の状態とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。 b 調達、業務の実施（原子炉施設の使用を含む。）に対して適切な情報を提供するものである。 c 適合判定基準を含むものである。 d 機器等を安全かつ適正に使用するため不可欠な原子炉施設の特性を明確にする。 	<p>7.3.3 設計・開発からのアウトプット</p> <p>(1) 設計・開発へのインプットは、設計・開発へのインプットと対比した検証を行った形</p> <p>(2) 設計・開発へのインプットは、次の状態とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。 b 調達、業務の実施（原子炉施設の使用を含む。）に対して適切な情報を提供するものである。 c 適合判定基準を含むものである。 d 安全な使用及び適正な使用に不可欠な原子炉施設の特性を明確にする。 	<p>7.3.3 設計・開発の結果に係る検証</p> <p>(1) 保安に関する組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形態により管理する。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。</p> <p>(3) 保安に関する組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものである。 b 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものである。 c 合格判定基準を含むものである。 d 機器等を安全かつ適正に使用するため不可欠な当該機器等の特性を明確である。 	<p>7.3.3 設計・開発の結果に係る検証</p> <p>(1) 保安に関する組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形態により管理する。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。</p> <p>(3) 保安に関する組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものである。 b 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものである。 c 合格判定基準を含むものである。 d 機器等を安全かつ適正に使用するため不可欠な当該機器等の特性を明確である。

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 後	備 考
<p>7.3.4 設計・開発のレビュー</p> <p>(1) 設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおりに(7.3.1 参照) 体的なレビューを行う。</p> <p>a 設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。</p> <p>b 問題を明確にし、必要な処置を提案する。</p> <p>(2) レビューへの参加者は、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門全代表者及び当該設計・開発に係る専門家を含める。このレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4 参照)。</p> <p>7.3.5 設計・開発の検証</p> <p>(1) 設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに(7.3.1 参照)検証を実施する。この検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4 参照)。</p> <p>(2) 設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。</p> <p>7.3.6 設計・開発の妥当性確認</p> <p>(1) 結果として得られる原子炉施設が、指定された用途又は意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法(7.3.1 参照)に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。</p> <p>(2) 実可行可能な場合にいっても、原子炉施設の使用前に、妥当性確認を完了する。</p> <p>(3) 妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4 参照)。</p> <p>7.3.4 設計開発レビュー</p> <p>(1) 保安に関する組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査(以下「設計開発レビュー」という。)を実施する。</p> <p>a 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価する。</p> <p>b 設計開発に問題がある場合には、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案する。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。</p> <p>(3) 保安に関する組織は、設計開発の結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7.3.5 設計開発の検証</p> <p>(1) 保安に関する組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するため、設計開発計画に従って検証を実施する。この検証には、設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うこと含む。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、7.3.5(1)に基づく検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 保安に関する組織は、当該設計開発を行った要員に7.3.5(1)に基づく検証をさせない。</p> <p>7.3.6 設計開発の妥当性確認</p> <p>(1) 保安に関する組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下「設計開発妥当性確認」という。)を実施する。この設計開発妥当性確認には、機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了させる。</p> <p>(3) 保安に関する組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品管規則の制定に伴う変更)</p>	

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>7.3.7 設計・開発の変更管理</p> <p>(1) 設計・開発の変更を明確にし、記録を維持する(4.2.4 参照)。</p> <p>(2) 変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を行い、<u>その変更を実施する前に承認する</u>。</p> <p>(3) 設計・開発の変更のレビューには、その変更が、<u>当該の原子炉施設を構成する要素及び関連する原子炉施設に及ぼす影響の評価</u>（当該原子炉施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を含める。</p> <p>(4) 変更のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4 参照)。</p>	<p>7.3.7 設計開発の変更の管理</p> <p>(1) 保安に関する組織は、設計開発の変更を行った場合には、当該変更の内容を識別することができるようとするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。</p> <p>(3) 保安に関する組織は、7.3.7.(2)に基づく審査において、設計開発の変更が原子炉施設に及ぼす影響の評価（当該原子炉施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。</p> <p>(4) 保安に関する組織は、7.3.7.(2)に基づく審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品管規則の制定に伴う変更）</p>

7.4 調達

7.4.1 調達プロセス

- (1) 保安に関する組織は、規定された調達要求事項に、調達製品が適合することを確定にする。
- (2) 供給者及び調達製品に対する管理の方式及び程度は、調達製品が原子力安全に及ぼす影響に応じて定める。

- (3) 保安に関する組織は、供給者が保安に関する組織の要求事項に従つて調達製品を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。選定、評価及び再評価の基準を定める。

- (4) 保安に関する組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。
- (5) 保安に関する組織は、7.4.1.(3)に基づく評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。
- (6) 保安に関する組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後ににおけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（原子炉施設の保安に係るものに限る。）の取扱及び当該情報を他の原子力事業者等と共に有するため）に必要な措置に関する基準を含む。）を定める。

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>7.4.2 調達要求事項</p> <p>(1) 調達要求事項では調達製品に関する要求事項を明確にし、次の事項のうち該当するものを含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 製品、手順、プロセス及び設備の承認に関する要求事項 b 要員の適格性確認に関する要求事項 c 品質マネジメントシステムに関する要求事項 d 不適合の報告及び処理に関する要求事項 e 安全文化を醸成するための活動に関する必要な要求事項 <p>(2) 調達要求事項は、供給者に伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確認する。</p> <p>(3) 保安に関する組織は、調達製品を受領する場合には、調達製品の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p> <p>7.4.3 調達物品等の検証</p> <p>(1) 保安に関する組織は、調達製品が、規定した調達要求事項を満たしていることを確實にすることにする。</p> <p>(2) 保安に関する組織が、供給者先で検証を実施することにした場合には、保安に関する組織は、その検証の要領及び調達製品のリースの方法を調達要求事項の中で明確にする。</p> <p>7.4.2 調達物品等要求事項</p> <p>(1) 保安に関する組織は、調達物品等の供給者との間で情報交換するにあたり、該当するものを含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項 b 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項 c 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項 d 調達物品等の不適合の報告（偽造品又は横造品等の報告を含む。）及び処理に係る要求事項 e 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項 f 一般産業用工具等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項 g その他調達物品等に必要な要求事項 <p>(2) 保安に関する組織は、調達物品等の供給者として、当該組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関するることを含める。</p> <p>(3) 保安に関する組織は、調達物品等の供給者に対する調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。</p> <p>(4) 保安に関する組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p> <p>7.4.3 調達物品等の検証</p> <p>(1) 保安に関する組織は、調達物品等が調達要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。</p> <p>7.5 業務の実施</p> <p>7.5.1 個別業務の管理</p> <p>保安に関する組織は、個別業務計画に基づき個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該しないと認められるものを除く。）に適合するよう実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 原子炉施設の保安のために必要な次の事項を含むべき結果 <ul style="list-style-type: none"> a 原子炉施設の使用する機器等又は実施する個別業務の特性 b 当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果 c 手順書等が必要な時に利用できる体制にある。 d 手順書等が必要な時に利用できる機器を使用している。 e 監視及び測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用している。 f 品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っている。 	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品管規則の制定に伴う変更）</p> <p>7.4.2 調達物品等要求事項</p> <p>(1) 保安に関する組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項 b 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項 c 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項 d 調達物品等の不適合の報告（偽造品又は横造品等の報告を含む。）及び処理に係る要求事項 e 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項 f 一般産業用工具等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項 g その他調達物品等に必要な要求事項 <p>(2) 保安に関する組織は、調達物品等の供給者として、当該組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関するることを含める。</p> <p>(3) 保安に関する組織は、調達物品等の供給者に対する調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。</p> <p>(4) 保安に関する組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p> <p>7.4.3 調達物品等の検証</p> <p>(1) 保安に関する組織は、調達物品等が調達要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。</p> <p>7.5 業務の実施</p> <p>7.5.1 個別業務の管理</p> <p>保安に関する組織は、個別業務計画に基づき個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該しないと認められるものを除く。）に適合するよう実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 原子炉施設の保安のために必要な次の事項を含むべき結果 <ul style="list-style-type: none"> a 原子炉施設の使用する機器等又は実施する個別業務の特性 b 当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果 c 手順書等が必要な時に利用できる体制にある。 d 手順書等が必要な時に利用できる機器を使用している。 e 監視及び測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用している。 f 品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っている。 	<p>・必要に応じて、作業手順が利用できる。 適切な設備を使用している。</p> <p>監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。 監視及び測定が実施されている。</p> <p>業務のリースが実施されている。</p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>7.5.2 業務の実施に関するプロセスの妥当性確認</p> <p>(1) 保安に関する組織は、業務の実施の過程で結果として生じるアート不失が、それ以降の監視又は測定で検証することが不可能で、その結果、業務が実施された後でしか不具合が顕在化しない場合には、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。</p> <p>(2) 妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せる事を実証する。</p> <p>(3) 保安に関する組織は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ手続きを確立する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準 b 設備の承認及び要員の適格性確認 c 所定の方法及び手順の適用 d 記録に関する要求事項(4.2.4 参照) e 妥当性の再確認 <p>7.5.3 識別及びトレーサビリティ</p> <p>(1) 必要な場合には、保安に関する組織は、業務の計画及び実施の全過程において適切な手段で業務・原子炉施設を識別する。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、業務の計画及び実施の全過程において、監視及び測定の要求事項に関連して、業務・原子炉施設の状態を識別する。</p> <p>(3) トレーサビリティが要求事項となっている場合には、保安に関する組織は、業務・原子炉施設について一意の識別を管理し、記録を維持する(4.2.4 参照)。</p> <p>7.5.4 組織の外部の者の物品</p> <p>発電所組織は、組織外の所有物について、それが発電所組織の管理下にある間、注意を払い、必要に応じて記録を維持する(4.2.4 参照)。</p> <p>7.5.5 調達製品の保存</p> <p>発電所組織は、調達製品の検証後、受入から搬付(使用)までの間、要求事項への適合を維持するよう調達製品を保存する。この保存には、該当する場合、識別、取扱い、包装、保管及び保護を含める。保存は、取替品、予備品にも適用する。</p> <p>7.5.6 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認</p> <p>(1) 保安に関する組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合（個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。）においては、妥当性確認を行う。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、7.5.2(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、7.5.2(1)に基づく妥当性確認によって実証する。</p> <p>(3) 保安に関する組織は、その結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 保安に関する組織は、7.5.2(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項（当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。）を明確にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準 b 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法 c 妥当性確認（対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に定期的な再確認を含む。）の方法 <p>7.5.7 識別管理及びトレーサビリティの確保</p> <p>(1) 保安に関する組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、トレーサビリティ（機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。）の確保が個別業務等要求事項においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品管規則の制定に伴う変更）</p> <p>(1) 保安に関する組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合（個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。）においては、妥当性確認を行う。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、7.5.2(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、7.5.2(1)に基づく妥当性確認によって実証する。</p> <p>(3) 保安に関する組織は、その結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 保安に関する組織は、7.5.2(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項（当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。）を明確にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準 b 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法 c 妥当性確認（対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に定期的な再確認を含む。）の方法 <p>7.5.3 識別管理及びトレーサビリティの確保</p> <p>(1) 保安に関する組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、トレーサビリティ（機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。）の確保が個別業務等要求事項においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。</p> <p>7.5.4 組織の外部の者の物品</p> <p>保安に関する組織は、組織外の者の物品を所持している場合には、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7.5.5 調達物品の管理</p> <p>保安に関する組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するよう管理（識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。）する。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品管規則の制定に伴う変更）</p> <p>(1) 保安に関する組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合（個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。）においては、妥当性確認を行う。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、7.5.2(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、7.5.2(1)に基づく妥当性確認によって実証する。</p> <p>(3) 保安に関する組織は、その結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 保安に関する組織は、7.5.2(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項（当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。）を明確にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準 b 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法 c 妥当性確認（対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に定期的な再確認を含む。）の方法 <p>7.5.3 識別管理及びトレーサビリティの確保</p> <p>(1) 保安に関する組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、トレーサビリティ（機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。）の確保が個別業務等要求事項においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。</p> <p>7.5.4 組織の外部の者の物品</p> <p>保安に関する組織は、組織外の者の物品を所持している場合には、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7.5.5 調達物品の管理</p> <p>保安に関する組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するよう管理（識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。）する。</p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>7.6 監視機器及び測定機器の管理</p> <p>(1) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性を実証するために、<u>発電所組織は、実施すべき監視及び測定を明確にする。</u>また、そのために必要な監視機器及び測定機器を明確にする。</p> <p>(2) <u>発電所組織は、監視及び測定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できることを確実にするプロセスを確立する。</u></p> <p>(3) <u>測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に探し、次の事項を満たす。</u></p> <p>a 定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正若しくは検証、又はその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録する(4.2.4 参照)。</p> <p>c 校正の状態を明確にするために識別を行う。</p> <p>b 機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。</p> <p>d 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。</p> <p>e 取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。</p> <p>f さらに、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、発電所組織は、その測定機器でこれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する(4.2.4 参照)。発電所組織は、その機器、及び影響を受けた業務・原子炉施設すべてに対して、適切な位置をとる。校正及び検証の結果の記録を維持する(4.2.4 参照)。</p> <p>(4) <u>規定要求事項にかかる監視及び測定にユニピュータソフトウェアを使う場合には、そのユニピュータソフトウェアによって意図した監視及び測定ができることを確認する。この確認は、最初に使用するのに先立つて実施する。また、必要に応じて再確認する。</u></p>	<p>7.6 監視測定のための設備の管理</p> <p>(1) 保安に関する組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、7.6(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。</p> <p>(3) 保安に関する組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>a あらかじめ定められた間隔又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合には、校正又は検証の根拠について記録する方法)</p> <p>により校正又は検証がなされている。</p> <p>b 校正の状態が明確になるよう、識別されている。</p> <p>c 所要の調整がなされている。</p> <p>d 監視測定の結果を無効とする操作から保護されている。</p> <p>e 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されている。</p> <p>(4) 保安に関する組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合には、では、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。</p> <p>(5) 保安に関する組織は、7.6(4)に示す不適合が判明した場合において、当該監視測定のための設備及び7.6(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。</p> <p>(6) 保安に関する組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(7) 保安に関する組織は、監視測定においてソフトウェアを適用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更)

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>8 評価及び改善</p> <p>8.1 一般</p> <p>(1) 保安に関する組織は、次の事項のために必要となる監視測定、分析及び改善のプロセスを計画し、実施する。</p> <p>a 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合を実証する。</p> <p>b 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。</p> <p>c 品質マネジメントシステムの有効性を改善する。</p> <p>(2) これには、統計的手法を含め、適用可能な方法、及びその使用の程度を決定することを含める。</p> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 原子力安全の達成</p> <p>保安に関する組織は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力安全を達成しているかどうかに關して外部がどのように受けとめているかについての情報を監視する。この情報の入手及び使用の方法を「評価改善活動管理基準」及び「原子力内部監査要則」に定める。</p>	<p>8 評価及び改善</p> <p>8.1 監視測定、分析、評価及び改善</p> <p>(1) 保安に関する組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス（取組みべき改善に関する部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む）を計画し、実施する。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、要員が 8.1(1) の監視測定の結果を利用できるようにする。</p> <p>8.2 監視測定</p> <p>8.2.1 組織の外部の者の意見</p> <p>(1) 保安に関する組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、8.2.1(1)に基づく意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品管規則の制定に伴う変更）

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>8.2.2 内部監査</p> <p>(1) 監査部門は、客観的な評価を行う組織として、品質マネジメントシステムの次の事項が満たさ れているか否かを明確にするために、あらかじめ定められた間隔で内部監査を実施する。</p> <p>a 品質マネジメントシステムが、業務の計画(7.1 参照)に適合しているか、JEAC4111 の要求事 項に適合しているか、及び保安に関する組織が決めた品質マネジメントシステム要求事項に適 合しているか、</p> <p>b 品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されているか。</p> <p>(2) 監査部門は、監査の対象となるプロセス及び領域の状態及び重要性、並びにこれまでの監査結 果を考慮して、監査プログラムを策定する。監査の基準、範囲、頻度及び方法を規定する。監査 員の選定及び監査の実施においては、監査プロセスの客觀性及び公平性を確保する。監査員は、 自らの義務を監査しない。</p> <p>(3) 監査の計画及び実施、記録の作成及び結果の報告に関する責任及び権限、並びに要求事項を「原 子力内部監査要則」に規定する。</p> <p>(4) 監査及びその結果の記録は、維持する(4.2.4 参照)。</p> <p>(5) 監査された領域に責任をもつ管理者は、検出された不適合及びその原因を除去するために措 定なく、必要な修正及び是正処置すべてがとられるることを確定にする。フォローアップには、とら れた処置の検証及び検証結果の報告を含める(8.5.2 参照)。</p> <p>(6) 監査部門は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及 び管理について、その責任及び権限（必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内 部監査結果を社長に直接報告する権限を含む）並びに内部監査に係る要求事項を「原子力内部 監査要則」に定める。</p> <p>(7) 監査部門は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通 知する。</p> <p>(8) 監査部門は、不適合が発見された場合には、8.2.2(7)に基づく通知を受けた管理者に不適合 を除去するための措置及び是正処置を迅速なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、 その結果を報告させる。</p>	<p>8.2.2 内部監査</p> <p>(1) 保安に関する組織は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認 するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客觀的な評価を行う監 査部門により内部監査を実施する。</p> <p>a 品質マネジメントシステム計画に基く品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>b 実効性のある実施及び客觀性の維持</p> <p>(2) 監査部門は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。</p> <p>(3) 監査部門は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセス、その他の領域（以下「領 域」という）の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、 かつ、内部監査の実施に関する計画（以下「内部監査実施計画」という。）を策定し、及び実施 することにより 内部監査の実効性を維持する。</p> <p>(4) 監査部門は、内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施に おいては、客觀性及び公平性を確保する。</p> <p>(5) 監査部門は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に關する内部 監査をさせない。</p> <p>(6) 監査部門は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及 び管理について、その責任及び権限（必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内 部監査結果を社長に直接報告する権限を含む）並びに内部監査に係る要求事項を「原子力内部 監査要則」に定める。</p> <p>(7) 監査部門は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通 知する。</p> <p>(8) 監査部門は、不適合が発見された場合には、8.2.2(7)に基づく通知を受けた管理者に不適合 を除去するための措置及び是正処置を迅速なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、 その結果を報告させる。</p>	<p>・原子力規制における検査制 度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変 更)</p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>8.2.3 プロセスの監視及び測定</p> <p>(1) 保安に関する組織は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視、及び適用可能な場合に行う測定には、適切な方法を適用する。</p>	<p>8.2.3 プロセスの監視測定</p> <p>(1) 保安に関する組織は、プロセスの監視測定を行う場合には、当該プロセスの監視測定に見合ったように次の事項を含む方法により、それを行う。この監視測定の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。</p> <p>a. 監視測定の実施時期</p> <p>b. 監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期</p> <p>(2) 保安に関する組織は、8.2.3(1)に基づく監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。</p> <p>(3) 保安に関する組織は、8.2.3(1)に基づく方法により、プロセスが5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。</p> <p>(4) 保安に関する組織は、8.2.3(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。</p> <p>(5) 保安に関する組織は、5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができない場合は、個別業務要求数値への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品管規則の制定に伴う変更)</p>
<p>(2) これら の方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。</p> <p>(3) 計画どおりの結果が達成できない場合には、適切に、修正及び是正処置をとる。</p>	<p>(2) 原子炉施設の要求事項が満たされていることを検証するためには、「試験・検査基準」に基づき、原子炉施設を検査及び試験する。検査及び試験は、業務の計画(7.1 参照)に従つて、適切な段階で実施する。検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠を維持する(4.2.4 参照)。</p> <p>(2) 検査及び試験要員の独立の程度を定める。</p> <p>(3) リリース(次工程への引渡し)を正式に許可した人を、記録する(4.2.4 参照)。</p> <p>(4) 業務の計画(7.1 参照)で決めた検査及び試験が完了するまでは、当該原子炉施設を抱え付けたり、運転したりしない。ただし、当該の権限をもつ者が承認したときは、この限りではない。</p> <p>(5) 保安に関する組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使用者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する要員と部門を異にする要員とすること)その他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保する。</p> <p>(6) 保安に関する組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等における独立性については、8.2.4(5)を適用する。この場合において、「部門を異にする要員」とあるのは、「必要に応じて部門を異にする要員」と読み替えるものとする。</p>	<p>8.2.4 検査及び試験</p> <p>(1) 原子力部門は、原子炉施設の要求事項が満たされたことを検証するためには、個別業務計画に従つて、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。この記録には、必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。</p> <p>(3) 保安に関する組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従つて、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。</p> <p>(4) 保安に関する組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる。</p> <p>(5) 保安に関する組織は、個別業務計画に定める手順により、特に承認をする場合は、この限りではない。</p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 後	備 考
<p>8.3 不適合管理</p> <p>(1) 保安に関する組織は、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p>(2) 不適合の処理に関する管轄及びそれに開連する責任及び権限を「不適合管理基準」及び「内部監査要則」に規定する。</p> <p>(3) 該当する場合には、保安に関する組織は、次の一つ又はそれ以上の方法で、不適合を処理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 换出された不適合を除去するための処置をとる。 b 当該の権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リース、又は合格と判定することを正式に許可する。 c 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。 d 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起り得る影響に対して適切な処置をとる。 <p>(4) 不適合の性質の記録、及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を維持する。 <u>(4.2.4 参照)</u></p> <p>(5) 不適合に修正を施した場合には、要求事項への適合を実証するための匣検証を行う。</p> <p>(6) 原子力部門は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から不適合について「技術基準」に定める公開基準に従い、ニューシアへ登録・公開する。</p> <p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>(1) 保安に関する組織は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ並びにそれ以外の該当する情報源からデータを含める。</p> <p>(2) データの分析によって、次の事項に開連する情報を提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 原子力安全の達成に対する外部の受けとめ方(8.2.1 参照) b 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合(8.2.3 及び8.2.4 参照) c 予防処置の機会を得ることを含む、プロセス及び端緒となるものを含む。 d 供給者の能力(7.4 参照) <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的な改善</p> <p>保安に関する組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行ったために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正措置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。</p>	<p>8.3 不適合の管理</p> <p>(1) 保安に関する組織は、個別業務等に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、不適合の処理に係る管理（不適合を開連する管理者に報告することを含む。）並びにそれに開連する責任及び権限を「不適合管理基準」、「改善指針活動管理基準」及び「原子力内部監査要則」に定める。</p> <p>(3) 保安に関する組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 差見された不適合を除去するための措置を講ずる。 b 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行う（以下「特別採用」という。）。 c 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずる。 d 機器等の使用又は個別業務の実施後に差見した不適合については、その不適合による影響又は起り得る影響に応じて適切な措置を講ずる。 <p>(4) 保安に関する組織は、不適合の記録及び当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(5) 保安に関する組織は、8.3(3)aに基づく措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p> <p>(6) 原子力部門は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から不適合について「技術基準」に定める公開基準に従い、ニューシアへ登録・公開する。</p> <p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>(1) 保安に関する組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善（品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。）の必要性を評価するためにして適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の開連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、及び分析する。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、8.4(1)に基づくデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 保安に関する組織の外部の者の意見の傾向及び特徴その他の分析により得られる知見 b 個別業務等要求事項への適合性 c 機器等及びプロセスの特性及び傾向（是正措置を行いう端緒となるものを含む。） d 調達物品等の供給者の供給能力 <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的な改善</p> <p>保安に関する組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行ったために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正措置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。</p>	<p>- 26 -</p>

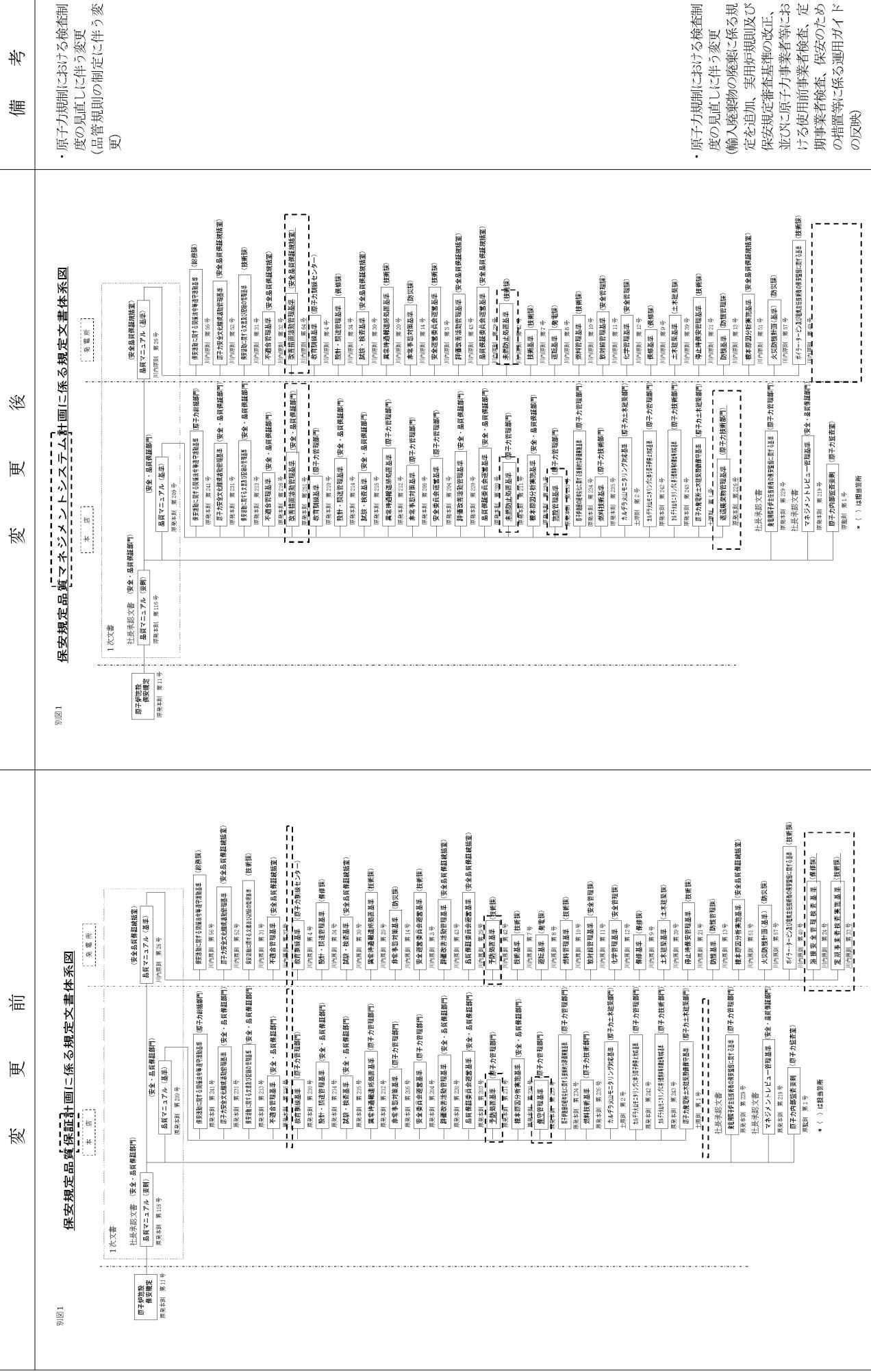
川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 後	備 考
<p>8.5.2 是正処置</p> <p>(1) 保安に関する組織は、再発防止のため、不適合の原因を除去する処置をとる。</p> <p>(2) 是正処置は、検出された不適合のものも影響に応じたものとする。</p> <p>b 不適合の原因の特性</p> <p>a 不適合のレピュー</p> <p>d 必要な処置の決定及び実施</p> <p>f とつた是正処置の有効性のレビューアー</p> <p>c 不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価</p> <p>e とつた処置の結果の記録(4.2.4 参照)</p> <p>(3) 次の事項に関する要求事項 (JEA4111 附屬書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。) を「不適合管理基準」、「根本原因分析実施基準」及び「原子力内部監査要則」に規定する。</p>	<p>8.5.2 是正処置等</p> <p>(1) 保安に関する組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。</p> <p>a 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行う。</p> <p>(a) 不適合その他の事象の分析（情報の収集及び整理並びに、技術的、人的及び組織的側面等を考慮することを含む。）及び当該不適合の原因の明確化（必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点がある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。）</p> <p>(b) 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化</p> <p>b 必要な是正処置を明確にし、実施する。</p> <p>c 講じた全てのは正処置の実効性の評価を行う。</p> <p>d 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）を変更する。</p> <p>e 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更する。</p> <p>f 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合（単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）に関して、根本的な原因を究明するために行う分析（以下「根本原因分析」という。）の手順を確立し、実施する。</p> <p>g 講じた全てのは正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) 保安に関する組織は、8.5.2(1)に掲げる事項について「不適合管理基準」、「改善措置活動管理基準」及び「原子力内部監査要則」に、根本原因分析に係る要求事項を「根本原因分析実施基準」に定める。</p> <p>(3) 保安に関する組織は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品管規則の制定に伴う変更）

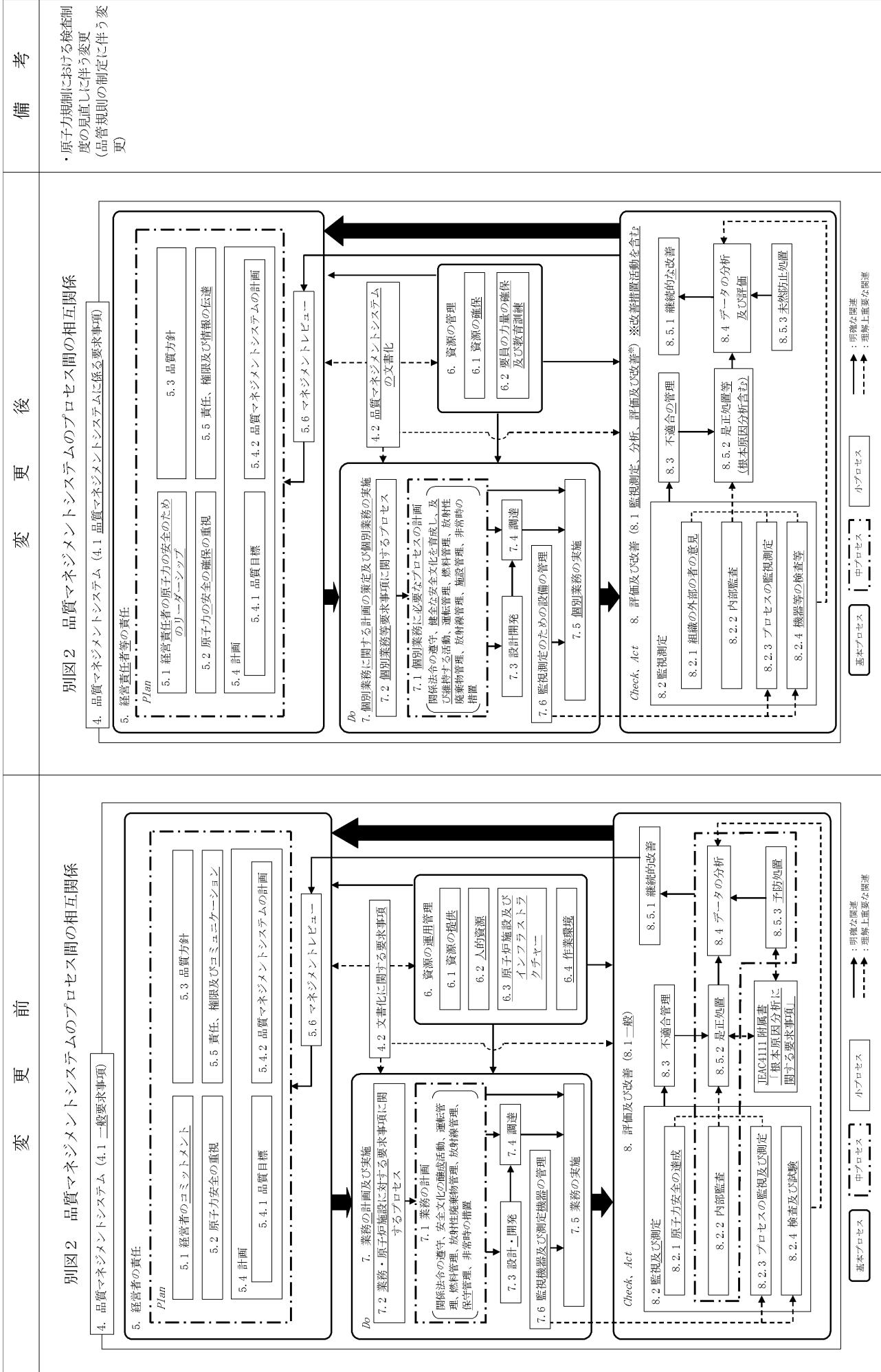
川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>8.5.3 予防処置</p> <p>(1) 保安に関する組織は、起こり得る不適合が発生することを防止するために、保安活動の実施によって得られた知見（良好事例を含む。）及び他の施設から得られた知見（ニューシア登録情報等を含む。）の活用を含め、その原因を除去する処置を決める。この活用には、保安活動の実施によって得られた知見を他の原子炉設置者と共有することも含む。</p> <p>(2) 予防処置は、起こり得る問題の影響に応じたものとする。</p> <p>a 起こり得る不適合及びその原因について調査する。 b 未然防止処置を講ずる必要性について評価する。 c 必要な未然防止処置を明確にして、実施する。 <u>d 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行う。</u> <u>e 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>(3) 次の事項に関する要求事項（IEC4111 附屬書「根本原因分析に関する要求事項」を含む）を「予防処置基準」、「根本原因分析実施基準」及び「原子力内部監査要則」に規定する。</p>	<p>8.5.3 未然防止処置</p> <p>(1) 保安に関する組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見（ニューシア登録情報を含む。）を收集し、自らの組織で起こり得る不適合（原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。）の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>a 起こり得る不適合及びその原因について調査する。 b 未然防止処置を講ずる必要性について評価する。 c 必要な未然防止処置を明確にして、実施する。 <u>d 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行う。</u> <u>e 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>(2) 保安に関する組織は、8.5.3(1)に掲げる事項について「未然防止処置基準」、「改善措置活動管理基準」及び「原子力内部監査要則」に定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品管規則の制定に伴う変更）

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案



川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案



川内原子力発電所原子炉施設保安装置規定変更案

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

前
更
変

後
更
變

規定期書と保安規定の開示表		備考
規定期書 規定期書		・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 ・品質規則の制定に伴う変更 ・記載の適正化に伴う変更 (開催条文の見直し)
規定期書 規定期書	規定期書	保安規定 保安規定
規定期書 規定期書		規定期書 規定期書

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
(保安に関する組織)		
<p>(第4条 発電所の保安に関する組織は、図4-1のとおりとする。)</p> <p>図4-1</p> <p>Figure 4-1 (Before):</p> <ul style="list-style-type: none"> (本店) <ul style="list-style-type: none"> 社長 管理責任者 (原子炉保安監査室長) 原子力監査室長 安全管理責任者 (原子力発電本部長) 原子力発電本部長 原子力総括部長 品質保証部長 川内原子力発電所長 技術課長 安全管理課長 発電課長 保修課長 土木建築課長 原子力訓練センター所長 安全委員会 (発電所) <ul style="list-style-type: none"> 発電用原子炉主任技術者 (原子炉保安監理担当) 電気主任技術者 ボイラー・タービン主任技術者 絶縁課長 防災課長 防護管理課長 技術課長 安全管理課長 発電課当直課長 保修課長 土木建築課長 原子力訓練センター所長 安全委員会 	<p>Figure 4-1 (After):</p> <ul style="list-style-type: none"> (本店) <ul style="list-style-type: none"> 社長 品質マネジメントシステム 管理責任者 (原子力監査室長) 原子力監査室長 品質マネジメントシステム 管理責任者 (原子力発電本部長) 原子力発電本部長 原子力総括部長 品質保証部長 川内原子力 発電所長 技術課長 安全管理課長 発電課長 保修課長 土木建築課長 原子力訓練センター所長 安全委員会 (発電所) <ul style="list-style-type: none"> 発電用原子炉主任技術者 (原子炉保安監理担当) 電気主任技術者 ボイラー・タービン主任技術者 総務課長 防災課長 防護管理課長 技術課長 安全管理課長 発電課長 保修課長 土木建築課長 原子力訓練センター所長 安全委員会 	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品質規則の用語に合わせて「品質マネジメントシステム管理責任者」に変更)</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (事業者検査等の職務を行なう「安全品質保証統括室課長」を追加)</p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 変	後	備 考
<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 保安に関する主な職務及び実施者は以下のとおりとする。また、その他の保安に関する職務については、組織・権限規程に従つて行う。</p> <p><中 略></p> <p>(8) 原子力技術部門は、原子力技術部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力技術部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、火山活動のモニタリング等の体制の整備及び燃料の取替等に関する業務を行う。</p> <p><中 略></p> <p>(14) 安全品質保証統括室長は、所長を補佐し、発電所における保安、品質保証活動の統括に関する業務を行う。</p> <p>(15) 安全品質保証統括室副室長は、安全品質保証統括室長を補佐する。</p> <p><中 略></p> <p>(16) 総務課長は、調達先の評価・選定等に関する業務を行う。</p> <p>(17) 防災課長は、火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備、原子力防災等に関する業務を行う。</p> <p>(18) 防護管理課長は、出入管理に関する業務を行う。</p> <p>(19) 技術課長は、発電所の技術関係事項の総括及び燃料管理に関する業務を行う。</p> <p>(20) 安全管理課長は、放射線管理、放射性廃棄物管理及び化学管理に関する業務を行う。</p> <p>(21) 発電課長は、原子炉施設の運転管理に関する業務を行う。</p> <p>(22) 発電課当直課長（以下「当直課長」という。）は、原子炉施設の運転管理に関する当直業務を行ふ。</p> <p>(23) 保修課長は、原子炉施設（土木建築設備を除く。）の保修及び燃料の取扱いに関する業務を行う。</p> <p>(24) 土木建築課長は、原子炉施設のうち、土木建築設備の保修に関する業務を行う。</p> <p>(25) 原子力訓練センター所長は、保安教育等の統括に関する業務を行う。</p> <p>(26) (6)から(10)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における設計及び工事に関する業務を含む。</p> <p>(27) (17)及び(19)から(24)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における運転及び保守、設計及び工事に関する業務を含む。</p> <p>(28) (18)及び(20)から(25)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における運転及び保守、設計及び工事に関する業務を含む。</p> <p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 保安に関する主な職務及び実施者は以下のとおりとする。また、その他の保安に関する職務については、組織・権限規程に従つて行う。</p> <p><中 略></p> <p>(8) 原子力技術部門が実施する発電所の保安並びに輸入廃棄物の管理に関する活動を統括するとともに、火山活動を統括する。また、原子力技術部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、(原子力技術部門の職務へ輸入廃棄物の管理)を追加。</p> <p><中 略></p> <p>(14) 安全品質保証統括室長は、所長を補佐し、発電所における保安、品質保証活動の統括に関する業務を行う。</p> <p>(15) 安全品質保証統括室副室長は、安全品質保証統括室長を補佐する。</p> <p>(16) 安全品質保証統括室課長は、安全品質保証統括室長を補佐し、原子炉施設の事業者検査等に関する業務を行う。</p> <p>(17) 総務課長は、調達先の評価・選定等に関する業務を行う。</p> <p>(18) 防災課長は、火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備、原子力防災等に関する業務を行う。</p> <p>(19) 防護管理課長は、出入管理に関する業務を行う。</p> <p>(20) 技術課長は、発電所の技術関係事項の総括及び燃料管理に関する業務を行う。</p> <p>(21) 安全管理課長は、放射線管理、放射性廃棄物管理及び化学管理に関する業務を行う。</p> <p>(22) 発電課長は、原子炉施設の運転管理に関する業務を行う。</p> <p>(23) 発電課当直課長（以下「当直課長」という。）は、原子炉施設の運転管理に関する当直業務を行う。</p> <p>(24) 保修課長は、原子炉施設（土木建築設備を除く。）の保修及び燃料の取扱いに関する業務を行う。</p> <p>(25) 土木建築課長は、原子炉施設のうち、土木建築設備の保修に関する業務を行う。</p> <p>(26) 原子力訓練センター所長は、保安教育等の統括に関する業務を行う。</p> <p>(27) (6)から(10)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における設計及び工事に関する業務を含む。</p> <p>(28) (18)及び(20)から(25)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における運転及び保守、設計及び工事に関する業務を含む。</p>			

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

第5条 (保安に関する職務) 続き	変 更 前	第5条 (保安に関する職務) 続き	変 更 後	備 考
<p>(28) (17) 及び(19)から(24)に定める課長（以下「各課長」という。）並びに(14)、(16)、(18)及び(25)に定める安全品質保証統括室長、総務課長、防護管理課長及び原子力訓練センター所長（以下、総称して「各課（室、センター）長」という。）は、所掌業務に基づき非常時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。</p> <p>(29) 各課（室、センター）長は、課（室、センター）員等を指示、指導し、所管する業務を遂行する。また、各課（室、センター）員等は各課（室、センター）長の指示、指導に従い業務を実施する。</p>	<p>(29) (18)及び(20)から(25)に定める課長（以下「各課長」という。）並びに(14)、(17)、(19)及び(26)に定める安全品質保証統括室長、総務課長、防護課長、所長、防護管理課長及び原子力訓練センター所長（以下、総称して「各課（室、センター）長」という。）は、所掌業務に基づき非常時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。</p> <p>(30) 各課（室、センター）長は、課（室、センター）員等を指示、指導し、所管する業務を遂行する。また、各課（室、センター）員等は各課（室、センター）長の指示、指導に従い業務を実施する。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 （事業者検査等の職務を行う「安全品質保証統括室課長」を追加、以下番号繰り下げる）</p>		

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>(川内原子力発電所安全運営委員会)</p> <p>第7条 発電所に川内原子力発電所安全運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、委員会で審議した事項又はあらかじめ運営委員会において定めた堅微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p><中略></p> <p>(5) 保守管理に関する社内基準の制定及び改正</p> <p><中略></p> <p>4 運営委員会は、委員長、原子炉主任技術者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者、第5条(14)、(17)から(21)及び(23)から(25)に定める職位の者に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>(川内原子力発電所安全運営委員会)</p> <p>第7条 発電所に川内原子力発電所安全運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、委員会で審議した事項又はあらかじめ運営委員会において定めた堅微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p><中略></p> <p>(5) 施設管理に関する社内基準の制定及び改正</p> <p><中略></p> <p>4 運営委員会は、委員長、原子炉主任技術者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者、第5条(14)、(17)から(21)及び(23)から(25)に定める職位の者に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 〔保守管理〕を「施設管理」に変更 ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 〔事業者検査等の職務を行う安全品質保証統括室課長〕を追加、以下番号繰り下げる

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 後	備 考
<p>(原子炉主任技術者の選任)</p> <p>第8条 社長は、原子炉主任技術者及び代行者を、原子炉主任技術者免状を有する者であつて、次の各号の業務に通算して3年以上從事した経験を有する者の中から選任する。</p> <p>(1) 原子炉施設の工事又は保守管理に関する業務</p> <p>(2) 原子炉の運転に関する業務</p> <p>(3) 原子炉施設の設計に係る安全性的解析及び評価に関する業務</p> <p>(4) 原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務</p> <p>2 原子炉主任技術者は、原子炉ごとに選任する。</p> <p>3 原子炉主任技術者の職位は、原子炉保安監理担当とする。なお、原子炉保安監理担当は、安全品質保証統括室副室長及び原子力訓練センター所長と兼務できる。</p> <p><以下、省略></p>	<p>(原子炉主任技術者の選任)</p> <p>第8条 社長は、原子炉主任技術者及び代行者を、原子炉主任技術者免状を有する者であつて、次の各号の業務に通算して3年以上從事した経験を有する者の中から選任する。</p> <p>(1) 原子炉施設の施設管理に関する業務</p> <p>(2) 原子炉の運転に関する業務</p> <p>(3) 原子炉施設の設計に係る安全性的解析及び評価に関する業務</p> <p>(4) 原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務</p> <p>2 原子炉主任技術者は、原子炉ごとに選任する。</p> <p>3 原子炉主任技術者の職位は、原子炉保安監理担当とする。なお、原子炉保安監理担当は、安全品質保証統括室副室長及び原子力訓練センター所長と兼務できる。</p> <p><以下、省略></p>	<p>・原子炉規制における検査制度の見直しに伴う変更 ((保守管理)を「施設管理」に変更)</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (事業者検査等の業務を行う「安全品質保証統括室課長」の上位職である「安全管理課長」を兼務できる職位より削除)</p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(原子炉主任技術者の職務等)</p> <p>第9条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に關し保安の監督を誠実かつ、最優先に行うこととを任務とし、次の各号に定める職務を「発電用原子炉主任技術者の保安監督に関する基準」に従い、土全に遂行する。</p> <p><中 略></p>	<p>(原子炉主任技術者の職務等)</p> <p>第9条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に關し保安の監督を誠実かつ、最優先に行うこととを任務とし、次の各号に定める職務を「発電用原子炉主任技術者の保安監督に関する基準」に従い、土全に遂行する。</p> <p><中 略></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (保安規定審査基準の改正に伴い「十全」を「十分」に変更)</p>

表 9-1

条 文	内 容	内 容
第12条（運転員等の確保）	第6項及び第8項に定める体制の構築	第6項及び第8項に定める体制の構築
第17条の6（重大事故等発生時の体制の整備）	第4項に定める成立性の確認訓練の実施計画	第4項に定める成立性の確認訓練の実施計画
第17条の7（大規模損壊発生時の体制の整備）	第1項に定める技術的能力の確認訓練及びAPC等時の成立性の確認訓練の実施計画	第1項に定める技術的能力の確認訓練及びAPC等時の成立性の確認訓練の実施計画
第23条（制御棒の挿入限界）	第2項に定める制御棒の挿入限界	第2項に定める制御棒の挿入限界
第31条（軸方向中性子束出力偏差）	第31条（軸方向中性子束出力偏差）	第2項に定める軸方向中性子束出力偏差の目標範囲及び許容運転制限範囲
第35条（1次冷却材の温度・圧力及び1次冷却材温度変化率）	第35条（1次冷却材の温度・圧力及び1次冷却材温度変化率）	第2項に定める1次冷却材温度・圧力の制限範囲
第91条（異常収束後の措置）	第91条（異常収束後の措置）	第2項に定める原子炉の再起動
第95条（燃料の取替等）	第1項に定める燃料取替実施計画（燃料装備）	第1項に定める燃料取替実施計画（燃料装備）
第103条（管理区域の設定・解除）	第5項に定める一時的な管理区域の設定・解除	第5項に定める一時的な管理区域の設定・解除
第129条（所員への保安教育）	第7項に定める管理区域の設定・解除	第7項に定める管理区域の設定・解除
第130条（請負会社従業員への保安教育実施計画）	第1項に定める所員への保安教育実施計画	第1項に定める所員への保安教育実施計画
	第1項に定める請負会社従業員への保安教育実施計画	第1項に定める請負会社従業員への保安教育実施計画

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

第9条 続き	変 更 前	第9条 続き	変 更 後	備 考																																																																																																	
<p>表 9-2 第9条 続き</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条 文</th> <th>内 容</th> <th>条 文</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 17 条（火災発生時の体制の整備）</td><td>第 4 項に定める火災が発生した場合に講じた措置の結果</td><td>第 17 条（火災発生時の体制の整備）</td><td>第 4 項に定める火災が発生した場合に講じた措置の結果</td></tr> <tr> <td>第 17 条の 2 （内部溢水発生時の体制の整備）</td><td>第 4 項に定める内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果</td><td>第 17 条の 2 （内部溢水発生時の体制の整備）</td><td>第 4 項に定める内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果</td></tr> <tr> <td>第 17 条の 2 の 2 （火山影響等発生時の体制の整備）</td><td>第 5 項に定める火山影響等発生時に講じた措置の結果</td><td>第 17 条の 2 の 2 の 2 （火山影響等発生時の体制の整備）</td><td>第 5 項に定める火山影響等発生時に講じた措置の結果</td></tr> <tr> <td>第 17 条の 3 （その他自然災害発生時の体制の整備）</td><td>第 4 項に定める地殻、津波及び巻き等が発生した場合に講じた措置の結果</td><td>第 17 条の 3 （その他自然災害発生時の体制の整備）</td><td>第 4 項に定める地殻、津波及び巻き等が発生した場合に講じた措置の結果</td></tr> <tr> <td>第 17 条の 6 （重大事故等発生時の体制の整備）</td><td>第 4 項に定める立派性の確認訓練の結果及び APC 等時の確認訓練の結果</td><td>第 17 条の 6 （重大事故等発生時の体制の整備）</td><td>第 4 項に定める立派性の確認訓練の結果及び APC 等時の確認訓練の結果</td></tr> <tr> <td>第 17 条の 7 （大規模損傷発生時の体制の整備）</td><td>第 4 項に定める技術的能力の確認訓練及び APC 等時の確認訓練の結果</td><td>第 17 条の 7 （大規模損傷発生時の体制の整備）</td><td>第 4 項に定める技術的能力の確認訓練及び APC 等時の確認訓練の結果</td></tr> <tr> <td>第 83 条（重大事故等対処設備）</td><td>要求される代替措置の確認</td><td>第 83 条（重大事故等対処設備）</td><td>要求される代替措置の確認</td></tr> <tr> <td>第 83 条の 2 （特重施設を構成する設備）</td><td>要求される代替措置の確認</td><td>第 83 条の 2 （特重施設を構成する設備）</td><td>要求される代替措置の確認</td></tr> <tr> <td>第 86 条（運転上の制限を満足しない場合）</td><td>第 11 項に定める運転上の制限を満足していると判断した場合</td><td>第 86 条（運転上の制限を満足しない場合）</td><td>第 11 項に定める運転上の制限を満足していると判断した場合</td></tr> <tr> <td>第 87 条（予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合）</td><td>第 2 項に定める必要な安全措置</td><td>第 87 条（予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合）</td><td>第 2 項に定める必要な安全措置</td></tr> <tr> <td>第 89 条（異常時的基本的な対応）</td><td>第 11 項に定める運転上の制限外から復帰していると判断した場合</td><td>第 89 条（異常時的基本的な対応）</td><td>第 2 項及び第 4 項に定める異常が発生した場合</td></tr> <tr> <td>第 90 条（異常時の措置）</td><td>第 2 項及び第 4 項に定める異常が発生した場合の原因調査及び応措置</td><td>第 90 条（異常時の措置）</td><td>第 2 項及び第 4 項に定める異常の収束</td></tr> <tr> <td>第 95 条（燃料の取替等）</td><td>第 4 項に定める異常の収束</td><td>第 95 条（燃料の取替等）</td><td>第 2 項及び第 3 項に定める取替炉心の安全性の評価結果</td></tr> <tr> <td>第 132 条（報告）</td><td>第 1 項に定める取替炉心の安全性の評価結果</td><td>第 132 条（報告）</td><td>評価結果</td></tr> <tr> <td></td><td>第 1 項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合</td><td></td><td>第 1 項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合</td></tr> <tr> <td></td><td>第 1 項及び第 4 項に定める異常が発生した場合の原因調査及び応措置</td><td></td><td>第 1 項及び第 4 項に定める異常が発生した場合の原因調査及び応措置</td></tr> <tr> <td></td><td>第 4 項に定める異常の収束</td><td></td><td>第 1 項に定める異常の収束</td></tr> <tr> <td></td><td>第 1 項に定める取替炉心の安全性の評価結果</td><td></td><td>第 1 項及び第 3 項に定める取替炉心の安全性の評価結果</td></tr> <tr> <td></td><td>第 1 項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合</td><td></td><td>第 1 項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合</td></tr> <tr> <td></td><td>第 1 項に定める第 89 条第 1 項に定める異常が発生した場合</td><td></td><td>第 1 項に定める第 89 条第 1 項に定める異常が発生した場合</td></tr> <tr> <td></td><td>第 1 項に定める放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管管理目標値を超えて放出した場合</td><td></td><td>第 1 項に定める放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管管理目標値を超えて放出した場合</td></tr> <tr> <td></td><td>第 1 項に定める外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合</td><td></td><td>第 1 項に定める外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合</td></tr> <tr> <td></td><td>第 1 項に定める実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。）</td><td></td><td>第 1 項に定める実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。）</td></tr> <tr> <td></td><td>第 134 条第 2 号から第 14 号に定める報告事象が生じた場合</td><td></td><td>第 134 条第 2 号から第 14 号に定める報告事象が生じた場合</td></tr> </tbody> </table>	条 文	内 容	条 文	内 容	第 17 条（火災発生時の体制の整備）	第 4 項に定める火災が発生した場合に講じた措置の結果	第 17 条（火災発生時の体制の整備）	第 4 項に定める火災が発生した場合に講じた措置の結果	第 17 条の 2 （内部溢水発生時の体制の整備）	第 4 項に定める内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果	第 17 条の 2 （内部溢水発生時の体制の整備）	第 4 項に定める内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果	第 17 条の 2 の 2 （火山影響等発生時の体制の整備）	第 5 項に定める火山影響等発生時に講じた措置の結果	第 17 条の 2 の 2 の 2 （火山影響等発生時の体制の整備）	第 5 項に定める火山影響等発生時に講じた措置の結果	第 17 条の 3 （その他自然災害発生時の体制の整備）	第 4 項に定める地殻、津波及び巻き等が発生した場合に講じた措置の結果	第 17 条の 3 （その他自然災害発生時の体制の整備）	第 4 項に定める地殻、津波及び巻き等が発生した場合に講じた措置の結果	第 17 条の 6 （重大事故等発生時の体制の整備）	第 4 項に定める立派性の確認訓練の結果及び APC 等時の確認訓練の結果	第 17 条の 6 （重大事故等発生時の体制の整備）	第 4 項に定める立派性の確認訓練の結果及び APC 等時の確認訓練の結果	第 17 条の 7 （大規模損傷発生時の体制の整備）	第 4 項に定める技術的能力の確認訓練及び APC 等時の確認訓練の結果	第 17 条の 7 （大規模損傷発生時の体制の整備）	第 4 項に定める技術的能力の確認訓練及び APC 等時の確認訓練の結果	第 83 条（重大事故等対処設備）	要求される代替措置の確認	第 83 条（重大事故等対処設備）	要求される代替措置の確認	第 83 条の 2 （特重施設を構成する設備）	要求される代替措置の確認	第 83 条の 2 （特重施設を構成する設備）	要求される代替措置の確認	第 86 条（運転上の制限を満足しない場合）	第 11 項に定める運転上の制限を満足していると判断した場合	第 86 条（運転上の制限を満足しない場合）	第 11 項に定める運転上の制限を満足していると判断した場合	第 87 条（予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合）	第 2 項に定める必要な安全措置	第 87 条（予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合）	第 2 項に定める必要な安全措置	第 89 条（異常時的基本的な対応）	第 11 項に定める運転上の制限外から復帰していると判断した場合	第 89 条（異常時的基本的な対応）	第 2 項及び第 4 項に定める異常が発生した場合	第 90 条（異常時の措置）	第 2 項及び第 4 項に定める異常が発生した場合の原因調査及び応措置	第 90 条（異常時の措置）	第 2 項及び第 4 項に定める異常の収束	第 95 条（燃料の取替等）	第 4 項に定める異常の収束	第 95 条（燃料の取替等）	第 2 項及び第 3 項に定める取替炉心の安全性の評価結果	第 132 条（報告）	第 1 項に定める取替炉心の安全性の評価結果	第 132 条（報告）	評価結果		第 1 項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合		第 1 項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合		第 1 項及び第 4 項に定める異常が発生した場合の原因調査及び応措置		第 1 項及び第 4 項に定める異常が発生した場合の原因調査及び応措置		第 4 項に定める異常の収束		第 1 項に定める異常の収束		第 1 項に定める取替炉心の安全性の評価結果		第 1 項及び第 3 項に定める取替炉心の安全性の評価結果		第 1 項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合		第 1 項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合		第 1 項に定める第 89 条第 1 項に定める異常が発生した場合		第 1 項に定める第 89 条第 1 項に定める異常が発生した場合		第 1 項に定める放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管管理目標値を超えて放出した場合		第 1 項に定める放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管管理目標値を超えて放出した場合		第 1 項に定める外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合		第 1 項に定める外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合		第 1 項に定める実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。）		第 1 項に定める実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。）		第 134 条第 2 号から第 14 号に定める報告事象が生じた場合		第 134 条第 2 号から第 14 号に定める報告事象が生じた場合	・原子力規制における検査制度の変更 （確認項目の追加）
条 文	内 容	条 文	内 容																																																																																																		
第 17 条（火災発生時の体制の整備）	第 4 項に定める火災が発生した場合に講じた措置の結果	第 17 条（火災発生時の体制の整備）	第 4 項に定める火災が発生した場合に講じた措置の結果																																																																																																		
第 17 条の 2 （内部溢水発生時の体制の整備）	第 4 項に定める内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果	第 17 条の 2 （内部溢水発生時の体制の整備）	第 4 項に定める内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果																																																																																																		
第 17 条の 2 の 2 （火山影響等発生時の体制の整備）	第 5 項に定める火山影響等発生時に講じた措置の結果	第 17 条の 2 の 2 の 2 （火山影響等発生時の体制の整備）	第 5 項に定める火山影響等発生時に講じた措置の結果																																																																																																		
第 17 条の 3 （その他自然災害発生時の体制の整備）	第 4 項に定める地殻、津波及び巻き等が発生した場合に講じた措置の結果	第 17 条の 3 （その他自然災害発生時の体制の整備）	第 4 項に定める地殻、津波及び巻き等が発生した場合に講じた措置の結果																																																																																																		
第 17 条の 6 （重大事故等発生時の体制の整備）	第 4 項に定める立派性の確認訓練の結果及び APC 等時の確認訓練の結果	第 17 条の 6 （重大事故等発生時の体制の整備）	第 4 項に定める立派性の確認訓練の結果及び APC 等時の確認訓練の結果																																																																																																		
第 17 条の 7 （大規模損傷発生時の体制の整備）	第 4 項に定める技術的能力の確認訓練及び APC 等時の確認訓練の結果	第 17 条の 7 （大規模損傷発生時の体制の整備）	第 4 項に定める技術的能力の確認訓練及び APC 等時の確認訓練の結果																																																																																																		
第 83 条（重大事故等対処設備）	要求される代替措置の確認	第 83 条（重大事故等対処設備）	要求される代替措置の確認																																																																																																		
第 83 条の 2 （特重施設を構成する設備）	要求される代替措置の確認	第 83 条の 2 （特重施設を構成する設備）	要求される代替措置の確認																																																																																																		
第 86 条（運転上の制限を満足しない場合）	第 11 項に定める運転上の制限を満足していると判断した場合	第 86 条（運転上の制限を満足しない場合）	第 11 項に定める運転上の制限を満足していると判断した場合																																																																																																		
第 87 条（予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合）	第 2 項に定める必要な安全措置	第 87 条（予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合）	第 2 項に定める必要な安全措置																																																																																																		
第 89 条（異常時的基本的な対応）	第 11 項に定める運転上の制限外から復帰していると判断した場合	第 89 条（異常時的基本的な対応）	第 2 項及び第 4 項に定める異常が発生した場合																																																																																																		
第 90 条（異常時の措置）	第 2 項及び第 4 項に定める異常が発生した場合の原因調査及び応措置	第 90 条（異常時の措置）	第 2 項及び第 4 項に定める異常の収束																																																																																																		
第 95 条（燃料の取替等）	第 4 項に定める異常の収束	第 95 条（燃料の取替等）	第 2 項及び第 3 項に定める取替炉心の安全性の評価結果																																																																																																		
第 132 条（報告）	第 1 項に定める取替炉心の安全性の評価結果	第 132 条（報告）	評価結果																																																																																																		
	第 1 項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合		第 1 項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合																																																																																																		
	第 1 項及び第 4 項に定める異常が発生した場合の原因調査及び応措置		第 1 項及び第 4 項に定める異常が発生した場合の原因調査及び応措置																																																																																																		
	第 4 項に定める異常の収束		第 1 項に定める異常の収束																																																																																																		
	第 1 項に定める取替炉心の安全性の評価結果		第 1 項及び第 3 項に定める取替炉心の安全性の評価結果																																																																																																		
	第 1 項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合		第 1 項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合																																																																																																		
	第 1 項に定める第 89 条第 1 項に定める異常が発生した場合		第 1 項に定める第 89 条第 1 項に定める異常が発生した場合																																																																																																		
	第 1 項に定める放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管管理目標値を超えて放出した場合		第 1 項に定める放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管管理目標値を超えて放出した場合																																																																																																		
	第 1 項に定める外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合		第 1 項に定める外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合																																																																																																		
	第 1 項に定める実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。）		第 1 項に定める実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。）																																																																																																		
	第 134 条第 2 号から第 14 号に定める報告事象が生じた場合		第 134 条第 2 号から第 14 号に定める報告事象が生じた場合																																																																																																		

<以下、省略>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等) 第9条の2 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、原子力発電工作物^{※1}の工事、維持及び運用に関する保安の監督を誠実に行うこととを任務とし、次の各号に定める職務を「ボイラ一・タービン及び電気主任技術者の保安監督に関する基準」に従い、土金に遂行する。</p> <p><以下、省略></p>	<p>(電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等) 第9条の2 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、原子力発電工作物^{※1}の工事、維持及び運用に関する保安の監督を誠実に行うこととを任務とし、次の各号に定める職務を「ボイラ一・タービン及び電気主任技術者の保安監督に関する基準」に従い、土金に遂行する。</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (保安規定審査基準の改正に伴い、「十全」を「十分」に変更)</p>	

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 後	備 考
<p>(原子炉の運転期間)</p> <p>第 11 条の 2 所長は、表 11 の 2 - 1 に定める原子炉の運転期間中の範囲内で運転を行う。なお、実用炉規則第 49 条第 1 項第 2 号に基づき、原子力規制委員会が施設定期検査（以下「定期検査」といって置けるべき時期を定めて承認している場合は、その承認を受けた時期の範囲内で運転を行う。</p> <p>※ 1：原子炉の運転期間とは、定期検査が終了した日から、次回定期検査を開始するための原子炉を停止するまでの期間をいう。なお、「原子炉を停止する」とは、当該原子炉の主発電機の解列をいう。（以下、本条において同じ。）</p> <p><以下、省略></p>	<p>(原子炉の運転期間)</p> <p>第 11 条の 2 所長は、表 11 の 2 - 1 に定める原子炉の運転期間中の範囲内で運転を行う。なお、実用炉規則第 55 条第 4 項第 1 号に基づき、原子力規制委員会が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認している場合は、その承認を受けた時期の範囲内で運転を行う。</p> <p>※ 1：原子炉の運転期間とは、定期事業者検査（実用炉規則第 65 条第 3 項の規定を適用して行うもの）を除く。以下、本章において同じ。）が終了した日から、次回定期事業者検査を開始するための原子炉を停止するまでの期間をいう。なお、「原子炉を停止する」とは、当該原子炉の主発電機の解列をいう。（以下、本条において同じ。）</p> <p><以下、省略></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則の改正に伴い「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更） ・記載の適正化に伴う変更

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>【新規追加】</p> <p><u>(運転管理業務)</u></p> <p>第12条の2 各課長は、運転モードに応じた原子力安全への影響度を考慮して原子炉施設を安全な状態に維持するとともに、事故等を安全に収束させるため、運転管理に関する次の各号の業務を実施する。</p> <p>(1) 緊電課長は、原子炉施設（系統より切離されている施設※1を除く）の運転に関する次の業務を実施する。</p> <p>ア 原子炉施設の運転に必要な監視項目※2を定め、中央制御室における監視、第13条第1項及び第2項の巡視点検によって、施設の運転監視を実施し、その結果、異状があれば関係各課長に通知する。</p> <p>イ 運転操作（系統管理を含む）に係る事項を定め運用する。</p> <p>ウ 原子炉施設に係る警報・録信時の対応内容を定め運用する。</p> <p>エ 原子炉施設の設備故障及び事故発生時の運転監視を実施する。</p> <p>(2) 防災課長、技術課長、安全管理課長、保修課長、土木建築課長及び当直課長は、系統より切離されている施設に関する次の業務を実施する。</p> <p>ア 第13条第3項の巡回点検を実施する。その結果、異状があれば関係各課長に通知する。</p> <p>イ 作業に伴う機器操作に係る事項を定め運用する。</p> <p>ウ 原子炉施設の設備故障及び事故発生時の対応内容を定め運用する。</p> <p>(3) 緊電課長は、運転操作（系統管理を含む）が必要な場合は、関係各課長の依頼に基づき、第1号イによる運転操作（系統管理を含む）を実施する。また、関係各課長は、発電課長から引き渡された範囲に対して、必要な作業を行う。</p> <p>(4) 各課長（土木建築課長を除く。）は、第3節（第85条から第88条を除く）各条第2項の運転上の制限を満足していることを確認するために第85条から第88条を除く各条第2項の運転上の制限を定め、実施する。なお、原子炉起動前の施設及び設備の点検については、第16条に従い実施する。</p> <p>※1：系統より切離されている施設とは、可搬設備、代替緊急時対策所設備及び通信連絡を行いうるに必要な設備等をいう。</p> <p>※2：運転に必要な監視項目とは、第3節（第85条から第88条を除く）各条第2項の運転上の制限を満足していることとを確認するための監視項目等をいう。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（運転管理業務を包括的に規定した条文を新規追加）

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>(巡視点検)</p> <p>第13条 当直課長は、毎日1回以上、原子炉施設（原子炉格納容器内、アニュラス内、第105条第1項で定める区域及び系統より切離されている施設^{※1}を除く。）を「運転基準」に基づき巡視し、次の施設及び設備について点検を行う。</p> <p>(1) 原子炉冷却系統施設 (2) 制御材駆動設備 (3) 電源、給排水及び排気施設</p> <p>2 当直課長は、「運転基準」に基づき原子炉格納容器内、アニュラス内及び第105条第1項で定める区域を、関連するパラメータによる間接的な監視により、点検を行う。なお、原子炉格納容器内及び第105条第1項で定める区域（特に立入りが制限された区域を除く。）は一定期間^{※2}ごとに巡回し、点検を行う。</p> <p>3 防災課長、技術課長、安全管理課長、保修課長、土木建築課長及び当直課長は、「非常事態対策基準」、「技術基準」、「放射線管理基準」及び「運転基準」に基づき、系統より切離されている施設について一定期間^{※2}ごとに巡回し、点検を行う。</p> <p>※1：系統より切離されている施設とは、可搬設備、代替緊急時対策所設備及び通信連絡を行ったために必要な設備等をいう。</p> <p>※2：一定期間とは、1か月を超えない期間をいい、その確認の間隔は7日間を上限として延長することができる。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない。</p> <p>また、点検可能な時期が定期検査となる施設については、定期検査ごととする。</p> <p>(巡視点検)</p> <p>第13条 当直課長は、毎日1回以上、原子炉施設（原子炉格納容器内、アニュラス内、第105条第1項で定める区域及び系統より切離されている施設^{※1}を除く。）を「運転基準」に基づき巡視し、次の施設及び設備について点検を行う。実施においては、第118条の3第3項に定める顧点を含めて行う。以下、本条において同じ。</p> <p>(1) 原子炉冷却系統施設 (2) 制御材駆動設備 (3) 電源、給排水及び排気施設</p> <p>2 当直課長は、「運転基準」に基づき原子炉格納容器内、アニュラス内及び第105条第1項で定める区域を、関連するパラメータによる間接的な監視により、点検を行う。なお、原子炉格納容器内及び第105条第1項で定める区域（特に立入りが制限された区域を除く。）は一定期間^{※2}ごとに巡回し、点検を行う。</p> <p>3 防災課長、技術課長、安全管理課長、保修課長、土木建築課長及び当直課長は、「非常事態対策基準」、「技術基準」、「放射線管理基準」及び「運転基準」に基づき、「土木建築基準」に基づき、系統より切離されている施設について一定期間^{※2}ごとに巡回し、点検を行う。</p> <p>※1：系統より切離されている施設とは、可搬設備、代替緊急時対策所設備及び通信連絡を行ったために必要な設備等をいう。</p> <p>※2：一定期間とは、1か月を超えない期間をいい、その確認の間隔は7日間を上限として延長することができる。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない。</p> <p>また、点検可能な時期が定期検査となる施設については、定期事業者検査ごととする。</p> <p>(実用規則の改正に伴い) 「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>	<p>(巡視点検)</p> <p>第13条 当直課長は、毎日1回以上、原子炉施設（原子炉格納容器内、アニュラス内、第105条第1項で定める区域及び系統より切離されている施設^{※1}を除く。）を「運転基準」に基づき巡視し、次の施設及び設備について点検を行う。実施においては、第118条の3第3項に定める顧点を含めて行う。以下、本条において同じ。</p> <p>(1) 原子炉冷却系統施設 (2) 制御材駆動設備 (3) 電源、給排水及び排気施設</p> <p>2 当直課長は、「運転基準」に基づき原子炉格納容器内、アニュラス内及び第105条第1項で定める区域を、関連するパラメータによる間接的な監視により、点検を行う。なお、原子炉格納容器内及び第105条第1項で定める区域（特に立入りが制限された区域を除く。）は一定期間^{※2}ごとに巡回し、点検を行う。</p> <p>3 防災課長、技術課長、安全管理課長、保修課長、土木建築課長及び当直課長は、「非常事態対策基準」、「技術基準」、「放射線管理基準」、「保修基準」、「土木建築基準」及び「運転基準」に基づき、系統より切離されている施設について一定期間^{※2}ごとに巡回し、点検を行う。</p> <p>※1：系統より切離されている施設とは、可搬設備、代替緊急時対策所設備及び通信連絡を行ったために必要な設備等をいう。</p> <p>※2：一定期間とは、1か月を超えない期間をいい、その確認の間隔は7日間を上限として延長することができる。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない。</p> <p>また、点検可能な時期が定期検査となる施設については、定期事業者検査ごととする。</p> <p>(実用規則の改正に伴い) 「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>	<p>(実用規則の改正に伴い) 「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 変	後	備 考
<p>(原子炉起動前の確認事項)</p> <p>第16条 当直課長は、原子炉の起動開始までに、次の施設及び設備を点検し、異常の有無を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 原子炉冷却系統施設 (2) 制御材駆動設備 (3) 電源、給排水及び排気施設 <p>2 発電課長は、最終ヒートアップ開始^{※1}までに、第3節の条文中で定期検査時に関係課長から発電課長に通知されることとなつている確認項目^{※2}について、通知が完了していることを確認する^{※3}とともに、その旨を当直課長に通知する。</p> <p>※1 : 定期検査の最終段階において、原子炉を臨界にするためにモード5からモード4への移行操作を開始することをいう。</p> <p>※2 : 最終ヒートアップ開始以降に実施される確認項目を除く。</p> <p>※3 : 定期検査における最終の確認結果を確認する。なお、動作確認を伴う確認項目及び系統構成に係る確認項目については、最終ヒートアップ開始前の1年以内の確認結果を確認するものとする。</p> <p>(原子炉起動前の確認事項)</p> <p>第16条 当直課長は、原子炉の起動開始までに、次の施設及び設備を点検し、異常の有無を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 原子炉冷却系統施設 (2) 制御材駆動設備 (3) 電源、給排水及び排気施設 <p>2 発電課長は、最終ヒートアップ開始^{※1}までに、第3節の条文中で定期事業者検査時に関係課長から発電課長に通知されることとなつている確認項目^{※2}について、通知が完了していることを確認する^{※3}とともに、その旨を当直課長に通知する。</p> <p>※1 : 定期事業者検査の最終段階において、原子炉を臨界にするためにモード5からモード4への移行操作を開始することをいう。</p> <p>※2 : 最終ヒートアップ開始以降に実施される確認項目を除く。</p> <p>※3 : 定期事業者検査における最終の確認結果を確認する。なお、動作確認を伴う確認項目及び系統構成に係る確認項目については、最終ヒートアップ開始前の1年以内の確認結果を確認するものとする。</p> <p>・原子炉規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則の改正に伴い、「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)</p>			

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>(原子炉冷却材圧力バウンダリ隔壁弁管理)</p> <p>第18条の2 発電課長は、定期検査時に、通常時開、事故時閉、事故時開となる手動弁のうち、開となるおそれがないように施錠管理を行う原子炉冷却材圧力バウンダリ隔壁弁（原子炉側からみた第1弁）について、閉止施錠状態であることを確認する。</p>	<p>(原子炉冷却材圧力バウンダリ隔壁弁管理)</p> <p>第18条の2 発電課長は、定期事業者検査時に、通常時閉、事故時開となる手動弁のうち、開となるおそれがないように施錠管理を行う原子炉冷却材圧力バウンダリ隔壁弁（原子炉側からみた第1弁）について、閉止施錠状態であることを確認する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則の改正に伴い「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更）

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>(制御棒動作機能)</p> <p>第 22 条 モード 1 及び 2 (臨界状態) において、制御棒動作機能は、表 22-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 制御棒動作機能が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 保修課長は、定期検査時に、制御棒の全引抜位置からの落下時間（原子炉トリップ信号発信から全ストロークの 85%に至るまでの時間）が 2.5 秒以下であることを確認し、その結果を発電課長に通知する。</p> <p><以下、省略></p>	<p>(制御棒動作機能)</p> <p>第 22 条 モード 1 及び 2 (臨界状態) において、制御棒動作機能は、表 22-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 制御棒動作機能が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 保修課長は、定期事業者検査時に、制御棒の全引抜位置からの落下時間（原子炉トリップ信号発信から全ストロークの 85%に至るまでの時間）が 2.5 秒以下であることを確認し、その結果を発電課長に通知する。</p> <p><以下、省略></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 ・実用炉規則の改正に伴い、「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(制御棒位置指示)</p> <p>第24条 モード1及び2において、制御棒位置指示は、表24-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 制御棒位置指示が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 保修課長は、定期検査時に、制御棒の移動範囲において、各制御棒位置がステップカウンタの表示値の±12ステップ以内にあることを確認し、その結果を発電課長に通知する。</p> <p><以下、省略></p>	<p>(制御棒位置指示)</p> <p>第24条 モード1及び2において、制御棒位置指示は、表24-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 制御棒位置指示が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 保修課長は、定期事業者検査時に、制御棒の移動範囲において、各制御棒位置がステップカウンタの表示値の±12ステップ以内にあることを確認し、その結果を発電課長に通知する。</p> <p><以下、省略></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 ・実用炉規則の改正に伴い、「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(炉物理検査 モード2)</p> <p>第26条 モード2での炉物理検査時において、第21条(減速材温度係数)、第22条(制御棒動作機能)及び第23条(制御棒の挿入限界)の適用を除外することができる。この場合、停止余裕は、表26-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 停止余裕が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 技術課長は、モード2での炉物理検査開始までに、第33条(計測及び制御設備)の規定に基づく出力領域及び中間領域中性子束計装に関する設定値確認及び機能検査が完了していることを確認する。</p> <p><以下、省略></p>	<p>(炉物理検査 モード2)</p> <p>第26条 モード2での炉物理検査時において、第21条(減速材温度係数)、第22条(制御棒動作機能)及び第23条(制御棒の挿入限界)の適用を除外することができる。この場合、停止余裕は、表26-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 停止余裕が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 技術課長は、モード2での炉物理検査開始までに、第33条(計測及び制御設備)の規定に基づく出力領域及び中間領域中性子束計装に関する設定値確認及び機能検査が完了していることを確認する。</p> <p><以下、省略></p>	<p>(第2項に定めるLCOを満足しているかどうかの確認行為は検査ではないことから「検査」を「確認」に変更)</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(化学体積制御系 (ほう酸濃縮機能))</p> <p>第 27 条 モード 1 及び 2 において、化学体積制御系は、表 27-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 化学体積制御系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電課長は、モード 1 及び 2 において、1か月に1回、1台以上の充てん／高压注入ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※1。</p> <p>(2) 発電課長は、モード 1 及び 2 において、1か月に1回、1台以上のほう酸ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</p> <p>(3) 当直課長は、モード 1 及び 2 において、ほう酸タンクのほう素濃度、ほう酸水量及びほう酸水温度を表 27-2 で定める頻度で確認する。</p> <p>(4) 発電課長は、定期検査時に、急速ほう酸補給弁が開弁できることを確認する。</p> <p><以下、省略></p>	<p>(化学体積制御系 (ほう酸濃縮機能))</p> <p>第 27 条 モード 1 及び 2 において、化学体積制御系は、表 27-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 化学体積制御系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電課長は、モード 1 及び 2 において、1か月に1回、1台以上の充てん／高压注入ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※1。</p> <p>(2) 発電課長は、モード 1 及び 2 において、1か月に1回、1台以上のほう酸ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</p> <p>(3) 当直課長は、モード 1 及び 2 において、ほう酸タンクのほう素濃度、ほう酸水量及びほう酸水温度を表 27-2 で定める頻度で確認する。</p> <p>(4) 発電課長は、定期検査時に、急速ほう酸補給弁が開弁できることを確認する。</p> <p><以下、省略></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則の改正に伴い 施設定期検査) を「定期事業者検査」に変更)

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

<p>第33条 (計測及び備蓄設備)</p> <p>変更前</p>	<p>第33条 (計測及び備蓄設備)</p> <p>変更後</p>	<p>備考</p>
<p>表33-2 原子炉保護系計装</p> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 原子炉トリップしや断器が閉じ、制御棒の引抜きが行える場合 (b) P-10 (出力領域中性子束) インターロック未満 (c) P-6 (中間領域中性子束) インターロック以上 (d) P-6 (中間領域中性子束) インターロック未満 (e) 原子炉トリップしや断器が開放されている場合 (f) P-7 (低出力原子炉トリップブロック) インターロック以上 <p>(g) P-8 (出力領域中性子束) インターロック以上</p> <p>(h) P-7 (低出力原子炉トリップブロック) インターロック以上と P-8 (出力領域中性子束) インターロック未満</p> <p>(i) P-13 (タービン低出力原子炉トリップブロック) インターロック以上</p> <p>(j) 原子炉格納容器内の燃料移動中でない場合</p> <p>(k) 原子炉格納容器内の燃料移動中の場合</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (第2項に定めるLCOを満足しているかどうかの確認行為は検査ではないことから、「検査」に変更) ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用規則の改正に伴い「検査」に変更) ・定期検査を「定期事業者の実用規則の改正に伴い「検査」に変更)</p>	

表33-2 原子炉保護系計装

【凡例】

- (a) 原子炉トリップしや断器が閉じ、制御棒の引抜きが行える場合
- (b) P-10 (出力領域中性子束) インターロック未満
- (c) P-6 (中間領域中性子束) インターロック以上
- (d) P-6 (中間領域中性子束) インターロック未満
- (e) 原子炉トリップしや断器が開放されている場合
- (f) P-7 (低出力原子炉トリップブロック) インターロック以上

(g) P-8 (出力領域中性子束) インターロック以上

(h) P-7 (低出力原子炉トリップブロック) インターロック以上と P-8 (出力領域中性子束) インターロック未満

(i) P-13 (タービン低出力原子炉トリップブロック) インターロック以上

(j) 原子炉格納容器内の燃料移動中でない場合

(k) 原子炉格納容器内の燃料移動中の場合

機能	設定値 1号炉及び2号炉	適用モード モード1及び2	所要チャネル・系統数 2系統	所要チャネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
1. 原子炉保護系論理回路※3	—	モード1及び2	2系統	A. 1系統が動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認 ^{※4} のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行なうことができる。	6時間	機能を確認する。 残りの系統が動作可能な状態においては、 確認 のためのバイパスを2時間に限り行なうことができる。	1か月に1回 (交互に1系統ずつ)	保修課長
				B. 原子炉トリップしや断器1系統が動作不能である場合	B. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認 ^{※4} のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行なうことができる。	1時間	機能を確認する。	定期事業者検査時	保修課長
				C. 条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	C. 1 当直課長は、モード3にする。	12時間			
				A. 1系統が動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認 ^{※4} のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行なうことができる。	48時間			
				B. 原子炉トリップしや断器1系統が動作不能である場合	B. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認 ^{※4} のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行なうことができる。	48時間			
				C. 条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	C. 1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。	1時間			

※2 : 特に定める場合を除き、チャネル・系統ごとに個別の条件が適用される。

※3 : モード1及び2における原子炉トリップしや断器は、重大事故対処設備を兼ねる。

※4 : 「正常な状態であることを確認」とは、定期検査時の記録確認及び運転中に作業を実施した場合は、その復旧状態の確認を行うことをいう（以下、本条において同じ）。

表33-2 原子炉保護系計装

【凡例】

- (a) 原子炉トリップしや断器が閉じ、制御棒の引抜きが行える場合
- (b) P-10 (出力領域中性子束) インターロック未満
- (c) P-6 (中間領域中性子束) インターロック以上
- (d) P-6 (中間領域中性子束) インターロック未満
- (e) 原子炉トリップしや断器が開放されている場合
- (f) P-7 (低出力原子炉トリップブロック) インターロック以上

(g) P-8 (出力領域中性子束) インターロック以上

(h) P-7 (低出力原子炉トリップブロック) インターロック以上と P-8 (出力領域中性子束) インターロック未満

(i) P-13 (タービン低出力原子炉トリップブロック) インターロック以上

(j) 原子炉格納容器内の燃料移動中でない場合

(k) 原子炉格納容器内の燃料移動中の場合

機能	設定値 1号炉及び2号炉	適用モード モード1及び2	所要チャネル・系統数 2系統	所要チャネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
1. 原子炉保護系論理回路※3	—	モード1及び2	2系統	A. 1系統が動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認 ^{※4} のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行なうことができる。	6時間	機能検査を実施する。 残りの系統が動作可能な状態においては、 確認 のためのバイパスを2時間に限り行なうことができる。	1か月に1回 (交互に1系統ずつ)	保修課長
				B. 原子炉トリップしや断器1系統が動作不能である場合	B. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認 ^{※4} のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行なうことができる。	1時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
				C. 条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	C. 1 当直課長は、モード3にする。	12時間			
				A. 1系統が動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認 ^{※4} のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行なうことができる。	48時間			
				B. 原子炉トリップしや断器1系統が動作不能である場合	B. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認 ^{※4} のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行なうことができる。	48時間			
				C. 条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	C. 1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。	1時間			

※2 : 特に定める場合を除き、チャネル・系統ごとに個別の条件が適用される。

※3 : モード1及び2における原子炉トリップしや断器は、重大事故対処設備を兼ねる。

※4 : 「正常な状態であることを確認」とは、定期検査時の記録確認及び運転中に作業を実施した場合は、その復旧状態の確認を行うことをいう（以下、本条において同じ）。

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

		<p>備 考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (第2項に定めるLCOを満足しているかどうかの確認行為は検査ではないことから「検査」を「確認」と変更) ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用規則の改正に伴い「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更) 																															
変 更 後		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機 能</th> <th rowspan="2">設 定 値</th> <th rowspan="2">適用モード</th> <th rowspan="2">所要チャネル・系統数</th> <th colspan="3">所要チャネル・系統数を満足できない場合の措置※2</th> <th colspan="3">確認事項</th> </tr> <tr> <th>条件</th> <th>措 置</th> <th>完了時間</th> <th>項目</th> <th>頻 度</th> <th>担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">2. 手動原子炉トリップ※5</td> <td rowspan="2">-</td> <td>モード1及び2</td> <td>2</td> <td>A. 1 チャンネルが動作不能である場合。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A. 1 保修課長は、当該チャネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。</td> <td>48 時間 12 時間 13 時間</td> <td rowspan="2">機能を確認する。</td> <td rowspan="2">定期事業者検査時</td> <td rowspan="2">保修課長</td> </tr> <tr> <td>モード3(a)、4(a)及び5(a)</td> <td>2</td> <td>A. 1 チャンネルが動作不能である場合。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A. 1 保修課長は、当該チャネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。</td> <td>48 時間 1 時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※5 : モード1及び2における手動原子炉トリップは、重大事故等対応設備を兼ねる。</p>	機 能	設 定 値	適用モード	所要チャネル・系統数	所要チャネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項			条件	措 置	完了時間	項目	頻 度	担 当	2. 手動原子炉トリップ※5	-	モード1及び2	2	A. 1 チャンネルが動作不能である場合。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。	48 時間 12 時間 13 時間	機能を確認する。	定期事業者検査時	保修課長	モード3(a)、4(a)及び5(a)	2	A. 1 チャンネルが動作不能である場合。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。	48 時間 1 時間
機 能	設 定 値	適用モード					所要チャネル・系統数	所要チャネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項																						
			条件	措 置	完了時間	項目		頻 度	担 当																								
2. 手動原子炉トリップ※5	-	モード1及び2	2	A. 1 チャンネルが動作不能である場合。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。	48 時間 12 時間 13 時間	機能を確認する。	定期事業者検査時	保修課長																								
		モード3(a)、4(a)及び5(a)	2	A. 1 チャンネルが動作不能である場合。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。	48 時間 1 時間																											
変 更 前		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機 能</th> <th rowspan="2">設 定 値</th> <th rowspan="2">適用モード</th> <th rowspan="2">所要チャネル・系統数</th> <th colspan="3">所要チャネル・系統数を満足できない場合の措置※2</th> <th colspan="3">確認事項</th> </tr> <tr> <th>条件</th> <th>措 置</th> <th>完了時間</th> <th>項目</th> <th>頻 度</th> <th>担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">2. 手動原子炉トリップ※5</td> <td rowspan="2">-</td> <td>モード1及び2</td> <td>2</td> <td>A. 1 チャンネルが動作不能である場合。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A. 1 保修課長は、当該チャネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。</td> <td>48 時間 12 時間 13 時間</td> <td rowspan="2">機能検査を実施する。</td> <td rowspan="2">定期検査時</td> <td rowspan="2">保修課長</td> </tr> <tr> <td>モード3(a)、4(a)及び5(a)</td> <td>2</td> <td>A. 1 チャンネルが動作不能である場合。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A. 1 保修課長は、当該チャネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。</td> <td>48 時間 1 時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※5 : モード1及び2における手動原子炉トリップは、重大事故等対応設備を兼ねる。</p>	機 能	設 定 値	適用モード	所要チャネル・系統数	所要チャネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項			条件	措 置	完了時間	項目	頻 度	担 当	2. 手動原子炉トリップ※5	-	モード1及び2	2	A. 1 チャンネルが動作不能である場合。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。	48 時間 12 時間 13 時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	モード3(a)、4(a)及び5(a)	2	A. 1 チャンネルが動作不能である場合。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。	48 時間 1 時間
機 能	設 定 値	適用モード					所要チャネル・系統数	所要チャネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項																						
			条件	措 置	完了時間	項目		頻 度	担 当																								
2. 手動原子炉トリップ※5	-	モード1及び2	2	A. 1 チャンネルが動作不能である場合。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。	48 時間 12 時間 13 時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																								
		モード3(a)、4(a)及び5(a)	2	A. 1 チャンネルが動作不能である場合。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。	48 時間 1 時間																											

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

<p style="text-align: center;">変更前</p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (第2項に定めるLCOを満足しているかどうかの確認行為は検査ではないことから「検査」を「確認」に変更) ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (適用基準の改正に伴い「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更) 	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">設定値</th> <th rowspan="2">適用モード</th> <th rowspan="2">所要チャンネル・系統数</th> <th colspan="3">所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2</th> <th colspan="3">確認事項</th> </tr> <tr> <th>条件</th> <th>措置</th> <th>完了時間</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">3. 中性子束高 (出力領域)</td> <td>高設定</td> <td>定格出力の111%以下 1号炉及び2号炉</td> <td>モード1及び2</td> <td>4※7</td> <td>A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。※8 B. 1 当直課長は、モード3にする。</td> <td>6時間 12時間</td> <td>原子炉熱出力と出力領域中性子束計装の指示値との差が±2%を超える場合は、出力領域中性子束計装の指示値を校正する。 当直課長は、モード3にする。</td> <td>原子炉熱出力が15%以上となってから24時間以内の後の1日に1回</td> <td>保修課長 技術課長及び当直課長</td> </tr> <tr> <td>低設定</td> <td>定格出力の27%以下</td> <td>モード1(b)及び2</td> <td>4※7</td> <td>A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。※8 B. 1 当直課長は、モード3にする。</td> <td>6時間 12時間</td> <td>動作不能でないことを指示値により確認する。</td> <td>1日に1回</td> <td>当直課長</td> </tr> </tbody> </table>	機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	3. 中性子束高 (出力領域)	高設定	定格出力の111%以下 1号炉及び2号炉	モード1及び2	4※7	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。※8 B. 1 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間	原子炉熱出力と出力領域中性子束計装の指示値との差が±2%を超える場合は、出力領域中性子束計装の指示値を校正する。 当直課長は、モード3にする。	原子炉熱出力が15%以上となってから24時間以内の後の1日に1回	保修課長 技術課長及び当直課長	低設定	定格出力の27%以下	モード1(b)及び2	4※7	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。※8 B. 1 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直課長
機能	設定値	適用モード					所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項																												
			条件	措置	完了時間	項目		頻度	担当																														
3. 中性子束高 (出力領域)	高設定	定格出力の111%以下 1号炉及び2号炉	モード1及び2	4※7	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。※8 B. 1 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間	原子炉熱出力と出力領域中性子束計装の指示値との差が±2%を超える場合は、出力領域中性子束計装の指示値を校正する。 当直課長は、モード3にする。	原子炉熱出力が15%以上となってから24時間以内の後の1日に1回	保修課長 技術課長及び当直課長																													
	低設定	定格出力の27%以下	モード1(b)及び2	4※7	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。※8 B. 1 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直課長																													

※6 : 「動作不能でないことを指示値により確認」とは、当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また可能であれば他の計器チャンネルによって得られた値と差異がないことを確認することをいう。なお、トリップ状態にあるチャンネルについては指示値の確認を行う必要はない(以下、本条において同じ)。

※7 : 検出器特性検査時、炉内外核計装照合校正時、出力領域中性子束計装の指示校正時又はモード2での伊物理検査時においては、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合は、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない(以下、本条において同じ)。

※8 : 検出器特性検査時、炉内外核計装照合校正時、出力領域中性子束計装の指示校正時又はモード2での伊物理検査時においては、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる(以下、本条において同じ)。

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

備 考																																																																													
<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (第2項に定めるLCOを満足しているかどうかの確認行為は検査ではないことから「検査」を「確認」に変更)</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用規則の改正に伴い「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)</p>																																																																													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">機 能</th> <th colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">設 定 値</th> <th rowspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">適用モード</th> <th rowspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">所要チャンネル・系統数</th> <th colspan="3" style="text-align: center; padding: 5px;">所要チャンネル・系統数を満足できない場合^{※2}</th> <th colspan="3" style="text-align: center; padding: 5px;">確認事項</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">1号炉及び2号炉</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">2号炉</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">条件</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">措 置</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">完了時間</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">項目</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">頻 度</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">4. 出力領域中性子束変化率高</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">増加率高</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">定格出力の11%ステップ以下</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">モード1 及び2</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">4^{※7}</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。^{※8} B. 1 当直課長は、「モード3」にする。</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">6時間 12時間</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">設定値及び機能を確認する。</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">定期事業者検査時</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">保修課長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">減少率高</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">定格出力の-8%ステップ以上</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">モード1 及び2</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">4^{※7}</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。^{※8} B. 1 当直課長は、「モード3」にする。</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">6時間 12時間</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">設定値及び機能を確認する。</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">定期事業者検査時</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">保修課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; padding: 5px;">5. 中性子束高 (中間領域)</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; padding: 2px;">増加率高</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">定格出力の30%以下</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; padding: 2px;">モード1 (b) 及び2 (c)</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">2^{※9}</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">A. 1 チャンネルが動作不能である場合</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">A. 1 当直課長は、P-6未満にする。 又は A. 2 当直課長は、P-10以上にする。</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">2時間 2時間</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">設定値及び機能を確認する。</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">定期事業者検査時</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">保修課長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">B. 2 チャンネルが動作不能である場合</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">B. 1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作及び制御棒の引き抜き操作を全て中止する。 及び B. 2 当直課長は、P-6未満にする。</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">速やかに</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">動作不能でないことを指示値により確認する。</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">1日に1回</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">当直課長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">減少率高</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">定格出力の-8%ステップ以上</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">モード2 (d)</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">2</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">A. 1 又は2チャンネルが動作不能である場合</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">2時間 P-6を超えるまでに</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;"></td> <td style="text-align: center; padding: 2px;"></td> <td style="text-align: center; padding: 2px;"></td> </tr> </tbody> </table>											機 能	設 定 値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合 ^{※2}			確認事項			1号炉及び2号炉	2号炉	条件	措 置	完了時間	項目	頻 度	担 当	4. 出力領域中性子束変化率高	増加率高	定格出力の11%ステップ以下	モード1 及び2	4 ^{※7}	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{※8} B. 1 当直課長は、「モード3」にする。	6時間 12時間	設定値及び機能を確認する。	定期事業者検査時	保修課長	減少率高	定格出力の-8%ステップ以上	モード1 及び2	4 ^{※7}	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{※8} B. 1 当直課長は、「モード3」にする。	6時間 12時間	設定値及び機能を確認する。	定期事業者検査時	保修課長	5. 中性子束高 (中間領域)	増加率高	定格出力の30%以下	モード1 (b) 及び2 (c)	2 ^{※9}	A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A. 1 当直課長は、P-6未満にする。 又は A. 2 当直課長は、P-10以上にする。	2時間 2時間	設定値及び機能を確認する。	定期事業者検査時	保修課長	B. 2 チャンネルが動作不能である場合	B. 1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作及び制御棒の引き抜き操作を全て中止する。 及び B. 2 当直課長は、P-6未満にする。	速やかに	動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直課長	減少率高	定格出力の-8%ステップ以上	モード2 (d)	2	A. 1 又は2チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	2時間 P-6を超えるまでに			
機 能	設 定 値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合 ^{※2}			確認事項																																																																					
	1号炉及び2号炉	2号炉			条件	措 置	完了時間	項目	頻 度	担 当																																																																			
4. 出力領域中性子束変化率高	増加率高	定格出力の11%ステップ以下	モード1 及び2	4 ^{※7}	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{※8} B. 1 当直課長は、「モード3」にする。	6時間 12時間	設定値及び機能を確認する。	定期事業者検査時	保修課長																																																																			
	減少率高	定格出力の-8%ステップ以上	モード1 及び2	4 ^{※7}	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{※8} B. 1 当直課長は、「モード3」にする。	6時間 12時間	設定値及び機能を確認する。	定期事業者検査時	保修課長																																																																			
5. 中性子束高 (中間領域)	増加率高	定格出力の30%以下	モード1 (b) 及び2 (c)	2 ^{※9}	A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A. 1 当直課長は、P-6未満にする。 又は A. 2 当直課長は、P-10以上にする。	2時間 2時間	設定値及び機能を確認する。	定期事業者検査時	保修課長																																																																			
		B. 2 チャンネルが動作不能である場合		B. 1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作及び制御棒の引き抜き操作を全て中止する。 及び B. 2 当直課長は、P-6未満にする。	速やかに	動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直課長																																																																					
	減少率高	定格出力の-8%ステップ以上	モード2 (d)	2	A. 1 又は2チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	2時間 P-6を超えるまでに																																																																						
<p>※9 :制御棒引抜き阻止の設定又は中間領域中性子束高トリップ設定点の設定時においては、残りのチャンネルが動作可能であることを条件に、2時間に限り、1チャンネルをバイパスすることができる。 この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。</p>																																																																													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">機 能</th> <th colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">設 定 値</th> <th rowspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">適用モード</th> <th rowspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">所要チャンネル・系統数</th> <th colspan="3" style="text-align: center; padding: 5px;">所要チャンネル・系統数を満足できない場合^{※2}</th> <th colspan="3" style="text-align: center; padding: 5px;">確認事項</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">1号炉及び2号炉</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">2号炉</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">条件</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">措 置</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">完了時間</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">項目</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">頻 度</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">4. 出力領域中性子束変化率高</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">増加率高</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">定格出力の11%ステップ以下</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">モード1 及び2</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">4^{※7}</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。^{※8} B. 1 当直課長は、「モード3」にする。</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">6時間 12時間</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">設定値確認及び機能検査を実施する。</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">定期検査時</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">保修課長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">減少率高</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">定格出力の-8%ステップ以上</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">モード1 及び2</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">4^{※7}</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。^{※8} B. 1 当直課長は、「モード3」にする。</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">6時間 12時間</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">設定値確認及び機能検査を実施する。</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">定期検査時</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">保修課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; padding: 5px;">5. 中性子束高 (中間領域)</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; padding: 2px;">増加率高</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">定格出力の30%以下</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; padding: 2px;">モード1 (b) 及び2 (c)</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">2^{※9}</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">A. 1 チャンネルが動作不能である場合</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">A. 1 当直課長は、P-6未満にする。 又は A. 2 当直課長は、P-10以上にする。</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">2時間 2時間</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">設定値確認及び機能検査を実施する。</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">定期検査時</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">保修課長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">B. 2 チャンネルが動作不能である場合</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">B. 1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作及び制御棒の引き抜き操作を全て中止する。 及び B. 2 当直課長は、P-6未満にする。</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">速やかに</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">動作不能でないことを指示値により確認する。</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">1日に1回</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">当直課長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">減少率高</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">定格出力の-8%ステップ以上</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">モード2 (d)</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">2</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">A. 1 又は2チャンネルが動作不能である場合</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">2時間 P-6を超えるまでに</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;"></td> <td style="text-align: center; padding: 2px;"></td> <td style="text-align: center; padding: 2px;"></td> </tr> </tbody> </table>											機 能	設 定 値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合 ^{※2}			確認事項			1号炉及び2号炉	2号炉	条件	措 置	完了時間	項目	頻 度	担 当	4. 出力領域中性子束変化率高	増加率高	定格出力の11%ステップ以下	モード1 及び2	4 ^{※7}	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{※8} B. 1 当直課長は、「モード3」にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	減少率高	定格出力の-8%ステップ以上	モード1 及び2	4 ^{※7}	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{※8} B. 1 当直課長は、「モード3」にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	5. 中性子束高 (中間領域)	増加率高	定格出力の30%以下	モード1 (b) 及び2 (c)	2 ^{※9}	A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A. 1 当直課長は、P-6未満にする。 又は A. 2 当直課長は、P-10以上にする。	2時間 2時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	B. 2 チャンネルが動作不能である場合	B. 1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作及び制御棒の引き抜き操作を全て中止する。 及び B. 2 当直課長は、P-6未満にする。	速やかに	動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直課長	減少率高	定格出力の-8%ステップ以上	モード2 (d)	2	A. 1 又は2チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	2時間 P-6を超えるまでに			
機 能	設 定 値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合 ^{※2}			確認事項																																																																					
	1号炉及び2号炉	2号炉			条件	措 置	完了時間	項目	頻 度	担 当																																																																			
4. 出力領域中性子束変化率高	増加率高	定格出力の11%ステップ以下	モード1 及び2	4 ^{※7}	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{※8} B. 1 当直課長は、「モード3」にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																																																			
	減少率高	定格出力の-8%ステップ以上	モード1 及び2	4 ^{※7}	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{※8} B. 1 当直課長は、「モード3」にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																																																			
5. 中性子束高 (中間領域)	増加率高	定格出力の30%以下	モード1 (b) 及び2 (c)	2 ^{※9}	A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A. 1 当直課長は、P-6未満にする。 又は A. 2 当直課長は、P-10以上にする。	2時間 2時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																																																			
		B. 2 チャンネルが動作不能である場合		B. 1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作及び制御棒の引き抜き操作を全て中止する。 及び B. 2 当直課長は、P-6未満にする。	速やかに	動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直課長																																																																					
	減少率高	定格出力の-8%ステップ以上	モード2 (d)	2	A. 1 又は2チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	2時間 P-6を超えるまでに																																																																						
<p>※9 :制御棒引抜き阻止の設定又は中間領域中性子束高トリップ設定点の設定時においては、残りのチャンネルが動作可能であることを条件に、2時間に限り、1チャンネルをバイパスすることができる。 この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。</p>																																																																													

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

備 考																																																																							
変 更 後	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (第2項に定めるLCOを満足しているかどうかの確認行為は検査ではないことから「検査」を「確認」に変更)</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則の改正に伴い「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)</p>																																																																						
変 更 前	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機 能</th> <th rowspan="2">設 定 値</th> <th rowspan="2">適用モード</th> <th rowspan="2">所要チャンネル・系統数</th> <th colspan="3">所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置^{*2}</th> <th colspan="3">確認事項</th> </tr> <tr> <th>条件</th> <th>措 置</th> <th>完了時間</th> <th>項目</th> <th>頻 度</th> <th>指 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">6. 中性子束高 (中性子源領域)</td> <td rowspan="3">2×10^5 cps 以下</td> <td rowspan="3">モード2 (d)</td> <td rowspan="3">2^{310}</td> <td>A. 1 チャンネルが動作不能である場合</td> <td>A. 1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作及び制御棒の引き抜き操作を全て中止する。</td> <td>速やかに</td> <td rowspan="3">設定値及び機能を確認する。 動作不能でないことを指示値により確認する。</td> <td rowspan="3">定期検査時 1日に1回</td> <td rowspan="3">当直課長 保修課長</td> </tr> <tr> <td>B. 2 チャンネルが動作不能である場合</td> <td>B. 1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>C. 1 チャンネルが動作不能である場合</td> <td>A. 1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>48時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="3"></td> <td rowspan="3">2×10^5 cps 以下</td> <td rowspan="3">モード3 (a)、 4 (a)及び 5 (a)</td> <td rowspan="3">2^{310}</td> <td>C. 2 チャンネルが動作不能である場合</td> <td>B. 1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>A. 全てのチャンネルが動作不能である場合</td> <td>C. 1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A. 1 当直課長は、停止余裕が第19条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。 及び A. 2 当直課長は、停止余裕が第19条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。</td> <td>2時間 その後の12時間に1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="3"></td> <td rowspan="3">2×10^5 cps 以下</td> <td rowspan="3">モード3 (e)、 4 (e)及び 5 (e)</td> <td rowspan="3">1 (監視機能のみ)</td> <td>A. 全てのチャンネルが動作不能である場合</td> <td>A. 1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。</td> <td>速やかに</td> <td rowspan="3">設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。</td> <td rowspan="3">定期検査時 1日に1回</td> <td rowspan="3">当直課長 保修課長</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B. 1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>C. 1 チャンネルが動作不能である場合</td> <td>C. 1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>*10 : 「中間領域中性子束高」2チャンネルが動作可能であることを条件に、P-6リセット時においては、2チャンネルをバイパスすることができる。 この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。</p> <p>*11 : 「中性子源領域停止時中性子束高」の警報を設定する場合は、残りのチャンネルが動作可能であることを条件に、2時間に限り、1チャンネルをバイパスすることができる。 この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。</p>										機 能	設 定 値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{*2}			確認事項			条件	措 置	完了時間	項目	頻 度	指 当	6. 中性子束高 (中性子源領域)	2×10^5 cps 以下	モード2 (d)	2^{310}	A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A. 1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作及び制御棒の引き抜き操作を全て中止する。	速やかに	設定値及び機能を確認する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	当直課長 保修課長	B. 2 チャンネルが動作不能である場合	B. 1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。	速やかに	C. 1 チャンネルが動作不能である場合	A. 1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	48時間		2×10^5 cps 以下	モード3 (a)、 4 (a)及び 5 (a)	2^{310}	C. 2 チャンネルが動作不能である場合	B. 1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。	1時間	A. 全てのチャンネルが動作不能である場合	C. 1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。	速やかに	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 当直課長は、停止余裕が第19条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。 及び A. 2 当直課長は、停止余裕が第19条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	2時間 その後の12時間に1回		2×10^5 cps 以下	モード3 (e)、 4 (e)及び 5 (e)	1 (監視機能のみ)	A. 全てのチャンネルが動作不能である場合	A. 1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	当直課長 保修課長	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。	速やかに	C. 1 チャンネルが動作不能である場合	C. 1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。	速やかに
機 能	設 定 値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{*2}			確認事項																																																																
				条件	措 置	完了時間	項目	頻 度	指 当																																																														
6. 中性子束高 (中性子源領域)	2×10^5 cps 以下	モード2 (d)	2^{310}	A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A. 1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作及び制御棒の引き抜き操作を全て中止する。	速やかに	設定値及び機能を確認する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	当直課長 保修課長																																																														
				B. 2 チャンネルが動作不能である場合	B. 1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。	速やかに																																																																	
				C. 1 チャンネルが動作不能である場合	A. 1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	48時間																																																																	
	2×10^5 cps 以下	モード3 (a)、 4 (a)及び 5 (a)	2^{310}	C. 2 チャンネルが動作不能である場合	B. 1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。	1時間																																																																	
				A. 全てのチャンネルが動作不能である場合	C. 1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。	速やかに																																																																	
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 当直課長は、停止余裕が第19条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。 及び A. 2 当直課長は、停止余裕が第19条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	2時間 その後の12時間に1回																																																																	
	2×10^5 cps 以下	モード3 (e)、 4 (e)及び 5 (e)	1 (監視機能のみ)	A. 全てのチャンネルが動作不能である場合	A. 1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	当直課長 保修課長																																																														
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。	速やかに																																																																	
				C. 1 チャンネルが動作不能である場合	C. 1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。	速やかに																																																																	

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

備 考																																																												
変 更 後																																																												
変 更 前																																																												
<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (第2項に定めるLCOを満足しているかどうかの確認行為は検査ではないことから「検査」を「確認」に変更)</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則の改正に伴い「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)</p>																																																												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機 能</th><th rowspan="2">設 定 値</th><th rowspan="2">適用モード</th><th rowspan="2">所要チャンネル・系統数</th><th colspan="3">所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置^{※2}</th><th colspan="3">確認事項</th></tr> <tr> <th>条件</th><th>措 置</th><th>完了時間</th><th>項目</th><th>頻 度</th><th>担 当</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">6. 中性子束高 (中性子源領域)</td><td rowspan="2">2×10^8 cps 以下</td><td rowspan="2">モード6 (j)</td><td rowspan="2">1 (監視機能のみ)</td><td>A. 全てのチャンネルが動作不能である場合</td><td>A. 1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 及び A. 2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が第79条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。</td><td>速やかに 4時間 その後の12時間に1回</td><td>設定値及び機能を確認する。</td><td>定期事業者検査時</td><td>当直課長</td></tr> <tr> <td>A. 1 チャンネルが動作不能である場合</td><td>A. 1 保修課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する^{※12} ^{※13}。 及び A. 2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が第79条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。</td><td>速やかに</td><td>動作不能でないことを指示値により確認する。</td><td>1日に1回</td><td>当直課長</td></tr> <tr> <td rowspan="2"></td><td rowspan="5"></td><td rowspan="2">モード6 (k)</td><td rowspan="5">2 (監視機能のみ)</td><td>B. 2 チャンネルが動作不能である場合</td><td>B. 1 保修課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する^{※12} ^{※14}。 及び B. 2 保修課長は、1チャンネルを動作可能な状態にする措置を開始する。 及び B. 3 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 及び B. 4 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が第79条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。</td><td>速やかに 速やかに 速やかに 4時間 その後の12時間に1回</td><td>定期事業者検査時</td><td>1日に1回</td><td>当直課長</td></tr> <tr> <td>B. 2 チャンネルが動作不能である場合</td><td>B. 1 保修課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する^{※12} ^{※13}。 及び B. 2 保修課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 及び B. 3 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が第79条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。</td><td>速やかに 速やかに 速やかに 4時間 その後の12時間に1回</td><td>動作不能でないことを指示値により確認する。</td><td>1日に1回</td><td>当直課長</td></tr> </tbody> </table>											機 能	設 定 値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項			条件	措 置	完了時間	項目	頻 度	担 当	6. 中性子束高 (中性子源領域)	2×10^8 cps 以下	モード6 (j)	1 (監視機能のみ)	A. 全てのチャンネルが動作不能である場合	A. 1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 及び A. 2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が第79条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	速やかに 4時間 その後の12時間に1回	設定値及び機能を確認する。	定期事業者検査時	当直課長	A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保修課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する ^{※12} ^{※13} 。 及び A. 2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が第79条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	速やかに	動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直課長			モード6 (k)	2 (監視機能のみ)	B. 2 チャンネルが動作不能である場合	B. 1 保修課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する ^{※12} ^{※14} 。 及び B. 2 保修課長は、1チャンネルを動作可能な状態にする措置を開始する。 及び B. 3 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 及び B. 4 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が第79条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	速やかに 速やかに 速やかに 4時間 その後の12時間に1回	定期事業者検査時	1日に1回	当直課長	B. 2 チャンネルが動作不能である場合	B. 1 保修課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する ^{※12} ^{※13} 。 及び B. 2 保修課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 及び B. 3 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が第79条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	速やかに 速やかに 速やかに 4時間 その後の12時間に1回	動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直課長
機 能	設 定 値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項																																																					
				条件	措 置	完了時間	項目	頻 度	担 当																																																			
6. 中性子束高 (中性子源領域)	2×10^8 cps 以下	モード6 (j)	1 (監視機能のみ)	A. 全てのチャンネルが動作不能である場合	A. 1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 及び A. 2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が第79条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	速やかに 4時間 その後の12時間に1回	設定値及び機能を確認する。	定期事業者検査時	当直課長																																																			
				A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保修課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する ^{※12} ^{※13} 。 及び A. 2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が第79条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	速やかに	動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直課長																																																			
		モード6 (k)	2 (監視機能のみ)	B. 2 チャンネルが動作不能である場合	B. 1 保修課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する ^{※12} ^{※14} 。 及び B. 2 保修課長は、1チャンネルを動作可能な状態にする措置を開始する。 及び B. 3 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 及び B. 4 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が第79条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	速やかに 速やかに 速やかに 4時間 その後の12時間に1回	定期事業者検査時	1日に1回	当直課長																																																			
				B. 2 チャンネルが動作不能である場合	B. 1 保修課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する ^{※12} ^{※13} 。 及び B. 2 保修課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 及び B. 3 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が第79条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	速やかに 速やかに 速やかに 4時間 その後の12時間に1回	動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直課長																																																			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機 能</th><th rowspan="2">設 定 値</th><th rowspan="2">適用モード</th><th rowspan="2">所要チャンネル・系統数</th><th colspan="3">所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置^{※2}</th><th colspan="3">確認事項</th></tr> <tr> <th>条件</th><th>措 置</th><th>完了時間</th><th>項目</th><th>頻 度</th><th>担 当</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">6. 中性子束高 (中性子源領域)</td><td rowspan="2">2×10^8 cps 以下</td><td rowspan="2">モード6 (j)</td><td rowspan="2">1 (監視機能のみ)</td><td>A. 全てのチャンネルが動作不能である場合</td><td>A. 1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 及び A. 2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が第79条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。</td><td>速やかに 4時間 その後の12時間に1回</td><td>設定値確認及び機能検査を実施する。</td><td>定期検査時</td><td>当直課長</td></tr> <tr> <td>A. 1 チャンネルが動作不能である場合</td><td>A. 1 保修課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する^{※12} ^{※13}。 及び A. 2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が第79条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。</td><td>速やかに</td><td>動作不能でないことを指示値により確認する。</td><td>1日に1回</td><td>当直課長</td></tr> <tr> <td rowspan="2"></td><td rowspan="4"></td><td rowspan="2">モード6 (k)</td><td rowspan="4">2 (監視機能のみ)</td><td>B. 2 チャンネルが動作不能である場合</td><td>B. 1 保修課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する^{※12} ^{※14}。 及び B. 2 保修課長は、1チャンネルを動作可能な状態にする措置を開始する。 及び B. 3 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が第79条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。 及び B. 4 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が第79条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。</td><td>速やかに 速やかに 速やかに 4時間 その後の12時間に1回</td><td>定期検査時</td><td>1日に1回</td><td>当直課長</td></tr> <tr> <td>B. 2 チャンネルが動作不能である場合</td><td>B. 1 保修課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する^{※12} ^{※13}。 及び B. 2 保修課長は、1次冷却材中のほう素濃度が第79条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。</td><td>速やかに 速やかに 速やかに 4時間 その後の12時間に1回</td><td>動作不能でないことを指示値により確認する。</td><td>1日に1回</td><td>当直課長</td></tr> </tbody> </table>											機 能	設 定 値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項			条件	措 置	完了時間	項目	頻 度	担 当	6. 中性子束高 (中性子源領域)	2×10^8 cps 以下	モード6 (j)	1 (監視機能のみ)	A. 全てのチャンネルが動作不能である場合	A. 1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 及び A. 2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が第79条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	速やかに 4時間 その後の12時間に1回	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	当直課長	A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保修課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する ^{※12} ^{※13} 。 及び A. 2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が第79条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	速やかに	動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直課長			モード6 (k)	2 (監視機能のみ)	B. 2 チャンネルが動作不能である場合	B. 1 保修課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する ^{※12} ^{※14} 。 及び B. 2 保修課長は、1チャンネルを動作可能な状態にする措置を開始する。 及び B. 3 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が第79条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。 及び B. 4 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が第79条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	速やかに 速やかに 速やかに 4時間 その後の12時間に1回	定期検査時	1日に1回	当直課長	B. 2 チャンネルが動作不能である場合	B. 1 保修課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する ^{※12} ^{※13} 。 及び B. 2 保修課長は、1次冷却材中のほう素濃度が第79条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	速やかに 速やかに 速やかに 4時間 その後の12時間に1回	動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直課長
機 能	設 定 値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項																																																					
				条件	措 置	完了時間	項目	頻 度	担 当																																																			
6. 中性子束高 (中性子源領域)	2×10^8 cps 以下	モード6 (j)	1 (監視機能のみ)	A. 全てのチャンネルが動作不能である場合	A. 1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 及び A. 2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が第79条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	速やかに 4時間 その後の12時間に1回	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	当直課長																																																			
				A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保修課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する ^{※12} ^{※13} 。 及び A. 2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が第79条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	速やかに	動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直課長																																																			
		モード6 (k)	2 (監視機能のみ)	B. 2 チャンネルが動作不能である場合	B. 1 保修課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する ^{※12} ^{※14} 。 及び B. 2 保修課長は、1チャンネルを動作可能な状態にする措置を開始する。 及び B. 3 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が第79条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。 及び B. 4 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が第79条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	速やかに 速やかに 速やかに 4時間 その後の12時間に1回	定期検査時	1日に1回	当直課長																																																			
				B. 2 チャンネルが動作不能である場合	B. 1 保修課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する ^{※12} ^{※13} 。 及び B. 2 保修課長は、1次冷却材中のほう素濃度が第79条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	速やかに 速やかに 速やかに 4時間 その後の12時間に1回	動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直課長																																																			

※12: 移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

※13: A.2 の措置を完了し、かつ、1次冷却材中のほう素濃度が第79条で定める運転上の制限を満足していることを1日に1回確認することで、燃料の取出作業を行うことができる。

※14: B.3 の措置を完了し、かつ、1次冷却材中のほう素濃度が第79条で定める運転上の制限を満足していることを12時間に1回確認することで、燃料の取出作業を行うことができる。

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

備考		原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (第2項に定めるLCOを満足しているかどうかの確認行為は検査ではないことから、「検査」を「確認」に変更) 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則の改正に伴い「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)											
変更後		機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項				
変更前			1号炉及び2号炉			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当		
			7. 1次冷却材可変温度高過大温度△T高			第34条の設定範囲内	モード1及び2	4※15	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	6時間 12時間	伊内外核計装照合校正を実施する。 伊内外出力分布測定結果と軸方向中性子束出力偏差の差を比較する。比較差が±3%を超える場合は、伊内外核計装照合校正を実施する。 設定値及び機能を確認する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	燃料取替後、原子炉熱出力が70%以上となって48時間以内に1回 1か月に1回 定期事業者検査時 1日に1回	保修課長及び技術課長 保修課長及び技術課長 保修課長 当直課長
		機能	8. 1次冷却材可変温度高過大出力△T高			第34条の設定範囲内	モード1及び2	4※15	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	6時間 12時間	伊内外核計装照合校正を実施する。 伊内外出力分布測定結果と軸方向中性子束出力偏差の差を比較する。比較差が±3%を超える場合は、伊内外核計装照合校正を実施する。 設定値及び機能を確認する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	燃料取替後、原子炉熱出力が70%以上となって48時間以内に1回 1か月に1回 定期事業者検査時 1日に1回	保修課長及び技術課長 保修課長及び技術課長 保修課長 当直課長
			9. 原子炉圧力低			12.73 MPa[gage]以上	モード1(f)	4※15	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	6時間 12時間	伊内外核計装照合校正を実施する。 設定値及び機能を確認する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期事業者検査時 1日に1回	保修課長 当直課長
			※15: 当該計測及び制御設備に期待されている機能が達成されている状態を確認するための点検時においては、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない(以下、本条において同じ)。										

備考		原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (第2項に定めるLCOを満足しているかどうかの確認行為は検査ではないことから、「検査」を「確認」に変更) 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則の改正に伴い「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)											
変更後		機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項				
変更前			1号炉及び2号炉			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当		
			7. 1次冷却材可変温度高過大温度△T高			第34条の設定範囲内	モード1及び2	4※15	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	6時間 12時間	伊内外核計装照合校正を実施する。 伊内外出力分布測定結果と軸方向中性子束出力偏差の差を比較する。比較差が±3%を超える場合は、伊内外核計装照合校正を実施する。 設定値及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	燃料取替後、原子炉熱出力が70%以上となって48時間以内に1回 1か月に1回 定期検査時 1日に1回	保修課長及び技術課長 保修課長及び技術課長 保修課長 当直課長
		機能	8. 1次冷却材可変温度高過大出力△T高			第34条の設定範囲内	モード1及び2	4※15	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	6時間 12時間	伊内外核計装照合校正を実施する。 伊内外出力分布測定結果と軸方向中性子束出力偏差の差を比較する。比較差が±3%を超える場合は、伊内外核計装照合校正を実施する。 設定値及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	燃料取替後、原子炉熱出力が70%以上となって48時間以内に1回 1か月に1回 定期検査時 1日に1回	保修課長及び技術課長 保修課長及び技術課長 保修課長 当直課長
			9. 原子炉圧力低			12.73 MPa[gage]以上	モード1(f)	4※15	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	6時間 12時間	伊内外核計装照合校正を実施する。 設定値及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	保修課長 当直課長
			※15: 当該計測及び制御設備に期待されている機能が達成されている状態を確認するための点検時においては、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない(以下、本条において同じ)。										

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

備考	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (第2項に定めるかぎりかの確認を満足しているかはなしにとから行為は検査ではないことから「検査」を「確認」に変更)								
	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (適用基規則の改正に伴い、「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)								
機能		設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2	確認事項			
1号炉及び2号炉					条件	措置	完了時間	項目	
10. 原子炉圧力高		16.61 MPa[gage]以下	モード1及び2	4※15	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行なうことができる。 B.1 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間	設定値及び機能を確認する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	
11. 加圧器水位高		計器スパンの94%以下	モード1(f)	4※15	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行なうことができる。 B.1 当直課長は、P-7未満にする。	6時間 12時間	設定値及び機能を確認する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	
12. 1次冷却材流量喪失 1次冷却材流量低	1ループ	定格流量の87%以上	モード1(g)	1ループ 当たり 4※15	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行なうことができる。 B.1 当直課長は、P-8未満にする。	6時間 12時間	設定値及び機能を確認する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	
		定格流量の87%以上	モード1(h)	1ループ 当たり 4※15	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行なうことができる。 B.1 当直課長は、P-7未満にする。	6時間 12時間	設定値及び機能を確認する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	
13. 1次冷却材流量喪失 1次冷却材ポンプ電源電圧低		定格電圧の65%以上	モード1(f)	1母線当たり 3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B.1 当直課長は、P-7未満にする。	6時間 12時間	設定値及び機能を確認する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	
14. 1次冷却材流量喪失 1次冷却材ポンプ電源周波数低		57 Hz以上	モード1(f)	1母線当たり 3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B.1 当直課長は、P-7未満にする。	6時間 12時間	設定値及び機能を確認する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	
機能		設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2	確認事項			
1号炉及び2号炉					条件	措置	完了時間	項目	
10. 原子炉圧力高		16.61 MPa[gage]以下	モード1及び2	4※15	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行なうことができる。 B.1 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	
11. 加圧器水位高		計器スパンの94%以下	モード1(f)	4※15	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行なうことができる。 B.1 当直課長は、P-7未満にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	
12. 1次冷却材流量喪失 1次冷却材流量低	1ループ	定格流量の87%以上	モード1(g)	1ループ 当たり 4※15	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行なうことができる。 B.1 当直課長は、P-8未満にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	
		定格流量の87%以上	モード1(h)	1ループ 当たり 4※15	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行なうことができる。 B.1 当直課長は、P-7未満にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	
13. 1次冷却材流量喪失 1次冷却材ポンプ電源電圧低		定格電圧の65%以上	モード1(f)	1母線当たり 3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B.1 当直課長は、P-7未満にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	
14. 1次冷却材流量喪失 1次冷却材ポンプ電源周波数低		57 Hz以上	モード1(f)	1母線当たり 3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B.1 当直課長は、P-7未満にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

備考										
変更後										
変更前										
<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (第2項に定めるLCOを満足しているかどうかの確認行為は検査ではないことから「検査」を「確認」に変更)</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則の改正に伴い「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)</p>										
機能		設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項		
1号炉及び2号炉		1号炉及び2号炉	モード1(g)	1次冷却材ポンプ1台当たり1	A. 1チャンネルが動作不能である場合	6時間	機能を確認する。	定期事業者検査時	保修課長	当直課長
15. 1次冷却材ポンプしゃ断器開		1台 開	モード1(h)	1次冷却材ポンプ1台当たり1	A. 1チャンネルが動作不能である場合	6時間	機能を確認する。	定期事業者検査時	保修課長	当直課長
16. 蒸気流量一給水流量差と蒸気発生器水位低の一致		蒸気一給水流量差	873 t/h以下	モード1及び2	A. 1チャンネルが動作不能である場合	6時間	機能を確認する。	定期事業者検査時	保修課長	当直課長
17. 蒸気発生器水位異常低		計器スパンの11%以上	モード1及び2	1基当たり4※15	A. 1チャンネルが動作不能である場合	6時間	機能を確認する。	定期事業者検査時	保修課長	当直課長
機能		設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項		
1号炉及び2号炉		1号炉及び2号炉	モード1(g)	1次冷却材ポンプ1台当たり1	A. 1チャンネルが動作不能である場合	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	当直課長
15. 1次冷却材ポンプしゃ断器開		1台 開	モード1(h)	1次冷却材ポンプ1台当たり1	A. 1チャンネルが動作不能である場合	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	当直課長
16. 蒸気流量一給水流量差と蒸気発生器水位低の一一致		蒸気一給水流量差	873 t/h以下	モード1及び2	A. 1チャンネルが動作不能である場合	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	当直課長
17. 蒸気発生器水位異常低		計器スパンの11%以上	モード1及び2	1基当たり4※15	A. 1チャンネルが動作不能である場合	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	当直課長

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

考 備		原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (第2項に定めるLCOを満足しているかどうかの確認行為は検査ではないことから「検査」を「確認」に変更) 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則の改正に伴い「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)																																																																				
変 更 後		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機能</th><th rowspan="2">設 定 値</th><th rowspan="2">適用モード</th><th rowspan="2">所要チャンネル・系統数</th><th colspan="3">所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2</th><th colspan="2">確認事項</th></tr> <tr> <th>条件</th><th>措 置</th><th>完了時間</th><th>項目</th><th>頻 度</th><th>担当</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">18. ターピントリップ</td><td rowspan="2">非常しき 断油圧低</td><td rowspan="2">6.4 MPa[gage]以上 1号炉及び2号炉</td><td rowspan="2">モード1(f)</td><td rowspan="2">4※15</td><td>A. 1 チャンネルが動作不能である場合</td><td>A. 1 保険課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行なうことができる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>6時間 12時間</td><td rowspan="2">設定値及び機能を確認する。 当直課長は、P-7未満にする。</td><td rowspan="2">定期事業者検査時</td><td rowspan="2">保修課長</td></tr> <tr> <td></td><td>B.1 当直課長は、P-7未満にする。</td><td>12時間</td></tr> <tr> <td rowspan="2">19. 非常用炉心冷却系作動</td><td rowspan="2">主蒸気止 め弁全閉</td><td rowspan="2">—</td><td rowspan="2">モード1(f)</td><td rowspan="2">4</td><td>A. 1 チャンネルが動作不能である場合</td><td>A. 1 保険課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。</td><td>6時間</td><td rowspan="2">機能を確認する。 当直課長は、P-7未満にする。</td><td rowspan="2">定期事業者検査時</td><td rowspan="2">保修課長</td></tr> <tr> <td></td><td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>12時間</td></tr> <tr> <td rowspan="2">20. 地震加速度高</td><td rowspan="2">水平方向</td><td>原子炉補助建屋 1階床 (EL. 13.3 m) 260 Gal 以下</td><td rowspan="2">モード1及び 2</td><td rowspan="2">4※15</td><td>A. 1 チャンネルが動作不能である場合</td><td>A. 1 保険課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行なうことができる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>6時間 12時間</td><td rowspan="2">設定値及び機能を確認する。 当直課長は、モード3にする。</td><td rowspan="2">定期事業者検査時</td><td rowspan="2">保修課長</td></tr> <tr> <td>原子炉補助建屋 地下5階床 (EL. -21.0 m) 160 Gal 以下</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="2">船直方向</td><td rowspan="2"></td><td>原子炉補助建屋 地下5階床 (EL. -21.0 m) 80 Gal 以下</td><td rowspan="2">モード1及び 2</td><td rowspan="2">4※15</td><td>A. 1 チャンネルが動作不能である場合</td><td>A. 1 保険課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行なうことができる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>6時間 12時間</td><td rowspan="2">当直課長は、モード3にする。</td><td rowspan="2">定期事業者検査時</td><td rowspan="2">保修課長</td></tr> </tbody> </table>		機能	設 定 値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項		条件	措 置	完了時間	項目	頻 度	担当	18. ターピントリップ	非常しき 断油圧低	6.4 MPa[gage]以上 1号炉及び2号炉	モード1(f)	4※15	A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保険課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行なうことができる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	6時間 12時間	設定値及び機能を確認する。 当直課長は、P-7未満にする。	定期事業者検査時	保修課長		B.1 当直課長は、P-7未満にする。	12時間	19. 非常用炉心冷却系作動	主蒸気止 め弁全閉	—	モード1(f)	4	A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保険課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	機能を確認する。 当直課長は、P-7未満にする。	定期事業者検査時	保修課長		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	12時間	20. 地震加速度高	水平方向	原子炉補助建屋 1階床 (EL. 13.3 m) 260 Gal 以下	モード1及び 2	4※15	A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保険課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行なうことができる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	6時間 12時間	設定値及び機能を確認する。 当直課長は、モード3にする。	定期事業者検査時	保修課長	原子炉補助建屋 地下5階床 (EL. -21.0 m) 160 Gal 以下		船直方向		原子炉補助建屋 地下5階床 (EL. -21.0 m) 80 Gal 以下	モード1及び 2	4※15	A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保険課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行なうことができる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	6時間 12時間	当直課長は、モード3にする。	定期事業者検査時	保修課長
機能	設 定 値	適用モード	所要チャンネル・系統数					所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項																																																											
				条件	措 置	完了時間	項目	頻 度	担当																																																													
18. ターピントリップ	非常しき 断油圧低	6.4 MPa[gage]以上 1号炉及び2号炉	モード1(f)	4※15	A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保険課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行なうことができる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	6時間 12時間	設定値及び機能を確認する。 当直課長は、P-7未満にする。	定期事業者検査時	保修課長																																																												
						B.1 当直課長は、P-7未満にする。	12時間																																																															
19. 非常用炉心冷却系作動	主蒸気止 め弁全閉	—	モード1(f)	4	A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保険課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	機能を確認する。 当直課長は、P-7未満にする。	定期事業者検査時	保修課長																																																												
						B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	12時間																																																															
20. 地震加速度高	水平方向	原子炉補助建屋 1階床 (EL. 13.3 m) 260 Gal 以下	モード1及び 2	4※15	A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保険課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行なうことができる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	6時間 12時間	設定値及び機能を確認する。 当直課長は、モード3にする。	定期事業者検査時	保修課長																																																												
		原子炉補助建屋 地下5階床 (EL. -21.0 m) 160 Gal 以下																																																																				
船直方向		原子炉補助建屋 地下5階床 (EL. -21.0 m) 80 Gal 以下	モード1及び 2	4※15	A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保険課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行なうことができる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	6時間 12時間	当直課長は、モード3にする。	定期事業者検査時	保修課長																																																												
		変 更 前			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機能</th><th rowspan="2">設 定 値</th><th rowspan="2">適用モード</th><th rowspan="2">所要チャンネル・系統数</th><th colspan="3">所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2</th><th colspan="2">確認事項</th></tr> <tr> <th>条件</th><th>措 置</th><th>完了時間</th><th>項目</th><th>頻 度</th><th>担当</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">18. ターピントリップ</td><td rowspan="2">非常しき 断油圧低</td><td rowspan="2">6.4 MPa[gage]以上 1号炉及び2号炉</td><td rowspan="2">モード1(f)</td><td rowspan="2">4※15</td><td>A. 1 チャンネルが動作不能である場合</td><td>A. 1 保険課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行なうことができる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>6時間 12時間</td><td rowspan="2">設定値確認及び機能検査を実施する。</td><td rowspan="2">定期検査時</td><td rowspan="2">保修課長</td></tr> <tr> <td></td><td>B.1 当直課長は、P-7未満にする。</td><td>12時間</td></tr> <tr> <td rowspan="2">19. 非常用炉心冷却系作動</td><td rowspan="2">主蒸気止 め弁全閉</td><td rowspan="2">—</td><td rowspan="2">モード1(f)</td><td rowspan="2">4</td><td>A. 1 チャンネルが動作不能である場合</td><td>A. 1 保険課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。</td><td>6時間</td><td rowspan="2">機能検査を実施する。</td><td rowspan="2">定期検査時</td><td rowspan="2">保修課長</td></tr> <tr> <td></td><td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>12時間</td></tr> <tr> <td rowspan="2">20. 地震加速度高</td><td rowspan="2">水平方向</td><td>原子炉補助建屋 1階床 (EL. 13.3 m) 260 Gal 以下</td><td rowspan="2">モード1及び 2</td><td rowspan="2">4※15</td><td>A. 1 チャンネルが動作不能である場合</td><td>A. 1 保険課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行なうことができる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>6時間 12時間</td><td rowspan="2">設定値確認及び機能検査を実施する。</td><td rowspan="2">定期検査時</td><td rowspan="2">保修課長</td></tr> <tr> <td>原子炉補助建屋 地下5階床 (EL. -21.0 m) 160 Gal 以下</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="2">船直方向</td><td rowspan="2"></td><td>原子炉補助建屋 地下5階床 (EL. -21.0 m) 80 Gal 以下</td><td rowspan="2">モード1及び 2</td><td rowspan="2">4※15</td><td>A. 1 チャンネルが動作不能である場合</td><td>A. 1 保険課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行なうことができる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>6時間 12時間</td><td rowspan="2">当直課長は、モード3にする。</td><td rowspan="2">定期検査時</td><td rowspan="2">保修課長</td></tr> </tbody> </table>		機能				設 定 値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項		条件	措 置	完了時間	項目	頻 度	担当	18. ターピントリップ	非常しき 断油圧低	6.4 MPa[gage]以上 1号炉及び2号炉	モード1(f)	4※15	A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保険課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行なうことができる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長		B.1 当直課長は、P-7未満にする。	12時間	19. 非常用炉心冷却系作動	主蒸気止 め弁全閉	—	モード1(f)	4	A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保険課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	12時間	20. 地震加速度高	水平方向	原子炉補助建屋 1階床 (EL. 13.3 m) 260 Gal 以下	モード1及び 2	4※15	A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保険課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行なうことができる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	原子炉補助建屋 地下5階床 (EL. -21.0 m) 160 Gal 以下		船直方向		原子炉補助建屋 地下5階床 (EL. -21.0 m) 80 Gal 以下	モード1及び 2	4※15
機能	設 定 値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2				確認事項																																																														
				条件	措 置	完了時間	項目	頻 度	担当																																																													
18. ターピントリップ	非常しき 断油圧低	6.4 MPa[gage]以上 1号炉及び2号炉	モード1(f)	4※15	A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保険課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行なうことができる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																																												
						B.1 当直課長は、P-7未満にする。	12時間																																																															
19. 非常用炉心冷却系作動	主蒸気止 め弁全閉	—	モード1(f)	4	A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保険課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																																												
						B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	12時間																																																															
20. 地震加速度高	水平方向	原子炉補助建屋 1階床 (EL. 13.3 m) 260 Gal 以下	モード1及び 2	4※15	A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保険課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行なうことができる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																																												
		原子炉補助建屋 地下5階床 (EL. -21.0 m) 160 Gal 以下																																																																				
船直方向		原子炉補助建屋 地下5階床 (EL. -21.0 m) 80 Gal 以下	モード1及び 2	4※15	A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保険課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行なうことができる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	6時間 12時間	当直課長は、モード3にする。	定期検査時	保修課長																																																												

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

備考	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (第2項に定めるLCOを満足しているかどうかの確認行為は検査ではなくことから「検査」を「確認」に変更) 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則の改正に伴い「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)									
	機能	設定値 1号炉及び2号炉	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2 条件	位置	完了時間	確認事項 項目	頻度	担当
21. インターロック										
a. P-6	中間領域中性子束 $7.5 \times 10^{-11} \sim 1.3 \times 10^{-10}$ A	モード2 (d)	2	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 ※16 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。	1時間 12時間	設定値及び機能を確認する。	定期事業者検査時	保修課長	
b. P-7	d. 項及びe. 項参照	モード1 (f)	2	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 ※16 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 1 当直課長は、P-7未満にする。	1時間 12時間	機能を確認する。	定期事業者検査時	保修課長	
c. P-8	出力領域中性子束 定格出力の $40 \pm 1.8\%$	モード1 (g)	4	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 ※16 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 1 当直課長は、P-8未満にする。	1時間 12時間	設定値及び機能を確認する。	定期事業者検査時	保修課長	
d. P-10	出力領域中性子束 定格出力の $10 \pm 1.8\%$	モード1 (b) 及び2	4	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 ※16 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。	1時間 12時間	設定値及び機能を確認する。	定期事業者検査時	保修課長	
e. P-13	高圧タービン 入口蒸気圧力 定格出力の $10 \pm 0.6\%$	モード1 (i)	2	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 ※16 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 1 当直課長は、P-13未満にする。	1時間 12時間	設定値及び機能を確認する。	定期事業者検査時	保修課長	
※16: インターロックにおける「動作不能である場合」とは、チャンネル故障あるいは出力側の故障により関連するトリップ機能が確保されない場合(手動ブロック許可信号が誤発信した場合を含む)をいう。										
21. インターロック										
a. P-6	中間領域中性子束 $7.5 \times 10^{-11} \sim 1.3 \times 10^{-10}$ A	モード2 (d)	2	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 ※16 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。	1時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	
b. P-7	d. 項及びe. 項参照	モード1 (f)	2	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 ※16 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 1 当直課長は、P-7未満にする。	1時間 12時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	
c. P-8	出力領域中性子束 定格出力の $40 \pm 1.8\%$	モード1 (g)	4	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 ※16 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 1 当直課長は、P-8未満にする。	1時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	
d. P-10	出力領域中性子束 定格出力の $10 \pm 1.8\%$	モード1 (b) 及び2	4	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 ※16 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。	1時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	
e. P-13	高圧タービン 入口蒸気圧力 定格出力の $10 \pm 0.6\%$	モード1 (i)	2	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 ※16 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 1 当直課長は、P-13未満にする。	1時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	
※16: インターロックにおける「動作不能である場合」とは、チャンネル故障あるいは出力側の故障により関連するトリップ機能が確保されない場合(手動ブロック許可信号が誤発信した場合を含む)をいう。										

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

備考		表 33-3 工学的安全施設等作動計装													
変更後		機能	設定値 1号炉及び2号炉	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}		確認事項							
						条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当				
1. 非常用炉心冷却系															
a. 非常用炉心冷却系作動論理回路	—	モード1、2、3及び4	2系統 ^{※17}			A. 1 系統が動作不能である場合 B. 条件Aのみ推量を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B. 1 当直課長は、「モード3にする。」 B. 2 当直課長は、モード5にする。	6時間 12時間 56時間	機能を確認する。 定期事業者検査時	保修課長					
b. 手動起動	—	モード1、2、3及び4	2			A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aのみ推量を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、「モード3にする。」 B. 2 当直課長は、モード5にする。	48時間 12時間 56時間	機能を確認する。 定期事業者検査時	保修課長					
c. 格納容器圧力高	30 kPa[gage]以下	モード1、2及び3	4 ^{※15}			A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aのみ推量を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行なうことができる。 B. 1 当直課長は、「モード3にする。」 B. 2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値及び機能を確認する。 定期事業者検査時 1日に1回	保修課長 当直課長					
d. 原子炉圧力異常低	11.36 MPa[gage]以上	モード1及び2 (b)	4 ^{※15}			A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aのみ推量を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行なうことができる。 B. 1 当直課長は、「モード3にする。」 B. 2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値及び機能を確認する。 定期事業者検査時 1日に1回	保修課長 当直課長					
※17：原子炉保護系論理回路の機能 確認 時においては、残りの1系統が動作可能であることを条件に、2時間に限り、1系統をバイパスすることができる。この場合は、バイパスした系統を動作不能とはみなさない(以下、本条において同じ)。															
変更前		表 33-3 工学的安全施設等作動計装													
		機能	設定値 1号炉及び2号炉	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}		確認事項							
						条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当				
1. 非常用炉心冷却系															
a. 非常用炉心冷却系作動論理回路	—	モード1、2、3及び4	2系統 ^{※17}			A. 1 系統が動作不能である場合 B. 条件Aのみ推量を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B. 1 当直課長は、「モード3にする。」 B. 2 当直課長は、モード5にする。	6時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。 定期検査時	保修課長					
b. 手動起動	—	モード1、2、3及び4	2			A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aのみ推量を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、「モード3にする。」 B. 2 当直課長は、モード5にする。	48時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。 定期検査時	保修課長					
c. 格納容器圧力高	30 kPa[gage]以下	モード1、2及び3	4 ^{※15}			A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aのみ推量を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行なうことができる。 B. 1 当直課長は、「モード3にする。」 B. 2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値及び機能検査を実施する。 定期検査時 1日に1回	保修課長 当直課長					
d. 原子炉圧力異常低	11.36 MPa[gage]以上	モード1及び2 (b)	4 ^{※15}			A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aのみ推量を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行なうことができる。 B. 1 当直課長は、「モード3にする。」 B. 2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値及び機能検査を実施する。 定期検査時 1日に1回	保修課長 当直課長					
※17：原子炉保護系論理回路の機能 検査 時においては、残りの1系統が動作可能であることを条件に、2時間に限り、1系統をバイパスすることができる。この場合は、バイパスした系統を動作不能とはみなさない(以下、本条において同じ)。															

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

考 備		原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (第2項に定めるLCOを満足しているかどうかの確認行為は検査ではないことから「検査」を「確認」に変更) 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則の改正に伴い「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)																																																																																																																																																																																											
変 更 後		機 能																																																																																																																																																																																											
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">設 定 値</th><th colspan="2">適用モード</th><th colspan="2">所要チャンネル・系統数</th><th colspan="2">所要チャンネル・系統数を満足できない場合※2</th><th colspan="3">確認事項</th></tr> <tr> <th colspan="2">1号炉及び2号炉</th><th colspan="2"></th><th colspan="2"></th><th colspan="2">条件</th><th colspan="3">項目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">e. 原子炉圧力低と 加圧器水位低の 一致</td><td>原子炉圧 力低</td><td colspan="2">12.04 MPa[gage]以上</td><td rowspan="2">モード1、2 及び3 (a)</td><td rowspan="2">$4^{\oplus 15}$</td><td>A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの推奨を完了時間内に達成できない場合</td><td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。</td><td>6時間 12時間 36時間</td><td colspan="3">設定値及び機能を確認する。 定期事業者検査時 保修課長</td></tr> <tr> <td>加圧器水位低</td><td colspan="4">計器スパンの 3 %以上</td><td>A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの推奨を完了時間内に達成できない場合</td><td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。</td><td>6時間 12時間 36時間</td><td colspan="3">動作不能でないことを指示値により確認する。 1日に1回 当直課長</td></tr> <tr> <td colspan="2">f. 主蒸気ライン差圧高</td><td colspan="2">0.94 MPa以下</td><td>モード1、2 及び3</td><td>各主蒸気 ラインごとに $4^{\oplus 15}$</td><td>A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの推奨を完了時間内に達成できない場合</td><td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。</td><td>6時間 12時間 36時間</td><td colspan="3">設定値及び機能を確認する。 定期事業者検査時 保修課長</td></tr> <tr> <td rowspan="3">g. 主蒸気流量高と主 蒸気ライン圧力低 又は1次冷却材 平均温度異常低の 一致</td><td>主蒸気流 量高</td><td colspan="2">2096 t/h以下 (定格出力時)</td><td rowspan="4">モード1、2 及び3 (d)</td><td>各主蒸気 ラインごとに 2</td><td>A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの推奨を完了時間内に達成できない場合</td><td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。</td><td>6時間 12時間 36時間</td><td colspan="3">設定値及び機能を確認する。 定期事業者検査時 保修課長</td></tr> <tr> <td>主蒸気ラ イン圧力 低</td><td colspan="3">3.35 MPa[gage]以上</td><td>各主蒸気 ラインごとに $4^{\oplus 15}$</td><td>A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの推奨を完了時間内に達成できない場合</td><td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。</td><td>6時間 12時間 36時間</td><td colspan="3">動作不能でないことを指示値により確認する。 1日に1回 当直課長</td></tr> <tr> <td>1次冷却 材平均温 度異常低</td><td colspan="3">281.9 °C以上</td><td>$4^{\oplus 15}$</td><td>A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの推奨を完了時間内に達成できない場合</td><td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。</td><td>6時間 12時間 36時間</td><td colspan="3">動作不能でないことを指示値により確認する。 1日に1回 当直課長</td></tr> <tr> <td colspan="2"></td><td> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">設 定 値</th><th colspan="2">適用モード</th><th colspan="2">所要チャンネル・系統数</th><th colspan="2">所要チャンネル・系統数を満足できない場合※2</th><th colspan="3">確認事項</th></tr> <tr> <th colspan="2">1号炉及び2号炉</th><th colspan="2"></th><th colspan="2"></th><th colspan="2">条件</th><th colspan="3">項目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">e. 原子炉圧力低と 加圧器水位低の 一致</td><td>原子炉圧 力低</td><td colspan="2">12.04 MPa[gage]以上</td><td rowspan="2">モード1、2 及び3 (a)</td><td rowspan="2">$4^{\oplus 15}$</td><td>A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの推奨を完了時間内に達成できない場合</td><td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。</td><td>6時間 12時間 36時間</td><td colspan="3">設定値確認及び 機能検査を実施する。 定期検査時 保修課長</td></tr> <tr> <td>加圧器水 位低</td><td colspan="4">計器スパンの 3 %以上</td><td>A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの推奨を完了時間内に達成できない場合</td><td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。</td><td>6時間 12時間 36時間</td><td colspan="3">動作不能でないことを指示値により確認する。 1日に1回 当直課長</td></tr> <tr> <td colspan="2">f. 主蒸気ライン差圧高</td><td colspan="2">0.94 MPa以下</td><td>モード1、2 及び3</td><td>各主蒸気 ラインごとに $4^{\oplus 15}$</td><td>A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの推奨を完了時間内に達成できない場合</td><td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。</td><td>6時間 12時間 36時間</td><td colspan="3">設定値確認及び 機能検査を実施する。 定期検査時 保修課長</td></tr> <tr> <td rowspan="3">g. 主蒸気流量高と主 蒸気ライン圧力低 又は1次冷却材 平均温度異常低の 一致</td><td>主蒸気流 量高</td><td colspan="2">2096 t/h以下 (定格出力時)</td><td rowspan="3">モード1、2 及び3 (d)</td><td>各主蒸気 ラインごとに 2</td><td>A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの推奨を完了時間内に達成できない場合</td><td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。</td><td>6時間 12時間 36時間</td><td colspan="3">動作不能でないことを指示値により確認する。 1日に1回 当直課長</td></tr> <tr> <td>主蒸気ラ イン圧力 低</td><td colspan="3">3.35 MPa[gage]以上</td><td>各主蒸気 ラインごとに $4^{\oplus 15}$</td><td>A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの推奨を完了時間内に達成できない場合</td><td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。</td><td>6時間 12時間 36時間</td><td colspan="3">動作不能でないことを指示値により確認する。 1日に1回 当直課長</td></tr> <tr> <td>1次冷却 材平均温 度異常低</td><td colspan="3">281.9 °C以上</td><td>$4^{\oplus 15}$</td><td>A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの推奨を完了時間内に達成できない場合</td><td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。</td><td>6時間 12時間 36時間</td><td colspan="3">動作不能でないことを指示値により確認する。 1日に1回 当直課長</td></tr> </tbody> </table> </td><td colspan="2"></td></tr> </tbody> </table>	設 定 値		適用モード		所要チャンネル・系統数		所要チャンネル・系統数を満足できない場合※2		確認事項			1号炉及び2号炉						条件		項目			e. 原子炉圧力低と 加圧器水位低の 一致	原子炉圧 力低	12.04 MPa[gage]以上		モード1、2 及び3 (a)	$4^{\oplus 15}$	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの推奨を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値及び機能を確認する。 定期事業者検査時 保修課長			加圧器水位低	計器スパンの 3 %以上				A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの推奨を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する。 1日に1回 当直課長			f. 主蒸気ライン差圧高		0.94 MPa以下		モード1、2 及び3	各主蒸気 ラインごとに $4^{\oplus 15}$	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの推奨を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値及び機能を確認する。 定期事業者検査時 保修課長			g. 主蒸気流量高と主 蒸気ライン圧力低 又は1次冷却材 平均温度異常低の 一致	主蒸気流 量高	2096 t/h以下 (定格出力時)		モード1、2 及び3 (d)	各主蒸気 ラインごとに 2	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの推奨を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値及び機能を確認する。 定期事業者検査時 保修課長			主蒸気ラ イン圧力 低	3.35 MPa[gage]以上			各主蒸気 ラインごとに $4^{\oplus 15}$	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの推奨を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する。 1日に1回 当直課長			1次冷却 材平均温 度異常低	281.9 °C以上			$4^{\oplus 15}$	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの推奨を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する。 1日に1回 当直課長					<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">設 定 値</th><th colspan="2">適用モード</th><th colspan="2">所要チャンネル・系統数</th><th colspan="2">所要チャンネル・系統数を満足できない場合※2</th><th colspan="3">確認事項</th></tr> <tr> <th colspan="2">1号炉及び2号炉</th><th colspan="2"></th><th colspan="2"></th><th colspan="2">条件</th><th colspan="3">項目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">e. 原子炉圧力低と 加圧器水位低の 一致</td><td>原子炉圧 力低</td><td colspan="2">12.04 MPa[gage]以上</td><td rowspan="2">モード1、2 及び3 (a)</td><td rowspan="2">$4^{\oplus 15}$</td><td>A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの推奨を完了時間内に達成できない場合</td><td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。</td><td>6時間 12時間 36時間</td><td colspan="3">設定値確認及び 機能検査を実施する。 定期検査時 保修課長</td></tr> <tr> <td>加圧器水 位低</td><td colspan="4">計器スパンの 3 %以上</td><td>A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの推奨を完了時間内に達成できない場合</td><td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。</td><td>6時間 12時間 36時間</td><td colspan="3">動作不能でないことを指示値により確認する。 1日に1回 当直課長</td></tr> <tr> <td colspan="2">f. 主蒸気ライン差圧高</td><td colspan="2">0.94 MPa以下</td><td>モード1、2 及び3</td><td>各主蒸気 ラインごとに $4^{\oplus 15}$</td><td>A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの推奨を完了時間内に達成できない場合</td><td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。</td><td>6時間 12時間 36時間</td><td colspan="3">設定値確認及び 機能検査を実施する。 定期検査時 保修課長</td></tr> <tr> <td rowspan="3">g. 主蒸気流量高と主 蒸気ライン圧力低 又は1次冷却材 平均温度異常低の 一致</td><td>主蒸気流 量高</td><td colspan="2">2096 t/h以下 (定格出力時)</td><td rowspan="3">モード1、2 及び3 (d)</td><td>各主蒸気 ラインごとに 2</td><td>A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの推奨を完了時間内に達成できない場合</td><td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。</td><td>6時間 12時間 36時間</td><td colspan="3">動作不能でないことを指示値により確認する。 1日に1回 当直課長</td></tr> <tr> <td>主蒸気ラ イン圧力 低</td><td colspan="3">3.35 MPa[gage]以上</td><td>各主蒸気 ラインごとに $4^{\oplus 15}$</td><td>A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの推奨を完了時間内に達成できない場合</td><td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。</td><td>6時間 12時間 36時間</td><td colspan="3">動作不能でないことを指示値により確認する。 1日に1回 当直課長</td></tr> <tr> <td>1次冷却 材平均温 度異常低</td><td colspan="3">281.9 °C以上</td><td>$4^{\oplus 15}$</td><td>A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの推奨を完了時間内に達成できない場合</td><td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。</td><td>6時間 12時間 36時間</td><td colspan="3">動作不能でないことを指示値により確認する。 1日に1回 当直課長</td></tr> </tbody> </table>	設 定 値		適用モード		所要チャンネル・系統数		所要チャンネル・系統数を満足できない場合※2		確認事項			1号炉及び2号炉						条件		項目			e. 原子炉圧力低と 加圧器水位低の 一致	原子炉圧 力低	12.04 MPa[gage]以上		モード1、2 及び3 (a)	$4^{\oplus 15}$	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの推奨を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値確認及び 機能検査を実施する。 定期検査時 保修課長			加圧器水 位低	計器スパンの 3 %以上				A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの推奨を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する。 1日に1回 当直課長			f. 主蒸気ライン差圧高		0.94 MPa以下		モード1、2 及び3	各主蒸気 ラインごとに $4^{\oplus 15}$	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの推奨を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値確認及び 機能検査を実施する。 定期検査時 保修課長			g. 主蒸気流量高と主 蒸気ライン圧力低 又は1次冷却材 平均温度異常低の 一致	主蒸気流 量高	2096 t/h以下 (定格出力時)		モード1、2 及び3 (d)	各主蒸気 ラインごとに 2	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの推奨を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する。 1日に1回 当直課長			主蒸気ラ イン圧力 低	3.35 MPa[gage]以上			各主蒸気 ラインごとに $4^{\oplus 15}$	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの推奨を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する。 1日に1回 当直課長			1次冷却 材平均温 度異常低	281.9 °C以上			$4^{\oplus 15}$	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの推奨を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する。 1日に1回 当直課長				
設 定 値		適用モード		所要チャンネル・系統数		所要チャンネル・系統数を満足できない場合※2		確認事項																																																																																																																																																																																					
1号炉及び2号炉						条件		項目																																																																																																																																																																																					
e. 原子炉圧力低と 加圧器水位低の 一致	原子炉圧 力低	12.04 MPa[gage]以上		モード1、2 及び3 (a)	$4^{\oplus 15}$	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの推奨を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値及び機能を確認する。 定期事業者検査時 保修課長																																																																																																																																																																																				
	加圧器水位低	計器スパンの 3 %以上				A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの推奨を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する。 1日に1回 当直課長																																																																																																																																																																																				
f. 主蒸気ライン差圧高		0.94 MPa以下		モード1、2 及び3	各主蒸気 ラインごとに $4^{\oplus 15}$	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの推奨を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値及び機能を確認する。 定期事業者検査時 保修課長																																																																																																																																																																																				
g. 主蒸気流量高と主 蒸気ライン圧力低 又は1次冷却材 平均温度異常低の 一致	主蒸気流 量高	2096 t/h以下 (定格出力時)		モード1、2 及び3 (d)	各主蒸気 ラインごとに 2	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの推奨を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値及び機能を確認する。 定期事業者検査時 保修課長																																																																																																																																																																																				
	主蒸気ラ イン圧力 低	3.35 MPa[gage]以上			各主蒸気 ラインごとに $4^{\oplus 15}$	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの推奨を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する。 1日に1回 当直課長																																																																																																																																																																																				
	1次冷却 材平均温 度異常低	281.9 °C以上			$4^{\oplus 15}$	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの推奨を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する。 1日に1回 当直課長																																																																																																																																																																																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">設 定 値</th><th colspan="2">適用モード</th><th colspan="2">所要チャンネル・系統数</th><th colspan="2">所要チャンネル・系統数を満足できない場合※2</th><th colspan="3">確認事項</th></tr> <tr> <th colspan="2">1号炉及び2号炉</th><th colspan="2"></th><th colspan="2"></th><th colspan="2">条件</th><th colspan="3">項目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">e. 原子炉圧力低と 加圧器水位低の 一致</td><td>原子炉圧 力低</td><td colspan="2">12.04 MPa[gage]以上</td><td rowspan="2">モード1、2 及び3 (a)</td><td rowspan="2">$4^{\oplus 15}$</td><td>A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの推奨を完了時間内に達成できない場合</td><td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。</td><td>6時間 12時間 36時間</td><td colspan="3">設定値確認及び 機能検査を実施する。 定期検査時 保修課長</td></tr> <tr> <td>加圧器水 位低</td><td colspan="4">計器スパンの 3 %以上</td><td>A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの推奨を完了時間内に達成できない場合</td><td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。</td><td>6時間 12時間 36時間</td><td colspan="3">動作不能でないことを指示値により確認する。 1日に1回 当直課長</td></tr> <tr> <td colspan="2">f. 主蒸気ライン差圧高</td><td colspan="2">0.94 MPa以下</td><td>モード1、2 及び3</td><td>各主蒸気 ラインごとに $4^{\oplus 15}$</td><td>A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの推奨を完了時間内に達成できない場合</td><td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。</td><td>6時間 12時間 36時間</td><td colspan="3">設定値確認及び 機能検査を実施する。 定期検査時 保修課長</td></tr> <tr> <td rowspan="3">g. 主蒸気流量高と主 蒸気ライン圧力低 又は1次冷却材 平均温度異常低の 一致</td><td>主蒸気流 量高</td><td colspan="2">2096 t/h以下 (定格出力時)</td><td rowspan="3">モード1、2 及び3 (d)</td><td>各主蒸気 ラインごとに 2</td><td>A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの推奨を完了時間内に達成できない場合</td><td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。</td><td>6時間 12時間 36時間</td><td colspan="3">動作不能でないことを指示値により確認する。 1日に1回 当直課長</td></tr> <tr> <td>主蒸気ラ イン圧力 低</td><td colspan="3">3.35 MPa[gage]以上</td><td>各主蒸気 ラインごとに $4^{\oplus 15}$</td><td>A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの推奨を完了時間内に達成できない場合</td><td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。</td><td>6時間 12時間 36時間</td><td colspan="3">動作不能でないことを指示値により確認する。 1日に1回 当直課長</td></tr> <tr> <td>1次冷却 材平均温 度異常低</td><td colspan="3">281.9 °C以上</td><td>$4^{\oplus 15}$</td><td>A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの推奨を完了時間内に達成できない場合</td><td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。</td><td>6時間 12時間 36時間</td><td colspan="3">動作不能でないことを指示値により確認する。 1日に1回 当直課長</td></tr> </tbody> </table>	設 定 値		適用モード		所要チャンネル・系統数		所要チャンネル・系統数を満足できない場合※2		確認事項			1号炉及び2号炉						条件		項目			e. 原子炉圧力低と 加圧器水位低の 一致	原子炉圧 力低	12.04 MPa[gage]以上		モード1、2 及び3 (a)	$4^{\oplus 15}$	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの推奨を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値確認及び 機能検査を実施する。 定期検査時 保修課長			加圧器水 位低	計器スパンの 3 %以上				A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの推奨を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する。 1日に1回 当直課長			f. 主蒸気ライン差圧高		0.94 MPa以下		モード1、2 及び3	各主蒸気 ラインごとに $4^{\oplus 15}$	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの推奨を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値確認及び 機能検査を実施する。 定期検査時 保修課長			g. 主蒸気流量高と主 蒸気ライン圧力低 又は1次冷却材 平均温度異常低の 一致	主蒸気流 量高	2096 t/h以下 (定格出力時)		モード1、2 及び3 (d)	各主蒸気 ラインごとに 2	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの推奨を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する。 1日に1回 当直課長			主蒸気ラ イン圧力 低	3.35 MPa[gage]以上			各主蒸気 ラインごとに $4^{\oplus 15}$	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの推奨を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する。 1日に1回 当直課長			1次冷却 材平均温 度異常低	281.9 °C以上			$4^{\oplus 15}$	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの推奨を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する。 1日に1回 当直課長																																																																																																		
設 定 値		適用モード		所要チャンネル・系統数		所要チャンネル・系統数を満足できない場合※2		確認事項																																																																																																																																																																																					
1号炉及び2号炉						条件		項目																																																																																																																																																																																					
e. 原子炉圧力低と 加圧器水位低の 一致	原子炉圧 力低	12.04 MPa[gage]以上		モード1、2 及び3 (a)	$4^{\oplus 15}$	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの推奨を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値確認及び 機能検査を実施する。 定期検査時 保修課長																																																																																																																																																																																				
	加圧器水 位低	計器スパンの 3 %以上				A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの推奨を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する。 1日に1回 当直課長																																																																																																																																																																																				
f. 主蒸気ライン差圧高		0.94 MPa以下		モード1、2 及び3	各主蒸気 ラインごとに $4^{\oplus 15}$	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの推奨を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値確認及び 機能検査を実施する。 定期検査時 保修課長																																																																																																																																																																																				
g. 主蒸気流量高と主 蒸気ライン圧力低 又は1次冷却材 平均温度異常低の 一致	主蒸気流 量高	2096 t/h以下 (定格出力時)		モード1、2 及び3 (d)	各主蒸気 ラインごとに 2	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの推奨を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する。 1日に1回 当直課長																																																																																																																																																																																				
	主蒸気ラ イン圧力 低	3.35 MPa[gage]以上			各主蒸気 ラインごとに $4^{\oplus 15}$	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの推奨を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する。 1日に1回 当直課長																																																																																																																																																																																				
	1次冷却 材平均温 度異常低	281.9 °C以上			$4^{\oplus 15}$	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの推奨を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する。 1日に1回 当直課長																																																																																																																																																																																				

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

備考										
変更後										
変更前										
機能	設定値 1号炉及び2号炉	適用モード モード1、2、3及び4	所要チャンネル・系統数 2系統 ^{※17}	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2} 条件 A.1 系統が動作不能である場合 B.条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 A.1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード5にする。	措置 A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード5にする。	完了時間 6時間 12時間 56時間	確認事項 機能を確認する。 定期事業者検査時 保修課長	項目	頻度	担当
2. 格納容器スプレイ系作動論理回路										
a. 格納容器スプレイ系作動論理回路	—	モード1、2、3及び4	2系統 ^{※17}	A.1 系統が動作不能である場合 B.条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 A.1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード5にする。	A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。 B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード4にする。	48時間 12時間 56時間	機能を確認する。 定期事業者検査時 保修課長	定期事業者検査時 保修課長	定期事業者検査時 保修課長	定期事業者検査時 保修課長
b. 手動起動	—	モード1、2、3及び4	4	A.1 チャンネルが動作不能である場合 B.条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード5にする。	A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。 B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	定期事業者検査時 1日に1回 当直課長	定期事業者検査時 1日に1回 当直課長	定期事業者検査時 1日に1回 当直課長	定期事業者検査時 1日に1回 当直課長
c. 格納容器圧力異常高	119 kPa [gage]以下	モード1、2及び3	4 ^{※15}	A.1 チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合 B.条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。 B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード4にする。	A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。 B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	定期値及び機能を確認する。 動作不能でないことを指示値により確認する。 定期事業者検査時 1日に1回 当直課長	定期事業者検査時 1日に1回 当直課長	定期事業者検査時 1日に1回 当直課長	定期事業者検査時 1日に1回 当直課長
機能	設定値 1号炉及び2号炉	適用モード モード1、2、3及び4	所要チャンネル・系統数 2系統 ^{※17}	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2} 条件 A.1 系統が動作不能である場合 B.条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 A.1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード5にする。	措置 A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード5にする。	完了時間 6時間 12時間 56時間	確認事項 機能検査を実施する。 定期検査時 保修課長	項目	頻度	担当
2. 格納容器スプレイ系作動論理回路										
a. 格納容器スプレイ系作動論理回路	—	モード1、2、3及び4	2系統 ^{※17}	A.1 系統が動作不能である場合 B.条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 A.1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード5にする。	A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。 B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード5にする。	6時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。 定期検査時 保修課長	定期検査時 保修課長	定期検査時 保修課長	定期検査時 保修課長
b. 手動起動	—	モード1、2、3及び4	4	A.1 チャンネルが動作不能である場合 B.条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード5にする。	A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。 B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード5にする。	48時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。 定期検査時 保修課長	定期検査時 保修課長	定期検査時 保修課長	定期検査時 保修課長
c. 格納容器圧力異常高	119 kPa [gage]以下	モード1、2及び3	4 ^{※15}	A.1 チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合 B.条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。 B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード4にする。	A.1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。 B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	定期値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。 定期検査時 1日に1回 当直課長	定期検査時 1日に1回 当直課長	定期検査時 1日に1回 当直課長	定期検査時 1日に1回 当直課長

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

考 備		原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (第2項に定めるLCOを満足しているかどうかの確認行為は検査ではないことから「検査」を「確認」に変更) 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則の改正に伴い「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)												
変更後	機能	設定値 1号炉及び2号炉	適用モード モード1、2、3及び4	所要チャンネル・系統数 2系統 ^{※17}	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項						
					条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当				
3. 格納容器隔離														
a. 格納容器隔離A														
(1)格納容器隔離A作動論理回路	-	モード1、2、3及び4	2系統 ^{※17}	A. 1 系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。	6時間 12時間 56時間	機能を確認する。	定期事業者検査時	保修課長					
					A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	48時間 12時間 56時間	機能を確認する。	定期事業者検査時	保修課長					
(3)格納容器スプレイ手動起動														
機能2. 格納容器スプレイ系 b. 手動起動を参照														
(4)非常用炉心冷却系作動														
機能1. 非常用炉心冷却系を参照														
b. 格納容器隔離B														
(1)格納容器隔離B作動論理回路	-	モード1、2、3及び4	2系統 ^{※17}	A. 1 系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。	6時間 12時間 56時間	機能を確認する。	定期事業者検査時	保修課長					
					A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	48時間 12時間 56時間	機能を確認する。	定期事業者検査時	保修課長					
(2)手動起動														
機能2. 格納容器スプレイ系 b. 手動起動を参照														
(3)格納容器圧力異常高														
機能2. 格納容器スプレイ系 c. 格納容器圧力異常高を参照														
変更前	機能	設定値 1号炉及び2号炉	適用モード モード1、2、3及び4	所要チャンネル・系統数 2系統 ^{※17}	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項						
					条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当				
3. 格納容器隔離														
a. 格納容器隔離A														
(1)格納容器隔離A作動論理回路	-	モード1、2、3及び4	2系統 ^{※17}	A. 1 系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。	6時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長					
					A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	48時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長					
(2)手動起動														
機能2. 格納容器スプレイ系 b. 手動起動を参照														
(3)格納容器スプレイ手動起動														
機能1. 非常用炉心冷却系を参照														
b. 格納容器隔離B														
(1)格納容器隔離B作動論理回路	-	モード1、2、3及び4	2系統 ^{※17}	A. 1 系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。	6時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長					
					A. 1 チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	48時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長					
(2)手動起動														
機能2. 格納容器スプレイ系 b. 手動起動を参照														
(3)格納容器圧力異常高														
機能2. 格納容器スプレイ系 c. 格納容器圧力異常高を参照														

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

考 備		原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (第2項に定めるLCOを満足しているかどうかの確認行為は検査ではないことから「検査」を「確認」に変更) 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則の改正に伴い「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)															
変 更 後		機能 設定値 1号炉及び2号炉 適用モード 所要チャンネル・系統数 所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2 条件 措置 完了時間 確認事項 項目 頻度 担当															
c. 格納容器隔離Aと6.6kV非常用母線電圧低による隔離																	
(1)格納容器隔離Aと6.6kV非常用母線電圧低による隔離作動論理回路																	
<table border="1"> <tr> <td>機能3.</td> <td>格納容器隔離 a. 格納容器隔離Aを参照</td> </tr> </table>										機能3.	格納容器隔離 a. 格納容器隔離Aを参照						
機能3.	格納容器隔離 a. 格納容器隔離Aを参照																
(3)6.6kV非常用母線電圧低																	
<table border="1"> <tr> <td>機能3.</td> <td>格納容器隔離 a. 格納容器隔離Aを参照</td> </tr> </table>										機能3.	格納容器隔離 a. 格納容器隔離Aを参照						
機能3.	格納容器隔離 a. 格納容器隔離Aを参照																
d. 格納容器換気系隔離																	
(1)格納容器換気系隔離作動論理回路																	
<table border="1"> <tr> <td>機能2.</td> <td>格納容器スプレイ系 b.手動起動を参照</td> </tr> </table>										機能2.	格納容器スプレイ系 b.手動起動を参照						
機能2.	格納容器スプレイ系 b.手動起動を参照																
(2)手動起動																	
<table border="1"> <tr> <td>格納容器スプレイ</td> <td>機能3. 格納容器隔離 a. 格納容器隔離A (2)手動起動を参照</td> </tr> </table>										格納容器スプレイ	機能3. 格納容器隔離 a. 格納容器隔離A (2)手動起動を参照						
格納容器スプレイ	機能3. 格納容器隔離 a. 格納容器隔離A (2)手動起動を参照																
(3)非常用炉心冷却系作動																	
<table border="1"> <tr> <td>機能1.</td> <td>非常用炉心冷却系を参照</td> </tr> </table>										機能1.	非常用炉心冷却系を参照						
機能1.	非常用炉心冷却系を参照																
変 更 前		機能 設定値 1号炉及び2号炉 適用モード 所要チャンネル・系統数 所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2 条件 措置 完了時間 確認事項 項目 頻度 担当															
c. 格納容器隔離Aと6.6kV非常用母線電圧低による隔離																	
(1)格納容器隔離Aと6.6kV非常用母線電圧低による隔離作動論理回路																	
<table border="1"> <tr> <td>機能3.</td> <td>格納容器隔離 a. 格納容器隔離Aを参照</td> </tr> </table>										機能3.	格納容器隔離 a. 格納容器隔離Aを参照						
機能3.	格納容器隔離 a. 格納容器隔離Aを参照																
(3)6.6kV非常用母線電圧低																	
<table border="1"> <tr> <td>機能3.</td> <td>格納容器隔離 a. 格納容器隔離A (2)手動起動を参照</td> </tr> </table>										機能3.	格納容器隔離 a. 格納容器隔離A (2)手動起動を参照						
機能3.	格納容器隔離 a. 格納容器隔離A (2)手動起動を参照																
d. 格納容器換気系隔離																	
(1)格納容器換気系隔離作動論理回路																	
<table border="1"> <tr> <td>機能2.</td> <td>格納容器スプレイ系 b.手動起動を参照</td> </tr> </table>										機能2.	格納容器スプレイ系 b.手動起動を参照						
機能2.	格納容器スプレイ系 b.手動起動を参照																
(2)手動起動																	
<table border="1"> <tr> <td>格納容器スプレイ</td> <td>機能3. 格納容器隔離 a. 格納容器隔離A (2)手動起動を参照</td> </tr> </table>										格納容器スプレイ	機能3. 格納容器隔離 a. 格納容器隔離A (2)手動起動を参照						
格納容器スプレイ	機能3. 格納容器隔離 a. 格納容器隔離A (2)手動起動を参照																
(3)非常用炉心冷却系作動																	
<table border="1"> <tr> <td>機能1.</td> <td>非常用炉心冷却系を参照</td> </tr> </table>										機能1.	非常用炉心冷却系を参照						
機能1.	非常用炉心冷却系を参照																

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

備考																
変更後	変更前															
		機能	設定値	適用モード 1号炉及び2号炉	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項							
			条件			措置	完了時間	項目	頻度	担当						
4. 主蒸気ライン隔離																
a. 主蒸気ライン隔離作動論理回路																
		モード1、2(c)及び3(c)	2系統※17	モード1、2(c)及び3(c)	モード1、2(c)及び3(c)	A. 1 系統が動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	6時間	機能を確認する。	定期事業者検査時	保修課長					
						B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間									
		モード1、2(c)及び3(c)	2	モード1、2(c)及び3(c)	モード1、2(c)及び3(c)	A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能を確認する。	定期事業者検査時	保修課長					
						B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間								
		モード1、2(c)及び3(c)	4※15	モード1、2(c)及び3(c)	モード1、2(c)及び3(c)	A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。	6時間	設定値及び機能を確認する。	定期事業者検査時	保修課長					
						B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直課長					
d. 主蒸気流量高と主蒸気ライン圧力低又は1次冷却材平均温度異常低の一致																
		主蒸気流量高 主蒸気ライン圧力低 1次冷却材平均温度異常低	主蒸気流量高 主蒸気ライン圧力低 1次冷却材平均温度異常低	機能1. 非常用炉心冷却系 g. 主蒸気流量高と主蒸気ライン圧力低又は1次冷却材平均温度異常低の一致を参照	モード1、2(c)及び3(c)	モード1、2(c)及び3(c)	機能1. 非常用炉心冷却系 g. 主蒸気流量高と主蒸気ライン圧力低又は1次冷却材平均温度異常低の一致を参照									
変更後	変更前	機能	設定値	適用モード 1号炉及び2号炉	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項							
			条件			措置	完了時間	項目	頻度	担当						
4. 主蒸気ライン隔離																
a. 主蒸気ライン隔離作動論理回路																
		モード1、2(c)及び3(c)	2系統※17	モード1、2(c)及び3(c)	モード1、2(c)及び3(c)	A. 1 系統が動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長					
						B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間								
		モード1、2(c)及び3(c)	2	モード1、2(c)及び3(c)	モード1、2(c)及び3(c)	A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長					
						B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間								
		モード1、2(c)及び3(c)	4※15	モード1、2(c)及び3(c)	モード1、2(c)及び3(c)	A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。	6時間	設定値及び機能を確認する。	定期検査時	保修課長					
						B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直課長					
d. 主蒸気流量高と主蒸気ライン圧力低又は1次冷却材平均温度異常低の一致																
		主蒸気流量高 主蒸気ライン圧力低 1次冷却材平均温度異常低	主蒸気流量高 主蒸気ライン圧力低 1次冷却材平均温度異常低	機能1. 非常用炉心冷却系 g. 主蒸気流量高と主蒸気ライン圧力低又は1次冷却材平均温度異常低の一致を参照	モード1、2(c)及び3(c)	モード1、2(c)及び3(c)	機能1. 非常用炉心冷却系 g. 主蒸気流量高と主蒸気ライン圧力低又は1次冷却材平均温度異常低の一致を参照									

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

備考													
	機能	設定値 1号炉及び2号炉	適用モード モード1、2 (e)及び3 (e)	所要チャンネル・系統数 2系統 ^{※17}	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項					
変更後					条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当			
5. 給水隔離													
a. 給水隔離作動論理回路	—	モード1、2 (e)及び3 (e)	2系統 ^{※17}	A. 1 系統が動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	6時間 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	機能を確認する。 12時間 36時間	定期事業者検査時	保修課長				
b. 蒸気発生器水位異常高	計器スパンの 80 %以下	モード1、2 (e)及び3 (e)	1基当たり ^{※16} 4	A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	6時間 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	設定値及び機能を確認する。 12時間 36時間	定期事業者検査時	保修課長				
c. 非常用炉心冷却系作動	機能1. 非常用炉心冷却系を参照				A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	6時間 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	設定値及び機能を確認する。 12時間 36時間	定期事業者検査時	保修課長			
d. 1次冷却材平均温度低と原子炉トリップの一一致	1次冷却材平均温度低	286.1 ℃以上	モード1、2 (f)及び3 (f)	4 ^{※15}	A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	6時間 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	設定値及び機能を確認する。 12時間 36時間	定期事業者検査時	保修課長			
原子炉トリップ	表 33-2 原子炉保護系計装を参照												
変更前	5. 給水隔離												
	a. 給水隔離作動論理回路	—	モード1、2 (e)及び3 (e)	2系統 ^{※17}	A. 1 系統が動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	6時間 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	機能検査を実施する。 12時間 36時間	定期検査時	保修課長			
	b. 蒸気発生器水位異常高	計器スパンの 80 %以下	モード1、2 (e)及び3 (e)	1基当たり ^{※16} 4	A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	6時間 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	設定値確認及び機能検査を実施する。 12時間 36時間	定期検査時	保修課長			
	c. 非常用炉心冷却系作動	機能1. 非常用炉心冷却系を参照				A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	6時間 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	設定値確認及び機能検査を実施する。 12時間 36時間	定期検査時	保修課長		
	d. 1次冷却材平均温度低と原子炉トリップの一一致	1次冷却材平均温度低	286.1 ℃以上	モード1、2 (f)及び3 (f)	4 ^{※15}	A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	6時間 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	設定値確認及び機能検査を実施する。 12時間 36時間	定期検査時	保修課長		
	原子炉トリップ	表 33-2 原子炉保護系計装を参照											

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

備考													
	機能	設定値 1号炉及び2号炉	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項					
変更後					条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当			
6. インターロック													
a. P-6	中間領域中性子束 $7.5 \times 10^{-11} \sim 1.3 \times 10^{-10}$ A	モード1及び2(b)	2	A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合 ※18	A. 1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	1時間 12時間	設定値及び機能を確認する。	定期事業者検査時	保修課長				
b. P-11	加圧器圧力 $13,729 \pm 0,0325$ MPa [gage]	モード1、2及び3(a)	4	A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合 ※18	A. 1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	1時間 12時間 36時間	設定値及び機能を確認する。	定期事業者検査時	保修課長				
c. P-12	1次冷却材平均温度 283.9 ± 0.25 °C	モード1、2及び3(d)	4	A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合 ※18	A. 1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	1時間 12時間 36時間	設定値及び機能を確認する。	定期事業者検査時	保修課長				
※18: インターロックにおける「動作不能である場合」とは、チャンネル故障あるいは出力側の故障により関連する作動機能が確保されない場合（手動ブロック許可信券が誤発信した場合を含む）をいう。													
変更前	6. インターロック												
	a. P-6	中間領域中性子束 $7.5 \times 10^{-11} \sim 1.3 \times 10^{-10}$ A	モード1及び2(b)	2	A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合 ※18	A. 1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	1時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長			
	b. P-11	加圧器圧力 $13,729 \pm 0,0325$ MPa [gage]	モード1、2及び3(a)	4	A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合 ※18	A. 1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	1時間 12時間 36時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長			
	c. P-12	1次冷却材平均温度 283.9 ± 0.25 °C	モード1、2及び3(d)	4	A. 1 チャンネル以上が動作不能である場合 ※18	A. 1 保修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	1時間 12時間 36時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長			
	※18: インターロックにおける「動作不能である場合」とは、チャンネル故障あるいは出力側の故障により関連する作動機能が確保されない場合（手動ブロック許可信券が誤発信した場合を含む）をいう。												

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

備考	変更後	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (第2項に定めるLCOを満足しているかどうかの確認行為は検査ではないことから、「検査」を「確認」に変更)</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則の改正に伴い「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)</p>									
		確認事項									
項目	機能	適用モード	所要チャネル数	所要チャネル数を満足できない場合の措置 ^{※19}			完了時間	項目	頻度	担当	
1次冷却系計装 ^{※20}	1次冷却材圧力（広城）	モード1、2及び3	2	A. 1 チャンネルの計器が動作不能である場合	A. 1 保険課長は、当該チャネルを動作可能な状態にする。	30日	機能を確認する。 運転監視する。	定期事業者検査時	保険課長		
	加圧器水位		2	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 保険課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。	速やかに					
	1次冷却材温度（広城）（高温側）		3	C. 1つの機能が動作不能である場合	C. 1 保険課長は、当該機能の1チャンネルを動作可能な状態にする。又は、代替の監視手段を確保する。	10日					
	1次冷却材温度（広城）（低温側）		3	D. 条件Cの措置を完了時間内に達成できない場合	D. 1 当直課長は、モード3にする。 及び D. 2 当直課長は、モード4にする。	12時間					
	ほう酸タンク水位		4			36時間					
	主蒸気ライン圧力		各2								
	復水タンク水位		2								
	蒸気発生器水位（広城）		3								
	蒸気発生器水位（狭城）		各SG2								
	補助給水流量		3								
燃料取替用水系計装 ^{※20}	燃料取替用水タンク水位		2								
	格納容器再循環サンプル水位（広城）		2								
	格納容器再循環サンプル水位（狭城）		2								
	格納容器圧力		2								
	格納容器内温度		2								
	格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）		2								
	格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）		2								
	原子炉補機冷却系計装 ^{※20}		2								
	原子炉補機冷却水サーチャンク水位		2								
	制御用空気圧力		2								
非常用炉心冷却系計装 ^{※20}	非常用炉心冷却系計装 ^{※20}		4								
	高圧安全注入流量		4								
	低圧安全注入流量		4								

※19：チャネルごと、機能ごとに個別の条件が適用される。

※20：各計装が動作不能時は、第83条（表83-16）の運転上の制限も確認する。

項目	機能	適用モード	所要チャネル数	所要チャネル数を満足できない場合の措置 ^{※19}			完了時間	確認事項		
				条件	位置	完了時間		項目	頻度	担当
1次冷却系計装 ^{※20}	1次冷却材圧力（広城）	モード1、2及び3	2	A. 1 チャンネルの計器が動作不能である場合	A. 1 保険課長は、当該チャネルを動作可能な状態にする。	30日	機能を確認する。 運転監視する。	定期事業者検査時	保険課長	
	加圧器水位		2	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 保険課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。	速やかに				
	1次冷却材温度（広城）（高温側）		3	C. 1つの機能が動作不能である場合	C. 1 保険課長は、当該機能の1チャンネルを動作可能な状態にする。又は、代替の監視手段を確保する。	10日				
	1次冷却材温度（広城）（低温側）		3	D. 条件Cの措置を完了時間内に達成できない場合	D. 1 当直課長は、モード3にする。 及び D. 2 当直課長は、モード4にする。	12時間				
	ほう酸タンク水位		4			36時間				
	主蒸気ライン圧力		各2							
	復水タンク水位		2							
	蒸気発生器水位（広城）		3							
	蒸気発生器水位（狭城）		各SG2							
	補助給水流量		3							
燃料取替用水系計装 ^{※20}	燃料取替用水タンク水位		2							
	格納容器再循環サンプル水位（広城）		2							
	格納容器再循環サンプル水位（狭城）		2							
	格納容器圧力		2							
	格納容器内温度		2							
	格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）		2							
	格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）		2							
	原子炉補機冷却系計装 ^{※20}		2							
	原子炉補機冷却水サーチャンク水位		2							
	制御用空気圧力		2							
非常用炉心冷却系計装 ^{※20}	非常用炉心冷却系計装 ^{※20}		4							
	高圧安全注入流量		4							
	低圧安全注入流量		4							

※19：チャネルごと、機能ごとに個別の条件が適用される。

※20：各計装が動作不能時は、第83条（表83-16）の運転上の制限も確認する。

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更後		備考																																			
		<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (第2項に定めるLCOを満足しているかどうかの確認行為は検査ではないことから、「検査」を「確認」に変更)</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則の改正に伴い「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)</p>																																			
		<p>表 33-5 ディーゼル発電機起動計装</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">設定値 1号炉及び2号炉</th> <th rowspan="2">適用モード</th> <th rowspan="2">所要チャンネル・系統数</th> <th colspan="3">所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2</th> <th rowspan="2">確認事項</th> </tr> <tr> <th>条件</th> <th>措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1. ディーゼル発電機起動論理回路</td> <td rowspan="2">モード1、2、3及び4</td> <td rowspan="2">2系統</td> <td rowspan="2"> A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 </td> <td>A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 及び B. 2 当直課長は、モード5にする。 </td> <td>6時間 12時間 56時間</td> <td rowspan="2"> 機能を確認する。 定期事業者検査時 </td> <td rowspan="2">保修課長</td> </tr> <tr> <td>A. 1 系統が動作不能である場合 B. 1 当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。 </td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2. 6.6kV 非常用母線電圧低</td> <td rowspan="6">定格電圧の64.7%以上</td> <td rowspan="2">モード1、2、3、4 5、6及び照射済燃料移動中</td> <td rowspan="6"> 所要の母線当たり 3 </td> <td rowspan="2"> A. 1母線当たり1チャンネルが動作不能である場合 B. 1母線当たり2チャンネル以上が動作不能である場合 C. 条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合 </td> <td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 保修課長は、1母線当たり2チャンネルを動作可能な状態にする。 C. 1 当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。 </td> <td>6時間 2時間 速やかに</td> <td rowspan="2"> 設定値及び機能を確認する。 定期事業者検査時 </td> <td>保修課長</td> </tr> <tr> </tr> <tr> <td colspan="2">3. 非常用炉心冷却系作動</td><td colspan="2">表 33-3 機能1. 非常用炉心冷却系を参照</td></tr> </tbody> </table>		機能	設定値 1号炉及び2号炉	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項	条件	措置	完了時間	1. ディーゼル発電機起動論理回路	モード1、2、3及び4	2系統	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 及び B. 2 当直課長は、モード5にする。	6時間 12時間 56時間	機能を確認する。 定期事業者検査時	保修課長	A. 1 系統が動作不能である場合 B. 1 当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに	2. 6.6kV 非常用母線電圧低	定格電圧の64.7%以上	モード1、2、3、4 5、6及び照射済燃料移動中	所要の母線当たり 3	A. 1母線当たり1チャンネルが動作不能である場合 B. 1母線当たり2チャンネル以上が動作不能である場合 C. 条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 保修課長は、1母線当たり2チャンネルを動作可能な状態にする。 C. 1 当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	6時間 2時間 速やかに	設定値及び機能を確認する。 定期事業者検査時	保修課長	3. 非常用炉心冷却系作動		表 33-3 機能1. 非常用炉心冷却系を参照	
機能	設定値 1号炉及び2号炉	適用モード	所要チャンネル・系統数					所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2				確認事項																									
				条件	措置	完了時間																															
1. ディーゼル発電機起動論理回路	モード1、2、3及び4	2系統	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 及び B. 2 当直課長は、モード5にする。	6時間 12時間 56時間	機能を確認する。 定期事業者検査時	保修課長																														
				A. 1 系統が動作不能である場合 B. 1 当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに																																
2. 6.6kV 非常用母線電圧低	定格電圧の64.7%以上	モード1、2、3、4 5、6及び照射済燃料移動中	所要の母線当たり 3	A. 1母線当たり1チャンネルが動作不能である場合 B. 1母線当たり2チャンネル以上が動作不能である場合 C. 条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 保修課長は、1母線当たり2チャンネルを動作可能な状態にする。 C. 1 当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	6時間 2時間 速やかに	設定値及び機能を確認する。 定期事業者検査時	保修課長																													
3. 非常用炉心冷却系作動		表 33-3 機能1. 非常用炉心冷却系を参照																																			
		<p>表 33-5 ディーゼル発電機起動計装</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">設定値 1号炉及び2号炉</th> <th rowspan="2">適用モード</th> <th rowspan="2">所要チャンネル・系統数</th> <th colspan="3">所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2</th> <th rowspan="2">確認事項</th> </tr> <tr> <th>条件</th> <th>措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1. ディーゼル発電機起動論理回路</td> <td rowspan="2">モード1、2、3及び4</td> <td rowspan="2">2系統</td> <td rowspan="2"> A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 </td> <td>A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 及び B. 2 当直課長は、モード5にする。 </td> <td>6時間 12時間 56時間</td> <td rowspan="2"> 機能検査を実施する。 定期検査時 </td> <td rowspan="2">保修課長</td> </tr> <tr> <td>A. 1 当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2. 6.6kV 非常用母線電圧低</td> <td rowspan="5">定格電圧の64.7%以上</td> <td rowspan="2">モード1、2、3、4 5、6及び照射済燃料移動中</td> <td rowspan="5"> 所要の母線当たり 3 </td> <td rowspan="2"> A. 1母線当たり1チャンネルが動作不能である場合 B. 1母線当たり2チャンネル以上が動作不能である場合 C. 条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合 </td> <td>A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 保修課長は、1母線当たり2チャンネルを動作可能な状態にする。 C. 1 当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。 </td> <td>6時間 2時間 速やかに</td> <td rowspan="2"> 設定値確認及び機能検査を実施する。 定期検査時 </td> <td>保修課長</td> </tr> <tr> </tr> <tr> <td colspan="2">3. 非常用炉心冷却系作動</td><td colspan="2">表 33-3 機能1. 非常用炉心冷却系を参照</td></tr> </tbody> </table>		機能	設定値 1号炉及び2号炉	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項	条件	措置	完了時間	1. ディーゼル発電機起動論理回路	モード1、2、3及び4	2系統	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 及び B. 2 当直課長は、モード5にする。	6時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。 定期検査時	保修課長	A. 1 当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに	2. 6.6kV 非常用母線電圧低	定格電圧の64.7%以上	モード1、2、3、4 5、6及び照射済燃料移動中	所要の母線当たり 3	A. 1母線当たり1チャンネルが動作不能である場合 B. 1母線当たり2チャンネル以上が動作不能である場合 C. 条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 保修課長は、1母線当たり2チャンネルを動作可能な状態にする。 C. 1 当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	6時間 2時間 速やかに	設定値確認及び機能検査を実施する。 定期検査時	保修課長	3. 非常用炉心冷却系作動		表 33-3 機能1. 非常用炉心冷却系を参照	
機能	設定値 1号炉及び2号炉	適用モード	所要チャンネル・系統数					所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2				確認事項																									
				条件	措置	完了時間																															
1. ディーゼル発電機起動論理回路	モード1、2、3及び4	2系統	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 及び B. 2 当直課長は、モード5にする。	6時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。 定期検査時	保修課長																														
				A. 1 当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに																																
2. 6.6kV 非常用母線電圧低	定格電圧の64.7%以上	モード1、2、3、4 5、6及び照射済燃料移動中	所要の母線当たり 3	A. 1母線当たり1チャンネルが動作不能である場合 B. 1母線当たり2チャンネル以上が動作不能である場合 C. 条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 保修課長は、1母線当たり2チャンネルを動作可能な状態にする。 C. 1 当直課長は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	6時間 2時間 速やかに	設定値確認及び機能検査を実施する。 定期検査時	保修課長																													
3. 非常用炉心冷却系作動		表 33-3 機能1. 非常用炉心冷却系を参照																																			

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

備考																																																	
変更後																																																	
変更前																																																	
<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (第2項に定めるLCOを満足しているかどうかの確認行為は検査ではないことから、「検査」を「確認」に変更)</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則の改正に伴い「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)</p>																																																	
<p>表33-6 中央制御室非常用循環系計装</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>設 定 値</th> <th>適用モード</th> <th>所要チャンネル・系統数</th> <th>所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2</th> <th>確認事項</th> </tr> <tr> <th>1号炉及び2号炉</th> <th>1号炉及び2号炉</th> <th>モード1、2、3、4及び使用済燃料ビットでの照射済燃料移動中</th> <th>所要の中央制御室非常用循環系につき2系統※17</th> <th>条件 措置 完了時間</th> <th>項目 領度 担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 中央制御室非常用循環系作動論理回路</td> <td>—</td> <td>モード1、2、3、4及び使用済燃料ビットでの照射済燃料移動中</td> <td>所要の中央制御室非常用循環系につき2系統※17</td> <td> A. 1系統が動作不能である場合 B. 2系統が動作不能である場合 C. モード1、2、3及び4において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合 D. 使用済燃料ビットでの照射済燃料移動中において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合 A. I 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。 B. I 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。 C. I 当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 D. I 当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 又は D. 2 保修課長は、照射済燃料の移動を中止する※12。 </td> <td> 30日 10日 速やかに 速やかに 速やかに </td> <td> 機能を確認する。 定期事業者検査時 保修課長 </td> </tr> <tr> <td>2. 手動起動</td> <td>—</td> <td>モード1、2、3、4及び使用済燃料ビットでの照射済燃料移動中</td> <td>所要の中央制御室非常用循環系につき2系統※17</td> <td> A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 2チャンネルが動作不能である場合 C. モード1、2、3及び4において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合 D. 使用済燃料ビットでの照射済燃料移動中において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合 A. I 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. I 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 C. I 当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 D. I 当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 又は D. 2 保修課長は、照射済燃料の移動を中止する※12。 </td> <td> 30日 10日 速やかに 速やかに 速やかに </td> <td> 機能を確認する。 定期事業者検査時 保修課長 </td> </tr> <tr> <td>3. 非常用押心冷却系作動</td> <td colspan="11">表33-3 機能1. 非常用押心冷却系を参照</td></tr> </tbody> </table>		機能	設 定 値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2	確認事項	1号炉及び2号炉	1号炉及び2号炉	モード1、2、3、4及び使用済燃料ビットでの照射済燃料移動中	所要の中央制御室非常用循環系につき2系統※17	条件 措置 完了時間	項目 領度 担当	1. 中央制御室非常用循環系作動論理回路	—	モード1、2、3、4及び使用済燃料ビットでの照射済燃料移動中	所要の中央制御室非常用循環系につき2系統※17	A. 1系統が動作不能である場合 B. 2系統が動作不能である場合 C. モード1、2、3及び4において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合 D. 使用済燃料ビットでの照射済燃料移動中において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合 A. I 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。 B. I 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。 C. I 当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 D. I 当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 又は D. 2 保修課長は、照射済燃料の移動を中止する※12。	30日 10日 速やかに 速やかに 速やかに	機能を確認する。 定期事業者検査時 保修課長	2. 手動起動	—	モード1、2、3、4及び使用済燃料ビットでの照射済燃料移動中	所要の中央制御室非常用循環系につき2系統※17	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 2チャンネルが動作不能である場合 C. モード1、2、3及び4において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合 D. 使用済燃料ビットでの照射済燃料移動中において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合 A. I 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. I 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 C. I 当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 D. I 当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 又は D. 2 保修課長は、照射済燃料の移動を中止する※12。	30日 10日 速やかに 速やかに 速やかに	機能を確認する。 定期事業者検査時 保修課長	3. 非常用押心冷却系作動	表33-3 機能1. 非常用押心冷却系を参照																				
機能	設 定 値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2	確認事項																																												
1号炉及び2号炉	1号炉及び2号炉	モード1、2、3、4及び使用済燃料ビットでの照射済燃料移動中	所要の中央制御室非常用循環系につき2系統※17	条件 措置 完了時間	項目 領度 担当																																												
1. 中央制御室非常用循環系作動論理回路	—	モード1、2、3、4及び使用済燃料ビットでの照射済燃料移動中	所要の中央制御室非常用循環系につき2系統※17	A. 1系統が動作不能である場合 B. 2系統が動作不能である場合 C. モード1、2、3及び4において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合 D. 使用済燃料ビットでの照射済燃料移動中において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合 A. I 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。 B. I 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。 C. I 当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 D. I 当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 又は D. 2 保修課長は、照射済燃料の移動を中止する※12。	30日 10日 速やかに 速やかに 速やかに	機能を確認する。 定期事業者検査時 保修課長																																											
2. 手動起動	—	モード1、2、3、4及び使用済燃料ビットでの照射済燃料移動中	所要の中央制御室非常用循環系につき2系統※17	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 2チャンネルが動作不能である場合 C. モード1、2、3及び4において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合 D. 使用済燃料ビットでの照射済燃料移動中において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合 A. I 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. I 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 C. I 当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 D. I 当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 又は D. 2 保修課長は、照射済燃料の移動を中止する※12。	30日 10日 速やかに 速やかに 速やかに	機能を確認する。 定期事業者検査時 保修課長																																											
3. 非常用押心冷却系作動	表33-3 機能1. 非常用押心冷却系を参照																																																
<p>表33-6 中央制御室非常用循環系計装</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>設 定 値</th> <th>適用モード</th> <th>所要チャンネル・系統数</th> <th>所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2</th> <th>確認事項</th> </tr> <tr> <th>1号炉及び2号炉</th> <th>1号炉及び2号炉</th> <th>モード1、2、3、4及び使用済燃料ビットでの照射済燃料移動中</th> <th>所要の中央制御室非常用循環系につき2系統※17</th> <th>条件 措置 完了時間</th> <th>項目 領度 担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 中央制御室非常用循環系作動論理回路</td> <td>—</td> <td>モード1、2、3、4及び使用済燃料ビットでの照射済燃料移動中</td> <td>所要の中央制御室非常用循環系につき2系統※17</td> <td> A. 1系統が動作不能である場合 B. 2系統が動作不能である場合 C. モード1、2、3及び4において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合 D. 使用済燃料ビットでの照射済燃料移動中において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合 A. I 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。 B. I 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。 C. I 当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 D. I 当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 又は D. 2 保修課長は、照射済燃料の移動を中止する※12。 </td> <td> 30日 10日 速やかに 速やかに 速やかに </td> <td> 機能検査を実施する。 定期検査時 保修課長 </td> </tr> <tr> <td>2. 手動起動</td> <td>—</td> <td>モード1、2、3、4及び使用済燃料ビットでの照射済燃料移動中</td> <td>所要の中央制御室非常用循環系につき2系統※17</td> <td> A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 2チャンネルが動作不能である場合 C. モード1、2、3及び4において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合 D. 使用済燃料ビットでの照射済燃料移動中において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合 A. I 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. I 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 C. I 当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 D. I 当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 又は D. 2 保修課長は、照射済燃料の移動を中止する※12。 </td> <td> 30日 10日 速やかに 速やかに </td> <td> 機能検査を実施する。 定期検査時 保修課長 </td> </tr> <tr> <td>3. 非常用押心冷却系作動</td> <td colspan="11">表33-3 機能1. 非常用押心冷却系を参照</td></tr> </tbody> </table>		機能	設 定 値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2	確認事項	1号炉及び2号炉	1号炉及び2号炉	モード1、2、3、4及び使用済燃料ビットでの照射済燃料移動中	所要の中央制御室非常用循環系につき2系統※17	条件 措置 完了時間	項目 領度 担当	1. 中央制御室非常用循環系作動論理回路	—	モード1、2、3、4及び使用済燃料ビットでの照射済燃料移動中	所要の中央制御室非常用循環系につき2系統※17	A. 1系統が動作不能である場合 B. 2系統が動作不能である場合 C. モード1、2、3及び4において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合 D. 使用済燃料ビットでの照射済燃料移動中において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合 A. I 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。 B. I 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。 C. I 当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 D. I 当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 又は D. 2 保修課長は、照射済燃料の移動を中止する※12。	30日 10日 速やかに 速やかに 速やかに	機能検査を実施する。 定期検査時 保修課長	2. 手動起動	—	モード1、2、3、4及び使用済燃料ビットでの照射済燃料移動中	所要の中央制御室非常用循環系につき2系統※17	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 2チャンネルが動作不能である場合 C. モード1、2、3及び4において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合 D. 使用済燃料ビットでの照射済燃料移動中において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合 A. I 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. I 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 C. I 当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 D. I 当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 又は D. 2 保修課長は、照射済燃料の移動を中止する※12。	30日 10日 速やかに 速やかに	機能検査を実施する。 定期検査時 保修課長	3. 非常用押心冷却系作動	表33-3 機能1. 非常用押心冷却系を参照																				
機能	設 定 値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2	確認事項																																												
1号炉及び2号炉	1号炉及び2号炉	モード1、2、3、4及び使用済燃料ビットでの照射済燃料移動中	所要の中央制御室非常用循環系につき2系統※17	条件 措置 完了時間	項目 領度 担当																																												
1. 中央制御室非常用循環系作動論理回路	—	モード1、2、3、4及び使用済燃料ビットでの照射済燃料移動中	所要の中央制御室非常用循環系につき2系統※17	A. 1系統が動作不能である場合 B. 2系統が動作不能である場合 C. モード1、2、3及び4において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合 D. 使用済燃料ビットでの照射済燃料移動中において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合 A. I 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。 B. I 保修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。 C. I 当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 D. I 当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 又は D. 2 保修課長は、照射済燃料の移動を中止する※12。	30日 10日 速やかに 速やかに 速やかに	機能検査を実施する。 定期検査時 保修課長																																											
2. 手動起動	—	モード1、2、3、4及び使用済燃料ビットでの照射済燃料移動中	所要の中央制御室非常用循環系につき2系統※17	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 2チャンネルが動作不能である場合 C. モード1、2、3及び4において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合 D. 使用済燃料ビットでの照射済燃料移動中において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合 A. I 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. I 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 C. I 当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 D. I 当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 又は D. 2 保修課長は、照射済燃料の移動を中止する※12。	30日 10日 速やかに 速やかに	機能検査を実施する。 定期検査時 保修課長																																											
3. 非常用押心冷却系作動	表33-3 機能1. 非常用押心冷却系を参照																																																

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

<p style="text-align: center;">備 考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (第2項に定めるLCOを満足しているかどうかの確認行為は検査ではないことから、「検査」を「確認」に変更) ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則の改正に伴い「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更) 																																							
<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <caption>表33-7 中央制御室外原子炉停止装置</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">機 能</th> <th rowspan="2">適用モード</th> <th colspan="3">機能を満足できない場合の措置^{※21}</th> <th colspan="3">確認事項</th> </tr> <tr> <th>条 件</th> <th>措 置</th> <th>完了時間</th> <th>項 目</th> <th>頻 度</th> <th>担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほう酸ポンプ</td> <td>モード1、2及び3</td> <td>A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A. 1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。</td> <td>30日 12時間 36時間</td> <td>機能を確認する。</td> <td>定期事業者検査時</td> <td>保修課長</td> </tr> <tr> <td>充てん／高圧注入ポンプ 抽出オリフィス隔離弁 海水ポンプ 原子炉補機冷却水ポンプ 加圧器後備ヒータ 電動補助給水ポンプ</td> <td>モード1、2、3及び4</td> <td>A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A. 1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>30日 12時間 56時間</td> <td>機能を確認する。</td> <td>定期事業者検査時</td> <td>保修課長</td> </tr> <tr> <td>余熱除去ポンプ</td> <td>モード4</td> <td>A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A. 1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード5にする。</td> <td>30日 56時間</td> <td>機能を確認する。</td> <td>定期事業者検査時</td> <td>保修課長</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※21：機能ごとに個別の条件が適用される。</p>	機 能	適用モード	機能を満足できない場合の措置 ^{※21}			確認事項			条 件	措 置	完了時間	項 目	頻 度	担 当	ほう酸ポンプ	モード1、2及び3	A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	30日 12時間 36時間	機能を確認する。	定期事業者検査時	保修課長	充てん／高圧注入ポンプ 抽出オリフィス隔離弁 海水ポンプ 原子炉補機冷却水ポンプ 加圧器後備ヒータ 電動補助給水ポンプ	モード1、2、3及び4	A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。	30日 12時間 56時間	機能を確認する。	定期事業者検査時	保修課長	余熱除去ポンプ	モード4	A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード5にする。	30日 56時間	機能を確認する。	定期事業者検査時	保修課長
機 能	適用モード			機能を満足できない場合の措置 ^{※21}			確認事項																																
		条 件	措 置	完了時間	項 目	頻 度	担 当																																
ほう酸ポンプ	モード1、2及び3	A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	30日 12時間 36時間	機能を確認する。	定期事業者検査時	保修課長																																
充てん／高圧注入ポンプ 抽出オリフィス隔離弁 海水ポンプ 原子炉補機冷却水ポンプ 加圧器後備ヒータ 電動補助給水ポンプ	モード1、2、3及び4	A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。	30日 12時間 56時間	機能を確認する。	定期事業者検査時	保修課長																																
余熱除去ポンプ	モード4	A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード5にする。	30日 56時間	機能を確認する。	定期事業者検査時	保修課長																																
<p style="text-align: center;">変 更 前</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <caption>表33-7 中央制御室外原子炉停止装置</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">機 能</th> <th rowspan="2">適用モード</th> <th colspan="3">機能を満足できない場合の措置^{※21}</th> <th colspan="3">確認事項</th> </tr> <tr> <th>条 件</th> <th>措 置</th> <th>完了時間</th> <th>項 目</th> <th>頻 度</th> <th>担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほう酸ポンプ</td> <td>モード1、2及び3</td> <td>A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A. 1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。</td> <td>30日 12時間 36時間</td> <td>機能検査を実施する。</td> <td>定期検査時</td> <td>保修課長</td> </tr> <tr> <td>充てん／高圧注入ポンプ 抽出オリフィス隔離弁 海水ポンプ 原子炉補機冷却水ポンプ 加圧器後備ヒータ 電動補助給水ポンプ</td> <td>モード1、2、3及び4</td> <td>A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A. 1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>30日 12時間 56時間</td> <td>機能検査を実施する。</td> <td>定期検査時</td> <td>保修課長</td> </tr> <tr> <td>余熱除去ポンプ</td> <td>モード4</td> <td>A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A. 1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード5にする。</td> <td>30日 56時間</td> <td>機能検査を実施する。</td> <td>定期検査時</td> <td>保修課長</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※21：機能ごとに個別の条件が適用される。</p>	機 能	適用モード	機能を満足できない場合の措置 ^{※21}			確認事項			条 件	措 置	完了時間	項 目	頻 度	担 当	ほう酸ポンプ	モード1、2及び3	A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	30日 12時間 36時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	充てん／高圧注入ポンプ 抽出オリフィス隔離弁 海水ポンプ 原子炉補機冷却水ポンプ 加圧器後備ヒータ 電動補助給水ポンプ	モード1、2、3及び4	A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。	30日 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	余熱除去ポンプ	モード4	A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード5にする。	30日 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
機 能	適用モード			機能を満足できない場合の措置 ^{※21}			確認事項																																
		条 件	措 置	完了時間	項 目	頻 度	担 当																																
ほう酸ポンプ	モード1、2及び3	A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	30日 12時間 36時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																
充てん／高圧注入ポンプ 抽出オリフィス隔離弁 海水ポンプ 原子炉補機冷却水ポンプ 加圧器後備ヒータ 電動補助給水ポンプ	モード1、2、3及び4	A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。	30日 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																
余熱除去ポンプ	モード4	A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード5にする。	30日 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

備考	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (第2項に定めるLCOを満足しているかどうかの確認行為は検査ではないことから、「検査」を「確認」に変更) ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則の改正に伴い「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更) 																																																							
変更後	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">適用モード</th> <th colspan="3">機能を満足できない場合の措置^{※21}</th> <th colspan="3">確認事項</th> </tr> <tr> <th>条件</th> <th>措置</th> <th>完了時間</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加圧器圧力</td> <td>モード1、2及び3</td> <td>A. 1つの機能が動作不能である場合。 B. 条件Aの指標を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A. 1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。</td> <td>30日 12時間 36時間</td> <td>機能を確認する。 動作不能ないことを指示値により確認する。</td> <td>定期事業者検査時</td> <td>保修課長 当直課長</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生器底水位 蒸気ライン圧力 加圧器水位</td> <td>モード1、2、3及び4</td> <td>A. 1つの機能が動作不能である場合。 B. 条件Aの指標を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A. 1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>30日 12時間 56時間</td> <td>機能を確認する。 動作不能ないことを指示値により確認する。</td> <td>定期事業者検査時</td> <td>保修課長 当直課長</td> </tr> <tr> <td>中性子束（中性子源領域）</td> <td>モード2（P-6インダクタ未満）、3及び4</td> <td>A. 1つの機能が動作不能である場合。 B. 条件Aの指標を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A. 1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>30日 12時間 56時間</td> <td>機能を確認する。 動作不能ないことを指示値により確認する。</td> <td>定期事業者検査時</td> <td>保修課長 当直課長</td> </tr> <tr> <td>1次冷却材圧力（広域） 1次冷却材温度（広域）（低温側）</td> <td>モード3及び4</td> <td>A. 1つの機能が動作不能である場合。 B. 条件Aの指標を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A. 1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード5にする。</td> <td>30日 56時間</td> <td>機能を確認する。 動作不能ないことを指示値により確認する。</td> <td>定期事業者検査時</td> <td>保修課長 当直課長</td> </tr> </tbody> </table>										機能	適用モード	機能を満足できない場合の措置 ^{※21}			確認事項			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	加圧器圧力	モード1、2及び3	A. 1つの機能が動作不能である場合。 B. 条件Aの指標を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	30日 12時間 36時間	機能を確認する。 動作不能ないことを指示値により確認する。	定期事業者検査時	保修課長 当直課長	蒸気発生器底水位 蒸気ライン圧力 加圧器水位	モード1、2、3及び4	A. 1つの機能が動作不能である場合。 B. 条件Aの指標を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。	30日 12時間 56時間	機能を確認する。 動作不能ないことを指示値により確認する。	定期事業者検査時	保修課長 当直課長	中性子束（中性子源領域）	モード2（P-6インダクタ未満）、3及び4	A. 1つの機能が動作不能である場合。 B. 条件Aの指標を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。	30日 12時間 56時間	機能を確認する。 動作不能ないことを指示値により確認する。	定期事業者検査時	保修課長 当直課長	1次冷却材圧力（広域） 1次冷却材温度（広域）（低温側）	モード3及び4	A. 1つの機能が動作不能である場合。 B. 条件Aの指標を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード5にする。	30日 56時間	機能を確認する。 動作不能ないことを指示値により確認する。	定期事業者検査時	保修課長 当直課長
機能	適用モード	機能を満足できない場合の措置 ^{※21}			確認事項																																																			
		条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当																																																	
加圧器圧力	モード1、2及び3	A. 1つの機能が動作不能である場合。 B. 条件Aの指標を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	30日 12時間 36時間	機能を確認する。 動作不能ないことを指示値により確認する。	定期事業者検査時	保修課長 当直課長																																																	
蒸気発生器底水位 蒸気ライン圧力 加圧器水位	モード1、2、3及び4	A. 1つの機能が動作不能である場合。 B. 条件Aの指標を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。	30日 12時間 56時間	機能を確認する。 動作不能ないことを指示値により確認する。	定期事業者検査時	保修課長 当直課長																																																	
中性子束（中性子源領域）	モード2（P-6インダクタ未満）、3及び4	A. 1つの機能が動作不能である場合。 B. 条件Aの指標を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。	30日 12時間 56時間	機能を確認する。 動作不能ないことを指示値により確認する。	定期事業者検査時	保修課長 当直課長																																																	
1次冷却材圧力（広域） 1次冷却材温度（広域）（低温側）	モード3及び4	A. 1つの機能が動作不能である場合。 B. 条件Aの指標を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード5にする。	30日 56時間	機能を確認する。 動作不能ないことを指示値により確認する。	定期事業者検査時	保修課長 当直課長																																																	
変更前	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">適用モード</th> <th colspan="3">機能を満足できない場合の措置^{※21}</th> <th colspan="3">確認事項</th> </tr> <tr> <th>条件</th> <th>措置</th> <th>完了時間</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加圧器圧力</td> <td>モード1、2及び3</td> <td>A. 1つの機能が動作不能である場合。 B. 条件Aの指標を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A. 1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。</td> <td>30日 12時間 36時間</td> <td>機能検査を実施する。 動作不能ないことを指示値により確認する。</td> <td>定期検査時</td> <td>保修課長 当直課長</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生器底水位 蒸気ライン圧力 加圧器水位</td> <td>モード1、2、3及び4</td> <td>A. 1つの機能が動作不能である場合。 B. 条件Aの指標を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A. 1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>30日 12時間 56時間</td> <td>機能検査を実施する。 動作不能ないことを指示値により確認する。</td> <td>定期検査時</td> <td>保修課長 当直課長</td> </tr> <tr> <td>中性子束（中性子源領域）</td> <td>モード2（P-6インダクタ未満）、3及び4</td> <td>A. 1つの機能が動作不能である場合。 B. 条件Aの指標を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A. 1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>30日 12時間 56時間</td> <td>機能検査を実施する。 動作不能ないことを指示値により確認する。</td> <td>定期検査時</td> <td>保修課長 当直課長</td> </tr> <tr> <td>1次冷却材圧力（広域） 1次冷却材温度（広域）（低温側）</td> <td>モード3及び4</td> <td>A. 1つの機能が動作不能である場合。 B. 条件Aの指標を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A. 1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード5にする。</td> <td>30日 56時間</td> <td>機能検査を実施する。 動作不能ないことを指示値により確認する。</td> <td>定期検査時</td> <td>保修課長 当直課長</td> </tr> </tbody> </table>										機能	適用モード	機能を満足できない場合の措置 ^{※21}			確認事項			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	加圧器圧力	モード1、2及び3	A. 1つの機能が動作不能である場合。 B. 条件Aの指標を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	30日 12時間 36時間	機能検査を実施する。 動作不能ないことを指示値により確認する。	定期検査時	保修課長 当直課長	蒸気発生器底水位 蒸気ライン圧力 加圧器水位	モード1、2、3及び4	A. 1つの機能が動作不能である場合。 B. 条件Aの指標を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。	30日 12時間 56時間	機能検査を実施する。 動作不能ないことを指示値により確認する。	定期検査時	保修課長 当直課長	中性子束（中性子源領域）	モード2（P-6インダクタ未満）、3及び4	A. 1つの機能が動作不能である場合。 B. 条件Aの指標を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。	30日 12時間 56時間	機能検査を実施する。 動作不能ないことを指示値により確認する。	定期検査時	保修課長 当直課長	1次冷却材圧力（広域） 1次冷却材温度（広域）（低温側）	モード3及び4	A. 1つの機能が動作不能である場合。 B. 条件Aの指標を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード5にする。	30日 56時間	機能検査を実施する。 動作不能ないことを指示値により確認する。	定期検査時	保修課長 当直課長
機能	適用モード	機能を満足できない場合の措置 ^{※21}			確認事項																																																			
		条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当																																																	
加圧器圧力	モード1、2及び3	A. 1つの機能が動作不能である場合。 B. 条件Aの指標を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード4にする。	30日 12時間 36時間	機能検査を実施する。 動作不能ないことを指示値により確認する。	定期検査時	保修課長 当直課長																																																	
蒸気発生器底水位 蒸気ライン圧力 加圧器水位	モード1、2、3及び4	A. 1つの機能が動作不能である場合。 B. 条件Aの指標を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。	30日 12時間 56時間	機能検査を実施する。 動作不能ないことを指示値により確認する。	定期検査時	保修課長 当直課長																																																	
中性子束（中性子源領域）	モード2（P-6インダクタ未満）、3及び4	A. 1つの機能が動作不能である場合。 B. 条件Aの指標を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。 B. 2 当直課長は、モード5にする。	30日 12時間 56時間	機能検査を実施する。 動作不能ないことを指示値により確認する。	定期検査時	保修課長 当直課長																																																	
1次冷却材圧力（広域） 1次冷却材温度（広域）（低温側）	モード3及び4	A. 1つの機能が動作不能である場合。 B. 条件Aの指標を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード5にする。	30日 56時間	機能検査を実施する。 動作不能ないことを指示値により確認する。	定期検査時	保修課長 当直課長																																																	

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(加圧器安全弁)</p> <p>第43条 モード1、2、3及び4（1次冷却材温度が140°Cを超える）において、加圧器安全弁は、表43-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 加圧器安全弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 保修課長は、定期検査時に、加圧器安全弁の吹出し圧力が表43-2で定める設定値であることを確認し、その結果を発電課長に通知する。</p> <p><以下、省略></p>	<p>(加圧器安全弁)</p> <p>第43条 モード1、2、3及び4（1次冷却材温度が140°Cを超える）において、加圧器安全弁は、表43-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 加圧器安全弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 保修課長は、定期事業者検査時に、加圧器安全弁の吹出し圧力が表43-2で定める設定値であることを確認し、その結果を発電課長に通知する。</p> <p><以下、省略></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 （実用炉規則の改正に伴い、「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更）

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 後	備 考
<p>(加圧器逃がし弁)</p> <p>第44条 モード1、2及び3において、加圧器逃がし弁及び加圧器逃がし弁元弁は、表44-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 加圧器逃がし弁及び加圧器逃がし弁元弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 保修課長は、定期検査時に、加圧器逃がし弁の吹出し圧力及び吹止まり圧力が表44-2で定める設定値であることを確認し、その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(2) 保修課長は、定期検査時に、加圧器逃がし弁が全開及び全閉することを確認し、その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(3) 発電課長は、定期検査時に、加圧器逃がし弁元弁が全開及び全閉することを確認する。</p> <p><以下、省略></p>	<p>(加圧器逃がし弁)</p> <p>第44条 モード1、2及び3において、加圧器逃がし弁及び加圧器逃がし弁元弁は、表44-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 加圧器逃がし弁及び加圧器逃がし弁元弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則の改正に伴い、「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更) <p>(1) 保修課長は、定期事業者検査時に、加圧器逃がし弁の吹出し圧力及び吹止まり圧力が表44-2で定める設定値であることを確認し、その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(2) 保修課長は、定期事業者検査時に、加圧器逃がし弁が全開及び全閉することを確認し、その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(3) 発電課長は、定期事業者検査時に、加圧器逃がし弁元弁が全開及び全閉することを確認する。</p>	

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(低温過加圧防護)</p> <p>第45条 モード4※1、5及び6※2において、低温過加圧に係る機器は、表45-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 低温過加圧に係る機器が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 保修課長は、定期事業者検査時に、2台の加圧器逃がし弁について、低温過加圧防護のための校正を行い、その結果を発電課長に通知する。</p> <p><以下、省略></p>	<p>(低温過加圧防護)</p> <p>第45条 モード4※1、5及び6※2において、低温過加圧に係る機器は、表45-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 低温過加圧に係る機器が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 保修課長は、定期事業者検査時に、2台の加圧器逃がし弁について、低温過加圧防護のための校正を行い、その結果を発電課長に通知する。</p> <p><以下、省略></p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則の改正に伴い、「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)</p>	

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(1次冷却材漏えい率)</p> <p>第46条 モード1、2、3及び4において、原子炉格納容器内への漏えい率及び原子炉格納容器内漏えい監視装置は、表46-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉格納容器内への漏えい率及び原子炉格納容器内漏えい監視装置が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 保修課長は、定期事業者検査時に、原子炉格納容器サンプル水位計及び凝縮液量測定装置の機能を確認し、その結果を発電課長に通知する。</p> <p><以下、省略></p>	<p>(1次冷却材漏えい率)</p> <p>第46条 モード1、2、3及び4において、原子炉格納容器内への漏えい率及び原子炉格納容器内漏えい監視装置は、表46-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉格納容器内への漏えい率及び原子炉格納容器内漏えい監視装置が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 保修課長は、定期事業者検査時に、原子炉格納容器サンプル水位計及び凝縮液量測定装置の機能の健全性を確認し、その結果を発電課長に通知する。</p> <p><以下、省略></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 ・実用炉規則の改正に伴い、「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(蒸気発生器細管漏えい監視)</p> <p>第47条 モード1、2、3及び4において、蒸気発生器細管及び蒸気発生器細管漏えい監視装置は、表47-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 蒸気発生器細管及び蒸気発生器細管漏えい監視装置が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 保修課長は、定期事業者検査時に、復水器排気ガスマニタ、蒸気発生器プローダウン水モニタ及び高感度型主蒸気管モニタ検出器の校正を行い、その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(2) 保修課長は、定期事業者検査時に、渦流探傷検査により蒸気発生器細管の健全性を確認し、その結果を発電課長に通知する。</p> <p><以下、省略></p>	<p>(蒸気発生器細管漏えい監視)</p> <p>第47条 モード1、2、3及び4において、蒸気発生器細管及び蒸気発生器細管漏えい監視装置は、表47-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 蒸気発生器細管及び蒸気発生器細管漏えい監視装置が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則の改正に伴い、「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更) <p>(1) 保修課長は、定期事業者検査時に、復水器排気ガスマニタ、蒸気発生器プローダウン水モニタ及び高感度型主蒸気管モニタ検出器の校正を行い、その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(2) 保修課長は、定期事業者検査時に、渦流探傷検査により蒸気発生器細管の健全性を確認し、その結果を発電課長に通知する。</p> <p><以下、省略></p>	

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>(余熱除去系への漏えい監視)</p> <p>第48条 モード1、2、3及び4（余熱除去系隔離弁が閉止している場合）において、1次冷却系から余熱除去系への漏えいは、表48-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 1次冷却系から余熱除去系への漏えいが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 保修課長は、定期検査時に、1次冷却系から余熱除去系への漏えいがないことを確認し、その結果を実施する。</p> <p><以下、省略></p>	<p>(余熱除去系への漏えい監視)</p> <p>第48条 モード1、2、3及び4（余熱除去系隔離弁が閉止している場合）において、1次冷却系から余熱除去系への漏えいは、表48-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 1次冷却系から余熱除去系への漏えいが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 保修課長は、定期事業者検査時に、1次冷却系から余熱除去系への漏えいがないことを確認し、その結果を発電課長に通知する。</p> <p><以下、省略></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 ・実用炉規則の改正に伴い、「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>(蓄圧タンク)</p> <p>第50条 モード1、2及び3（1次冷却材圧力が6.89MPa[gage]を超える場合）※1において、蓄圧タンクは、表50-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 蓄圧タンクが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード1、2及び3（1次冷却材圧力が6.89MPa[gage]を超える場合）において、蓄圧タンクのほう素濃度、ほう酸水量及び圧力を表50-2で定める頻度で確認する。なお、燃料取替用水タンクからの補給又は1次冷却系の加熱以外の理由により、蓄圧タンク水位計で、計器スパンの3%以上の水位増加が確認された場合は、6時間以内に当該タンクのほう素濃度を確認する。</p> <p>(2) 当直課長は、モード1、2及び3（1次冷却材圧力が6.89MPa[gage]を超える場合）において、1日に1回、蓄圧タンクの全ての出口隔離弁が全開であることを確認する。</p> <p>(3) 発電課長は、定期検査時に、蓄圧タンク出口隔離弁が閉止可能であることを確認する。</p> <p><以下、省略></p>	<p>(蓄圧タンク)</p> <p>第50条 モード1、2及び3（1次冷却材圧力が6.89MPa[gage]を超える場合）※1において、蓄圧タンクは、表50-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 蓄圧タンクが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード1、2及び3（1次冷却材圧力が6.89MPa[gage]を超える場合）において、蓄圧タンクのほう素濃度、ほう酸水量及び圧力を表50-2で定める頻度で確認する。なお、燃料取替用水タンクからの補給又は1次冷却系の加熱以外の理由により、蓄圧タンク水位計で、計器スパンの3%以上の水位増加が確認された場合は、6時間以内に当該タンクのほう素濃度を確認する。</p> <p>(2) 当直課長は、モード1、2及び3（1次冷却材圧力が6.89MPa[gage]を超える場合）において、1日に1回、蓄圧タンクの全ての出口隔離弁が全開であることを確認する。</p> <p>(3) 発電課長は、定期検査時に、蓄圧タンク出口隔離弁が閉止可能であることを確認する。</p> <p><以下、省略></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 ・実用炉規則の改正に伴い「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考												
<p>(非常用炉心冷却系 モード1、2及び3)</p> <p>第51条 モード1、2及び3において、非常用炉心冷却系は、表51-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電課長は、定期検査時に、充てん／高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと及び表51-2で定める事項を確認する。</p> <p>(2) 発電課長は、定期検査時に、高压注入系の自動動作弁が、模擬信号により正しい位置に作動することを確認する。</p> <p>(3) 保修課長は、定期検査時に、充てん／高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプが、模擬信号により起動することを確認し、その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(4) 当直課長は、定期検査時に、施錠等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(5) 保修課長は、定期検査時に、格納容器再循環サンプルが異物等により塞がれていないことを確認し、その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(6) 発電課長は、定期検査時に、余熱除去ポンプ入口弁が、閉止可能であることを確認する。</p> <p>(7) 発電課長は、モード1、2及び3において、1か月に1回、2台以上の充てん／高圧注入ポンプ及び2台の余熱除去ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。^{*1} また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>(8) 発電課長は、モード1、2及び3において、1か月に1回、非常に炉心冷却系の弁開閉確認を行い、弁の動作に異常のないことを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>3 当直課長は、非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表51-3の措置を講じる。</p> <p>※1：運転中のポンプについて、運転状態により確認する（以下、本条において同じ）。</p> <p>表51-1 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用炉心冷却系^{*2}^{*3}</td> <td>(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること^{*4} (2) 低圧注入系の2系統が動作可能であること^{*4}</td> </tr> </tbody> </table> <p>*2：高压注入系が動作不能時は、第83条（表83-3及び表83-4）の運転上の制限も確認する。 *3：低压注入系が動作不能時は、第83条（表83-4）の運転上の制限も確認する。 *4：非常用炉心冷却系の弁開閉点検を行う場合、2時間に限り、運転上の制限を適用しない。</p> <p>※2：高圧注入系が動作可能ではあること^{*4} ※3：低圧注入系が動作可能ではあること^{*4} ※4：原子力規制における検査制度の見直しに伴う除外規定の削除</p>	項目	運転上の制限	非常用炉心冷却系 ^{*2} ^{*3}	(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること ^{*4} (2) 低圧注入系の2系統が動作可能であること ^{*4}	<p>(非常用炉心冷却系 モード1、2及び3)</p> <p>第51条 モード1、2及び3において、非常用炉心冷却系は、表51-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電課長は、定期検査時に、充てん／高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと及び表51-2で定める事項を確認する。</p> <p>(2) 発電課長は、定期検査時に、高压注入系の自動動作弁が、模擬信号により正しい位置へ作動することを確認する。</p> <p>(3) 保修課長は、定期検査時に、充てん／高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプが、模擬信号により起動することを確認し、その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(4) 当直課長は、定期検査時に、施錠等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(5) 保修課長は、定期検査時に、格納容器再循環サンプルが異物等により塞がれていないことを確認し、その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(6) 発電課長は、定期検査時に、余熱除去ポンプ入口弁が、閉止可能であることを確認する。</p> <p>(7) 発電課長は、モード1、2及び3において、1か月に1回、2台以上の充てん／高圧注入ポンプ及び2台の余熱除去ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。^{*1} また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>(8) 発電課長は、モード1、2及び3において、1か月に1回、非常に炉心冷却系の弁開閉確認を行い、弁の動作に異常のないことを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>3 当直課長は、非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表51-3の措置を講じる。</p> <p>※1：運転中のポンプについて、運転状態により確認する（以下、本条において同じ）。</p> <p>表51-1 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用炉心冷却系^{*2}^{*3}</td> <td>(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること^{*4} (2) 低圧注入系の2系統が動作可能であること^{*4}</td> </tr> </tbody> </table> <p>*2：高圧注入系が動作不能時は、第83条（表83-3及び表83-4）の運転上の制限も確認する。 *3：低压注入系が動作不能時は、第83条（表83-4）の運転上の制限も確認する。 *4：原子力規制における検査制度の見直しに伴う除外規定の削除</p>	項目	運転上の制限	非常用炉心冷却系 ^{*2} ^{*3}	(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること ^{*4} (2) 低圧注入系の2系統が動作可能であること ^{*4}	<p>(非常用炉心冷却系 モード1、2及び3)</p> <p>第51条 モード1、2及び3において、非常用炉心冷却系は、表51-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電課長は、定期検査時に、充てん／高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと及び表51-2で定める事項を確認する。</p> <p>(2) 発電課長は、定期検査時に、高压注入系の自動動作弁が、模擬信号により正しい位置へ作動することを確認する。</p> <p>(3) 保修課長は、定期検査時に、充てん／高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプが、模擬信号により起動することを確認し、その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(4) 当直課長は、定期検査時に、施錠等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(5) 保修課長は、定期検査時に、格納容器再循環サンプルが異物等により塞がれていないことを確認し、その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(6) 発電課長は、定期検査時に、余熱除去ポンプ入口弁が、閉止可能であることを確認する。</p> <p>(7) 発電課長は、モード1、2及び3において、1か月に1回、2台以上の充てん／高圧注入ポンプ及び2台の余熱除去ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。^{*1} また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>(8) 発電課長は、モード1、2及び3において、1か月に1回、非常に炉心冷却系の弁開閉確認を行い、弁の動作に異常のないことを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>3 当直課長は、非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表51-3の措置を講じる。</p> <p>※1：運転中のポンプについて、運転状態により確認する（以下、本条において同じ）。</p> <p>表51-1 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用炉心冷却系^{*2}^{*3}</td> <td>(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること^{*4} (2) 低圧注入系の2系統が動作可能であること^{*4}</td> </tr> </tbody> </table> <p>*2：高圧注入系が動作不能時は、第83条（表83-3及び表83-4）の運転上の制限も確認する。 *3：低压注入系が動作不能時は、第83条（表83-4）の運転上の制限も確認する。 *4：原子力規制における検査制度の見直しに伴う除外規定の削除</p>	項目	運転上の制限	非常用炉心冷却系 ^{*2} ^{*3}	(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること ^{*4} (2) 低圧注入系の2系統が動作可能であること ^{*4}
項目	運転上の制限													
非常用炉心冷却系 ^{*2} ^{*3}	(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること ^{*4} (2) 低圧注入系の2系統が動作可能であること ^{*4}													
項目	運転上の制限													
非常用炉心冷却系 ^{*2} ^{*3}	(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること ^{*4} (2) 低圧注入系の2系統が動作可能であること ^{*4}													
項目	運転上の制限													
非常用炉心冷却系 ^{*2} ^{*3}	(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること ^{*4} (2) 低圧注入系の2系統が動作可能であること ^{*4}													

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(非常用炉心冷却系 モード4)</p> <p>第53条 モード4において、非常用炉心冷却系は、表52-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード4において、1か月に1回、1台以上の充てん／高压注入ポンプ及び1台以上の余熱除去ポンプが手動起動可能であることを確認する。</p> <p>(2) 当直課長は、モード4において、1か月に1回、非常用炉心冷却系の弁開閉確認を行い、弁の動作に異常のないことを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>3 当直課長は、非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表52-2の措置を講じる。</p>	<p>(非常用炉心冷却系 モード4)</p> <p>第52条 モード4において、非常用炉心冷却系は、表52-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード4において、1か月に1回、1台以上の充てん／高压注入ポンプ及び1台以上の余熱除去ポンプが手動起動可能であることを確認する。</p> <p>(2) 当直課長は、モード4において、1か月に1回、非常用炉心冷却系の弁開閉確認を行い、弁の動作に異常のないことを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>3 当直課長は、非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表52-2の措置を講じる。</p>	<p>(非常用炉心冷却系 モード4)</p> <p>第52条 モード4において、非常用炉心冷却系は、表52-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード4において、1か月に1回、1台以上の充てん／高压注入ポンプ及び1台以上の余熱除去ポンプが手動起動可能であることを確認する。</p> <p>(2) 当直課長は、モード4において、1か月に1回、非常用炉心冷却系の弁開閉確認を行い、弁の動作に異常のないことを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>3 当直課長は、非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表52-2の措置を講じる。</p>

表52-1

運転上の制限	
項目	運転上の制限
非常用炉心冷却系※1※2※3	(1) 高圧注入系又は充てん系1系統以上が動作可能であること※4 (2) 低圧注入系1系統以上が動作可能であること※4※5

※1：高压注入系が動作不能時は、第83条(表83-3及び表83-4)の運転上の制限も確認する。

※2：充てん系が動作不能時は、第83条(表83-4)の運転上の制限も確認する。

※3：低压注入系が動作不能時は、第83条(表83-4)の運転上の制限も確認する。

※4：非常用炉心冷却系の弁開閉点検を行う場合、2時間に限り、運転上の制限を適用しない。

※5：余熱除去ポンプを用いて余熱除去運転を行っている場合は、低压注入系への切替操作が可能な状態であることを条件に、動作不能とはみなさない。

表52-2

運転上の制限	
項目	運転上の制限
非常用炉心冷却系※1※2※3	(1) 高圧注入系1系統以上が動作可能であること※4 (2) 低圧注入系1系統以上が動作可能であること※4

※1：高压注入系が動作不能時は、第83条(表83-3及び表83-4)の運転上の制限も確認する。

※2：充てん系が動作不能時は、第83条(表83-4)の運転上の制限も確認する。

※3：低压注入系が動作不能時は、第83条(表83-4)の運転上の制限も確認する。

※4：余熱除去ポンプを用いて余熱除去運転を行っている場合は、低压注入系への切替操作が可能な状態の見直しに伴う変更

(上記の追加に伴う除外規定の削除)

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(原子炉格納容器)</p> <p>第55条 モード1、2、3及び4において、原子炉格納容器は、表55-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉格納容器が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 保修課長は、定期検査時に、原子炉格納容器漏えい率が表55-3で定めるいずれかの漏えい率内にあることを確認し、その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(2) 保修課長は、定期検査時に、原子炉格納容器エアロックのインターロック機構の健全性を確認し、その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(3) 発電課長は、定期検査時に、表55-6で定める系統の原子炉格納容器自動隔離弁が模擬信号により隔離動作することを確認する。</p> <p>(4) 発電課長及び保修課長は、定期検査時に、事故条件下において閉止していることが要求される原子炉格納容器隔離弁で、開操作又は閉動作が可能な状態であることを条件に開状態としている原子炉格納容器隔離弁（前号で隔離動作を確認した原子炉格納容器自動隔離弁を含む）を除き、閉止状態であることを確認する。ただし、原子炉格納容器隔離弁のうち、発電課長は手動隔離弁、保修課長は閉止フランジについては、至近の記録、施錠管理の実施、区域管理等により確認を行うことができる。</p>	<p>(原子炉格納容器)</p> <p>第55条 モード1、2、3及び4において、原子炉格納容器は、表55-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉格納容器が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 保修課長は、定期事業者検査時に、原子炉格納容器漏えい率が表55-3で定めるいずれかの漏えい率内にあることを確認し、その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(2) 保修課長は、定期事業者検査時に、原子炉格納容器エアロックのインターロック機構の健全性を確認し、その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(3) 発電課長は、定期事業者検査時に、表55-6で定める系統の原子炉格納容器自動隔離弁が模擬信号により隔離動作することを確認する。</p> <p>(4) 発電課長及び保修課長は、定期事業者検査時に、事故条件下において閉止していることが要求される原子炉格納容器隔離弁で、開操作又は閉動作が可能な状態であることを条件に開状態としている原子炉格納容器隔離弁（前号で隔離動作を確認した原子炉格納容器自動隔離弁を含む。）を除き、閉止状態であることを確認する。ただし、原子炉格納容器隔離弁のうち、発電課長は手動隔離弁、保修課長は閉止フランジについては、至近の記録、施錠管理の実施、区域管理等により確認を行なうことができる。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (適用炉規則の改正に伴い 施設定期検査) を「定期事業者検査」に変更</p>

<以下、省略>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(原子炉格納容器真空逃がし系)</p> <p>第56条 モード1、2、3及び4において、原子炉格納容器真空逃がし系は、表56-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉格納容器真空逃がし系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 保修課長は、定期事業者検査時に、原子炉格納容器真空逃がし弁が動作可能であることを確認し、その結果を発電課長に通知する。</p> <p><以下、省略></p>	<p>(原子炉格納容器真空逃がし系)</p> <p>第56条 モード1、2、3及び4において、原子炉格納容器真空逃がし系は、表56-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉格納容器真空逃がし系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 保修課長は、定期事業者検査時に、原子炉格納容器真空逃がし弁が動作可能であることを確認し、その結果を発電課長に通知する。</p> <p><以下、省略></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則の改正に伴い、「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 変	後	備 考								
<p>(原子炉格納容器スプレイ系)</p> <p>第 57 条 モード 1、2、3 及び 4 において、原子炉格納容器スプレイ系は、表 57-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉格納容器スプレイ系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電課長は、定期検査時に、格納容器スプレイポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及び表 57-3 で定める事項を確認する。</p> <p>(2) 保修課長は、定期検査時に、格納容器スプレイポンプが、模擬信号により起動することを確認し、その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(3) 発電課長は、定期検査時に、原子炉格納容器スプレイ系の自動動作弁が、模擬信号により正しい位置へ作動することを確認する。</p> <p>(4) 当直課長は、定期検査時に、施錠等により固定されていない原子炉格納容器スプレイ系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(5) 発電課長は、よう素除去薬品タンクの苛性ソーダ溶液量を表 57-2 に定める頻度で確認する。</p> <p>(6) 発電課長は、モード 1、2、3 及び 4 において、1か月に 1 回、2 台の格納容器スプレイポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>(7) 発電課長は、モード 1、2、3 及び 4 において、1か月に 1 回、原子炉格納容器スプレイ系の弁開閉確認を行い、弁の動作に異常がないことを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>3 当直課長は、原子炉格納容器スプレイ系が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 57-4 の措置を講じる。</p>	<p>(原子炉格納容器スプレイ系)</p> <p>第 57 条 モード 1、2、3 及び 4 において、原子炉格納容器スプレイ系は、表 57-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉格納容器スプレイ系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電課長は、定期検査時に、格納容器スプレイポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及び表 57-3 で定める事項を確認する。</p> <p>(2) 保修課長は、定期検査時に、格納容器スプレイポンプが、模擬信号により起動することを確認し、その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(3) 発電課長は、定期検査時に、原子炉格納容器スプレイ系の自動動作弁が、模擬信号により正しい位置へ作動することを確認する。</p> <p>(4) 当直課長は、定期検査時に、施錠等により固定されていない原子炉格納容器スプレイ系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(5) 発電課長は、よう素除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度及び苛性ソーダ溶液量を表 57-2 に定める頻度で確認する。</p> <p>(6) 発電課長は、モード 1、2、3 及び 4 において、1か月に 1 回、2 台の格納容器スプレイポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>(7) 発電課長は、モード 1、2、3 及び 4 において、1か月に 1 回、原子炉格納容器スプレイ系の弁開閉確認を行い、弁の動作に異常がないことを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>3 当直課長は、原子炉格納容器スプレイ系が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 57-4 の措置を講じる。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則の改正に伴い、「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)</p> <p>・発電課長は、定期事業者検査時に、原子炉格納容器スプレイ系の自動動作弁が、模擬信号により正しい位置へ作動することを確認する。</p> <p>・当直課長は、定期事業者検査時に、施錠等により固定されていない原子炉格納容器スプレイ系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則に必要な項目の追加)</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (上記の追加に伴う除外規定の削除)</p>	<p>表 57-1 項 目 運転上の制限</p> <table border="1"> <tr> <td>原子炉格納容器 スプレイ系^{※1}</td> <td>(1) 2 系統が動作可能であること^{※2} (2) よう素除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度及び苛性ソーダ溶液量が表 57-2 で定める制限値内にあること</td> </tr> </table> <p>※ 1 : 原子炉格納容器スプレイ系が動作不能時は、第 83 条 (表 83-4 及び表 83-6) の運転上の制限も確認する。</p> <p>※ 2 : 原子炉格納容器スプレイ系の弁開閉点検を行ふ場合、2 時間に限り、運転上の制限を適用しない。</p> <p>表 57-2 項 目 制 限 値 確認頻度</p> <table border="1"> <tr> <td>苛性ソーダ濃度</td> <td>30wt%以上</td> <td>30wt%以上</td> </tr> <tr> <td>苛性ソーダ溶液量 (有効水量)</td> <td>11.1m³以上</td> <td>11.1m³以上 か月に 1 回</td> </tr> </table> <p>定期事業者検査時 モード 1、2、3 及び 4 において 6 か月に 1 回</p>	原子炉格納容器 スプレイ系 ^{※1}	(1) 2 系統が動作可能であること ^{※2} (2) よう素除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度及び苛性ソーダ溶液量が表 57-2 で定める制限値内にあること	苛性ソーダ濃度	30wt%以上	30wt%以上	苛性ソーダ溶液量 (有効水量)	11.1m ³ 以上	11.1m ³ 以上 か月に 1 回
原子炉格納容器 スプレイ系 ^{※1}	(1) 2 系統が動作可能であること ^{※2} (2) よう素除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度及び苛性ソーダ溶液量が表 57-2 で定める制限値内にあること										
苛性ソーダ濃度	30wt%以上	30wt%以上									
苛性ソーダ溶液量 (有効水量)	11.1m ³ 以上	11.1m ³ 以上 か月に 1 回									

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(アニュラス空気浄化系)</p> <p>第 58 条 モード 1、2、3 及び 4 において、アニュラス空気浄化系は、表 58-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 アニュラス空気浄化系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 保修課長は、定期検査時に、アニュラス空気浄化系フィルタのよう素除去効率（総合除去効率）が表 58-2 に定める値であることを確認し、その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(2) 保修課長は、定期検査時に、アニュラス空気浄化ファンが模擬信号により起動することを確認し、その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(3) 発電課長は、定期検査時に、アニュラス空気浄化ファンの起動により、自動作動ダンバが正しい位置に作動することを確認する。</p> <p><以下、省略></p>	<p>(アニュラス空気浄化系)</p> <p>第 58 条 モード 1、2、3 及び 4 において、アニュラス空気浄化系は、表 58-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 アニュラス空気浄化系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 保修課長は、定期事業者検査時に、アニュラス空気浄化系フィルタのよう素除去効率（総合除去効率）が表 58-2 に定める値であることを確認し、その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(2) 保修課長は、定期事業者検査時に、アニュラス空気浄化ファンが模擬信号により起動することを確認し、その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(3) 発電課長は、定期事業者検査時に、アニュラス空気浄化ファンの起動により、自動作動ダンバが正しい位置に作動することを確認する。</p> <p><以下、省略></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則の改正に伴い、「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>(アニュラス)</p> <p>第59条 モード1、2、3及び4において、アニュラスは、表59-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 アニュラスが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 発電課長は、定期検査時に、アニュラス空気淨化ファンの起動により、アニュラスが10分以内に負圧になることを確認する。</p> <p><以下、省略></p>	<p>(アニュラス)</p> <p>第59条 モード1、2、3及び4において、アニュラスは、表59-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 アニュラスが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 発電課長は、定期事業者検査時に、アニュラス空気淨化ファンの起動により、アニュラスが10分以内に負圧になることを確認する。</p> <p><以下、省略></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則の改正に伴い、「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)</p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(主蒸気安全弁)</p> <p>第60条 モード1、2及び3において※1、主蒸気安全弁は、表60-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 主蒸気安全弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 保修課長は、定期検査時に、主蒸気安全弁設定値が表60-3に定める値であることを確認し、その結果を発電課長に通知する。</p> <p><以下、省略></p>	<p>(主蒸気安全弁)</p> <p>第60条 モード1、2及び3において※1、主蒸気安全弁は、表60-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 主蒸気安全弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 保修課長は、定期事業者検査時に、主蒸気安全弁設定値が表60-3に定める値であることを確認し、その結果を発電課長に通知する。</p> <p><以下、省略></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則の改正に伴い、「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)</p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(主蒸気隔離弁)</p> <p>第 61 条 モード 1、2 及び 3において、主蒸気隔離弁は、表 61-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 主蒸気隔離弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 保修課長は、定期検査時に、主蒸気隔離弁が模擬信号で 5 秒以内に開止することを確認し、その結果を発電課長に通知する。</p> <p><以下、省略></p>	<p>(主蒸気隔離弁)</p> <p>第 61 条 モード 1、2 及び 3において、主蒸気隔離弁は、表 61-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 主蒸気隔離弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 保修課長は、定期事業者検査時に、主蒸気隔離弁が模擬信号で 5 秒以内に開止することを確認し、その結果を発電課長に通知する。</p> <p><以下、省略></p>	<p>（実用炉規則の改正に伴い 「施設定期検査」を「定期 事業者検査」に変更）</p> <p>・原子力規制における検査制 度の見直しに伴う変更</p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(主給水隔離弁、主給水制御弁及び主給水バイパス制御弁)</p> <p>第62条 モード1、2及び3において、主給水隔離弁、主給水制御弁及び主給水バイパス制御弁は、表62-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 主給水隔離弁、主給水制御弁及び主給水バイパス制御弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電課長は、定期検査時に、主給水隔離弁が閉止可能であることを確認する。</p> <p>(2) 保修課長は、定期検査時に、主給水制御弁及び主給水バイパス制御弁が閉止可能であることを確認し、その結果を発電課長に通知する。</p> <p><以下、省略></p>	<p>(主給水隔離弁、主給水制御弁及び主給水バイパス制御弁)</p> <p>第62条 モード1、2及び3において、主給水隔離弁、主給水制御弁及び主給水バイパス制御弁は、表62-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 主給水隔離弁、主給水制御弁及び主給水バイパス制御弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電課長は、定期事業者検査時に、主給水隔離弁が閉止可能であることを確認する。</p> <p>(2) 保修課長は、定期事業者検査時に、主給水制御弁及び主給水バイパス制御弁が閉止可能であることを確認し、その結果を発電課長に通知する。</p> <p><以下、省略></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則の改正に伴い、「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>(主蒸気逃がし弁)</p> <p>第63条 モード1、2、3及び4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、主蒸気逃がし弁は、表63-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 主蒸気逃がし弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 保修課長は、定期検査時に、主蒸気逃がし弁が手動で開弁できることを確認し、その結果を発電課長に通知する。</p> <p><以下、省略></p> <p>(主蒸気逃がし弁)</p> <p>第63条 モード1、2、3及び4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、主蒸気逃がし弁は、表63-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 主蒸気逃がし弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 保修課長は、定期事業者検査時に、主蒸気逃がし弁が手動で開弁できることを確認し、その結果を発電課長に通知する。</p> <p><以下、省略></p> <ul style="list-style-type: none"> • 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則の改正に伴い、「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更） 		

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(補助給水系)</p> <p>第 64 条 モード 1、2、3 及び 4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)において、補助給水系は、表 64-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 補助給水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、定期検査時に、施錠等により固定されていない補助給水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(2) 発電課長は、定期検査時に、タービン動補助給水ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及び表 64-2 で定める事項を確認する。</p> <p>(3) 保修課長は、定期検査時に、電動補助給水ポンプが、模擬信号により起動することを確認し、その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(4) 発電課長は、定期検査時に、タービン動補助給水ポンプの起動弁が、模擬信号により動作することを確認する。</p> <p>(5) 発電課長は、定期検査時に、電動補助給水ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及び表 64-3 で定める事項を確認する。</p> <p><以下、省略></p>	<p>(補助給水系)</p> <p>第 64 条 モード 1、2、3 及び 4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)において、補助給水系は、表 64-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 補助給水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則の改正に伴い、「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更) <p>(1) 当直課長は、定期事業者検査時に、施錠等により固定されていない補助給水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(2) 発電課長は、定期事業者検査時に、タービン動補助給水ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及び表 64-2 で定める事項を確認する。</p> <p>(3) 保修課長は、定期事業者検査時に、電動補助給水ポンプが、模擬信号により起動することを確認し、その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(4) 発電課長は、定期事業者検査時に、タービン動補助給水ポンプの起動弁が、模擬信号により動作することを確認する。</p> <p>(5) 発電課長は、定期事業者検査時に、電動補助給水ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及び表 64-3 で定める事項を確認する。</p> <p><以下、省略></p>	

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(原子炉補機冷却水系)</p> <p>第 66 条 モード 1、2、3 及び 4において、原子炉補機冷却水系は、表 66-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉補機冷却水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 当直課長は、定期検査時に、施錠等により固定されていない原子炉補機冷却水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 (2) 保修課長は、定期検査時に、原子炉補機冷却水ポンプが模擬信号により起動することを確認し、その結果を発電課長に通知する。 (3) 発電課長は、定期検査時に、原子炉補機冷却水系自動作動弁が模擬信号により正しい位置に作動することを確認する。 <p><以下、省略></p>	<p>(原子炉補機冷却水系)</p> <p>第 66 条 モード 1、2、3 及び 4において、原子炉補機冷却水系は、表 66-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉補機冷却水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則の改正に伴い、「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更) (1) 当直課長は、定期事業者検査時に、施錠等により固定されたいない原子炉補機冷却水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 (2) 保修課長は、定期事業者検査時に、原子炉補機冷却水ポンプが模擬信号により起動することを確認し、その結果を発電課長に通知する。 (3) 発電課長は、定期事業者検査時に、原子炉補機冷却水系自動作動弁が模擬信号により正しい位置に作動することを確認する。 <p><以下、省略></p>	

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(原子炉補機冷却海水系)</p> <p>第 67 条 モード 1、2、3 及び 4 において、原子炉補機冷却海水系は、表 67-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉補機冷却海水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、定期検査時に、施錠等により固定されていない原子炉補機冷却海水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(2) 保修課長は、定期検査時に、海水ポンプが模擬信号により起動することを確認し、その結果を発電課長に通知する。</p> <p><以下、省略></p>	<p>(原子炉補機冷却海水系)</p> <p>第 67 条 モード 1、2、3 及び 4 において、原子炉補機冷却海水系は、表 67-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉補機冷却海水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、定期事業者検査時に、施錠等により固定されていない原子炉補機冷却海水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(2) 保修課長は、定期事業者検査時に、海水ポンプが模擬信号により起動することを確認し、その結果を発電課長に通知する。</p> <p><以下、省略></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則の改正に伴い、「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(中央制御室非常用循環系)</p> <p>第 69 条 モード 1、2、3、4 及び使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、中央制御室非常用循環系は、表 69-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 中央制御室非常用循環系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 保修課長は、定期検査時に、中央制御室非常用循環フィルタのよう素除去効率（総合除去効率）が表 69-2 に定める値であることを確認し、その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(2) 発電課長は、定期検査時に、中央制御室非常用循環ファンが模擬信号により起動すること、及び自動作動ダンバが正しい位置に作動することを確認する。</p> <p><以下、省略></p>	<p>(中央制御室非常用循環系)</p> <p>第 69 条 モード 1、2、3、4 及び使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中ににおいて、中央制御室非常用循環系は、表 69-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 中央制御室非常用循環系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 保修課長は、定期事業者検査時に、中央制御室非常用循環フィルタのよう素除去効率（総合除去効率）が表 69-2 に定める値であることを確認し、その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(2) 発電課長は、定期事業者検査時に、中央制御室非常用循環ファンが模擬信号により起動すること、及び自動作動ダンバが正しい位置に作動することを確認する。</p> <p><以下、省略></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則の改正に伴い、「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(安全補機室空気浄化系)</p> <p>第 70 条 モード 1、2、3 及び 4 において、安全補機室空気浄化系は、表 70-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 安全補機室空気浄化系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 保修課長は、定期検査時に、安全補機室空気浄化系フィルタのよう素除去効率（総合除去効率）が表 70-2 に定める値であることを確認し、その結果を発電課長により通知する。</p> <p>(2) 保修課長は、定期検査時に、安全補機室排気ファンが模擬信号により起動することを確認し、その結果を発電課長により通知する。</p> <p>(3) 発電課長は、定期検査時に、安全補機室空気浄化系自動作動ダンバが模擬信号により正しい位置に作動することを確認する。</p> <p>(4) 発電課長は、定期検査時に、安全補機室排気ファンを起動させ、異常な振動、異音がないこと、及び安全補機室内の圧力が 10 分以内に負圧になることを確認する。</p> <p><以下、省略></p>	<p>(安全補機室空気浄化系)</p> <p>第 70 条 モード 1、2、3 及び 4 において、安全補機室空気浄化系は、表 70-1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 安全補機室空気浄化系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則の改正に伴い、「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)</p> <p>(1) 保修課長は、定期事業者検査時に、安全補機室空気浄化系フィルタのよう素除去効率（総合除去効率）が表 70-2 に定める値であることを確認し、その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(2) 保修課長は、定期事業者検査時に、安全補機室排気ファンが模擬信号により起動することを確認し、その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(3) 発電課長は、定期事業者検査時に、安全補機室空気浄化系自動作動ダンバが模擬信号により正しい位置に作動することを確認する。</p> <p>(4) 発電課長は、定期事業者検査時に、安全補機室排気ファンを起動させ、異常な振動、異音がないこと、及び安全補機室内の圧力が 10 分以内に負圧になることを確認する。</p> <p><以下、省略></p>	

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>(ディーゼル発電機 モード1、2、3及び4－)</p> <p>第72条 モード1、2、3及び4において、ディーゼル発電機は、表72－1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 ディーゼル発電機が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 保修課長は、定期検査時に、次の事項を確認し、その結果を発電課長に通知する。 ア 模擬信号によりディーゼル発電機の電圧が確立すること。 イ ディーゼル発電機に電源を求める機器が、母線電圧確立から所定の時間内に所定のシーケンスに従って順次負荷をとることができること。 ウ イにおける所定負荷のもとにおいて、ディーゼル発電機が電圧6,900±345 V及び周波数60±3 Hzで運転可能であること。</p> <p><以下、省略></p>	<p>(ディーゼル発電機 モード1、2、3及び4－)</p> <p>第72条 モード1、2、3及び4において、ディーゼル発電機は、表72－1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 ディーゼル発電機が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 保修課長は、定期事業者検査時に、次の事項を確認し、その結果を発電課長に通知する。 ア 模擬信号によりディーゼル発電機が起動し、10秒以内にディーゼル発電機の電圧が確立すること。 イ ディーゼル発電機に電源を求める機器が、母線電圧確立から所定の時間内に所定のシーケンスに従って順次負荷をとることができること。 ウ イにおける所定負荷のもとにおいて、ディーゼル発電機が電圧6,900±345 V及び周波数60±3 Hzで運転可能であること。</p> <p><以下、省略></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則の改正に伴い、「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更）

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(非常用直流電源 モード1、2、3及び4)</p> <p>第75条 モード1、2、3及び4において、非常用直流電源（蓄電池（安全防護系用）及び充電器）は、表75-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 非常用直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 保修課長は、定期検査時に、非常用直流電源の健全性を確認し、その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(2) 当直課長は、モード1、2、3及び4において、1週間に1回、浮動充電時の蓄電池端子電圧が126.0 V以上であることを確認する。</p> <p><以下、省略></p>	<p>(非常用直流電源 モード1、2、3及び4)</p> <p>第75条 モード1、2、3及び4において、非常用直流電源（蓄電池（安全防護系用）及び充電器）は、表75-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 非常用直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 保修課長は、定期事業者検査時に、非常用直流電源の健全性を確認し、その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(2) 当直課長は、モード1、2、3及び4において、1週間に1回、浮動充電時の蓄電池端子電圧が126.0 V以上であることを確認する。</p> <p><以下、省略></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則の改正に伴い、「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)</p>

第 83 条（重大事故等対処設備）		変 更 前		変 更 後		備 考																																																																	
表 83-2 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備																																																																							
83-2-1 原子炉出力抑制（自動）^{※1}																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機 能</th> <th rowspan="2">設 定 値</th> <th rowspan="2">適用モード</th> <th rowspan="2">所要チャネル・系統数</th> <th colspan="3">所要チャネル・系統数を満足できない場合の措置^{※2}</th> <th colspan="3">確認事項</th> </tr> <tr> <th>条件</th> <th>措 置</th> <th>完了時間</th> <th>項目</th> <th>頻 度</th> <th>担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">1. 多様化自動動作動設備 (ATWS 級和設備)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="2">a. 多様化自動動作動設備 (ATWS 級和設備) 論理回路</td><td rowspan="2">—</td><td rowspan="2">モード 1 及び 2</td><td rowspan="2">1 系統</td><td>A. 多様化自動動作動設備 (ATWS 級和設備) が動作不能である場合</td><td>A. 1 当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{※3}が動作可能であることを確認する^{※4}。 及び A. 2 保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</td><td>6 時間</td><td>機能を確認する。</td><td>定期事業者検査時</td><td>保修課長</td></tr> <tr> <td>B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>B. 1 当直課長は、モード 3 にする。</td><td>30 日</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="3">b. 蒸気発生器水位異常低</td><td rowspan="7">計器スパンの 7 %以上</td><td rowspan="7">モード 1 及び 2</td><td rowspan="7">3^{※5}</td><td>A. 1 チャンネルが動作不能である場合</td><td>A. 1 当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{※3}が動作可能であることを確認する^{※4}。 及び A. 2 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態に復旧する。</td><td>6 時間</td><td>設定値及び機能を確認する。</td><td>定期事業者検査時</td><td>保修課長</td></tr> <tr> <td>B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>B. 1 当直課長は、モード 3 にする。</td><td>30 日</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>12 時間</td><td>動作不能でないことを指示値により確認する。</td><td>1 日に 1 回</td><td>当直課長</td></tr> </tbody> </table>								機 能	設 定 値	適用モード	所要チャネル・系統数	所要チャネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項			条件	措 置	完了時間	項目	頻 度	担 当	1. 多様化自動動作動設備 (ATWS 級和設備)										a. 多様化自動動作動設備 (ATWS 級和設備) 論理回路	—	モード 1 及び 2	1 系統	A. 多様化自動動作動設備 (ATWS 級和設備) が動作不能である場合	A. 1 当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※3} が動作可能であることを確認する ^{※4} 。 及び A. 2 保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	6 時間	機能を確認する。	定期事業者検査時	保修課長	B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、モード 3 にする。	30 日				b. 蒸気発生器水位異常低	計器スパンの 7 %以上	モード 1 及び 2	3 ^{※5}	A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A. 1 当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※3} が動作可能であることを確認する ^{※4} 。 及び A. 2 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態に復旧する。	6 時間	設定値及び機能を確認する。	定期事業者検査時	保修課長	B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、モード 3 にする。	30 日						12 時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	1 日に 1 回	当直課長
機 能	設 定 値	適用モード	所要チャネル・系統数	所要チャネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項																																																																
				条件	措 置	完了時間	項目	頻 度	担 当																																																														
1. 多様化自動動作動設備 (ATWS 級和設備)																																																																							
a. 多様化自動動作動設備 (ATWS 級和設備) 論理回路	—	モード 1 及び 2	1 系統	A. 多様化自動動作動設備 (ATWS 級和設備) が動作不能である場合	A. 1 当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※3} が動作可能であることを確認する ^{※4} 。 及び A. 2 保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	6 時間	機能を確認する。	定期事業者検査時	保修課長																																																														
				B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、モード 3 にする。	30 日																																																																	
b. 蒸気発生器水位異常低	計器スパンの 7 %以上	モード 1 及び 2	3 ^{※5}	A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A. 1 当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※3} が動作可能であることを確認する ^{※4} 。 及び A. 2 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態に復旧する。	6 時間	設定値及び機能を確認する。	定期事業者検査時	保修課長																																																														
				B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、モード 3 にする。	30 日																																																																	
						12 時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	1 日に 1 回	当直課長																																																														
<p>※1 : 本表における動作可能とは、当該計装及び制御設備に期待されている機能が達成されている状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャンネル若しくは論理回路をバイパスする場合又は不動作の場合をいう。動作信号を出力させている状態又は転換作により動作信号を出力している状態は動作可能とみなす。</p> <p>※2 : チャンネル・系統ごとに個別の条件が適用される。</p> <p>※3 : 電動補助給水ポンプ 2 台、ターピン動補助給水ポンプ及び主蒸気隔離弁 3 個をいう。</p> <p>※4 : 「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。</p> <p>※5 : 多様化自動動作動設備 (ATWS 級和設備) に使用するチャンネルに限る。</p>																																																																							
表 83-2 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備																																																																							
83-2-1 原子炉出力抑制（自動）^{※1}																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機 能</th> <th rowspan="2">設 定 値</th> <th rowspan="2">適用モード</th> <th rowspan="2">所要チャネル・系統数</th> <th colspan="3">所要チャネル・系統数を満足できない場合の措置^{※2}</th> <th colspan="3">確認事項</th> </tr> <tr> <th>条件</th> <th>措 置</th> <th>完了時間</th> <th>項目</th> <th>頻 度</th> <th>担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">1. 多様化自動動作動設備 (ATWS 級和設備)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="2">a. 多様化自動動作動設備 (ATWS 級和設備) 論理回路</td><td rowspan="2">—</td><td rowspan="2">モード 1 及び 2</td><td rowspan="2">1 系統</td><td>A. 多様化自動動作動設備 (ATWS 級和設備) が動作不能である場合</td><td>A. 1 当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{※3}が動作可能であることを確認する^{※4}。 及び A. 2 保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</td><td>6 時間</td><td>機能検査を実施する。</td><td>定期検査時</td><td>保修課長</td></tr> <tr> <td>B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>B. 1 当直課長は、モード 3 にする。</td><td>30 日</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="3">b. 蒸気発生器水位異常低</td><td rowspan="4">計器スパンの 7 %以上</td><td rowspan="4">モード 1 及び 2</td><td rowspan="4">3^{※5}</td><td>A. 1 チャンネルが動作不能である場合</td><td>A. 1 当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{※3}が動作可能であることを確認する^{※4}。 及び A. 2 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態に復旧する。</td><td>6 時間</td><td>設定値確認及び機能検査を実施する。</td><td>定期検査時</td><td>保修課長</td></tr> <tr> <td>B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>B. 1 当直課長は、モード 3 にする。</td><td>30 日</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>12 時間</td><td>動作不能でないことを指示値により確認する。</td><td>1 日に 1 回</td><td>当直課長</td></tr> </tbody> </table>								機 能	設 定 値	適用モード	所要チャネル・系統数	所要チャネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項			条件	措 置	完了時間	項目	頻 度	担 当	1. 多様化自動動作動設備 (ATWS 級和設備)										a. 多様化自動動作動設備 (ATWS 級和設備) 論理回路	—	モード 1 及び 2	1 系統	A. 多様化自動動作動設備 (ATWS 級和設備) が動作不能である場合	A. 1 当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※3} が動作可能であることを確認する ^{※4} 。 及び A. 2 保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	6 時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、モード 3 にする。	30 日				b. 蒸気発生器水位異常低	計器スパンの 7 %以上	モード 1 及び 2	3 ^{※5}	A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A. 1 当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※3} が動作可能であることを確認する ^{※4} 。 及び A. 2 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態に復旧する。	6 時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、モード 3 にする。	30 日						12 時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	1 日に 1 回	当直課長
機 能	設 定 値	適用モード	所要チャネル・系統数	所要チャネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項																																																																
				条件	措 置	完了時間	項目	頻 度	担 当																																																														
1. 多様化自動動作動設備 (ATWS 級和設備)																																																																							
a. 多様化自動動作動設備 (ATWS 級和設備) 論理回路	—	モード 1 及び 2	1 系統	A. 多様化自動動作動設備 (ATWS 級和設備) が動作不能である場合	A. 1 当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※3} が動作可能であることを確認する ^{※4} 。 及び A. 2 保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	6 時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																																														
				B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、モード 3 にする。	30 日																																																																	
b. 蒸気発生器水位異常低	計器スパンの 7 %以上	モード 1 及び 2	3 ^{※5}	A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A. 1 当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※3} が動作可能であることを確認する ^{※4} 。 及び A. 2 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態に復旧する。	6 時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																																														
				B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、モード 3 にする。	30 日																																																																	
						12 時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	1 日に 1 回	当直課長																																																														
<p>※1 : 本表における動作可能とは、当該計装及び制御設備に期待されている機能が達成されている状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャンネル若しくは論理回路をバイパスする場合又は不動作の場合をいう。動作信号を出力させている状態又は転換作により動作信号を出力している状態は動作可能とみなす。</p> <p>※2 : チャンネル・系統ごとに個別の条件が適用される。</p> <p>※3 : 電動補助給水ポンプ 2 台、ターピン動補助給水ポンプ及び主蒸気隔離弁 3 個をいう。</p> <p>※4 : 「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。</p> <p>※5 : 多様化自動動作動設備 (ATWS 級和設備) に使用するチャンネルに限る。</p>																																																																							

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前		変 更 後		備 考		
表 83-3 1次系フィードアンドブリードをするための設備						
83-3-1 1次系フィードアンドブリード						
(1) 運転上の制限						
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限			
1次系フィードアンドブリードによる炉心冷却系 ^{※1} による加圧器逃がし弁2台による1次冷却系統の減圧系が動作可能であること ^{※2}	(1)高压注入系の2系統以上が動作可能であること ^{※2} (2)加圧器逃がし弁2台による1次冷却系統の減圧系が動作可能であること ^{※2}	(1)高压注入系の2系統以上が動作可能であること ^{※2} (2)加圧器逃がし弁2台による1次冷却系統の減圧系が動作可能であること ^{※2}				
適用モード	適用モード	適用モード	適用モード	所要数		
モード1、2、3及び4(蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)	先てん／高压注入ポンプ 加圧器逃がし弁 燃料取替用水タンク	モード1、2、3及び4(蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)	先てん／高压注入ポンプ 加圧器逃がし弁 燃料取替用水タンク	2台 2台 ※3		
※ 1 : 高压注入系及び加圧器逃がし弁による1次冷却系統の減圧系をいう。						
※ 2 :動作可能な場合は、ポンプが手動起動(系統構成含む)できること、又は運転中であることをいう。						
※ 3 :「83-14-3 燃料取替用水タンク」において運転上の制限を定める。						
(2) 確認事項						
項目	確認事項	項目	確認事項	頻度		
先てん／高压注入ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及びテスストライインにおける接続が \square m以上、容量が \square m ³ /h以上であることを確認する。	先てん／高压注入ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及びテスストライインにおける接続が \square m以上、容量が \square m ³ /h以上であることを確認する。	定期事業者検査時		
	施錠等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。		施錠等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	定期事業者検査時		
	モード1、2及び3において、2台以上のポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※4} 。また、確認する際に操作した弁についても、正しい位置に復旧していることを確認する。		モード1、2及び3において、2台以上のポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※4} 。また、確認する際に操作した弁についても、正しい位置に復旧していることを確認する。	定期事業者検査時		
	モード4(蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)において、2台以上のポンプが手動起動可能であることを確認する。		モード4(蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)において、2台以上のポンプが手動起動可能であることを確認する。	定期事業者検査時		
加圧器逃がし弁	加圧器逃がし弁が全開及び全閉することを確認する。	加圧器逃がし弁	加圧器逃がし弁が全開及び全閉することを確認する。	定期事業者検査時		
※ 4 : 運転中のポンプについては、運転状態により確認する。						
(1) 運転上の制限						
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限			
1次系フィードアンドブリードによる炉心冷却系 ^{※1}	(1)高压注入系の2系統以上が動作可能であること ^{※2} (2)加圧器逃がし弁2台による1次冷却系統の減圧系が動作可能であること ^{※2}	(1)高压注入系の2系統以上が動作可能であること ^{※2} (2)加圧器逃がし弁2台による1次冷却系統の減圧系が動作可能であること ^{※2}				
適用モード	適用モード	適用モード	適用モード	所要数		
モード1、2、3及び4(蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)	先てん／高压注入ポンプ 加圧器逃がし弁 燃料取替用水タンク	モード1、2、3及び4(蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)	先てん／高压注入ポンプ 加圧器逃がし弁 燃料取替用水タンク	2台 2台 ※3		
※ 1 : 高压注入系及び加圧器逃がし弁による1次冷却系統の減圧系をいう。						
※ 2 :動作可能な場合は、ポンプが手動起動(系統構成含む)できること、又は運転中であることをいう。						
※ 3 :「83-14-3 燃料取替用水タンク」において運転上の制限を定める。						
(2) 確認事項						
項目	確認事項	項目	確認事項	頻度		
先てん／高压注入ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及びテスストライインにおける接続が \square m以上、容量が \square m ³ /h以上であることを確認する。	先てん／高压注入ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、及びテスストライインにおける接続が \square m以上、容量が \square m ³ /h以上であることを確認する。	定期事業者検査時		
	施錠等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。		施錠等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	定期事業者検査時		
	モード1、2及び3において、2台以上のポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※4} 。また、確認する際に操作した弁についても、正しい位置に復旧していることを確認する。		モード1、2及び3において、2台以上のポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※4} 。また、確認する際に操作した弁についても、正しい位置に復旧していることを確認する。	定期事業者検査時		
	モード4(蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)において、2台以上のポンプが手動起動可能であることを確認する。		モード4(蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)において、2台以上のポンプが手動起動可能であることを確認する。	定期事業者検査時		
加圧器逃がし弁	加圧器逃がし弁が全開及び全閉することを確認する。	加圧器逃がし弁	加圧器逃がし弁が全開及び全閉することを確認する。	定期事業者検査時		
※ 4 : 運転中のポンプについては、運転状態により確認する。						

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前		変更後		備考																																													
表 83-4 炉心注入をするための設備 83-4-1 炉心注入	表 83-4 炉心注入をするための設備 83-4-1 炉心注入	(1) 運転上の制限	(1) 運転上の制限	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則の改正に伴い 施設定期検査)を「定期事業者検査」に変更</p>																																													
(1) 運転上の制限	(1) 運転上の制限	<p>(1) 非常用炉心冷却系 非常用炉心冷却系</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用モード</td> <td>適用モード</td> <td>(1) 高圧注入系の 1 系統以上が動作可能であること※1 (2) 低圧注入系の 1 系統以上が動作可能であること※1</td> </tr> <tr> <td>モード 1、2、3、4、5 及び 6</td> <td>モード 1、2、3、4、5 及び 6</td> <td>モード 1／高圧注入ポンプ 充てん／高圧注入ポンプ 余熱除去ポンプ 燃料取替用水タンク</td> </tr> <tr> <td>所要数</td> <td>1台</td> <td>1台 1台 1台</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：動作可能とは、ポンプが手動起動（系統構成含む）できること、又は運転中であることをいう。</p> <p>※2：「83-14-3 燃料取替用水タンク」において運転上の制限を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>充てん／高圧注入ポンプ</td> <td>施錠等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 ポンプを起動し、異音、異臭、漏えいがないこと、及びテストライインにおける揚程が □m以上、容量が □m³/h以上であることを確認する。</td> <td>施錠等により固定された弁が正しい位置にあることを確認する。 ポンプを起動し、異音、異臭、漏えいがないこと、及びテストライインにおける揚程が □m以上、容量が □m³/h以上であることを確認する。</td> <td>定期事業者検査時</td> <td>当直課長</td> </tr> <tr> <td>モード 1、2 及び 3において、1台以上のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 モード 4、5 及び 6において、1台以上のポンプが手動起動可能であることを確認する。</td> <td>モード 1、2 及び 3において、1台以上のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</td> <td>発電課長</td> <td>1か月に1回</td> <td>当直課長</td> </tr> <tr> <td>余熱除去ポンプ</td> <td>施錠等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</td> <td>施錠等により固定された弁が正しい位置にあることを確認する。</td> <td>定期事業者検査時</td> <td>当直課長</td> </tr> <tr> <td>モード 1、2 及び 3において、1台以上のポンプを起動し、異常な振動、異音、漏えいがないこと、及びテストライインにおける揚程が □m以上、容量が □m³/h以上であることを確認する。</td> <td>モード 1、2 及び 3において、1台以上のポンプを起動し、異常な振動、異音、漏えいがないこと、及びテストライインにおける揚程が □m以上、容量が □m³/h以上であることを確認する。</td> <td>発電課長</td> <td>1か月に1回</td> <td>当直課長</td> </tr> <tr> <td>モード 4、5 及び 6において、1台以上のポンプが手動起動可能であることを確認する。</td> <td>モード 4、5 及び 6において、1台以上のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>定期事業者検査時</td> <td>当直課長</td> <td>1か月に1回</td> </tr> <tr> <td>※ 3：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</td> <td>※ 3：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	運転上の制限	適用モード	適用モード	(1) 高圧注入系の 1 系統以上が動作可能であること※1 (2) 低圧注入系の 1 系統以上が動作可能であること※1	モード 1、2、3、4、5 及び 6	モード 1、2、3、4、5 及び 6	モード 1／高圧注入ポンプ 充てん／高圧注入ポンプ 余熱除去ポンプ 燃料取替用水タンク	所要数	1台	1台 1台 1台	項目	確認事項	確認事項	頻度	担当	充てん／高圧注入ポンプ	施錠等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 ポンプを起動し、異音、異臭、漏えいがないこと、及びテストライインにおける揚程が □m以上、容量が □m³/h以上であることを確認する。	施錠等により固定された弁が正しい位置にあることを確認する。 ポンプを起動し、異音、異臭、漏えいがないこと、及びテストライインにおける揚程が □m以上、容量が □m³/h以上であることを確認する。	定期事業者検査時	当直課長	モード 1、2 及び 3において、1台以上のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 モード 4、5 及び 6において、1台以上のポンプが手動起動可能であることを確認する。	モード 1、2 及び 3において、1台以上のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	発電課長	1か月に1回	当直課長	余熱除去ポンプ	施錠等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	施錠等により固定された弁が正しい位置にあることを確認する。	定期事業者検査時	当直課長	モード 1、2 及び 3において、1台以上のポンプを起動し、異常な振動、異音、漏えいがないこと、及びテストライインにおける揚程が □m以上、容量が □m³/h以上であることを確認する。	モード 1、2 及び 3において、1台以上のポンプを起動し、異常な振動、異音、漏えいがないこと、及びテストライインにおける揚程が □m以上、容量が □m³/h以上であることを確認する。	発電課長	1か月に1回	当直課長	モード 4、5 及び 6において、1台以上のポンプが手動起動可能であることを確認する。	モード 4、5 及び 6において、1台以上のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	定期事業者検査時	当直課長	1か月に1回	※ 3：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。	※ 3：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。			
項目	運転上の制限	運転上の制限																																															
適用モード	適用モード	(1) 高圧注入系の 1 系統以上が動作可能であること※1 (2) 低圧注入系の 1 系統以上が動作可能であること※1																																															
モード 1、2、3、4、5 及び 6	モード 1、2、3、4、5 及び 6	モード 1／高圧注入ポンプ 充てん／高圧注入ポンプ 余熱除去ポンプ 燃料取替用水タンク																																															
所要数	1台	1台 1台 1台																																															
項目	確認事項	確認事項	頻度	担当																																													
充てん／高圧注入ポンプ	施錠等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 ポンプを起動し、異音、異臭、漏えいがないこと、及びテストライインにおける揚程が □m以上、容量が □m³/h以上であることを確認する。	施錠等により固定された弁が正しい位置にあることを確認する。 ポンプを起動し、異音、異臭、漏えいがないこと、及びテストライインにおける揚程が □m以上、容量が □m³/h以上であることを確認する。	定期事業者検査時	当直課長																																													
モード 1、2 及び 3において、1台以上のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 モード 4、5 及び 6において、1台以上のポンプが手動起動可能であることを確認する。	モード 1、2 及び 3において、1台以上のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	発電課長	1か月に1回	当直課長																																													
余熱除去ポンプ	施錠等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	施錠等により固定された弁が正しい位置にあることを確認する。	定期事業者検査時	当直課長																																													
モード 1、2 及び 3において、1台以上のポンプを起動し、異常な振動、異音、漏えいがないこと、及びテストライインにおける揚程が □m以上、容量が □m³/h以上であることを確認する。	モード 1、2 及び 3において、1台以上のポンプを起動し、異常な振動、異音、漏えいがないこと、及びテストライインにおける揚程が □m以上、容量が □m³/h以上であることを確認する。	発電課長	1か月に1回	当直課長																																													
モード 4、5 及び 6において、1台以上のポンプが手動起動可能であることを確認する。	モード 4、5 及び 6において、1台以上のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	定期事業者検査時	当直課長	1か月に1回																																													
※ 3：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。	※ 3：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。																																																

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考																																						
83-4-2 代替炉心注入 一B充てん／高压注入ポンプ（自己冷却）による代替炉心注入一	83-4-2 代替炉心注入 一B充てん／高压注入ポンプ（自己冷却）による代替炉心注入一																																							
<p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">運転上の制限</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>項目</td><td>B充てん／高压注入ポンプ（自己冷却）による充てん注入系が動作可能であること^{※1}</td><td>B充てん／高压注入ポンプ（自己冷却）による充てん注入系が動作可能であること^{※1}</td></tr> <tr> <td>適用モード</td><td>適用モード</td><td>適用モード</td></tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5及び6</td><td>モード1、2、3、4、5及び6</td><td>モード1、2、3、4、5及び6</td></tr> <tr> <td>燃料取替用水タンク</td><td>復水タンク</td><td>復水タンク</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>※3</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 1 : 動作可能とは、ポンプが手動起動（系統構成含む）できること、又は運転中であることをい う。 ※ 2 : [83-14-3 燃料取替用水タンク]において運転上の制限を定める。 ※ 3 : [83-14-4 復水タンク]において運転上の制限を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B充てん／高压注入ポンプ</td> <td>施錠等により固定されない充てん注入系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</td> <td>施錠等により固定されない充てん注入系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</td> <td>定期検査時</td> <td>当直課長</td> </tr> <tr> <td>ポンプを起動し、異常な振動、異音、漏えいがないこと、及びテストラインにおける揚程が$\boxed{\square}$m以上、容量が$\boxed{\square}$m³/h以上であることを確認する。</td> <td>ポンプを起動し、異常な振動、異音、漏えいがないこと、及びテストラインにおける揚程が$\boxed{\square}$m以上、容量が$\boxed{\square}$m³/h以上であることを確認する。</td> <td>定期検査時</td> <td>発電課長</td> </tr> <tr> <td>モード1、2及び3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する^{※4}。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</td> <td>モード1、2及び3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する^{※4}。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</td> <td>1か月に1回</td> <td>発電課長</td> </tr> <tr> <td>モード4、5及び6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。</td> <td>モード4、5及び6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。</td> <td>1か月に1回</td> <td>当直課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 4 : 運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p>	運転上の制限		運転上の制限	項目	B充てん／高压注入ポンプ（自己冷却）による充てん注入系が動作可能であること ^{※1}	B充てん／高压注入ポンプ（自己冷却）による充てん注入系が動作可能であること ^{※1}	適用モード	適用モード	適用モード	モード1、2、3、4、5及び6	モード1、2、3、4、5及び6	モード1、2、3、4、5及び6	燃料取替用水タンク	復水タンク	復水タンク			※3	項目	確認事項	確認事項	頻度	担当	B充てん／高压注入ポンプ	施錠等により固定されない充てん注入系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	施錠等により固定されない充てん注入系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	定期検査時	当直課長	ポンプを起動し、異常な振動、異音、漏えいがないこと、及びテストラインにおける揚程が $\boxed{\square}$ m以上、容量が $\boxed{\square}$ m ³ /h以上であることを確認する。	ポンプを起動し、異常な振動、異音、漏えいがないこと、及びテストラインにおける揚程が $\boxed{\square}$ m以上、容量が $\boxed{\square}$ m ³ /h以上であることを確認する。	定期検査時	発電課長	モード1、2及び3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※4} 。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	モード1、2及び3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※4} 。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	1か月に1回	発電課長	モード4、5及び6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。	モード4、5及び6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。	1か月に1回	当直課長
運転上の制限		運転上の制限																																						
項目	B充てん／高压注入ポンプ（自己冷却）による充てん注入系が動作可能であること ^{※1}	B充てん／高压注入ポンプ（自己冷却）による充てん注入系が動作可能であること ^{※1}																																						
適用モード	適用モード	適用モード																																						
モード1、2、3、4、5及び6	モード1、2、3、4、5及び6	モード1、2、3、4、5及び6																																						
燃料取替用水タンク	復水タンク	復水タンク																																						
		※3																																						
項目	確認事項	確認事項	頻度	担当																																				
B充てん／高压注入ポンプ	施錠等により固定されない充てん注入系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	施錠等により固定されない充てん注入系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	定期検査時	当直課長																																				
ポンプを起動し、異常な振動、異音、漏えいがないこと、及びテストラインにおける揚程が $\boxed{\square}$ m以上、容量が $\boxed{\square}$ m ³ /h以上であることを確認する。	ポンプを起動し、異常な振動、異音、漏えいがないこと、及びテストラインにおける揚程が $\boxed{\square}$ m以上、容量が $\boxed{\square}$ m ³ /h以上であることを確認する。	定期検査時	発電課長																																					
モード1、2及び3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※4} 。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	モード1、2及び3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※4} 。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	1か月に1回	発電課長																																					
モード4、5及び6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。	モード4、5及び6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。	1か月に1回	当直課長																																					

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前		変更後		備考	
83-4-4 代替再循環運転 <中路>		83-4-4 代替再循環運転 <中路>			
(2) 確認事項	A格納容器スプレイポンプ	確認事項	確認事項	定期検査時	頻度
	施錠等により固定されない原子炉格納容器スプレイ系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	ポンプを起動し、異常な振動、異音、漏えいがないこと、及びテストラインにおける揚程が $\square\text{m}$ 以上、容量が $\square\text{m}^3/\text{h}$ 以上であることを確認する。	ポンプを起動し、異常な振動、異音、漏えいがないこと、及びテストラインにおける揚程が $\square\text{m}$ 以上、容量が $\square\text{m}^3/\text{h}$ 以上であることを確認する。	当直課長	定期事業者検査時
	モード1、2、3及び4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	モード1、2、3及び4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	モード1、2及び4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	発電課長	定期事業者検査時
	モード5及び6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。	モード5及び6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。	モード5及び6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。	当直課長	定期事業者検査時
	格納容器再循環サンプルポンプ	確認事項	確認事項	定期検査時	頻度
	格納容器再循環サンプルポンプクリーン	格納容器再循環サンプルポンプクリーンにより塞がれていないことを確認する。	格納容器再循環サンプルポンプクリーンにより塞がれていないことを確認する。	当直課長	定期事業者検査時
	B余熱除去ポンプ	定期検査時	定期検査時	当直課長	定期事業者検査時
		冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	当直課長	定期事業者検査時
		ポンプを起動し、異常な振動、異音、漏えいがないこと、及びテストラインにおける揚程が $\square\text{m}$ 以上、容量が $\square\text{m}^3/\text{h}$ 以上であることを確認する。	ポンプを起動し、異常な振動、異音、漏えいがないこと、及びテストラインにおける揚程が $\square\text{m}$ 以上、容量が $\square\text{m}^3/\text{h}$ 以上であることを確認する。	発電課長	定期事業者検査時
	モード1、2及び3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	モード1、2及び3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	モード1、2及び3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	当直課長	定期事業者検査時
	モード4、5及び6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。	モード4、5及び6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。	モード4、5及び6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。	当直課長	定期事業者検査時
	C充てん／高压注入ポンプ	定期検査時	定期検査時	当直課長	定期事業者検査時
		心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	当直課長	定期事業者検査時
		ポンプを起動し、異常な振動、異音、漏えいがないこと、及びテストラインにおける揚程が $\square\text{m}$ 以上、容量が $\square\text{m}^3/\text{h}$ 以上であることを確認する。	ポンプを起動し、異常な振動、異音、漏えいがないこと、及びテストラインにおける揚程が $\square\text{m}$ 以上、容量が $\square\text{m}^3/\text{h}$ 以上であることを確認する。	発電課長	定期事業者検査時
	モード1、2及び3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	モード1、2及び3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	モード1、2及び3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	当直課長	定期事業者検査時
	モード4、5及び6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。	モード4、5及び6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。	モード4、5及び6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。	当直課長	定期事業者検査時
(2) 確認事項					
		※3 : 運転中のポンプについては、運転状態により確認する。			

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 変	後	考
表 83-6 原子炉格納容器スプレイをするための設備			
83-6-1 原子炉格納容器スプレイ			
表 83-6 原子炉格納容器スプレイをするための設備			
83-6-1 原子炉格納容器スプレイ			
(1) 運転上の制限			
項目	運転上の制限	運転上の制限	運転上の制限
原子炉格納容器スプレイ系	原子炉格納容器スプレイ系※1の1系統以上が動作可能であること※2	原子炉格納容器スプレイ系※1の1系統以上が動作可能であること※2	原子炉格納容器スプレイ系※1の1系統以上が動作可能であること※2
適用モード	適用モード	設 備	設 備
モード1、2、3、4、5及び6	モード1、2、3、4、5及び6	格納容器スプレイポンプ 燃料取替用水タンク	格納容器スプレイポンプ 燃料取替用水タンク
		燃料取替用水タンク	燃料取替用水タンク
		※3	※3
※1：よう素除去薬品タンクを除く。			
※2：動作可能とは、ポンプが手動起動（系統構成含む）できることをいう。			
※3：「83-14-3 燃料取替用水タンク」において運転上の制限を定める。			
(2) 確認事項			
項目	確 認 事 項	確 認 事 項	頻 度
格納容器スプレイポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、漏えいがないこと及びテス	ポンプを起動し、異常な振動、異音、漏えいがないこと及びテス	定期事業者検査時
	トライインにおける揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。	トライインにおける揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。	定期事業者検査時
施錠等により固定されていない原子炉格納容器スプレイ系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	施錠等により固定されていない原子炉格納容器スプレイ系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	定期事業者検査時	定期事業者検査時
モード1、2、3及び4において、1台以上のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	モード1、2、3及び4において、1台以上のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	1か月に1回	1か月に1回
モード5及び6において、1台以上のポンプが手動起動可能であることを確認する。	モード5及び6において、1台以上のポンプが手動起動可能であることを確認する。	1か月に1回	1か月に1回

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考																																	
83-6-2 代替原子炉格納容器スプレイ	83-6-2 代替原子炉格納容器スプレイ																																		
<p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替原子炉格納容器スプレイ系</td> <td>常設電動注入ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系が動作可能であること</td> <td>常設電動注入ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>適用モード</td> <td>適用モード</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5及び6</td> <td>常設電動注入ポンプ 燃料取替用水タンク 復水タンク</td> <td>常設電動注入ポンプ 燃料取替用水タンク 復水タンク</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※1 ※2</td> <td>※1 ※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：「83-14-3 燃料取替用水タンク」において運転上の制限を定める。 ※2：「83-14-4 復水タンク」において運転上の制限を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常設電動注入ポンプ</td> <td>ポンプを起動し、異常な振動、異音、及び湯屋異臭、漏えいがないこと、及び湯屋が\squarem以上、容積が\squarem³/h以上であることを確認する。</td> <td>ポンプを起動し、異常な振動、異音、及び湯屋が\squarem以上、容積が\squarem³/h以上であることを確認する。</td> <td>定期検査時</td> <td>事業者検査時</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3及び4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>モード1、2、3及び4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>1か月に1回</td> <td>1か月に1回</td> <td>発電課長</td> </tr> <tr> <td>モード5及び6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。</td> <td>モード5及び6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。</td> <td>1か月に1回</td> <td>1か月に1回</td> <td>当直課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	運転上の制限	代替原子炉格納容器スプレイ系	常設電動注入ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系が動作可能であること	常設電動注入ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系が動作可能であること	適用モード	適用モード	適用モード	モード1、2、3、4、5及び6	常設電動注入ポンプ 燃料取替用水タンク 復水タンク	常設電動注入ポンプ 燃料取替用水タンク 復水タンク		※1 ※2	※1 ※2	項目	確認事項	確認事項	頻度	担当	常設電動注入ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、及び湯屋異臭、漏えいがないこと、及び湯屋が \square m以上、容積が \square m ³ /h以上であることを確認する。	ポンプを起動し、異常な振動、異音、及び湯屋が \square m以上、容積が \square m ³ /h以上であることを確認する。	定期検査時	事業者検査時	モード1、2、3及び4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	モード1、2、3及び4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1か月に1回	1か月に1回	発電課長	モード5及び6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。	モード5及び6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。	1か月に1回	1か月に1回	当直課長
項目	運転上の制限	運転上の制限																																	
代替原子炉格納容器スプレイ系	常設電動注入ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系が動作可能であること	常設電動注入ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系が動作可能であること																																	
適用モード	適用モード	適用モード																																	
モード1、2、3、4、5及び6	常設電動注入ポンプ 燃料取替用水タンク 復水タンク	常設電動注入ポンプ 燃料取替用水タンク 復水タンク																																	
	※1 ※2	※1 ※2																																	
項目	確認事項	確認事項	頻度	担当																															
常設電動注入ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、及び湯屋異臭、漏えいがないこと、及び湯屋が \square m以上、容積が \square m ³ /h以上であることを確認する。	ポンプを起動し、異常な振動、異音、及び湯屋が \square m以上、容積が \square m ³ /h以上であることを確認する。	定期検査時	事業者検査時																															
モード1、2、3及び4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	モード1、2、3及び4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1か月に1回	1か月に1回	発電課長																															
モード5及び6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。	モード5及び6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。	1か月に1回	1か月に1回	当直課長																															

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前		変 更 後		備 考																																																																																																								
<p>表 83-7 原子炉格納容器内自然対流冷却をするための設備</p> <p>83-7-1 原子炉格納容器内自然対流冷却</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器内自然対流冷却却系</td> <td>原子炉補機冷却却水系による原子炉格納容器内自然対流冷却却系が動作可能であること。^{※1}</td> <td>原子炉格納容器内自然対流冷却却水系による原子炉格納容器内自然対流冷却却系が動作可能であることを確認する。</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>適用モード</td> <td>適用モード</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5及び6</td> <td>A、B格納容器再循環ユニット A、B原子炉補機冷却却水ポンプ 原子炉補機冷却却水サーチャンク 窒素ボンベ(原子炉補機冷却却水サーチャンク用) A、B海水ポンプ 可搬型温度計測装置(格納容器再循環ユニット用) 人口温度/出口温度(SA)用</td> <td>A、B格納容器再循環ユニット A、B原子炉補機冷却却水ポンプ 原子炉補機冷却却水サーチャンク 窒素ボンベ(原子炉補機冷却却水サーチャンク用) A、B海水ポンプ 可搬型温度計測装置(格納容器再循環ユニット用) 人口温度/出口温度(SA)用</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※2</td> <td>※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：動作可能な場合は、ポンプが手動起動(系統構成含む)できること、又は運転中であることをいう。</p> <p>※2：「83-16-1 計装設備」において運転上の制限を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A、B格納容器再循環ユニット</td> <td>外漏点検により動作可能であることを確認する。</td> <td>外漏点検により動作可能であることを確認する。</td> <td>定期検査時</td> <td>当直課長</td> </tr> <tr> <td>A、B原子炉補機冷却却水ポンプ</td> <td>施錠等により固定されない原子炉補機冷却却水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</td> <td>施錠等により固定されない原子炉補機冷却却水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</td> <td>定期検査時</td> <td>当直課長</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5及び6における切替操作を行った場合は、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。</td> <td>モード1、2、3、4、5及び6における切替操作を行った場合は、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。</td> <td>切替の都度</td> <td>当直課長</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却却水サーチャンク</td> <td>モード1、2、3、4、5及び6において、外漏点検により動作可能であることを確認する。</td> <td>モード1、2、3、4、5及び6において、外漏点検により動作可能であることを確認する。</td> <td>1か月に1回</td> <td>当直課長</td> </tr> <tr> <td>窒素ボンベ(原子炉補機冷却却水サーチャンク用)</td> <td>モード1、2、3、4、5及び6において、ポンベ1次側圧力により使用可能であることを確認する。</td> <td>モード1、2、3、4、5及び6において、ポンベ1次側圧力により使用可能であることを確認する。</td> <td>3か月に1回</td> <td>保修課長</td> </tr> <tr> <td>A、B海水ポンプ</td> <td>施錠等により固定されない原子炉補機冷却却水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</td> <td>モード1、2、3、4、5及び6において、ポンベ又は原子炉補機冷却却水冷却器の切替を行った場合は、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。</td> <td>定期検査時</td> <td>当直課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：動作可能な場合は、ポンプが手動起動(系統構成含む)できること、又は運転中であることをいう。</p> <p>※2：「83-16-1 計装設備」において運転上の制限を定める。</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器内自然対流冷却却系</td> <td>原子炉補機冷却却水系による原子炉格納容器内自然対流冷却却系が動作可能であることを確認する。</td> <td>原子炉補機冷却却水系による原子炉格納容器内自然対流冷却却系が動作可能であることを確認する。</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>適用モード</td> <td>適用モード</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5及び6</td> <td>A、B格納容器再循環ユニット A、B原子炉補機冷却却水ポンプ 原子炉補機冷却却水サーチャンク 窒素ボンベ(原子炉補機冷却却水サーチャンク用) A、B海水ポンプ 可搬型温度計測装置(格納容器再循環ユニット用) 人口温度/出口温度(SA)用</td> <td>A、B格納容器再循環ユニット A、B原子炉補機冷却却水ポンプ 原子炉補機冷却却水サーチャンク 窒素ボンベ(原子炉補機冷却却水サーチャンク用) A、B海水ポンプ 可搬型温度計測装置(格納容器再循環ユニット用) 人口温度/出口温度(SA)用</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※2</td> <td>※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：動作可能な場合は、ポンプが手動起動(系統構成含む)できること、又は運転中であることをいう。</p> <p>※2：「83-16-1 計装設備」において運転上の制限を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A、B格納容器再循環ユニット</td> <td>外漏点検により動作可能であることを確認する。</td> <td>外漏点検により動作可能であることを確認する。</td> <td>定期検査時</td> <td>当直課長</td> </tr> <tr> <td>A、B原子炉補機冷却却水ポンプ</td> <td>施錠等により固定されない原子炉補機冷却却水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</td> <td>施錠等により固定されない原子炉補機冷却却水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</td> <td>定期検査時</td> <td>当直課長</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5及び6における切替操作を行った場合は、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。</td> <td>モード1、2、3、4、5及び6における切替操作を行った場合は、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。</td> <td>切替の都度</td> <td>当直課長</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却却水サーチャンク</td> <td>モード1、2、3、4、5及び6において、外漏点検により動作可能であることを確認する。</td> <td>モード1、2、3、4、5及び6において、外漏点検により動作可能であることを確認する。</td> <td>1か月に1回</td> <td>当直課長</td> </tr> <tr> <td>窒素ボンベ(原子炉補機冷却却水サーチャンク用)</td> <td>モード1、2、3、4、5及び6において、ポンベ1次側圧力により使用可能であることを確認する。</td> <td>モード1、2、3、4、5及び6において、ポンベ1次側圧力により使用可能であることを確認する。</td> <td>3か月に1回</td> <td>保修課長</td> </tr> <tr> <td>A、B海水ポンプ</td> <td>施錠等により固定されない原子炉補機冷却却水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</td> <td>モード1、2、3、4、5及び6において、ポンベ又は原子炉補機冷却却水冷却器の切替を行った場合は、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。</td> <td>定期検査時</td> <td>当直課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	運転上の制限	原子炉格納容器内自然対流冷却却系	原子炉補機冷却却水系による原子炉格納容器内自然対流冷却却系が動作可能であること。 ^{※1}	原子炉格納容器内自然対流冷却却水系による原子炉格納容器内自然対流冷却却系が動作可能であることを確認する。	適用モード	適用モード	適用モード	モード1、2、3、4、5及び6	A、B格納容器再循環ユニット A、B原子炉補機冷却却水ポンプ 原子炉補機冷却却水サーチャンク 窒素ボンベ(原子炉補機冷却却水サーチャンク用) A、B海水ポンプ 可搬型温度計測装置(格納容器再循環ユニット用) 人口温度/出口温度(SA)用	A、B格納容器再循環ユニット A、B原子炉補機冷却却水ポンプ 原子炉補機冷却却水サーチャンク 窒素ボンベ(原子炉補機冷却却水サーチャンク用) A、B海水ポンプ 可搬型温度計測装置(格納容器再循環ユニット用) 人口温度/出口温度(SA)用		※2	※2	項目	確認事項	確認事項	頻度	担当	A、B格納容器再循環ユニット	外漏点検により動作可能であることを確認する。	外漏点検により動作可能であることを確認する。	定期検査時	当直課長	A、B原子炉補機冷却却水ポンプ	施錠等により固定されない原子炉補機冷却却水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	施錠等により固定されない原子炉補機冷却却水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	定期検査時	当直課長	モード1、2、3、4、5及び6における切替操作を行った場合は、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。	モード1、2、3、4、5及び6における切替操作を行った場合は、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。	切替の都度	当直課長	原子炉補機冷却却水サーチャンク	モード1、2、3、4、5及び6において、外漏点検により動作可能であることを確認する。	モード1、2、3、4、5及び6において、外漏点検により動作可能であることを確認する。	1か月に1回	当直課長	窒素ボンベ(原子炉補機冷却却水サーチャンク用)	モード1、2、3、4、5及び6において、ポンベ1次側圧力により使用可能であることを確認する。	モード1、2、3、4、5及び6において、ポンベ1次側圧力により使用可能であることを確認する。	3か月に1回	保修課長	A、B海水ポンプ	施錠等により固定されない原子炉補機冷却却水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	モード1、2、3、4、5及び6において、ポンベ又は原子炉補機冷却却水冷却器の切替を行った場合は、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。	定期検査時	当直課長						項目	運転上の制限	運転上の制限	原子炉格納容器内自然対流冷却却系	原子炉補機冷却却水系による原子炉格納容器内自然対流冷却却系が動作可能であることを確認する。	原子炉補機冷却却水系による原子炉格納容器内自然対流冷却却系が動作可能であることを確認する。	適用モード	適用モード	適用モード	モード1、2、3、4、5及び6	A、B格納容器再循環ユニット A、B原子炉補機冷却却水ポンプ 原子炉補機冷却却水サーチャンク 窒素ボンベ(原子炉補機冷却却水サーチャンク用) A、B海水ポンプ 可搬型温度計測装置(格納容器再循環ユニット用) 人口温度/出口温度(SA)用	A、B格納容器再循環ユニット A、B原子炉補機冷却却水ポンプ 原子炉補機冷却却水サーチャンク 窒素ボンベ(原子炉補機冷却却水サーチャンク用) A、B海水ポンプ 可搬型温度計測装置(格納容器再循環ユニット用) 人口温度/出口温度(SA)用		※2	※2	項目	確認事項	確認事項	頻度	担当	A、B格納容器再循環ユニット	外漏点検により動作可能であることを確認する。	外漏点検により動作可能であることを確認する。	定期検査時	当直課長	A、B原子炉補機冷却却水ポンプ	施錠等により固定されない原子炉補機冷却却水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	施錠等により固定されない原子炉補機冷却却水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	定期検査時	当直課長	モード1、2、3、4、5及び6における切替操作を行った場合は、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。	モード1、2、3、4、5及び6における切替操作を行った場合は、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。	切替の都度	当直課長	原子炉補機冷却却水サーチャンク	モード1、2、3、4、5及び6において、外漏点検により動作可能であることを確認する。	モード1、2、3、4、5及び6において、外漏点検により動作可能であることを確認する。	1か月に1回	当直課長	窒素ボンベ(原子炉補機冷却却水サーチャンク用)	モード1、2、3、4、5及び6において、ポンベ1次側圧力により使用可能であることを確認する。	モード1、2、3、4、5及び6において、ポンベ1次側圧力により使用可能であることを確認する。	3か月に1回	保修課長	A、B海水ポンプ	施錠等により固定されない原子炉補機冷却却水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	モード1、2、3、4、5及び6において、ポンベ又は原子炉補機冷却却水冷却器の切替を行った場合は、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。	定期検査時	当直課長					
項目	運転上の制限	運転上の制限																																																																																																										
原子炉格納容器内自然対流冷却却系	原子炉補機冷却却水系による原子炉格納容器内自然対流冷却却系が動作可能であること。 ^{※1}	原子炉格納容器内自然対流冷却却水系による原子炉格納容器内自然対流冷却却系が動作可能であることを確認する。																																																																																																										
適用モード	適用モード	適用モード																																																																																																										
モード1、2、3、4、5及び6	A、B格納容器再循環ユニット A、B原子炉補機冷却却水ポンプ 原子炉補機冷却却水サーチャンク 窒素ボンベ(原子炉補機冷却却水サーチャンク用) A、B海水ポンプ 可搬型温度計測装置(格納容器再循環ユニット用) 人口温度/出口温度(SA)用	A、B格納容器再循環ユニット A、B原子炉補機冷却却水ポンプ 原子炉補機冷却却水サーチャンク 窒素ボンベ(原子炉補機冷却却水サーチャンク用) A、B海水ポンプ 可搬型温度計測装置(格納容器再循環ユニット用) 人口温度/出口温度(SA)用																																																																																																										
	※2	※2																																																																																																										
項目	確認事項	確認事項	頻度	担当																																																																																																								
A、B格納容器再循環ユニット	外漏点検により動作可能であることを確認する。	外漏点検により動作可能であることを確認する。	定期検査時	当直課長																																																																																																								
A、B原子炉補機冷却却水ポンプ	施錠等により固定されない原子炉補機冷却却水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	施錠等により固定されない原子炉補機冷却却水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	定期検査時	当直課長																																																																																																								
モード1、2、3、4、5及び6における切替操作を行った場合は、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。	モード1、2、3、4、5及び6における切替操作を行った場合は、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。	切替の都度	当直課長																																																																																																									
原子炉補機冷却却水サーチャンク	モード1、2、3、4、5及び6において、外漏点検により動作可能であることを確認する。	モード1、2、3、4、5及び6において、外漏点検により動作可能であることを確認する。	1か月に1回	当直課長																																																																																																								
窒素ボンベ(原子炉補機冷却却水サーチャンク用)	モード1、2、3、4、5及び6において、ポンベ1次側圧力により使用可能であることを確認する。	モード1、2、3、4、5及び6において、ポンベ1次側圧力により使用可能であることを確認する。	3か月に1回	保修課長																																																																																																								
A、B海水ポンプ	施錠等により固定されない原子炉補機冷却却水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	モード1、2、3、4、5及び6において、ポンベ又は原子炉補機冷却却水冷却器の切替を行った場合は、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。	定期検査時	当直課長																																																																																																								
項目	運転上の制限	運転上の制限																																																																																																										
原子炉格納容器内自然対流冷却却系	原子炉補機冷却却水系による原子炉格納容器内自然対流冷却却系が動作可能であることを確認する。	原子炉補機冷却却水系による原子炉格納容器内自然対流冷却却系が動作可能であることを確認する。																																																																																																										
適用モード	適用モード	適用モード																																																																																																										
モード1、2、3、4、5及び6	A、B格納容器再循環ユニット A、B原子炉補機冷却却水ポンプ 原子炉補機冷却却水サーチャンク 窒素ボンベ(原子炉補機冷却却水サーチャンク用) A、B海水ポンプ 可搬型温度計測装置(格納容器再循環ユニット用) 人口温度/出口温度(SA)用	A、B格納容器再循環ユニット A、B原子炉補機冷却却水ポンプ 原子炉補機冷却却水サーチャンク 窒素ボンベ(原子炉補機冷却却水サーチャンク用) A、B海水ポンプ 可搬型温度計測装置(格納容器再循環ユニット用) 人口温度/出口温度(SA)用																																																																																																										
	※2	※2																																																																																																										
項目	確認事項	確認事項	頻度	担当																																																																																																								
A、B格納容器再循環ユニット	外漏点検により動作可能であることを確認する。	外漏点検により動作可能であることを確認する。	定期検査時	当直課長																																																																																																								
A、B原子炉補機冷却却水ポンプ	施錠等により固定されない原子炉補機冷却却水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	施錠等により固定されない原子炉補機冷却却水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	定期検査時	当直課長																																																																																																								
モード1、2、3、4、5及び6における切替操作を行った場合は、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。	モード1、2、3、4、5及び6における切替操作を行った場合は、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。	切替の都度	当直課長																																																																																																									
原子炉補機冷却却水サーチャンク	モード1、2、3、4、5及び6において、外漏点検により動作可能であることを確認する。	モード1、2、3、4、5及び6において、外漏点検により動作可能であることを確認する。	1か月に1回	当直課長																																																																																																								
窒素ボンベ(原子炉補機冷却却水サーチャンク用)	モード1、2、3、4、5及び6において、ポンベ1次側圧力により使用可能であることを確認する。	モード1、2、3、4、5及び6において、ポンベ1次側圧力により使用可能であることを確認する。	3か月に1回	保修課長																																																																																																								
A、B海水ポンプ	施錠等により固定されない原子炉補機冷却却水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	モード1、2、3、4、5及び6において、ポンベ又は原子炉補機冷却却水冷却器の切替を行った場合は、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。	定期検査時	当直課長																																																																																																								

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前		変 更		後		備 考
表 83-8 蒸気発生器 2 次側による炉心冷却（注水）をするための設備		表 83-8 蒸気発生器 2 次側による炉心冷却（注水）をするための設備		表 83-8 蒸気発生器 2 次側による炉心冷却（注水）をするための設備		
83-8-1 蒸気発生器 2 次側による炉心冷却（注水）		83-8-1 蒸気発生器 2 次側による炉心冷却（注水）		83-8-1 蒸気発生器 2 次側による炉心冷却（注水）		
<中 路>		<中 路>		<中 路>		
(2) 確認事項		(2) 確認事項		(2) 確認事項		
補助給水系	施錠等により固定された弁が正しい位置にあることを確認する。	電動補助給水ポンプを起動し、異常な振動、異音、漏えいにおける揚程が □ m以上、容量が □ m/h以上であることを確認する。	タービン動補助給水ポンプを起動し、異常な振動、異音、漏えいがないこと、及びテストライインにおける揚程が □ m以上、容量が □ m/h以上であることを確認する。	モード1、2及び3において、2台の電動補助給水ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	モード4及び5（1次冷却系満水）において、2台以上の電動補助給水ポンプが手動起動可能であることを確認する。また、確認した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	モード4及び5（1次冷却系満水）において、2台以上の電動補助給水ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。
定期検査時	定期検査時	定期検査時	定期検査時	定期検査時	定期検査時	定期検査時
当直課長	当直課長	発電課長	発電課長	発電課長	発電課長	発電課長
頻 度	頻 度	頻 度	頻 度	頻 度	頻 度	頻 度
担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当
補助給水系	施錠等により固定された弁が正しい位置にあることを確認する。	電動補助給水ポンプを起動し、異常な振動、異音、漏えいにおける揚程が □ m以上、容量が □ m/h以上であることを確認する。	タービン動補助給水ポンプを起動し、異常な振動、異音、漏えいがないこと、及びテストライインにおける揚程が □ m以上、容量が □ m/h以上であることを確認する。	モード1、2及び3において、2台の電動補助給水ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	モード4及び5（1次冷却系満水）において、2台以上の電動補助給水ポンプが手動起動可能であることを確認する。また、確認した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	モード4及び5（1次冷却系満水）において、2台以上の電動補助給水ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。
定期事業者検査時	定期事業者検査時	定期事業者検査時	定期事業者検査時	定期事業者検査時	定期事業者検査時	定期事業者検査時
当直課長	当直課長	発電課長	発電課長	発電課長	発電課長	発電課長
頻 度	頻 度	頻 度	頻 度	頻 度	頻 度	頻 度
担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当
A、B海水ポンプ	施錠等により固定された弁が正しい位置にあることを確認する。	タービン動補助給水ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	タービン動補助給水ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	モード1、2及び3において、2台の電動補助給水ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	モード1、2及び3において、2台の電動補助給水ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	モード1、2及び3において、2台の電動補助給水ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。
定期検査時	定期検査時	定期検査時	定期検査時	定期検査時	定期検査時	定期検査時
当直課長	当直課長	発電課長	発電課長	発電課長	発電課長	発電課長
頻 度	頻 度	頻 度	頻 度	頻 度	頻 度	頻 度
担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当
A、B海水ポンプ	施錠等により固定された弁が正しい位置にあることを確認する。	モード1、2、3、4及び5（1次冷却系満水）において、ポンプ又は原子炉補機冷却水冷却器の切替を行った場合は、切替弁が正しい位置にあることを確認する。	モード1、2、3、4及び5（1次冷却系満水）において、ポンプ又は原子炉補機冷却水冷却器の切替を行った場合は、切替弁が正しい位置にあることを確認する。	モード1、2及び3において、ポンプを起動する。	モード1、2、3、4及び5（1次冷却系満水）において、ポンプ又は原子炉補機冷却水冷却器の切替を行った場合は、切替弁が正しい位置にあることを確認する。	モード3において、タービン動補助給水ポンプが動作可能であることを確認は、起動弁の開閉確認をもって代えることができる。

*7 : モード3において、タービン動補助給水ポンプが動作可能であることを確認は、起動弁の開閉

確認をもつて代えることができる。

*7 : モード3において、タービン動補助給水ポンプが動作可能であることを確認は、起動弁の開閉確認をもつて代えることができる。

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考																																																
<p>表 83-9 蒸気発生器 2 次側による炉心冷却（蒸気放出）をするための設備 83-9-1 蒸気発生器 2 次側による炉心冷却（蒸気放出）</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th colspan="2">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気逃がし弁による蒸気放出系</td> <td>主蒸気逃がし弁3個が手動での開弁ができる。（現場手動含む）</td> <td>主蒸気逃がし弁による蒸気放出</td> <td>主蒸気逃がし弁3個が手動での開弁ができる。（現場手動含む）</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>所要数</td> <td>適用モード</td> <td>所要数</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3及び4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）</td> <td>3個</td> <td>モード1、2、3及び4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）</td> <td>3個</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th colspan="2">確認事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気逃がし弁</td> <td>主蒸気逃がし弁が手動で開弁できる。</td> <td>主蒸気逃がし弁</td> <td>主蒸気逃がし弁が手動で開弁できる。</td> </tr> </tbody> </table> <p><以下、省略></p>	項目		運転上の制限		主蒸気逃がし弁による蒸気放出系	主蒸気逃がし弁3個が手動での開弁ができる。（現場手動含む）	主蒸気逃がし弁による蒸気放出	主蒸気逃がし弁3個が手動での開弁ができる。（現場手動含む）	適用モード	所要数	適用モード	所要数	モード1、2、3及び4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）	3個	モード1、2、3及び4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）	3個	項目		確認事項		主蒸気逃がし弁	主蒸気逃がし弁が手動で開弁できる。	主蒸気逃がし弁	主蒸気逃がし弁が手動で開弁できる。	<p>表 83-9 蒸気発生器 2 次側による炉心冷却（蒸気放出）をするための設備 83-9-1 蒸気発生器 2 次側による炉心冷却（蒸気放出）</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th colspan="2">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気逃がし弁による蒸気放出系</td> <td>主蒸気逃がし弁3個が手動での開弁ができる。（現場手動含む）</td> <td>主蒸気逃がし弁による蒸気放出</td> <td>主蒸気逃がし弁3個が手動での開弁ができる。（現場手動含む）</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>所要数</td> <td>適用モード</td> <td>所要数</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3及び4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）</td> <td>3個</td> <td>モード1、2、3及び4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）</td> <td>3個</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th colspan="2">確認事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気逃がし弁</td> <td>主蒸気逃がし弁が手動で開弁できる。</td> <td>主蒸気逃がし弁</td> <td>主蒸気逃がし弁が手動で開弁できる。</td> </tr> </tbody> </table> <p><以下、省略></p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則の改正に伴い「施設定期検査」を「定期事業者検査」と変更)</p>	項目		運転上の制限		主蒸気逃がし弁による蒸気放出系	主蒸気逃がし弁3個が手動での開弁ができる。（現場手動含む）	主蒸気逃がし弁による蒸気放出	主蒸気逃がし弁3個が手動での開弁ができる。（現場手動含む）	適用モード	所要数	適用モード	所要数	モード1、2、3及び4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）	3個	モード1、2、3及び4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）	3個	項目		確認事項		主蒸気逃がし弁	主蒸気逃がし弁が手動で開弁できる。	主蒸気逃がし弁	主蒸気逃がし弁が手動で開弁できる。	
項目		運転上の制限																																																
主蒸気逃がし弁による蒸気放出系	主蒸気逃がし弁3個が手動での開弁ができる。（現場手動含む）	主蒸気逃がし弁による蒸気放出	主蒸気逃がし弁3個が手動での開弁ができる。（現場手動含む）																																															
適用モード	所要数	適用モード	所要数																																															
モード1、2、3及び4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）	3個	モード1、2、3及び4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）	3個																																															
項目		確認事項																																																
主蒸気逃がし弁	主蒸気逃がし弁が手動で開弁できる。	主蒸気逃がし弁	主蒸気逃がし弁が手動で開弁できる。																																															
項目		運転上の制限																																																
主蒸気逃がし弁による蒸気放出系	主蒸気逃がし弁3個が手動での開弁ができる。（現場手動含む）	主蒸気逃がし弁による蒸気放出	主蒸気逃がし弁3個が手動での開弁ができる。（現場手動含む）																																															
適用モード	所要数	適用モード	所要数																																															
モード1、2、3及び4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）	3個	モード1、2、3及び4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）	3個																																															
項目		確認事項																																																
主蒸気逃がし弁	主蒸気逃がし弁が手動で開弁できる。	主蒸気逃がし弁	主蒸気逃がし弁が手動で開弁できる。																																															

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考																																																																															
<p>表 83-10 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備</p> <p>83-10-1 水素濃度低減</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水素濃度低減</td> <td>(1) 静的触媒式水素再結合装置の所要数が動作可能であること (2) 静的触媒式水素再結合装置動作監視装置の所要数が動作可能であること (3) 電気式水素燃焼装置の所要数が動作可能であること (4) 電気式水素燃焼装置動作監視装置の所要数が動作可能であること</td> <td>(1) 静的触媒式水素再結合装置の所要数が動作可能であること (2) 静的触媒式水素再結合装置動作監視装置の所要数が動作可能であること (3) 電気式水素燃焼装置の所要数が動作可能であること (4) 電気式水素燃焼装置動作監視装置の所要数が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>適用モード</td> <td>適用モード</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5及び6</td> <td>モード1、2、3、4、5及び6</td> <td>モード1、2、3、4、5及び6</td> </tr> <tr> <td>電気式水素燃焼装置</td> <td>電気式水素燃焼装置動作監視装置</td> <td>電気式水素燃焼装置動作監視装置</td> </tr> <tr> <td>大容量空冷式発電機</td> <td>大容量空冷式発電機</td> <td>大容量空冷式発電機</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 : 「83-15-1 大容量空冷式発電機からの給電」において運転上の制限を定める。</p> <p>※2 : []</p> <p>※3 : ループ室内、加圧器室内及びドーム部を除く。</p> <p>表 83-10 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備</p> <p>83-10-1 水素濃度低減</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水素濃度低減</td> <td>(1) 静的触媒式水素再結合装置の所要数が動作可能であること (2) 静的触媒式水素再結合装置動作監視装置の所要数が動作可能であること (3) 電気式水素燃焼装置の所要数が動作可能であること (4) 電気式水素燃焼装置動作監視装置の所要数が動作可能であること</td> <td>(1) 静的触媒式水素再結合装置の所要数が動作可能であること (2) 静的触媒式水素再結合装置動作監視装置の所要数が動作可能であること (3) 電気式水素燃焼装置の所要数が動作可能であること (4) 電気式水素燃焼装置動作監視装置の所要数が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>適用モード</td> <td>適用モード</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5及び6</td> <td>モード1、2、3、4、5及び6</td> <td>モード1、2、3、4、5及び6</td> </tr> <tr> <td>電気式水素燃焼装置</td> <td>電気式水素燃焼装置動作監視装置</td> <td>電気式水素燃焼装置動作監視装置</td> </tr> <tr> <td>大容量空冷式発電機</td> <td>大容量空冷式発電機</td> <td>大容量空冷式発電機</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 : 「83-15-1 大容量空冷式発電機からの給電」において運転上の制限を定める。</p> <p>※2 : []</p> <p>※3 : ループ室内、加圧器室内及びドーム部を除く。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>静的触媒式水素再結合装置</td> <td>静的触媒式水素再結合装置</td> <td>静的触媒式水素再結合装置</td> <td>定期事業者検査時</td> <td>保修課長</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5及び6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。</td> <td>モード1、2、3、4、5及び6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。</td> <td>モード1、2、3、4、5及び6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。</td> <td>定期事業者検査時</td> <td>保修課長</td> </tr> <tr> <td>静的触媒式水素再結合装置動作監視装置</td> <td>静的触媒式水素再結合装置動作監視装置</td> <td>静的触媒式水素再結合装置動作監視装置</td> <td>定期事業者検査時</td> <td>保修課長</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5及び6において、装置が動作不能でないことを指示値により確認する。</td> <td>モード1、2、3、4、5及び6において、装置が動作不能でないことを指示値により確認する。</td> <td>モード1、2、3、4、5及び6において、装置が動作不能でないことを指示値により確認する。</td> <td>定期事業者検査時</td> <td>保修課長</td> </tr> <tr> <td>電気式水素燃焼装置</td> <td>電気式水素燃焼装置</td> <td>電気式水素燃焼装置</td> <td>定期事業者検査時</td> <td>保修課長</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5及び6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。</td> <td>モード1、2、3、4、5及び6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。</td> <td>モード1、2、3、4、5及び6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。</td> <td>定期事業者検査時</td> <td>保修課長</td> </tr> <tr> <td>電気式水素燃焼装置動作監視装置</td> <td>電気式水素燃焼装置動作監視装置</td> <td>電気式水素燃焼装置動作監視装置</td> <td>定期事業者検査時</td> <td>保修課長</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5及び6において、装置が動作不能でないことを指示値により確認する。</td> <td>モード1、2、3、4、5及び6において、装置が動作不能でないことを指示値により確認する。</td> <td>モード1、2、3、4、5及び6において、装置が動作不能でないことを指示値により確認する。</td> <td>定期事業者検査時</td> <td>保修課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 : 「83-15-1 大容量空冷式発電機からの給電」において運転上の制限を定める。</p> <p>※2 : []</p> <p>※3 : ループ室内、加圧器室内及びドーム部を除く。</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則の改正に伴い「定期事業者検査」を「定期施設定期検査」に変更)</p>	項目	運転上の制限	運転上の制限	水素濃度低減	(1) 静的触媒式水素再結合装置の所要数が動作可能であること (2) 静的触媒式水素再結合装置動作監視装置の所要数が動作可能であること (3) 電気式水素燃焼装置の所要数が動作可能であること (4) 電気式水素燃焼装置動作監視装置の所要数が動作可能であること	(1) 静的触媒式水素再結合装置の所要数が動作可能であること (2) 静的触媒式水素再結合装置動作監視装置の所要数が動作可能であること (3) 電気式水素燃焼装置の所要数が動作可能であること (4) 電気式水素燃焼装置動作監視装置の所要数が動作可能であること	適用モード	適用モード	適用モード	モード1、2、3、4、5及び6	モード1、2、3、4、5及び6	モード1、2、3、4、5及び6	電気式水素燃焼装置	電気式水素燃焼装置動作監視装置	電気式水素燃焼装置動作監視装置	大容量空冷式発電機	大容量空冷式発電機	大容量空冷式発電機	項目	運転上の制限	運転上の制限	水素濃度低減	(1) 静的触媒式水素再結合装置の所要数が動作可能であること (2) 静的触媒式水素再結合装置動作監視装置の所要数が動作可能であること (3) 電気式水素燃焼装置の所要数が動作可能であること (4) 電気式水素燃焼装置動作監視装置の所要数が動作可能であること	(1) 静的触媒式水素再結合装置の所要数が動作可能であること (2) 静的触媒式水素再結合装置動作監視装置の所要数が動作可能であること (3) 電気式水素燃焼装置の所要数が動作可能であること (4) 電気式水素燃焼装置動作監視装置の所要数が動作可能であること	適用モード	適用モード	適用モード	モード1、2、3、4、5及び6	モード1、2、3、4、5及び6	モード1、2、3、4、5及び6	電気式水素燃焼装置	電気式水素燃焼装置動作監視装置	電気式水素燃焼装置動作監視装置	大容量空冷式発電機	大容量空冷式発電機	大容量空冷式発電機	項目	確認事項	確認事項	頻度	担当	静的触媒式水素再結合装置	静的触媒式水素再結合装置	静的触媒式水素再結合装置	定期事業者検査時	保修課長	モード1、2、3、4、5及び6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	モード1、2、3、4、5及び6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	モード1、2、3、4、5及び6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	定期事業者検査時	保修課長	静的触媒式水素再結合装置動作監視装置	静的触媒式水素再結合装置動作監視装置	静的触媒式水素再結合装置動作監視装置	定期事業者検査時	保修課長	モード1、2、3、4、5及び6において、装置が動作不能でないことを指示値により確認する。	モード1、2、3、4、5及び6において、装置が動作不能でないことを指示値により確認する。	モード1、2、3、4、5及び6において、装置が動作不能でないことを指示値により確認する。	定期事業者検査時	保修課長	電気式水素燃焼装置	電気式水素燃焼装置	電気式水素燃焼装置	定期事業者検査時	保修課長	モード1、2、3、4、5及び6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	モード1、2、3、4、5及び6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	モード1、2、3、4、5及び6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	定期事業者検査時	保修課長	電気式水素燃焼装置動作監視装置	電気式水素燃焼装置動作監視装置	電気式水素燃焼装置動作監視装置	定期事業者検査時	保修課長	モード1、2、3、4、5及び6において、装置が動作不能でないことを指示値により確認する。	モード1、2、3、4、5及び6において、装置が動作不能でないことを指示値により確認する。	モード1、2、3、4、5及び6において、装置が動作不能でないことを指示値により確認する。	定期事業者検査時	保修課長
項目	運転上の制限	運転上の制限																																																																															
水素濃度低減	(1) 静的触媒式水素再結合装置の所要数が動作可能であること (2) 静的触媒式水素再結合装置動作監視装置の所要数が動作可能であること (3) 電気式水素燃焼装置の所要数が動作可能であること (4) 電気式水素燃焼装置動作監視装置の所要数が動作可能であること	(1) 静的触媒式水素再結合装置の所要数が動作可能であること (2) 静的触媒式水素再結合装置動作監視装置の所要数が動作可能であること (3) 電気式水素燃焼装置の所要数が動作可能であること (4) 電気式水素燃焼装置動作監視装置の所要数が動作可能であること																																																																															
適用モード	適用モード	適用モード																																																																															
モード1、2、3、4、5及び6	モード1、2、3、4、5及び6	モード1、2、3、4、5及び6																																																																															
電気式水素燃焼装置	電気式水素燃焼装置動作監視装置	電気式水素燃焼装置動作監視装置																																																																															
大容量空冷式発電機	大容量空冷式発電機	大容量空冷式発電機																																																																															
項目	運転上の制限	運転上の制限																																																																															
水素濃度低減	(1) 静的触媒式水素再結合装置の所要数が動作可能であること (2) 静的触媒式水素再結合装置動作監視装置の所要数が動作可能であること (3) 電気式水素燃焼装置の所要数が動作可能であること (4) 電気式水素燃焼装置動作監視装置の所要数が動作可能であること	(1) 静的触媒式水素再結合装置の所要数が動作可能であること (2) 静的触媒式水素再結合装置動作監視装置の所要数が動作可能であること (3) 電気式水素燃焼装置の所要数が動作可能であること (4) 電気式水素燃焼装置動作監視装置の所要数が動作可能であること																																																																															
適用モード	適用モード	適用モード																																																																															
モード1、2、3、4、5及び6	モード1、2、3、4、5及び6	モード1、2、3、4、5及び6																																																																															
電気式水素燃焼装置	電気式水素燃焼装置動作監視装置	電気式水素燃焼装置動作監視装置																																																																															
大容量空冷式発電機	大容量空冷式発電機	大容量空冷式発電機																																																																															
項目	確認事項	確認事項	頻度	担当																																																																													
静的触媒式水素再結合装置	静的触媒式水素再結合装置	静的触媒式水素再結合装置	定期事業者検査時	保修課長																																																																													
モード1、2、3、4、5及び6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	モード1、2、3、4、5及び6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	モード1、2、3、4、5及び6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	定期事業者検査時	保修課長																																																																													
静的触媒式水素再結合装置動作監視装置	静的触媒式水素再結合装置動作監視装置	静的触媒式水素再結合装置動作監視装置	定期事業者検査時	保修課長																																																																													
モード1、2、3、4、5及び6において、装置が動作不能でないことを指示値により確認する。	モード1、2、3、4、5及び6において、装置が動作不能でないことを指示値により確認する。	モード1、2、3、4、5及び6において、装置が動作不能でないことを指示値により確認する。	定期事業者検査時	保修課長																																																																													
電気式水素燃焼装置	電気式水素燃焼装置	電気式水素燃焼装置	定期事業者検査時	保修課長																																																																													
モード1、2、3、4、5及び6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	モード1、2、3、4、5及び6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	モード1、2、3、4、5及び6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	定期事業者検査時	保修課長																																																																													
電気式水素燃焼装置動作監視装置	電気式水素燃焼装置動作監視装置	電気式水素燃焼装置動作監視装置	定期事業者検査時	保修課長																																																																													
モード1、2、3、4、5及び6において、装置が動作不能でないことを指示値により確認する。	モード1、2、3、4、5及び6において、装置が動作不能でないことを指示値により確認する。	モード1、2、3、4、5及び6において、装置が動作不能でないことを指示値により確認する。	定期事業者検査時	保修課長																																																																													

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前		変更後		備考
83-10-2 水素濃度監視	83-10-2 水素濃度監視	<中路>	<中路>	
(2) 確認事項	(2) 確認事項			
可搬型格納容器水素濃度計測装置	可搬型格納容器水素濃度計測装置	定期検査時 モード1、2、3、4、5及び6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	定期検査時 モード1、2、3、4、5及び6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	保修課長 担当
可搬型ガスサンプリング冷却器用冷却ポンプ	可搬型ガスサンプリング冷却器用冷却ポンプ	定期検査時 モード1、2、3、4、5及び6において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	定期検査時 モード1、2、3、4、5及び6において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	保修課長 担当
可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置	可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置	定期検査時 モード1、2、3、4、5及び6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	定期検査時 モード1、2、3、4、5及び6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	保修課長 担当
Aガスサンプリング圧縮装置	Aガスサンプリング圧縮装置	定期検査時 モード1、2、3、4、5及び6において、装置を起動し、動作可能であることを確認する。	定期検査時 モード1、2、3、4、5及び6において、装置を起動し、動作可能であることを確認する。	発電課長 担当
窒素ポンベ(事故後サンプリング設備弁用)	窒素ポンベ(事故後サンプリング設備弁用)	定期検査時 モード1、2、3、4、5及び6において、ポンベの1次側圧力により使用可能であることを確認する。	定期検査時 モード1、2、3、4、5及び6において、ポンベの1次側圧力により使用可能であることを確認する。	発電課長 担当
(2) 確認事項	(2) 確認事項	装置の機能を確認する。 モード1、2、3、4、5及び6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	装置の機能を確認する。 モード1、2、3、4、5及び6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	定期事業者検査時 3か月に1回
可搬型ガスサンプリング冷却器用冷却ポンプ	可搬型ガスサンプリング冷却器用冷却ポンプ	定期検査時 モード1、2、3、4、5及び6において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	定期検査時 モード1、2、3、4、5及び6において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	保修課長 担当
可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置	可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置	定期検査時 モード1、2、3、4、5及び6において、装置を起動し、動作可能であることを確認する。	定期検査時 モード1、2、3、4、5及び6において、装置を起動し、動作可能であることを確認する。	保修課長 担当
Aガスサンプリング圧縮装置	Aガスサンプリング圧縮装置	定期検査時 モード1、2、3、4、5及び6において、装置を起動し、動作可能であることを確認する。	定期検査時 モード1、2、3、4、5及び6において、装置を起動し、動作可能であることを確認する。	発電課長 担当
窒素ポンベ(事故後サンプリング設備弁用)	窒素ポンベ(事故後サンプリング設備弁用)	定期検査時 モード1、2、3、4、5及び6において、ポンベの1次側圧力により使用可能であることを確認する。	定期検査時 モード1、2、3、4、5及び6において、ポンベの1次側圧力により使用可能であることを確認する。	発電課長 担当

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 後	備 考																																																																																																																																														
<p>表 83-11 水素爆発による原子炉補助建屋等の損傷を防止するための設備</p> <p>83-11-1 水素排出</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="2">運転上の制限</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水素排出</td> <td>(1) Bアニュラス空気浄化系が動作可能であること^{※1} (2)代替空気(窒素)系統が動作可能であること^{※2}</td> <td>適用モード</td> <td>(1) Bアニュラス空気浄化系が動作可能であること^{※1} (2)代替空気(窒素)系統が動作可能であること^{※2}</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>所要数</td> <td>設 備</td> <td>設 備</td> </tr> <tr> <td>Bアニュラス空気浄化ファン</td> <td>1台</td> <td>Bアニュラス空気浄化ファン</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5 及び6</td> <td>モード1、2、3、4、5 及び6</td> <td>モード1、2、3、4、5 Bアニュラス空気浄化系フィルタユニット 窒素ボンベ(アニュラス空気浄化ファン弁用) 大容量空冷式送電機</td> <td>モード1、2、3、4、5 Bアニュラス空気浄化系フィルタユニット 窒素ボンベ(アニュラス空気浄化ファン弁用) 大容量空冷式送電機</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：動作可能とは、ファンが手動起動(系統構成含む)できること、又は運転中であることをいう。 ※2：窒素ボンベを含む。 ※3：1セット3個 ※4：[83-15-1 大容量空冷式送電機からの給電]において運転上の制限を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確 認 事 項</th> <th>確 認 事 項</th> <th>確 認 事 項</th> <th>頻 度</th> <th>頻 度</th> <th>頻 度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Bアニュラス空気浄化ファン</td> <td>ファンを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>ファンを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>定期事業者検査時</td> <td>定期事業者検査時</td> <td>定期事業者検査時</td> <td>定期事業者検査時</td> <td>発電課長</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3及び4において、ファンを起動し、動作可能であることを確認する^{※5}。</td> <td>モード1、2、3及び4において、ファンを起動し、動作可能であることを確認する^{※5}。</td> <td>モード1、2、3及び4において、ファンを起動し、動作可能であることを確認する^{※5}。</td> <td>1か月に1回</td> <td>1か月に1回</td> <td>1か月に1回</td> <td>1か月に1回</td> <td>発電課長</td> </tr> <tr> <td>モード5及び6において、ファンが手動起動可能であることを確認する。</td> <td>モード5及び6において、ファンが手動起動可能であることを確認する。</td> <td>モード5及び6において、ファンが手動起動可能であることを確認する。</td> <td>1か月に1回</td> <td>1か月に1回</td> <td>1か月に1回</td> <td>1か月に1回</td> <td>当直課長</td> </tr> <tr> <td>Bアニュラス空気浄化系フィルタユニット</td> <td>Bアニュラス空気浄化系フィルタユニット</td> <td>Bアニュラス空気浄化系フィルタユニット</td> <td>定期除去効率(総合除去効率)が95%以上であることを確認する。</td> <td>定期除去効率(総合除去効率)が95%以上であることを確認する。</td> <td>定期除去効率(総合除去効率)が95%以上であることを確認する。</td> <td>定期除去効率(総合除去効率)が95%以上であることを確認する。</td> <td>保修課長</td> </tr> <tr> <td>窒素ボンベ(アニュラス空気浄化ファン弁用)</td> <td>モード1、2、3、4、5及び6において、ボンベの1次側圧力により使用可能であることを確認する。</td> <td>モード1、2、3、4、5及び6において、ボンベの1次側圧力により使用可能であることを確認する。</td> <td>3か月に1回</td> <td>3か月に1回</td> <td>3か月に1回</td> <td>3か月に1回</td> <td>保修課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>※5：運転中のファンについては、運転状態により確認する。</p> <p>表 83-11 水素爆発による原子炉補助建屋等の損傷を防止するための設備</p> <p>83-11-1 水素排出</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="2">運転上の制限</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水素排出</td> <td>(1) Bアニュラス空気浄化系が動作可能であること^{※1} (2)代替空気(窒素)系統が動作可能であること^{※2}</td> <td>適用モード</td> <td>(1) Bアニュラス空気浄化系が動作可能であること^{※1} (2)代替空気(窒素)系統が動作可能であること^{※2}</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>所要数</td> <td>設 備</td> <td>設 備</td> </tr> <tr> <td>Bアニュラス空気浄化ファン</td> <td>1台</td> <td>Bアニュラス空気浄化ファン</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5 及び6</td> <td>モード1、2、3、4、5 Bアニュラス空気浄化系フィルタユニット 窒素ボンベ(アニュラス空気浄化ファン弁用)</td> <td>モード1、2、3、4、5 Bアニュラス空気浄化系フィルタユニット 窒素ボンベ(アニュラス空気浄化ファン弁用)</td> <td>モード1、2、3、4、5 Bアニュラス空気浄化系フィルタユニット 窒素ボンベ(アニュラス空気浄化ファン弁用)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：動作可能とは、ファンが手動起動(系統構成含む)できること、又は運転中であることをいう。 ※2：窒素ボンベを含む。 ※3：1セット3個 ※4：[83-15-1 大容量空冷式送電機からの給電]において運転上の制限を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確 認 事 項</th> <th>確 認 事 項</th> <th>確 認 事 項</th> <th>頻 度</th> <th>頻 度</th> <th>頻 度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Bアニュラス空気浄化ファン</td> <td>ファンを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>ファンを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>定期事業者検査時</td> <td>定期事業者検査時</td> <td>定期事業者検査時</td> <td>定期事業者検査時</td> <td>発電課長</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3及び4において、ファンを起動し、動作可能であることを確認する^{※5}。</td> <td>モード1、2、3及び4において、ファンを起動し、動作可能であることを確認する^{※5}。</td> <td>モード1、2、3及び4において、ファンを起動し、動作可能であることを確認する^{※5}。</td> <td>1か月に1回</td> <td>1か月に1回</td> <td>1か月に1回</td> <td>1か月に1回</td> <td>発電課長</td> </tr> <tr> <td>モード5及び6において、ファンが手動起動可能であることを確認する。</td> <td>モード5及び6において、ファンが手動起動可能であることを確認する。</td> <td>モード5及び6において、ファンが手動起動可能であることを確認する。</td> <td>1か月に1回</td> <td>1か月に1回</td> <td>1か月に1回</td> <td>1か月に1回</td> <td>当直課長</td> </tr> <tr> <td>Bアニュラス空気浄化系フィルタユニット</td> <td>Bアニュラス空気浄化系フィルタユニット</td> <td>Bアニュラス空気浄化系フィルタユニット</td> <td>定期除去効率(総合除去効率)が95%以上であることを確認する。</td> <td>定期除去効率(総合除去効率)が95%以上であることを確認する。</td> <td>定期除去効率(総合除去効率)が95%以上であることを確認する。</td> <td>定期除去効率(総合除去効率)が95%以上であることを確認する。</td> <td>保修課長</td> </tr> <tr> <td>窒素ボンベ(アニュラス空気浄化ファン弁用)</td> <td>モード1、2、3、4、5及び6において、ボンベの1次側圧力により使用可能であることを確認する。</td> <td>モード1、2、3、4、5及び6において、ボンベの1次側圧力により使用可能であることを確認する。</td> <td>3か月に1回</td> <td>3か月に1回</td> <td>3か月に1回</td> <td>3か月に1回</td> <td>保修課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>※5：運転中のファンについては、運転状態により確認する。</p>	項目	運転上の制限		運転上の制限	水素排出	(1) Bアニュラス空気浄化系が動作可能であること ^{※1} (2)代替空気(窒素)系統が動作可能であること ^{※2}	適用モード	(1) Bアニュラス空気浄化系が動作可能であること ^{※1} (2)代替空気(窒素)系統が動作可能であること ^{※2}	適用モード	所要数	設 備	設 備	Bアニュラス空気浄化ファン	1台	Bアニュラス空気浄化ファン	1台	モード1、2、3、4、5 及び6	モード1、2、3、4、5 及び6	モード1、2、3、4、5 Bアニュラス空気浄化系フィルタユニット 窒素ボンベ(アニュラス空気浄化ファン弁用) 大容量空冷式送電機	モード1、2、3、4、5 Bアニュラス空気浄化系フィルタユニット 窒素ボンベ(アニュラス空気浄化ファン弁用) 大容量空冷式送電機				※4	項目	確 認 事 項	確 認 事 項	確 認 事 項	頻 度	頻 度	頻 度	担当	Bアニュラス空気浄化ファン	ファンを起動し、動作可能であることを確認する。	ファンを起動し、動作可能であることを確認する。	定期事業者検査時	定期事業者検査時	定期事業者検査時	定期事業者検査時	発電課長	モード1、2、3及び4において、ファンを起動し、動作可能であることを確認する ^{※5} 。	モード1、2、3及び4において、ファンを起動し、動作可能であることを確認する ^{※5} 。	モード1、2、3及び4において、ファンを起動し、動作可能であることを確認する ^{※5} 。	1か月に1回	1か月に1回	1か月に1回	1か月に1回	発電課長	モード5及び6において、ファンが手動起動可能であることを確認する。	モード5及び6において、ファンが手動起動可能であることを確認する。	モード5及び6において、ファンが手動起動可能であることを確認する。	1か月に1回	1か月に1回	1か月に1回	1か月に1回	当直課長	Bアニュラス空気浄化系フィルタユニット	Bアニュラス空気浄化系フィルタユニット	Bアニュラス空気浄化系フィルタユニット	定期除去効率(総合除去効率)が95%以上であることを確認する。	定期除去効率(総合除去効率)が95%以上であることを確認する。	定期除去効率(総合除去効率)が95%以上であることを確認する。	定期除去効率(総合除去効率)が95%以上であることを確認する。	保修課長	窒素ボンベ(アニュラス空気浄化ファン弁用)	モード1、2、3、4、5及び6において、ボンベの1次側圧力により使用可能であることを確認する。	モード1、2、3、4、5及び6において、ボンベの1次側圧力により使用可能であることを確認する。	3か月に1回	3か月に1回	3か月に1回	3か月に1回	保修課長	項目	運転上の制限		運転上の制限	水素排出	(1) Bアニュラス空気浄化系が動作可能であること ^{※1} (2)代替空気(窒素)系統が動作可能であること ^{※2}	適用モード	(1) Bアニュラス空気浄化系が動作可能であること ^{※1} (2)代替空気(窒素)系統が動作可能であること ^{※2}	適用モード	所要数	設 備	設 備	Bアニュラス空気浄化ファン	1台	Bアニュラス空気浄化ファン	1台	モード1、2、3、4、5 及び6	モード1、2、3、4、5 Bアニュラス空気浄化系フィルタユニット 窒素ボンベ(アニュラス空気浄化ファン弁用)	モード1、2、3、4、5 Bアニュラス空気浄化系フィルタユニット 窒素ボンベ(アニュラス空気浄化ファン弁用)	モード1、2、3、4、5 Bアニュラス空気浄化系フィルタユニット 窒素ボンベ(アニュラス空気浄化ファン弁用)				※4	項目	確 認 事 項	確 認 事 項	確 認 事 項	頻 度	頻 度	頻 度	担当	Bアニュラス空気浄化ファン	ファンを起動し、動作可能であることを確認する。	ファンを起動し、動作可能であることを確認する。	定期事業者検査時	定期事業者検査時	定期事業者検査時	定期事業者検査時	発電課長	モード1、2、3及び4において、ファンを起動し、動作可能であることを確認する ^{※5} 。	モード1、2、3及び4において、ファンを起動し、動作可能であることを確認する ^{※5} 。	モード1、2、3及び4において、ファンを起動し、動作可能であることを確認する ^{※5} 。	1か月に1回	1か月に1回	1か月に1回	1か月に1回	発電課長	モード5及び6において、ファンが手動起動可能であることを確認する。	モード5及び6において、ファンが手動起動可能であることを確認する。	モード5及び6において、ファンが手動起動可能であることを確認する。	1か月に1回	1か月に1回	1か月に1回	1か月に1回	当直課長	Bアニュラス空気浄化系フィルタユニット	Bアニュラス空気浄化系フィルタユニット	Bアニュラス空気浄化系フィルタユニット	定期除去効率(総合除去効率)が95%以上であることを確認する。	定期除去効率(総合除去効率)が95%以上であることを確認する。	定期除去効率(総合除去効率)が95%以上であることを確認する。	定期除去効率(総合除去効率)が95%以上であることを確認する。	保修課長	窒素ボンベ(アニュラス空気浄化ファン弁用)	モード1、2、3、4、5及び6において、ボンベの1次側圧力により使用可能であることを確認する。	モード1、2、3、4、5及び6において、ボンベの1次側圧力により使用可能であることを確認する。	3か月に1回	3か月に1回	3か月に1回	3か月に1回	保修課長
項目	運転上の制限		運転上の制限																																																																																																																																													
水素排出	(1) Bアニュラス空気浄化系が動作可能であること ^{※1} (2)代替空気(窒素)系統が動作可能であること ^{※2}	適用モード	(1) Bアニュラス空気浄化系が動作可能であること ^{※1} (2)代替空気(窒素)系統が動作可能であること ^{※2}																																																																																																																																													
適用モード	所要数	設 備	設 備																																																																																																																																													
Bアニュラス空気浄化ファン	1台	Bアニュラス空気浄化ファン	1台																																																																																																																																													
モード1、2、3、4、5 及び6	モード1、2、3、4、5 及び6	モード1、2、3、4、5 Bアニュラス空気浄化系フィルタユニット 窒素ボンベ(アニュラス空気浄化ファン弁用) 大容量空冷式送電機	モード1、2、3、4、5 Bアニュラス空気浄化系フィルタユニット 窒素ボンベ(アニュラス空気浄化ファン弁用) 大容量空冷式送電機																																																																																																																																													
			※4																																																																																																																																													
項目	確 認 事 項	確 認 事 項	確 認 事 項	頻 度	頻 度	頻 度	担当																																																																																																																																									
Bアニュラス空気浄化ファン	ファンを起動し、動作可能であることを確認する。	ファンを起動し、動作可能であることを確認する。	定期事業者検査時	定期事業者検査時	定期事業者検査時	定期事業者検査時	発電課長																																																																																																																																									
モード1、2、3及び4において、ファンを起動し、動作可能であることを確認する ^{※5} 。	モード1、2、3及び4において、ファンを起動し、動作可能であることを確認する ^{※5} 。	モード1、2、3及び4において、ファンを起動し、動作可能であることを確認する ^{※5} 。	1か月に1回	1か月に1回	1か月に1回	1か月に1回	発電課長																																																																																																																																									
モード5及び6において、ファンが手動起動可能であることを確認する。	モード5及び6において、ファンが手動起動可能であることを確認する。	モード5及び6において、ファンが手動起動可能であることを確認する。	1か月に1回	1か月に1回	1か月に1回	1か月に1回	当直課長																																																																																																																																									
Bアニュラス空気浄化系フィルタユニット	Bアニュラス空気浄化系フィルタユニット	Bアニュラス空気浄化系フィルタユニット	定期除去効率(総合除去効率)が95%以上であることを確認する。	定期除去効率(総合除去効率)が95%以上であることを確認する。	定期除去効率(総合除去効率)が95%以上であることを確認する。	定期除去効率(総合除去効率)が95%以上であることを確認する。	保修課長																																																																																																																																									
窒素ボンベ(アニュラス空気浄化ファン弁用)	モード1、2、3、4、5及び6において、ボンベの1次側圧力により使用可能であることを確認する。	モード1、2、3、4、5及び6において、ボンベの1次側圧力により使用可能であることを確認する。	3か月に1回	3か月に1回	3か月に1回	3か月に1回	保修課長																																																																																																																																									
項目	運転上の制限		運転上の制限																																																																																																																																													
水素排出	(1) Bアニュラス空気浄化系が動作可能であること ^{※1} (2)代替空気(窒素)系統が動作可能であること ^{※2}	適用モード	(1) Bアニュラス空気浄化系が動作可能であること ^{※1} (2)代替空気(窒素)系統が動作可能であること ^{※2}																																																																																																																																													
適用モード	所要数	設 備	設 備																																																																																																																																													
Bアニュラス空気浄化ファン	1台	Bアニュラス空気浄化ファン	1台																																																																																																																																													
モード1、2、3、4、5 及び6	モード1、2、3、4、5 Bアニュラス空気浄化系フィルタユニット 窒素ボンベ(アニュラス空気浄化ファン弁用)	モード1、2、3、4、5 Bアニュラス空気浄化系フィルタユニット 窒素ボンベ(アニュラス空気浄化ファン弁用)	モード1、2、3、4、5 Bアニュラス空気浄化系フィルタユニット 窒素ボンベ(アニュラス空気浄化ファン弁用)																																																																																																																																													
			※4																																																																																																																																													
項目	確 認 事 項	確 認 事 項	確 認 事 項	頻 度	頻 度	頻 度	担当																																																																																																																																									
Bアニュラス空気浄化ファン	ファンを起動し、動作可能であることを確認する。	ファンを起動し、動作可能であることを確認する。	定期事業者検査時	定期事業者検査時	定期事業者検査時	定期事業者検査時	発電課長																																																																																																																																									
モード1、2、3及び4において、ファンを起動し、動作可能であることを確認する ^{※5} 。	モード1、2、3及び4において、ファンを起動し、動作可能であることを確認する ^{※5} 。	モード1、2、3及び4において、ファンを起動し、動作可能であることを確認する ^{※5} 。	1か月に1回	1か月に1回	1か月に1回	1か月に1回	発電課長																																																																																																																																									
モード5及び6において、ファンが手動起動可能であることを確認する。	モード5及び6において、ファンが手動起動可能であることを確認する。	モード5及び6において、ファンが手動起動可能であることを確認する。	1か月に1回	1か月に1回	1か月に1回	1か月に1回	当直課長																																																																																																																																									
Bアニュラス空気浄化系フィルタユニット	Bアニュラス空気浄化系フィルタユニット	Bアニュラス空気浄化系フィルタユニット	定期除去効率(総合除去効率)が95%以上であることを確認する。	定期除去効率(総合除去効率)が95%以上であることを確認する。	定期除去効率(総合除去効率)が95%以上であることを確認する。	定期除去効率(総合除去効率)が95%以上であることを確認する。	保修課長																																																																																																																																									
窒素ボンベ(アニュラス空気浄化ファン弁用)	モード1、2、3、4、5及び6において、ボンベの1次側圧力により使用可能であることを確認する。	モード1、2、3、4、5及び6において、ボンベの1次側圧力により使用可能であることを確認する。	3か月に1回	3か月に1回	3か月に1回	3か月に1回	保修課長																																																																																																																																									

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

備考	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (第2項に定めるLCOを満足しているかどうかの確認行為は検査ではないことから「検査」を「確認」に変更) ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則の改正に伴い「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更) 																																										
変更後	<p>83-12-3 使用済燃料ピットの監視</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">所要数</th> <th rowspan="2">適用モード</th> <th colspan="3">所要数を満足できない場合の措置^{※1}</th> <th colspan="3">確認事項</th> </tr> <tr> <th>条件</th> <th>措置</th> <th>完了時間</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">使用済燃料ピットの監視</td> <td>使用済燃料ピット水位(SA)^{※2}</td> <td>2個</td> <td rowspan="3">使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>A.動作可能な設備が所要数を満足していない場合</td> <td>A.1 当直課長は、使用済燃料ピット水位が EL+12.70m以上及び水温が 65°C以下であることを確認する。 及び A.2 保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.3 保修課長は、使用済燃料ピット内での照射済燃料の移動を中止する^{※3}。</td> <td>速やかに</td> <td>使用済燃料ピット水位計(SA)及び使用済燃料ピット温度計(SA)の機能を確認する。</td> <td>定期事業者検査時</td> <td>保修課長</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピット温度(SA)</td> <td>2個</td> <td></td> <td></td> <td>速やかに</td> <td>使用済燃料ピット水位計(SA)及び使用済燃料ピット温度計(SA)が動作不能でないことを指示値により確認する。</td> <td>1か月に1回</td> <td>当直課長</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピット状態監視カメラ</td> <td>2個</td> <td></td> <td></td> <td>速やかに</td> <td>使用済燃料ピット状態監視カメラが動作不能でないことを画像により確認する。</td> <td>1か月に1回</td> <td>当直課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	機能	所要数	適用モード	所要数を満足できない場合の措置 ^{※1}			確認事項			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	使用済燃料ピットの監視	使用済燃料ピット水位(SA) ^{※2}	2個	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A.動作可能な設備が所要数を満足していない場合	A.1 当直課長は、使用済燃料ピット水位が EL+12.70m以上及び水温が 65°C以下であることを確認する。 及び A.2 保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.3 保修課長は、使用済燃料ピット内での照射済燃料の移動を中止する ^{※3} 。	速やかに	使用済燃料ピット水位計(SA)及び使用済燃料ピット温度計(SA)の機能を確認する。	定期事業者検査時	保修課長	使用済燃料ピット温度(SA)	2個			速やかに	使用済燃料ピット水位計(SA)及び使用済燃料ピット温度計(SA)が動作不能でないことを指示値により確認する。	1か月に1回	当直課長	使用済燃料ピット状態監視カメラ	2個			速やかに	使用済燃料ピット状態監視カメラが動作不能でないことを画像により確認する。	1か月に1回	当直課長
項目	機能					所要数	適用モード	所要数を満足できない場合の措置 ^{※1}			確認事項																																
		条件	措置	完了時間	項目			頻度	担当																																		
使用済燃料ピットの監視	使用済燃料ピット水位(SA) ^{※2}	2個	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A.動作可能な設備が所要数を満足していない場合	A.1 当直課長は、使用済燃料ピット水位が EL+12.70m以上及び水温が 65°C以下であることを確認する。 及び A.2 保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.3 保修課長は、使用済燃料ピット内での照射済燃料の移動を中止する ^{※3} 。	速やかに	使用済燃料ピット水位計(SA)及び使用済燃料ピット温度計(SA)の機能を確認する。	定期事業者検査時	保修課長																																		
	使用済燃料ピット温度(SA)	2個				速やかに	使用済燃料ピット水位計(SA)及び使用済燃料ピット温度計(SA)が動作不能でないことを指示値により確認する。	1か月に1回	当直課長																																		
	使用済燃料ピット状態監視カメラ	2個				速やかに	使用済燃料ピット状態監視カメラが動作不能でないことを画像により確認する。	1か月に1回	当直課長																																		
変更前	<p>83-12-3 使用済燃料ピットの監視</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">所要数</th> <th rowspan="2">適用モード</th> <th colspan="3">所要数を満足できない場合の措置^{※1}</th> <th colspan="3">確認事項</th> </tr> <tr> <th>条件</th> <th>措置</th> <th>完了時間</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">使用済燃料ピットの監視</td> <td>使用済燃料ピット水位(SA)^{※2}</td> <td>2個</td> <td rowspan="3">使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>A.動作可能な設備が所要数を満足していない場合</td> <td>A.1 当直課長は、使用済燃料ピット水位が EL+12.70m以上及び水温が 65°C以下であることを確認する。 及び A.2 保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.3 保修課長は、使用済燃料ピット内での照射済燃料の移動を中止する^{※3}。</td> <td>速やかに</td> <td>使用済燃料ピット水位計(SA)及び使用済燃料ピット温度計(SA)の機能検査を実施する。</td> <td>定期検査時</td> <td>保修課長</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピット温度(SA)</td> <td>2個</td> <td></td> <td></td> <td>速やかに</td> <td>使用済燃料ピット水位計(SA)及び使用済燃料ピット温度計(SA)が動作不能でないことを指示値により確認する。</td> <td>1か月に1回</td> <td>当直課長</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピット状態監視カメラ</td> <td>2個</td> <td></td> <td></td> <td>速やかに</td> <td>使用済燃料ピット状態監視カメラが動作不能でないことを画像により確認する。</td> <td>1か月に1回</td> <td>当直課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	機能	所要数	適用モード	所要数を満足できない場合の措置 ^{※1}			確認事項			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	使用済燃料ピットの監視	使用済燃料ピット水位(SA) ^{※2}	2個	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A.動作可能な設備が所要数を満足していない場合	A.1 当直課長は、使用済燃料ピット水位が EL+12.70m以上及び水温が 65°C以下であることを確認する。 及び A.2 保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.3 保修課長は、使用済燃料ピット内での照射済燃料の移動を中止する ^{※3} 。	速やかに	使用済燃料ピット水位計(SA)及び使用済燃料ピット温度計(SA)の機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	使用済燃料ピット温度(SA)	2個			速やかに	使用済燃料ピット水位計(SA)及び使用済燃料ピット温度計(SA)が動作不能でないことを指示値により確認する。	1か月に1回	当直課長	使用済燃料ピット状態監視カメラ	2個			速やかに	使用済燃料ピット状態監視カメラが動作不能でないことを画像により確認する。	1か月に1回	当直課長
項目	機能					所要数	適用モード	所要数を満足できない場合の措置 ^{※1}			確認事項																																
		条件	措置	完了時間	項目			頻度	担当																																		
使用済燃料ピットの監視	使用済燃料ピット水位(SA) ^{※2}	2個	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A.動作可能な設備が所要数を満足していない場合	A.1 当直課長は、使用済燃料ピット水位が EL+12.70m以上及び水温が 65°C以下であることを確認する。 及び A.2 保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.3 保修課長は、使用済燃料ピット内での照射済燃料の移動を中止する ^{※3} 。	速やかに	使用済燃料ピット水位計(SA)及び使用済燃料ピット温度計(SA)の機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																		
	使用済燃料ピット温度(SA)	2個				速やかに	使用済燃料ピット水位計(SA)及び使用済燃料ピット温度計(SA)が動作不能でないことを指示値により確認する。	1か月に1回	当直課長																																		
	使用済燃料ピット状態監視カメラ	2個				速やかに	使用済燃料ピット状態監視カメラが動作不能でないことを画像により確認する。	1か月に1回	当直課長																																		

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

<p style="text-align: center;">考 備</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (第2項に定めるLCOを満足しているかどうかの確認行為は検査ではないことから「検査」を「確認」に変更)</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則の改正に伴い「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)</p>																																																		
<p style="margin-top: 100px;">変 更 後</p>	<p>83-12-3 使用済燃料ピットの監視（続き）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">所要数</th> <th rowspan="2">適用モード</th> <th colspan="3">所要数を満足できない場合の措置^{*1}</th> <th colspan="3">確認事項</th> </tr> <tr> <th>条件</th> <th>措置</th> <th>完了時間</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">使用済燃料ピットの監視</td> <td>使用済燃料ピット水位（広域）（使用済燃料ピット監視装置用空気供給システム^{*4}含む）</td> <td>2個（1号）</td> <td rowspan="2">使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>A. 動作可能な設備が所要数を満足していない場合</td> <td>A. 1 当直課長は、使用済燃料ピット水位が EL+12.70m 以上及び水温が 65°C 以下であることを確認する。 及び A. 2 保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A. 3 保修課長は、使用済燃料ピット内の照射済燃料の移動を中止する^{*3}。 及び A. 4 保修課長は、代替措置^{*5}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> <td>使用済燃料ピット水位計（広域）（使用済燃料ピット監視装置用空気供給システム含む）の機能を確認する。</td> <td>定期事業者検査時</td> <td>保修課長</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピット周辺線量率</td> <td>2個</td> <td>速やかに</td> <td>使用済燃料ピット周辺線量率計の機能を確認する。</td> <td>定期事業者検査時</td> <td>安全管理課長及び保修課長</td> </tr> <tr> <td>大容量空冷式発電機</td> <td colspan="8">「83-15-1 大容量空冷式発電機からの給電」において運転上の制限を定める。</td> </tr> <tr> <td>燃料油貯蔵タンク タンクローリー</td> <td colspan="8">「83-15-8 燃料油貯蔵タンク、タンクローリによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：所要数ごとに個別の条件が適用される。 *2：使用済燃料ピット水位（広域）（使用済燃料ピット監視装置用空気供給システム含む）が動作可能であれば動作不能とはみなさない。 *3：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。 *4：使用済燃料ピット監視装置用空気供給システムは、1セット1個 *5：代替品の補充等</p>	項目	機能	所要数	適用モード	所要数を満足できない場合の措置 ^{*1}			確認事項			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	使用済燃料ピットの監視	使用済燃料ピット水位（広域）（使用済燃料ピット監視装置用空気供給システム ^{*4} 含む）	2個（1号）	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な設備が所要数を満足していない場合	A. 1 当直課長は、使用済燃料ピット水位が EL+12.70m 以上及び水温が 65°C 以下であることを確認する。 及び A. 2 保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A. 3 保修課長は、使用済燃料ピット内の照射済燃料の移動を中止する ^{*3} 。 及び A. 4 保修課長は、代替措置 ^{*5} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	使用済燃料ピット水位計（広域）（使用済燃料ピット監視装置用空気供給システム含む）の機能を確認する。	定期事業者検査時	保修課長	使用済燃料ピット周辺線量率	2個	速やかに	使用済燃料ピット周辺線量率計の機能を確認する。	定期事業者検査時	安全管理課長及び保修課長	大容量空冷式発電機	「83-15-1 大容量空冷式発電機からの給電」において運転上の制限を定める。								燃料油貯蔵タンク タンクローリー	「83-15-8 燃料油貯蔵タンク、タンクローリによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。							
項目	機能					所要数	適用モード	所要数を満足できない場合の措置 ^{*1}			確認事項																																								
		条件	措置	完了時間	項目			頻度	担当																																										
使用済燃料ピットの監視	使用済燃料ピット水位（広域）（使用済燃料ピット監視装置用空気供給システム ^{*4} 含む）	2個（1号）	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な設備が所要数を満足していない場合	A. 1 当直課長は、使用済燃料ピット水位が EL+12.70m 以上及び水温が 65°C 以下であることを確認する。 及び A. 2 保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A. 3 保修課長は、使用済燃料ピット内の照射済燃料の移動を中止する ^{*3} 。 及び A. 4 保修課長は、代替措置 ^{*5} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	使用済燃料ピット水位計（広域）（使用済燃料ピット監視装置用空気供給システム含む）の機能を確認する。	定期事業者検査時	保修課長																																										
	使用済燃料ピット周辺線量率	2個		速やかに	使用済燃料ピット周辺線量率計の機能を確認する。	定期事業者検査時	安全管理課長及び保修課長																																												
大容量空冷式発電機	「83-15-1 大容量空冷式発電機からの給電」において運転上の制限を定める。																																																		
燃料油貯蔵タンク タンクローリー	「83-15-8 燃料油貯蔵タンク、タンクローリによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。																																																		
<p style="margin-top: 100px;">変 更 前</p>	<p>83-12-3 使用済燃料ピットの監視（続き）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">所要数</th> <th rowspan="2">適用モード</th> <th colspan="3">所要数を満足できない場合の措置^{*1}</th> <th colspan="3">確認事項</th> </tr> <tr> <th>条件</th> <th>措置</th> <th>完了時間</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">使用済燃料ピットの監視</td> <td>使用済燃料ピット水位（広域）（使用済燃料ピット監視装置用空気供給システム^{*4}含む）</td> <td>2個（1号）</td> <td rowspan="2">使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>A. 動作可能な設備が所要数を満足していない場合</td> <td>A. 1 当直課長は、使用済燃料ピット水位が EL+12.70m 以上及び水温が 65°C 以下であることを確認する。 及び A. 2 保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A. 3 保修課長は、使用済燃料ピット内の照射済燃料の移動を中止する^{*3}。 及び A. 4 保修課長は、代替措置^{*5}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> <td>使用済燃料ピット水位計（広域）（使用済燃料ピット監視装置用空気供給システム含む）の機能検査を実施する。</td> <td>定期検査時</td> <td>保修課長</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピット周辺線量率</td> <td>2個</td> <td>速やかに</td> <td>使用済燃料ピット周辺線量率計の機能検査を実施する。</td> <td>定期検査時</td> <td>安全管理課長及び保修課長</td> </tr> <tr> <td>大容量空冷式発電機</td> <td colspan="8">「83-15-1 大容量空冷式発電機からの給電」において運転上の制限を定める。</td> </tr> <tr> <td>燃料油貯蔵タンク タンクローリー</td> <td colspan="8">「83-15-8 燃料油貯蔵タンク、タンクローリによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：所要数ごとに個別の条件が適用される。 *2：使用済燃料ピット水位（広域）（使用済燃料ピット監視装置用空気供給システム含む）が動作可能であれば動作不能とはみなさない。 *3：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。 *4：使用済燃料ピット監視装置用空気供給システムは、1セット1個 *5：代替品の補充等</p>	項目	機能	所要数	適用モード	所要数を満足できない場合の措置 ^{*1}			確認事項			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	使用済燃料ピットの監視	使用済燃料ピット水位（広域）（使用済燃料ピット監視装置用空気供給システム ^{*4} 含む）	2個（1号）	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な設備が所要数を満足していない場合	A. 1 当直課長は、使用済燃料ピット水位が EL+12.70m 以上及び水温が 65°C 以下であることを確認する。 及び A. 2 保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A. 3 保修課長は、使用済燃料ピット内の照射済燃料の移動を中止する ^{*3} 。 及び A. 4 保修課長は、代替措置 ^{*5} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	使用済燃料ピット水位計（広域）（使用済燃料ピット監視装置用空気供給システム含む）の機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長	使用済燃料ピット周辺線量率	2個	速やかに	使用済燃料ピット周辺線量率計の機能検査を実施する。	定期検査時	安全管理課長及び保修課長	大容量空冷式発電機	「83-15-1 大容量空冷式発電機からの給電」において運転上の制限を定める。								燃料油貯蔵タンク タンクローリー	「83-15-8 燃料油貯蔵タンク、タンクローリによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。							
項目	機能					所要数	適用モード	所要数を満足できない場合の措置 ^{*1}			確認事項																																								
		条件	措置	完了時間	項目			頻度	担当																																										
使用済燃料ピットの監視	使用済燃料ピット水位（広域）（使用済燃料ピット監視装置用空気供給システム ^{*4} 含む）	2個（1号）	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な設備が所要数を満足していない場合	A. 1 当直課長は、使用済燃料ピット水位が EL+12.70m 以上及び水温が 65°C 以下であることを確認する。 及び A. 2 保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A. 3 保修課長は、使用済燃料ピット内の照射済燃料の移動を中止する ^{*3} 。 及び A. 4 保修課長は、代替措置 ^{*5} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	使用済燃料ピット水位計（広域）（使用済燃料ピット監視装置用空気供給システム含む）の機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																										
	使用済燃料ピット周辺線量率	2個		速やかに	使用済燃料ピット周辺線量率計の機能検査を実施する。	定期検査時	安全管理課長及び保修課長																																												
大容量空冷式発電機	「83-15-1 大容量空冷式発電機からの給電」において運転上の制限を定める。																																																		
燃料油貯蔵タンク タンクローリー	「83-15-8 燃料油貯蔵タンク、タンクローリによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。																																																		

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前		変 更 後		備 考																																																	
表 83-15 電源設備 83-15-1 大容量空冷式発電機からの給電		表 83-15 電源設備 83-15-1 大容量空冷式発電機からの給電																																																			
<p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">項目</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">運転上の制限</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">大容量空冷式発電機からの給電</td><td style="padding: 5px;">(1) 大容量空冷式発電機による電源系 1 系統※1 が動作可能であること。 (2) 大容量空冷式発電機用燃料タンクの油量が 20kℓ ※2 以上あること。</td><td style="padding: 5px;">(1) 大容量空冷式発電機による電源系 1 系統※1 が動作可能であること。 (2) 大容量空冷式発電機用燃料タンクの油量が 20kℓ ※2 以上あること。</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">適用モード</td><td style="padding: 5px;">適用モード</td><td style="padding: 5px;">適用モード</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">モード 1、2、3、4、5、6 及び使用燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間</td><td style="padding: 5px;">大容量空冷式発電機 大容量空冷式発電機用給油ポンプ 大容量空冷式発電機用燃料タンク 燃料油貯蔵タンク タンクローリ</td><td style="padding: 5px;">モード 1、2、3、4、5、6 及び使用燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間 燃料油貯蔵タンク タンクローリ</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">※ 3 : 「83-15-8 燃料油貯蔵タンク、タンクローリによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。</td><td style="padding: 5px;">※ 3 : 「83-15-8 燃料油貯蔵タンク、タンクローリによる燃料補給設備」において運転上の制限を適用しない。</td><td style="padding: 5px;">※ 1 : 1 系統に、大容量空冷式発電機用給油ポンプ 1 台が健全であることを含む。 ※ 2 : 大容量空冷式発電機が運転中及び運転終了後の 24 時間は、運転上の制限を適用しない。</td></tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	運転上の制限	大容量空冷式発電機からの給電	(1) 大容量空冷式発電機による電源系 1 系統※1 が動作可能であること。 (2) 大容量空冷式発電機用燃料タンクの油量が 20kℓ ※2 以上あること。	(1) 大容量空冷式発電機による電源系 1 系統※1 が動作可能であること。 (2) 大容量空冷式発電機用燃料タンクの油量が 20kℓ ※2 以上あること。	適用モード	適用モード	適用モード	モード 1、2、3、4、5、6 及び使用燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間	大容量空冷式発電機 大容量空冷式発電機用給油ポンプ 大容量空冷式発電機用燃料タンク 燃料油貯蔵タンク タンクローリ	モード 1、2、3、4、5、6 及び使用燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間 燃料油貯蔵タンク タンクローリ	※ 3 : 「83-15-8 燃料油貯蔵タンク、タンクローリによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。	※ 3 : 「83-15-8 燃料油貯蔵タンク、タンクローリによる燃料補給設備」において運転上の制限を適用しない。	※ 1 : 1 系統に、大容量空冷式発電機用給油ポンプ 1 台が健全であることを含む。 ※ 2 : 大容量空冷式発電機が運転中及び運転終了後の 24 時間は、運転上の制限を適用しない。	<p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">項目</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">運転上の制限</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">大容量空冷式発電機からの給電</td><td style="padding: 5px;">(1) 大容量空冷式発電機からの給電</td><td style="padding: 5px;">(1) 大容量空冷式発電機による電源系 1 系統※1 が動作可能であること。 (2) 大容量空冷式発電機用燃料タンクの油量が 20kℓ ※2 以上あること。</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">適用モード</td><td style="padding: 5px;">適用モード</td><td style="padding: 5px;">適用モード</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">モード 1、2、3、4、5、6 及び使用燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間</td><td style="padding: 5px;">大容量空冷式発電機 大容量空冷式発電機用給油ポンプ 大容量空冷式発電機用燃料タンク 燃料油貯蔵タンク タンクローリ</td><td style="padding: 5px;">モード 1、2、3、4、5、6 及び使用燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間 燃料油貯蔵タンク タンクローリ</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">※ 1 : 「83-15-8 燃料油貯蔵タンク、タンクローリによる燃料補給設備」において運転上の制限を適用しない。</td><td style="padding: 5px;">※ 1 : 1 系統に、大容量空冷式発電機用給油ポンプ 1 台が健全であることを含む。 ※ 2 : 大容量空冷式発電機が運転中及び運転終了後の 24 時間は、運転上の制限を適用しない。</td><td style="padding: 5px;">※ 1 : 1 系統に、大容量空冷式発電機による電源系 1 系統※1 が動作可能であることを含む。 ※ 2 : 大容量空冷式発電機用給油ポンプ 1 台が健全であることを確認する。 ※ 3 : 「83-15-8 燃料油貯蔵タンク、タンクローリによる燃料補給設備」において運転上の制限を適用しない。</td></tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	運転上の制限	大容量空冷式発電機からの給電	(1) 大容量空冷式発電機からの給電	(1) 大容量空冷式発電機による電源系 1 系統※1 が動作可能であること。 (2) 大容量空冷式発電機用燃料タンクの油量が 20kℓ ※2 以上あること。	適用モード	適用モード	適用モード	モード 1、2、3、4、5、6 及び使用燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間	大容量空冷式発電機 大容量空冷式発電機用給油ポンプ 大容量空冷式発電機用燃料タンク 燃料油貯蔵タンク タンクローリ	モード 1、2、3、4、5、6 及び使用燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間 燃料油貯蔵タンク タンクローリ	※ 1 : 「83-15-8 燃料油貯蔵タンク、タンクローリによる燃料補給設備」において運転上の制限を適用しない。	※ 1 : 1 系統に、大容量空冷式発電機用給油ポンプ 1 台が健全であることを含む。 ※ 2 : 大容量空冷式発電機が運転中及び運転終了後の 24 時間は、運転上の制限を適用しない。	※ 1 : 1 系統に、大容量空冷式発電機による電源系 1 系統※1 が動作可能であることを含む。 ※ 2 : 大容量空冷式発電機用給油ポンプ 1 台が健全であることを確認する。 ※ 3 : 「83-15-8 燃料油貯蔵タンク、タンクローリによる燃料補給設備」において運転上の制限を適用しない。	<p>(2) 確認事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">項目</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">確認事項</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">頻度</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">大容量空冷式発電機</td><td style="padding: 5px;">発電機を起動し、運転状態(電圧等)に異常がないことを確認する。</td><td style="padding: 5px;">定期検査時</td><td style="padding: 5px;">保修課長</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">大容量空冷式発電機用給油ポンプ</td><td style="padding: 5px;">発電機を起動し、動作可能であることを確認する。</td><td style="padding: 5px;">1か月に1回</td><td style="padding: 5px;">保修課長</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">大容量空冷式発電機用燃料タンク</td><td style="padding: 5px;">発電機を起動し、動作可能であることを確認する。</td><td style="padding: 5px;">1か月に1回</td><td style="padding: 5px;">保修課長</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">大容量空冷式発電機用燃料タンク</td><td style="padding: 5px;">油量を確認する。</td><td style="padding: 5px;">1か月に1回</td><td style="padding: 5px;">保修課長</td></tr> </tbody> </table>	項目	確認事項	頻度	担当	大容量空冷式発電機	発電機を起動し、運転状態(電圧等)に異常がないことを確認する。	定期検査時	保修課長	大容量空冷式発電機用給油ポンプ	発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	1か月に1回	保修課長	大容量空冷式発電機用燃料タンク	発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	1か月に1回	保修課長	大容量空冷式発電機用燃料タンク	油量を確認する。	1か月に1回	保修課長	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 〔実用炉規則の改正に伴い「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更〕</p>
項目	運転上の制限	運転上の制限																																																			
大容量空冷式発電機からの給電	(1) 大容量空冷式発電機による電源系 1 系統※1 が動作可能であること。 (2) 大容量空冷式発電機用燃料タンクの油量が 20kℓ ※2 以上あること。	(1) 大容量空冷式発電機による電源系 1 系統※1 が動作可能であること。 (2) 大容量空冷式発電機用燃料タンクの油量が 20kℓ ※2 以上あること。																																																			
適用モード	適用モード	適用モード																																																			
モード 1、2、3、4、5、6 及び使用燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間	大容量空冷式発電機 大容量空冷式発電機用給油ポンプ 大容量空冷式発電機用燃料タンク 燃料油貯蔵タンク タンクローリ	モード 1、2、3、4、5、6 及び使用燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間 燃料油貯蔵タンク タンクローリ																																																			
※ 3 : 「83-15-8 燃料油貯蔵タンク、タンクローリによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。	※ 3 : 「83-15-8 燃料油貯蔵タンク、タンクローリによる燃料補給設備」において運転上の制限を適用しない。	※ 1 : 1 系統に、大容量空冷式発電機用給油ポンプ 1 台が健全であることを含む。 ※ 2 : 大容量空冷式発電機が運転中及び運転終了後の 24 時間は、運転上の制限を適用しない。																																																			
項目	運転上の制限	運転上の制限																																																			
大容量空冷式発電機からの給電	(1) 大容量空冷式発電機からの給電	(1) 大容量空冷式発電機による電源系 1 系統※1 が動作可能であること。 (2) 大容量空冷式発電機用燃料タンクの油量が 20kℓ ※2 以上あること。																																																			
適用モード	適用モード	適用モード																																																			
モード 1、2、3、4、5、6 及び使用燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間	大容量空冷式発電機 大容量空冷式発電機用給油ポンプ 大容量空冷式発電機用燃料タンク 燃料油貯蔵タンク タンクローリ	モード 1、2、3、4、5、6 及び使用燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間 燃料油貯蔵タンク タンクローリ																																																			
※ 1 : 「83-15-8 燃料油貯蔵タンク、タンクローリによる燃料補給設備」において運転上の制限を適用しない。	※ 1 : 1 系統に、大容量空冷式発電機用給油ポンプ 1 台が健全であることを含む。 ※ 2 : 大容量空冷式発電機が運転中及び運転終了後の 24 時間は、運転上の制限を適用しない。	※ 1 : 1 系統に、大容量空冷式発電機による電源系 1 系統※1 が動作可能であることを含む。 ※ 2 : 大容量空冷式発電機用給油ポンプ 1 台が健全であることを確認する。 ※ 3 : 「83-15-8 燃料油貯蔵タンク、タンクローリによる燃料補給設備」において運転上の制限を適用しない。																																																			
項目	確認事項	頻度	担当																																																		
大容量空冷式発電機	発電機を起動し、運転状態(電圧等)に異常がないことを確認する。	定期検査時	保修課長																																																		
大容量空冷式発電機用給油ポンプ	発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	1か月に1回	保修課長																																																		
大容量空冷式発電機用燃料タンク	発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	1か月に1回	保修課長																																																		
大容量空冷式発電機用燃料タンク	油量を確認する。	1か月に1回	保修課長																																																		

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考																							
83-15-4 蓄電池（安全防護系用）、蓄電池（重大事故等対処用）及び蓄電池（3系統目）からの給電	83-15-4 蓄電池（安全防護系用）、蓄電池（重大事故等対処用）及び蓄電池（3系統目）からの給電																								
<p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蓄電池（安全防護系用）、蓄電池（重大事故等対処用）及び蓄電池（3系統目）からの給電</td> <td>(1) 蓄電池（安全防護系用）からの電源系1系統が動作可能であること (2) 蓄電池（重大事故等対処用）からの電源系1系統が動作可能であること (3) 蓄電池（3系統目）からの給電</td> <td>(1) 蓄電池（安全防護系用）からの電源系1系統が動作可能であること こよ (2) 蓄電池（重大事故等対処用）からの電源系1系統が動作可能であること こよ (3) 蓄電池（3系統目）からの電源系1系統が動作可能であること こよ</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>適用モード</td> <td>適用モード</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6及び使用燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>モード1、2、3、4、5、6及び使用燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>モード1、2、3、4、5、6及び使用燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間</td> </tr> <tr> <td>蓄電池（安全防護系用） 蓄電池（重大事故等対処用） 蓄電池（3系統目）</td> <td>蓄電池（安全防護系用） 蓄電池（重大事故等対処用） 蓄電池（3系統目）</td> <td>蓄電池（安全防護系用） 蓄電池（重大事故等対処用） 蓄電池（3系統目）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蓄電池（安全防護系用）、蓄電池（重大事故等対処用）及び蓄電池（3系統目）</td> <td>蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）が健全であることを確認する。 蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）の蓄電池端子電圧が126.0V以上であることを確認する。 蓄電池（3系統目）の蓄電池端子電圧が132.4V以上であることを確認する。</td> <td>蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）が健全であることを確認する。 蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）の蓄電池端子電圧が126.0V以上であることを確認する。 蓄電池（3系統目）の蓄電池端子電圧が132.4V以上であることを確認する。</td> <td>定期検査時 1週間に1回 1週間に1回</td> <td>保修課長 当直課長 当直課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	運転上の制限	蓄電池（安全防護系用）、蓄電池（重大事故等対処用）及び蓄電池（3系統目）からの給電	(1) 蓄電池（安全防護系用）からの電源系1系統が動作可能であること (2) 蓄電池（重大事故等対処用）からの電源系1系統が動作可能であること (3) 蓄電池（3系統目）からの給電	(1) 蓄電池（安全防護系用）からの電源系1系統が動作可能であること こよ (2) 蓄電池（重大事故等対処用）からの電源系1系統が動作可能であること こよ (3) 蓄電池（3系統目）からの電源系1系統が動作可能であること こよ	適用モード	適用モード	適用モード	モード1、2、3、4、5、6及び使用燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間	モード1、2、3、4、5、6及び使用燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間	モード1、2、3、4、5、6及び使用燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間	蓄電池（安全防護系用） 蓄電池（重大事故等対処用） 蓄電池（3系統目）	蓄電池（安全防護系用） 蓄電池（重大事故等対処用） 蓄電池（3系統目）	蓄電池（安全防護系用） 蓄電池（重大事故等対処用） 蓄電池（3系統目）	項目	確認事項	確認事項	頻度	担当者	蓄電池（安全防護系用）、蓄電池（重大事故等対処用）及び蓄電池（3系統目）	蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）が健全であることを確認する。 蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）の蓄電池端子電圧が126.0V以上であることを確認する。 蓄電池（3系統目）の蓄電池端子電圧が132.4V以上であることを確認する。	蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）が健全であることを確認する。 蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）の蓄電池端子電圧が126.0V以上であることを確認する。 蓄電池（3系統目）の蓄電池端子電圧が132.4V以上であることを確認する。	定期検査時 1週間に1回 1週間に1回	保修課長 当直課長 当直課長
項目	運転上の制限	運転上の制限																							
蓄電池（安全防護系用）、蓄電池（重大事故等対処用）及び蓄電池（3系統目）からの給電	(1) 蓄電池（安全防護系用）からの電源系1系統が動作可能であること (2) 蓄電池（重大事故等対処用）からの電源系1系統が動作可能であること (3) 蓄電池（3系統目）からの給電	(1) 蓄電池（安全防護系用）からの電源系1系統が動作可能であること こよ (2) 蓄電池（重大事故等対処用）からの電源系1系統が動作可能であること こよ (3) 蓄電池（3系統目）からの電源系1系統が動作可能であること こよ																							
適用モード	適用モード	適用モード																							
モード1、2、3、4、5、6及び使用燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間	モード1、2、3、4、5、6及び使用燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間	モード1、2、3、4、5、6及び使用燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間																							
蓄電池（安全防護系用） 蓄電池（重大事故等対処用） 蓄電池（3系統目）	蓄電池（安全防護系用） 蓄電池（重大事故等対処用） 蓄電池（3系統目）	蓄電池（安全防護系用） 蓄電池（重大事故等対処用） 蓄電池（3系統目）																							
項目	確認事項	確認事項	頻度	担当者																					
蓄電池（安全防護系用）、蓄電池（重大事故等対処用）及び蓄電池（3系統目）	蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）が健全であることを確認する。 蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）の蓄電池端子電圧が126.0V以上であることを確認する。 蓄電池（3系統目）の蓄電池端子電圧が132.4V以上であることを確認する。	蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）が健全であることを確認する。 蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）の蓄電池端子電圧が126.0V以上であることを確認する。 蓄電池（3系統目）の蓄電池端子電圧が132.4V以上であることを確認する。	定期検査時 1週間に1回 1週間に1回	保修課長 当直課長 当直課長																					

<p style="text-align: center;">備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (第2項に定めるLCOを満足しているかどうかの確認行為は検査ではなくことから「検査」を「確認」に変更) ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則の改正に伴い「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更) 																																																																					
<p style="text-align: center;">変更後</p>	<p style="text-align: center;">表 83-16 計装設備</p> <p>83-16-1 計装設備</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">分類</th> <th colspan="2">機能^{*1}</th> <th rowspan="2">所要チャンネル数</th> <th rowspan="2">適用モード</th> <th colspan="3">所要チャンネル数を満足できない場合の措置^{*3}</th> <th rowspan="2">確認事項</th> </tr> <tr> <th>主要パラメータ</th> <th>代替パラメータ^{*2}</th> <th>条件</th> <th>措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">原子炉容器内の温度</td> <td>1次冷却材高温側温度 (広域)</td> <td>①主要パラメータの他 ループ ②1次冷却材低温側温度 (広域)</td> <td>1</td> <td>モード1、2、3、4、5及び6</td> <td>A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合 A.1 当直課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 及び A.2 保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。</td> <td>速やかに</td> <td rowspan="2">項目 機能を確認する。 定期事業者検査時</td> <td rowspan="2">頻度 1か月に1回</td> <td rowspan="2">担当 保修課長</td> </tr> <tr> <td>1次冷却材低温側温度 (広域)</td> <td>①主要パラメータの他 ループ ②1次冷却材高温側温度 (広域)</td> <td>1</td> <td></td> <td>A.3 保修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。</td> <td>30日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子炉容器内の圧力</td> <td>[炉心出口温度]^{*4}</td> <td>①主要パラメータの他 検出器^{*4} ②1次冷却材高温側温度 (広域) ③1次冷却材低温側温度 (広域)</td> <td>1</td> <td></td> <td>B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合 B.1 当直課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 及び B.2 保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>[加圧器圧力]^{*4}</td> <td>①主要パラメータの他 チャンネル^{*4} ②1次冷却材圧力</td> <td>1</td> <td></td> <td>B.3 保修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。</td> <td>30日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子炉容器内の水位</td> <td>1次冷却材圧力</td> <td>①主要パラメータの他 チャンネル ②1次冷却材高温側温度 (広域) ③1次冷却材低温側温度 (広域)</td> <td>1</td> <td></td> <td>C. 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合 C.1 保修課長は、当該機能の主要パラメータ又は、代替パラメータを1手段以上動作可能な状態に復旧する。</td> <td>72時間</td> </tr> <tr> <td>[加圧器水位]</td> <td>①主要パラメータの他 チャンネル ②原子炉容器水位 ③1次冷却材圧力 ④1次冷却材高温側温度 (広域)</td> <td>1</td> <td></td> <td>D. モード1、2、3及び4において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合 D.1 当直課長は、モード3にする。 及び D.2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>12時間 56時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">[燃料取替時用RCS水位]^{*4}</td> <td>①1次冷却材高温側温度 (広域) ②1次冷却材低温側温度 (広域)</td> <td>1</td> <td>モード5及び6</td> <td>E. モード5及び6において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合 E.1 保修課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する^{*5}。 及び E.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>E.3 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 : プラント起動に伴う計器校正及び真空ベンチング時に計器保護のため隔離している場合等は、運転上の制限を満足しないとはみなさない。</p> <p>*2 : 代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す。</p> <p>*3 : チャンネルごとに個別の条件が適用される。</p> <p>*4 : [] は多様性拡張設備を示す。多様性拡張設備は運転上の制限を適用しない。</p> <p>*5 : 移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</p>	分類	機能 ^{*1}		所要チャンネル数	適用モード	所要チャンネル数を満足できない場合の措置 ^{*3}			確認事項	主要パラメータ	代替パラメータ ^{*2}	条件	措置	完了時間	原子炉容器内の温度	1次冷却材高温側温度 (広域)	①主要パラメータの他 ループ ②1次冷却材低温側温度 (広域)	1	モード1、2、3、4、5及び6	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合 A.1 当直課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 及び A.2 保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。	速やかに	項目 機能を確認する。 定期事業者検査時	頻度 1か月に1回	担当 保修課長	1次冷却材低温側温度 (広域)	①主要パラメータの他 ループ ②1次冷却材高温側温度 (広域)	1		A.3 保修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	30日	原子炉容器内の圧力	[炉心出口温度] ^{*4}	①主要パラメータの他 検出器 ^{*4} ②1次冷却材高温側温度 (広域) ③1次冷却材低温側温度 (広域)	1		B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合 B.1 当直課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 及び B.2 保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。	速やかに	[加圧器圧力] ^{*4}	①主要パラメータの他 チャンネル ^{*4} ②1次冷却材圧力	1		B.3 保修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	30日	原子炉容器内の水位	1次冷却材圧力	①主要パラメータの他 チャンネル ②1次冷却材高温側温度 (広域) ③1次冷却材低温側温度 (広域)	1		C. 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合 C.1 保修課長は、当該機能の主要パラメータ又は、代替パラメータを1手段以上動作可能な状態に復旧する。	72時間	[加圧器水位]	①主要パラメータの他 チャンネル ②原子炉容器水位 ③1次冷却材圧力 ④1次冷却材高温側温度 (広域)	1		D. モード1、2、3及び4において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合 D.1 当直課長は、モード3にする。 及び D.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	[燃料取替時用RCS水位] ^{*4}	①1次冷却材高温側温度 (広域) ②1次冷却材低温側温度 (広域)	1	モード5及び6	E. モード5及び6において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合 E.1 保修課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する ^{*5} 。 及び E.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに					E.3 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに
分類	機能 ^{*1}		所要チャンネル数	適用モード			所要チャンネル数を満足できない場合の措置 ^{*3}				確認事項																																																										
	主要パラメータ	代替パラメータ ^{*2}			条件	措置	完了時間																																																														
原子炉容器内の温度	1次冷却材高温側温度 (広域)	①主要パラメータの他 ループ ②1次冷却材低温側温度 (広域)	1	モード1、2、3、4、5及び6	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合 A.1 当直課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 及び A.2 保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。	速やかに	項目 機能を確認する。 定期事業者検査時	頻度 1か月に1回	担当 保修課長																																																												
	1次冷却材低温側温度 (広域)	①主要パラメータの他 ループ ②1次冷却材高温側温度 (広域)	1		A.3 保修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	30日																																																															
原子炉容器内の圧力	[炉心出口温度] ^{*4}	①主要パラメータの他 検出器 ^{*4} ②1次冷却材高温側温度 (広域) ③1次冷却材低温側温度 (広域)	1		B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合 B.1 当直課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 及び B.2 保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。	速やかに																																																															
	[加圧器圧力] ^{*4}	①主要パラメータの他 チャンネル ^{*4} ②1次冷却材圧力	1		B.3 保修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	30日																																																															
原子炉容器内の水位	1次冷却材圧力	①主要パラメータの他 チャンネル ②1次冷却材高温側温度 (広域) ③1次冷却材低温側温度 (広域)	1		C. 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合 C.1 保修課長は、当該機能の主要パラメータ又は、代替パラメータを1手段以上動作可能な状態に復旧する。	72時間																																																															
	[加圧器水位]	①主要パラメータの他 チャンネル ②原子炉容器水位 ③1次冷却材圧力 ④1次冷却材高温側温度 (広域)	1		D. モード1、2、3及び4において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合 D.1 当直課長は、モード3にする。 及び D.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間																																																															
[燃料取替時用RCS水位] ^{*4}	①1次冷却材高温側温度 (広域) ②1次冷却材低温側温度 (広域)	1	モード5及び6	E. モード5及び6において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合 E.1 保修課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する ^{*5} 。 及び E.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに																																																																
					E.3 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに																																																															
<p style="text-align: center;">変更前</p>	<p style="text-align: center;">表 83-16 計装設備</p> <p>83-16-1 計装設備</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">分類</th> <th colspan="2">機能^{*1}</th> <th rowspan="2">所要チャンネル数</th> <th rowspan="2">適用モード</th> <th colspan="3">所要チャンネル数を満足できない場合の措置^{*3}</th> <th rowspan="2">確認事項</th> </tr> <tr> <th>主要パラメータ</th> <th>代替パラメータ^{*2}</th> <th>条件</th> <th>措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">原子炉容器内の温度</td> <td>1次冷却材高温側温度 (広域)</td> <td>①主要パラメータの他 ループ ②1次冷却材低温側温度 (広域)</td> <td>1</td> <td>モード1、2、3、4、5及び6</td> <td>A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合 A.1 当直課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 及び A.2 保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。</td> <td>速やかに</td> <td rowspan="2">項目 機能検査を実施する。 定期検査時</td> <td rowspan="2">頻度 1か月に1回</td> <td rowspan="2">担当 保修課長</td> </tr> <tr> <td>1次冷却材低温側温度 (広域)</td> <td>①主要パラメータの他 ループ ②1次冷却材高温側温度 (広域)</td> <td>1</td> <td></td> <td>A.3 保修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。</td> <td>30日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子炉容器内の圧力</td> <td>[炉心出口温度]^{*4}</td> <td>①主要パラメータの他 検出器^{*4} ②1次冷却材高温側温度 (広域) ③1次冷却材低温側温度 (広域)</td> <td>1</td> <td></td> <td>B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合 B.1 当直課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 及び B.2 保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>[加圧器圧力]^{*4}</td> <td>①主要パラメータの他 チャンネル^{*4} ②1次冷却材圧力</td> <td>1</td> <td></td> <td>B.3 保修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。</td> <td>30日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子炉容器内の水位</td> <td>1次冷却材圧力</td> <td>①主要パラメータの他 チャンネル ②1次冷却材高温側温度 (広域) ③1次冷却材低温側温度 (広域)</td> <td>1</td> <td></td> <td>C. 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合 C.1 保修課長は、当該機能の主要パラメータ又は、代替パラメータを1手段以上動作可能な状態に復旧する。</td> <td>72時間</td> </tr> <tr> <td>[加圧器水位]</td> <td>①主要パラメータの他 チャンネル ②原子炉容器水位 ③1次冷却材圧力 ④1次冷却材高温側温度 (広域)</td> <td>1</td> <td></td> <td>D. モード1、2、3及び4において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合 D.1 当直課長は、モード3にする。 及び D.2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>12時間 56時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">[燃料取替時用RCS水位]^{*4}</td> <td>①1次冷却材高温側温度 (広域) ②1次冷却材低温側温度 (広域)</td> <td>1</td> <td>モード5及び6</td> <td>E. モード5及び6において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合 E.1 保修課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する^{*5}。 及び E.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>E.3 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 : プラント起動に伴う計器校正及び真空ベンチング時に計器保護のため隔離している場合等は、運転上の制限を満足しないとはみなさない。</p> <p>*2 : 代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す。</p> <p>*3 : チャンネルごとに個別の条件が適用される。</p> <p>*4 : [] は多様性拡張設備を示す。多様性拡張設備は運転上の制限を適用しない。</p> <p>*5 : 移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</p>	分類	機能 ^{*1}		所要チャンネル数	適用モード	所要チャンネル数を満足できない場合の措置 ^{*3}			確認事項	主要パラメータ	代替パラメータ ^{*2}	条件	措置	完了時間	原子炉容器内の温度	1次冷却材高温側温度 (広域)	①主要パラメータの他 ループ ②1次冷却材低温側温度 (広域)	1	モード1、2、3、4、5及び6	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合 A.1 当直課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 及び A.2 保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。	速やかに	項目 機能検査を実施する。 定期検査時	頻度 1か月に1回	担当 保修課長	1次冷却材低温側温度 (広域)	①主要パラメータの他 ループ ②1次冷却材高温側温度 (広域)	1		A.3 保修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	30日	原子炉容器内の圧力	[炉心出口温度] ^{*4}	①主要パラメータの他 検出器 ^{*4} ②1次冷却材高温側温度 (広域) ③1次冷却材低温側温度 (広域)	1		B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合 B.1 当直課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 及び B.2 保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。	速やかに	[加圧器圧力] ^{*4}	①主要パラメータの他 チャンネル ^{*4} ②1次冷却材圧力	1		B.3 保修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	30日	原子炉容器内の水位	1次冷却材圧力	①主要パラメータの他 チャンネル ②1次冷却材高温側温度 (広域) ③1次冷却材低温側温度 (広域)	1		C. 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合 C.1 保修課長は、当該機能の主要パラメータ又は、代替パラメータを1手段以上動作可能な状態に復旧する。	72時間	[加圧器水位]	①主要パラメータの他 チャンネル ②原子炉容器水位 ③1次冷却材圧力 ④1次冷却材高温側温度 (広域)	1		D. モード1、2、3及び4において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合 D.1 当直課長は、モード3にする。 及び D.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	[燃料取替時用RCS水位] ^{*4}	①1次冷却材高温側温度 (広域) ②1次冷却材低温側温度 (広域)	1	モード5及び6	E. モード5及び6において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合 E.1 保修課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する ^{*5} 。 及び E.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに					E.3 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに
分類	機能 ^{*1}		所要チャンネル数	適用モード			所要チャンネル数を満足できない場合の措置 ^{*3}				確認事項																																																										
	主要パラメータ	代替パラメータ ^{*2}			条件	措置	完了時間																																																														
原子炉容器内の温度	1次冷却材高温側温度 (広域)	①主要パラメータの他 ループ ②1次冷却材低温側温度 (広域)	1	モード1、2、3、4、5及び6	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合 A.1 当直課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 及び A.2 保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。	速やかに	項目 機能検査を実施する。 定期検査時	頻度 1か月に1回	担当 保修課長																																																												
	1次冷却材低温側温度 (広域)	①主要パラメータの他 ループ ②1次冷却材高温側温度 (広域)	1		A.3 保修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	30日																																																															
原子炉容器内の圧力	[炉心出口温度] ^{*4}	①主要パラメータの他 検出器 ^{*4} ②1次冷却材高温側温度 (広域) ③1次冷却材低温側温度 (広域)	1		B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合 B.1 当直課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 及び B.2 保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。	速やかに																																																															
	[加圧器圧力] ^{*4}	①主要パラメータの他 チャンネル ^{*4} ②1次冷却材圧力	1		B.3 保修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	30日																																																															
原子炉容器内の水位	1次冷却材圧力	①主要パラメータの他 チャンネル ②1次冷却材高温側温度 (広域) ③1次冷却材低温側温度 (広域)	1		C. 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合 C.1 保修課長は、当該機能の主要パラメータ又は、代替パラメータを1手段以上動作可能な状態に復旧する。	72時間																																																															
	[加圧器水位]	①主要パラメータの他 チャンネル ②原子炉容器水位 ③1次冷却材圧力 ④1次冷却材高温側温度 (広域)	1		D. モード1、2、3及び4において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合 D.1 当直課長は、モード3にする。 及び D.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間																																																															
[燃料取替時用RCS水位] ^{*4}	①1次冷却材高温側温度 (広域) ②1次冷却材低温側温度 (広域)	1	モード5及び6	E. モード5及び6において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合 E.1 保修課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する ^{*5} 。 及び E.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに																																																																
					E.3 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに																																																															

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

備考	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (第2項に定めるLCOを満足しているかの確認度の見直しに伴う変更)								原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則の改正に伴い「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)		
変更後											
変更前											

*1 : プラント起動に伴う計器校正及び真空ベンチング時に計器保護のため隔離している場合等は、運転上の制限を満足しないとはみなさない。

*2 : 代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す。

*3 : チャンネルごとに個別の条件が適用される。

*4 : [] は多様性拡張設備を示す。多様性拡張設備は運転上の制限を適用しない。

*5 : プラント起動に伴う計器校正及び真空ベンチング時に計器保護のため隔離している場合等は、運転上の制限を満足しないとはみなさない。

*6 : 代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す。

*7 : チャンネルごとに個別の条件が適用される。

*8 : [] は多様性拡張設備を示す。多様性拡張設備は運転上の制限を適用しない。

*9 : 移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

<p style="text-align: center;">備 考</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (第2項に定めるLCOを満足しているかどうかの確認行為は検査ではないことから「検査」を「確認」に変更) ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則の改正に伴い「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更) 																																																																
変 更 後	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">分類</th> <th colspan="2">機 能^{※1}</th> <th rowspan="2">所要チャネル数</th> <th rowspan="2">適用モード</th> <th colspan="3">所要チャネル数を満足できない場合の措置^{※3}</th> <th rowspan="2">確認事項</th> </tr> <tr> <th>主要パラメータ</th> <th>代替パラメータ^{※2}</th> <th>条件</th> <th>措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器内の温度</td> <td>格納容器内温度</td> <td>①主要パラメータの他チャネル ②格納容器圧力 ③AM用格納容器圧力</td> <td>1</td> <td>モード1、2、3、4、5及び6</td> <td>A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合 A.1 当直課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 及び A.2 保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。</td> <td>速やかに</td> <td></td> <td>機能を確認する。 定期事業者検査時</td> <td>保修課長</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器内の圧力</td> <td>格納容器圧力</td> <td>①主要パラメータの他チャネル ②AM用格納容器圧力 ③格納容器内温度</td> <td>1</td> <td></td> <td>B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合 B.1 当直課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 及び B.2 保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。</td> <td>速やかに</td> <td>30日</td> <td>動作不能でないことを指示値により確認する。</td> <td>1か月に1回 当直課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>AM用格納容器圧力</td> <td>①格納容器圧力 ②格納容器内温度</td> <td>1</td> <td></td> <td>B.3 保修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。 C. 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合 C.1 保修課長は、当該機能の主要パラメータ又は、代替パラメータを1手段以上動作可能な状態に復旧する。</td> <td>速やかに</td> <td>30日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器内の水位</td> <td>格納容器再循環サンプ広域水位</td> <td>①主要パラメータの他チャネル ②格納容器再循環サンプ狭域水位 ③原子炉下部キャビティ水位 ④原子炉格納容器水位 ⑤燃料取替用水タンク水位 ⑥復水タンク水位 ⑦A格納容器スプレイ冷却器出口積算流量 ⑧SA用低圧炉心注入及びスプレイ積算流量</td> <td>1</td> <td>モード1、2、3及び4において条件A、B又はCの位置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>D. モード1、2、3及び4において条件A、B又はCの位置を完了時間内に達成できない場合 D.1 当直課長は、モード3にする。 及び D.2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>速やかに</td> <td>12時間 56時間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>E. モード5及び6において条件A又はBの位置を完了時間内に達成できない場合 E.1 保修課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する^{※4}。 及び E.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。</td> <td>速やかに</td> <td>速やかに</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	分類	機 能 ^{※1}		所要チャネル数	適用モード	所要チャネル数を満足できない場合の措置 ^{※3}			確認事項	主要パラメータ	代替パラメータ ^{※2}	条件	措置	完了時間	原子炉格納容器内の温度	格納容器内温度	①主要パラメータの他チャネル ②格納容器圧力 ③AM用格納容器圧力	1	モード1、2、3、4、5及び6	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合 A.1 当直課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 及び A.2 保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。	速やかに		機能を確認する。 定期事業者検査時	保修課長	原子炉格納容器内の圧力	格納容器圧力	①主要パラメータの他チャネル ②AM用格納容器圧力 ③格納容器内温度	1		B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合 B.1 当直課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 及び B.2 保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。	速やかに	30日	動作不能でないことを指示値により確認する。	1か月に1回 当直課長		AM用格納容器圧力	①格納容器圧力 ②格納容器内温度	1		B.3 保修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。 C. 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合 C.1 保修課長は、当該機能の主要パラメータ又は、代替パラメータを1手段以上動作可能な状態に復旧する。	速やかに	30日			原子炉格納容器内の水位	格納容器再循環サンプ広域水位	①主要パラメータの他チャネル ②格納容器再循環サンプ狭域水位 ③原子炉下部キャビティ水位 ④原子炉格納容器水位 ⑤燃料取替用水タンク水位 ⑥復水タンク水位 ⑦A格納容器スプレイ冷却器出口積算流量 ⑧SA用低圧炉心注入及びスプレイ積算流量	1	モード1、2、3及び4において条件A、B又はCの位置を完了時間内に達成できない場合	D. モード1、2、3及び4において条件A、B又はCの位置を完了時間内に達成できない場合 D.1 当直課長は、モード3にする。 及び D.2 当直課長は、モード5にする。	速やかに	12時間 56時間								E. モード5及び6において条件A又はBの位置を完了時間内に達成できない場合 E.1 保修課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する ^{※4} 。 及び E.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに	速やかに		
分類	機 能 ^{※1}		所要チャネル数	適用モード			所要チャネル数を満足できない場合の措置 ^{※3}				確認事項																																																						
	主要パラメータ	代替パラメータ ^{※2}			条件	措置	完了時間																																																										
原子炉格納容器内の温度	格納容器内温度	①主要パラメータの他チャネル ②格納容器圧力 ③AM用格納容器圧力	1	モード1、2、3、4、5及び6	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合 A.1 当直課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 及び A.2 保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。	速やかに		機能を確認する。 定期事業者検査時	保修課長																																																								
原子炉格納容器内の圧力	格納容器圧力	①主要パラメータの他チャネル ②AM用格納容器圧力 ③格納容器内温度	1		B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合 B.1 当直課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 及び B.2 保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。	速やかに	30日	動作不能でないことを指示値により確認する。	1か月に1回 当直課長																																																								
	AM用格納容器圧力	①格納容器圧力 ②格納容器内温度	1		B.3 保修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。 C. 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合 C.1 保修課長は、当該機能の主要パラメータ又は、代替パラメータを1手段以上動作可能な状態に復旧する。	速やかに	30日																																																										
原子炉格納容器内の水位	格納容器再循環サンプ広域水位	①主要パラメータの他チャネル ②格納容器再循環サンプ狭域水位 ③原子炉下部キャビティ水位 ④原子炉格納容器水位 ⑤燃料取替用水タンク水位 ⑥復水タンク水位 ⑦A格納容器スプレイ冷却器出口積算流量 ⑧SA用低圧炉心注入及びスプレイ積算流量	1	モード1、2、3及び4において条件A、B又はCの位置を完了時間内に達成できない場合	D. モード1、2、3及び4において条件A、B又はCの位置を完了時間内に達成できない場合 D.1 当直課長は、モード3にする。 及び D.2 当直課長は、モード5にする。	速やかに	12時間 56時間																																																										
					E. モード5及び6において条件A又はBの位置を完了時間内に達成できない場合 E.1 保修課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する ^{※4} 。 及び E.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに	速やかに																																																										
変 更 前	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">分類</th> <th colspan="2">機 能^{※1}</th> <th rowspan="2">所要チャネル数</th> <th rowspan="2">適用モード</th> <th colspan="3">所要チャネル数を満足できない場合の措置^{※3}</th> <th rowspan="2">確認事項</th> </tr> <tr> <th>主要パラメータ</th> <th>代替パラメータ^{※2}</th> <th>条件</th> <th>措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器内の温度</td> <td>格納容器内温度</td> <td>①主要パラメータの他チャネル ②格納容器圧力 ③AM用格納容器圧力</td> <td>1</td> <td>モード1、2、3、4、5及び6</td> <td>A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合 A.1 当直課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 及び A.2 保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。</td> <td>速やかに</td> <td></td> <td>機能検査を実施する。 定期検査時</td> <td>保修課長</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器内の圧力</td> <td>格納容器圧力</td> <td>①主要パラメータの他チャネル ②AM用格納容器圧力 ③格納容器内温度</td> <td>1</td> <td></td> <td>B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合 B.1 当直課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 及び B.2 保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。</td> <td>速やかに</td> <td></td> <td>動作不能でないことを指示値により確認する。</td> <td>1か月に1回 当直課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>AM用格納容器圧力</td> <td>①格納容器圧力 ②格納容器内温度</td> <td>1</td> <td></td> <td>B.3 保修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。 C. 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合 C.1 保修課長は、当該機能の主要パラメータ又は、代替パラメータを1手段以上動作可能な状態に復旧する。</td> <td>速やかに</td> <td>30日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器内の水位</td> <td>格納容器再循環サンプ広域水位</td> <td>①主要パラメータの他チャネル ②格納容器再循環サンプ狭域水位 ③原子炉下部キャビティ水位 ④原子炉格納容器水位 ⑤燃料取替用水タンク水位 ⑥復水タンク水位 ⑦A格納容器スプレイ冷却器出口積算流量 ⑧SA用低圧炉心注入及びスプレイ積算流量</td> <td>1</td> <td>モード1、2、3及び4において条件A、B又はCの位置を完了時間内に達成できない場合 D. モード1、2、3及び4において条件A、B又はCの位置を完了時間内に達成できない場合 D.1 当直課長は、モード3にする。 及び D.2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>C. 1の位置を完了時間内に達成できない場合 E. モード5及び6において条件A又はBの位置を完了時間内に達成できない場合 E.1 保修課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する^{※4}。 及び E.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。</td> <td>速やかに</td> <td>12時間 56時間</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	分類	機 能 ^{※1}		所要チャネル数	適用モード	所要チャネル数を満足できない場合の措置 ^{※3}			確認事項	主要パラメータ	代替パラメータ ^{※2}	条件	措置	完了時間	原子炉格納容器内の温度	格納容器内温度	①主要パラメータの他チャネル ②格納容器圧力 ③AM用格納容器圧力	1	モード1、2、3、4、5及び6	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合 A.1 当直課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 及び A.2 保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。	速やかに		機能検査を実施する。 定期検査時	保修課長	原子炉格納容器内の圧力	格納容器圧力	①主要パラメータの他チャネル ②AM用格納容器圧力 ③格納容器内温度	1		B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合 B.1 当直課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 及び B.2 保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。	速やかに		動作不能でないことを指示値により確認する。	1か月に1回 当直課長		AM用格納容器圧力	①格納容器圧力 ②格納容器内温度	1		B.3 保修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。 C. 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合 C.1 保修課長は、当該機能の主要パラメータ又は、代替パラメータを1手段以上動作可能な状態に復旧する。	速やかに	30日			原子炉格納容器内の水位	格納容器再循環サンプ広域水位	①主要パラメータの他チャネル ②格納容器再循環サンプ狭域水位 ③原子炉下部キャビティ水位 ④原子炉格納容器水位 ⑤燃料取替用水タンク水位 ⑥復水タンク水位 ⑦A格納容器スプレイ冷却器出口積算流量 ⑧SA用低圧炉心注入及びスプレイ積算流量	1	モード1、2、3及び4において条件A、B又はCの位置を完了時間内に達成できない場合 D. モード1、2、3及び4において条件A、B又はCの位置を完了時間内に達成できない場合 D.1 当直課長は、モード3にする。 及び D.2 当直課長は、モード5にする。	C. 1の位置を完了時間内に達成できない場合 E. モード5及び6において条件A又はBの位置を完了時間内に達成できない場合 E.1 保修課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する ^{※4} 。 及び E.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに	12時間 56時間												
分類	機 能 ^{※1}		所要チャネル数	適用モード			所要チャネル数を満足できない場合の措置 ^{※3}				確認事項																																																						
	主要パラメータ	代替パラメータ ^{※2}			条件	措置	完了時間																																																										
原子炉格納容器内の温度	格納容器内温度	①主要パラメータの他チャネル ②格納容器圧力 ③AM用格納容器圧力	1	モード1、2、3、4、5及び6	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合 A.1 当直課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 及び A.2 保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。	速やかに		機能検査を実施する。 定期検査時	保修課長																																																								
原子炉格納容器内の圧力	格納容器圧力	①主要パラメータの他チャネル ②AM用格納容器圧力 ③格納容器内温度	1		B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合 B.1 当直課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 及び B.2 保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。	速やかに		動作不能でないことを指示値により確認する。	1か月に1回 当直課長																																																								
	AM用格納容器圧力	①格納容器圧力 ②格納容器内温度	1		B.3 保修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。 C. 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合 C.1 保修課長は、当該機能の主要パラメータ又は、代替パラメータを1手段以上動作可能な状態に復旧する。	速やかに	30日																																																										
原子炉格納容器内の水位	格納容器再循環サンプ広域水位	①主要パラメータの他チャネル ②格納容器再循環サンプ狭域水位 ③原子炉下部キャビティ水位 ④原子炉格納容器水位 ⑤燃料取替用水タンク水位 ⑥復水タンク水位 ⑦A格納容器スプレイ冷却器出口積算流量 ⑧SA用低圧炉心注入及びスプレイ積算流量	1	モード1、2、3及び4において条件A、B又はCの位置を完了時間内に達成できない場合 D. モード1、2、3及び4において条件A、B又はCの位置を完了時間内に達成できない場合 D.1 当直課長は、モード3にする。 及び D.2 当直課長は、モード5にする。	C. 1の位置を完了時間内に達成できない場合 E. モード5及び6において条件A又はBの位置を完了時間内に達成できない場合 E.1 保修課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する ^{※4} 。 及び E.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに	12時間 56時間																																																										

※1 : プラント起動に伴う計器校正及び真空ベンチング時に計器保護のため隔離している場合等は、運転上の制限を満足しないとはみなさない。

※2 : 代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す。

※3 : チャンネルごとに個別の条件が適用される。

※4 : 移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

考 備		原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (第2項に定めるLCOを満足しているかどうかの確認行為は検査ではないことから「検査」を「確認」に変更) 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則の改正に伴い「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)						
変 更 後		原子炉格納容器内の水位						
変 更 前		原子炉格納容器内の水素濃度						
分類	機能 ^{※1}	所要チャンネル数	適用モード	所要チャンネル数を満足できない場合 ^{※3}			確認事項	
主要パラメータ	代替パラメータ ^{※2}	モード	条件	指置	完了時間	項目	頻度	担当
原子炉格納容器内の水位	格納容器再循環サンプ広域水位	①格納容器再循環サンプ広域水位	1 モード1、2、3、4、5及び6	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	30日	機能を確認する。	定期事業者検査時	修復課長
	原子炉下部キャビティ水位	②燃料取替用水タンク水位 ③復水タンク水位 ④A格納容器スプレイ冷却器出口積算流量 ⑤SA用低圧炉心注入及びスプレイ積算流量		A.1 当直課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 A.2 保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 A.3.1 保修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。 A.3.2 保修課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	30日	計器が動作不能でないことを指示値により確認する。	1か月に1回	当直課長
	原子炉格納容器水位	⑥燃料取替用水タンク水位 ⑦復水タンク水位 ⑧A格納容器スプレイ冷却器出口積算流量 ⑨SA用低圧炉心注入及びスプレイ積算流量		B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	30日	可搬型格納容器水素濃度計測装置の機能を確認する。	定期事業者検査時	修復課長
				B.1 当直課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 B.2 保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 B.3 保修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	30日	可搬型格納容器水素濃度計測装置が動作可能であることを確認する。	3か月に1回	修復課長
				C. 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合	72時間	静的触媒式水素再結合装置動作監視装置の機能を確認する。	定期事業者検査時	修復課長
				D. モード1、2、3及び4において条件A、B又はCの措置を完了時間内に達成できない場合	12時間	D.1 当直課長は、モード3にする。 D.2 当直課長は、モード5にする。	56時間	電気式水素燃焼装置動作監視装置の機能を確認する。
				E. モード5及び6において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	速やかに	E.1 保修課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する ^{※5} 。 E.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに	定期事業者検査時
原子炉格納容器内の水素濃度	格納容器水素濃度	⑩主要パラメータの予備 ⑪静的触媒式水素再結合装置動作監視装置 ⑫電気式水素燃焼装置動作監視装置	1					修復課長
分類	機能 ^{※1}	所要チャンネル数	適用モード	所要チャンネル数を満足できない場合 ^{※3}			確認事項	
主要パラメータ	代替パラメータ ^{※2}	モード	条件	指置	完了時間	項目	頻度	担当
原子炉格納容器内の水位	格納容器再循環サンプ広域水位	①格納容器再循環サンプ広域水位	1 モード1、2、3、4、5及び6	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	30日	機能を確認する。	定期検査時	修復課長
	原子炉下部キャビティ水位	②燃料取替用水タンク水位 ③復水タンク水位 ④A格納容器スプレイ冷却器出口積算流量 ⑤SA用低圧炉心注入及びスプレイ積算流量		A.2 保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 A.3.1 保修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。 A.3.2 保修課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	30日	計器が動作不能でないことを指示値により確認する。	1か月に1回	当直課長
	原子炉格納容器水位	⑥燃料取替用水タンク水位 ⑦復水タンク水位 ⑧A格納容器スプレイ冷却器出口積算流量 ⑨SA用低圧炉心注入及びスプレイ積算流量		B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	30日	可搬型格納容器水素濃度計測装置の機能を確認する。	定期検査時	修復課長
				B.1 当直課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 B.2 保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 B.3 保修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	30日	可搬型格納容器水素濃度計測装置が動作可能であることを確認する。	3か月に1回	修復課長
				C. 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合	72時間	静的触媒式水素再結合装置動作監視装置の機能を確認する。	定期検査時	修復課長
				D. モード1、2、3及び4において条件A、B又はCの措置を完了時間内に達成できない場合	12時間	D.1 当直課長は、モード3にする。 D.2 当直課長は、モード5にする。	56時間	電気式水素燃焼装置動作監視装置の機能を確認する。
				E. モード5及び6において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	速やかに	E.1 保修課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する ^{※5} 。 E.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに	定期検査時
原子炉格納容器内の水素濃度	格納容器水素濃度	⑩主要パラメータの予備 ⑪静的触媒式水素再結合装置動作監視装置 ⑫電気式水素燃焼装置動作監視装置	1					修復課長

※1：プラント起動に伴う計器校正及び真空ベンチング時に計器保護のため隔離している場合等は、運転上の制限を満足しないとはみなさない。

※2：代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す。

※3：チャンネルごとに個別の条件が適用される。

※4：代替品の補充等（格納容器水素濃度の場合）

※5：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

備考		変更後								変更前							
分類	機能 ^{※1}	主要パラメータ		代替パラメータ ^{※2}		所要チャンネル数	適用モード	所要チャンネル数を満足できない場合 ^{※3}			確認事項			項目	頻度	担当	
		条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当										
アニュラス内の水素濃度	[アニュラス水素濃度] ^{※4}	①格納容器水素濃度 ①格納容器内高レンジエリ アモニタB(高レンジ) ①アニュラス水素濃度推定用可搬型線量率	モード1、2、3、4、5及び6	A. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合 B. 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合 C. モード1、2、3及び4において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合 D. モード5及び6において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 当直課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 及び A.2 保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 又は A.3.1 保修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。 B. 1 保修課長は、代替措置 ^{※5} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 C. 1 当直課長は、モード3にする。 又は C.2 当直課長は、モード5にする。 D. 1 保修課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する ^{※6} 。 及び D.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに 速やかに 30日 72時間 12時間 56時間 速やかに 速やかに	機能を確認する。 計器が動作不能でないことを指示値により確認する。 可搬型格納容器水素濃度計測装置の機能を確認する。 可搬型格納容器水素濃度計測装置が動作可能であることを確認する。 アニュラス水素濃度推定用可搬型線量率計の機能を確認する。 アニュラス水素濃度推定用可搬型線量率計が動作可能であることを確認する。	定期事業者検査時 1か月に1回 定期事業者検査時 3か月に1回 1年に1回 3か月に1回	保修課長 当直課長 保修課長 保修課長 安全管理課長 安全管理課長								

※1：プラント起動に伴う計器校正及び真空ベンチング時に計器保護のため隔離している場合等は、運転上の制限を満足しないとはみなさない。

※2：代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す。

※3：チャンネルごとに個別の条件が適用される。

※4：〔 〕は多様性拡張設備を示す。多様性拡張設備は運転上の制限を適用しない。

※5：代替品の補充等（格納容器水素濃度又は、アニュラス水素濃度推定用可搬型線量率の場合）

※6：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

※1：プラント起動に伴う計器校正及び真空ベンチング時に計器保護のため隔離している場合等は、運転上の制限を満足しないとはみなさない。

※2：代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す。

※3：チャンネルごとに個別の条件が適用される。

※4：〔 〕は多様性拡張設備を示す。多様性拡張設備は運転上の制限を適用しない。

※5：代替品の補充等（格納容器水素濃度又は、アニュラス水素濃度推定用可搬型線量率の場合）

※6：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

考 備		原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (第2項に定めるLCOを満足しているかどうかの確認行為は検査ではないことから「検査」を「確認」に変更) 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則の改正に伴い「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)											
変 更 後		分類 原子炉格納容器内の放射線量率	機能 ^{※1} 主要パラメータ	代替パラメータ ^{※2}	所要チャンネル数	適用モード	所要チャンネル数を満足できない場合の措置 ^{※3}		確認事項				
変 更 前			格納容器内高レンジエリアモニタB(高レンジ)	①主要パラメータの他チャンネル ②格納容器内高レンジエリアモニタA(低レンジ)	1	モード1、2、3、4、5及び6	条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	
変 更 後			格納容器内高レンジエリアモニタA(低レンジ)	①主要パラメータの他チャンネル ②格納容器内高レンジエリアモニタB(高レンジ)	1	モード1	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 A.2 保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 A.3 保修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに 30日	機能を確認する。	定期事業者検査時	保修課長	
変 更 前			〔格納容器入口エリアモニタ〕 ^{※4} 〔炉内計装区域エリアモニタ〕 ^{※4} 〔格納容器じんあいモニタ〕 ^{※4} 〔格納容器ガスマニタ〕 ^{※4}	①格納容器内高レンジエリアモニタA(低レンジ)	1	モード1、2、3及び4において条件A、B又はCの位置を完了時間内に達成できない場合	B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	B.1 当直課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 B.2 保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 B.3 保修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに 30日	動作不能でないことを指示値により確認する。	1か月に1回	当直課長	
変 更 後			〔格納容器入口エリアモニタ〕 ^{※4} 〔炉内計装区域エリアモニタ〕 ^{※4} 〔格納容器じんあいモニタ〕 ^{※4} 〔格納容器ガスマニタ〕 ^{※4}	①格納容器内高レンジエリアモニタA(低レンジ)	1	モード5及び6において条件A又はBの位置を完了時間内に達成できない場合	C. 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合	C.1 保修課長は、当該機能の主要パラメータ又は、代替パラメータを1手段以上動作可能な状態に復旧する。	72時間				
変 更 前			〔格納容器入口エリアモニタ〕 ^{※4} 〔炉内計装区域エリアモニタ〕 ^{※4} 〔格納容器じんあいモニタ〕 ^{※4} 〔格納容器ガスマニタ〕 ^{※4}	①格納容器内高レンジエリアモニタA(低レンジ)	1	モード1、2、3及び4において条件A、B又はCの位置を完了時間内に達成できない場合	D. モード1、2、3及び4において条件A又はBの位置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード3にする。 D.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間				
変 更 後			〔格納容器入口エリアモニタ〕 ^{※4} 〔炉内計装区域エリアモニタ〕 ^{※4} 〔格納容器じんあいモニタ〕 ^{※4} 〔格納容器ガスマニタ〕 ^{※4}	①格納容器内高レンジエリアモニタA(低レンジ)	1	モード5及び6において条件A又はBの位置を完了時間内に達成できない場合	E. モード5及び6において条件A又はBの位置を完了時間内に達成できない場合	E.1 保修課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する ^{※5} 。 E.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに 速やかに				

※1：プラント起動に伴う計器校正及び真空ベンチング時に計器保護のため隔離している場合等は、運転上の制限を満足しないとはみなさない。

※2：代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す。

※3：チャンネルごとに個別の条件が適用される。

※4：〔 〕は多様性抜振設備を示す。多様性抜振設備は運転上の制限を適用しない。

※5：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

※1：プラント起動に伴う計器校正及び真空ベンチング時に計器保護のため隔離している場合等は、運転上の制限を満足しないとはみなさない。

※2：代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す。

※3：チャンネルごとに個別の条件が適用される。

※4：〔 〕は多様性抜振設備を示す。多様性抜振設備は運転上の制限を適用しない。

※5：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

備考		原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (第2項に定めるLCOを満足しているかどうかの確認行為は検査ではないことから「検査」を「確認」に変更) 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則の改正に伴い「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)							
変更後		所要チャンネル数を満足できない場合の措置 ^{※3}							
分類	機能 ^{※1} 主要パラメータ	代替パラメータ ^{※2}	所要チャ ンネル数	適用モード	条件	措置	完了時間	確認事項	
					A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 及び A.2 保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 及び A.3 保修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに 30日	機能を確認する。 定期事業者検査時 1か月に1回	
未臨界の維持又は監視	出力領域中性子束	①主要パラメータの他チャ ンネル ②中間領域中性子束 ③1次冷却材高温側温度 (広域) ④ほう酸タンク水位	1	モード1 及び2	B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	B.1 当直課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 及び B.2 保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 及び B.3 保修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに 30日	動作不能でないことを指示値により確認する。	
	中間領域中性子束	①主要パラメータの他チャ ンネル ②出力領域中性子束 ③中性子源領域 中性子束 ^{※5} ④ほう酸タンク水位	1		C. 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合	C.1 保修課長は、当該機能の主要パラメータ又は、代替パラメータを1手段以上動作可能な状態に復旧する。	72時間		
	[中間領域中性子束起動率] ^{※4}	①中間領域中性子束 ②中性子源領域 中性子束 ^{※5}	1		D. モード1及び2において条件A、B又はCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード3にする。	12時間		
変更前		所要チャンネル数を満足できない場合の措置 ^{※3}							
未臨界の維持又は監視	出力領域中性子束	①主要パラメータの他チャ ンネル ②中間領域中性子束 ③1次冷却材高温側温度 (広域) ④ほう酸タンク水位	1	モード1 及び2	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 及び A.2 保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 及び A.3 保修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに 30日	機能検査を実施する。 定期検査時 1か月に1回	
					B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	B.1 当直課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 及び B.2 保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 及び B.3 保修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに 30日	動作不能でないことを指示値により確認する。	
	[中間領域中性子束起動率] ^{※4}	①中間領域中性子束 ②中性子源領域 中性子束 ^{※5}	1		C. 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合	C.1 保修課長は、当該機能の主要パラメータ又は、代替パラメータを1手段以上動作可能な状態に復旧する。	72時間		
		D. モード1及び2において条件A、B又はCの措置を完了時間内に達成できない場合							

※1：プラント起動に伴う計器校正及び真空ベンチング時に計器保護のため隔離している場合等は、運転上の制限を満足しないとはみなさない。

※2：代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す。

※3：チャンネルごとに個別の条件が適用される。

※4：〔 〕は多様性拡張設備を示す。多様性拡張設備は運転上の制限を適用しない。

※5：P-6以上において、中性子源領域中性子束は電源切となるが運転上の制限を満足しないとはみなさない。

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

備考		所要チャンネル数を満足できない場合の措置 ^{※3}								確認事項		
分類	機能 ^{※1}	主要パラメータ	代替パラメータ ^{※2}	所要チャンネル数	適用モード	条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	
未臨界の維持又は監視	中性子源領域中性子束 ^{※5}	①主要パラメータの他チャネル ②中間領域中性子束 ③ほう酸タンク水位	①主要パラメータの他チャネル ②中間領域中性子束 ③ほう酸タンク水位	1	モード1、2、3、4、5及び6	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	A. 1 当直課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 A. 2 保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 A. 3 保修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに 速やかに 30日	機能を確認する。 定期事業者検査時	定期事業者検査時	保修課長	
	(中性子源領域中性子束起動率) ^{※4}	①中性子源領域 中性子束 ^{※5} ②中間領域中性子束	①中性子源領域 中性子束 ^{※5} ②中間領域中性子束	1	モード1	B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	B. 1 当直課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 B. 2 保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 B. 3 保修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに 速やかに 30日			1か月に1回	当直課長
変更後		所要チャンネル数を満足できない場合の措置 ^{※3}								確認事項		
分類	機能 ^{※1}	主要パラメータ	代替パラメータ ^{※2}	所要チャンネル数	適用モード	条件		措置	完了時間	項目	頻度	担当
						A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合		A. 1 当直課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 A. 2 保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 A. 3 保修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに 速やかに 30日	機能を確認する。 定期検査時	定期検査時	保修課長
未臨界の維持又は監視	中性子源領域中性子束 ^{※5}	①主要パラメータの他チャネル ②中間領域中性子束 ③ほう酸タンク水位	①主要パラメータの他チャネル ②中間領域中性子束 ③ほう酸タンク水位	1	モード1、2、3、4、5及び6	B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	B. 1 当直課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 B. 2 保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 B. 3 保修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに 速やかに 30日			1か月に1回	当直課長
	(中性子源領域中性子束起動率) ^{※4}	①中性子源領域 中性子束 ^{※5} ②中間領域中性子束	①中性子源領域 中性子束 ^{※5} ②中間領域中性子束	1	モード1	C. 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合	C. 1 保修課長は、当該機能の主要パラメータ又は、代替パラメータを1手段以上動作可能な状態に復旧する。	72時間				
変更前		所要チャンネル数を満足できない場合の措置 ^{※3}								確認事項		
分類	機能 ^{※1}	主要パラメータ	代替パラメータ ^{※2}	所要チャンネル数	適用モード	条件		措置	完了時間	項目	頻度	担当
						A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合		A. 1 当直課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 A. 2 保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 A. 3 保修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに 速やかに 30日	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
未臨界の維持又は監視	中性子源領域中性子束 ^{※5}	①主要パラメータの他チャネル ②中間領域中性子束 ③ほう酸タンク水位	①主要パラメータの他チャネル ②中間領域中性子束 ③ほう酸タンク水位	1	モード1、2、3、4、5及び6	B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	B. 1 当直課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 B. 2 保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 B. 3 保修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに 速やかに 30日			1か月に1回	当直課長
	(中性子源領域中性子束起動率) ^{※4}	①中性子源領域 中性子束 ^{※5} ②中間領域中性子束	①中性子源領域 中性子束 ^{※5} ②中間領域中性子束	1	モード1	C. 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合	C. 1 保修課長は、当該機能の主要パラメータ又は、代替パラメータを1手段以上動作可能な状態に復旧する。	72時間				
変更後		所要チャンネル数を満足できない場合の措置 ^{※3}								確認事項		
分類	機能 ^{※1}	主要パラメータ	代替パラメータ ^{※2}	所要チャンネル数	適用モード	条件		措置	完了時間	項目	頻度	担当
						A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合		A. 1 当直課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 A. 2 保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 A. 3 保修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに 速やかに 30日	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
未臨界の維持又は監視	中性子源領域中性子束 ^{※5}	①主要パラメータの他チャネル ②中間領域中性子束 ③ほう酸タンク水位	①主要パラメータの他チャネル ②中間領域中性子束 ③ほう酸タンク水位	1	モード1、2、3、4、5及び6	B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	B. 1 当直課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 B. 2 保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 B. 3 保修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに 速やかに 30日			1か月に1回	当直課長
	(中性子源領域中性子束起動率) ^{※4}	①中性子源領域 中性子束 ^{※5} ②中間領域中性子束	①中性子源領域 中性子束 ^{※5} ②中間領域中性子束	1	モード1	C. 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合	C. 1 保修課長は、当該機能の主要パラメータ又は、代替パラメータを1手段以上動作可能な状態に復旧する。	72時間				

※1：プラント起動に伴う計器校正及び真空ベンチング時に計器保護のため隔離している場合等は、運転上の制限を満足しないとはみなさない。

※2：代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す。

※3：チャンネルごとに個別の条件が適用される。

※4：〔 〕は多様性拡張設備を示す。多様性拡張設備は運転上の制限を適用しない。

※5：P-6以上において、中性子源領域中性子束は電源切となるが運転上の制限を満足しないとはみなさない。

※6：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

備考	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (第2項に定めるLCOを満足しているかの確認行為は検査ではないことから「検査」を「定期検査」に変更)											
変更後	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則の改正に伴い「施設定期検査」を「定期検査」に変更) 事業者検査の適正化に伴う変更 記載の機能確認を実施する(機能確認を確認)に変更)											
変更前												
分類	機能 ^{※1}	所要チャンネル数	適用モード	所要チャンネル数を満足できない場合の措置 ^{※3}				確認事項				
最終ヒートシングルの確保	主要パラメータ 代替パラメータ ^{※2}	1 モード1、2、3、4、5及び6	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合 A.1 当直課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 A.2 保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるよう措置を講じる。 A.3.1 保修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。 A.3.2 保修課長は、代替措置 ^{※5} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに	項目 機能を確認する。 定期事業者検査時	頻度 1ヶ月に1回	担当 保修課長					
	格納容器圧力 (①主要パラメータの他チャンネル ②AM用格納容器圧力 ③格納容器内温度)	1	B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合 B.1 当直課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 B.2 保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるよう措置を講じる。 B.3.1 保修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。 B.3.2 保修課長は、代替措置 ^{※5} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに 速やかに	計器が動作不能でないことを指示値により確認する。 原子炉補機冷却水サージタンク圧力(SA)の機能を確認する。	1年間に1回	保修課長					
	原子炉補機冷却水 サージタンク水位 (①主要パラメータの他チャンネル ②格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度(SA)) ※4	1	C. 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合 C.1 保修課長は、当該機能の主要パラメータ又は、代替パラメータを1手段以上動作可能な状態に復旧する。	72時間	原子炉補機冷却水サージタンク圧力(SA)の機能を確認する。	3ヶ月に1回	保修課長					
	〔A、B格納容器再循環ユニット出口冷却水流量〕 ^{※4}	1	D. モード1、2、3及び4において条件A、B又はCの措置を完了時間内に達成できない場合 D.1 当直課長は、モード3にする。 D.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度(SA)が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	保修課長					
	格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度(SA)	1	E. モード5及び6において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合 E.1 保修課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する。 E.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに 速やかに	原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する。	3ヶ月に1回	保修課長					
	蒸気ライン圧力 (①主要パラメータの他チャンネル ②1次冷却材低温側温度(広域) ③1次冷却材高温側温度(広域))	1										
	蒸気発生器底城水位 (①主要パラメータの他チャンネル ②蒸気発生器底城水位 ③1次冷却材低温側温度(広域) ④1次冷却材高温側温度(広域))	1										
	蒸気発生器底城水位 (①蒸気発生器底城水位 ②1次冷却材低温側温度(広域) ③1次冷却材高温側温度(広域))	1										
	蒸気発生器底城水位 (①蒸気発生器底城水位 ②1次冷却材低温側温度(広域) ③1次冷却材高温側温度(広域))	1										
	補助給水流量 (①復水タンク水位 ②蒸気発生器底城水位 ③蒸気発生器底城水位)	1										
	〔主蒸気流量〕 ^{※4} (①主要パラメータの他チャンネル ②蒸気ライン圧力 ③蒸気発生器底城水位 ④補助給水流量)	1										
	※1 : プラント起動に伴う計器校正及び真空ベンチング時に計器保護のため隔離している場合等は、運転上の制限を満足しないとはみなさない。 ※2 : 代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す。 ※3 : チャンネルごとに個別の条件が適用される。 ※4 : [] は多様性拡張設備を示す。多様性拡張設備は運転上の制限を適用しない。 ※5 : 代替品の補充等(格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度(SA)又は、原子炉補機冷却水サージタンク圧力(SA)の場合) ※6 : 移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。											
分類	機能 ^{※1}	所要チャンネル数	適用モード	所要チャンネル数を満足できない場合の措置 ^{※3}				確認事項				
最終ヒートシングルの確保	主要パラメータ 代替パラメータ ^{※2}	1 モード1、2、3、4、5及び6	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合 A.1 当直課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 A.2 保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるよう措置を講じる。 A.3.1 保修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。 A.3.2 保修課長は、代替措置 ^{※5} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに	項目 機能検査を実施する。	頻度 定期検査時	担当 保修課長					
	格納容器圧力 (①主要パラメータの他チャンネル ②AM用格納容器圧力 ③格納容器内温度)	1	B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合 B.1 当直課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 B.2 保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるよう措置を講じる。 B.3.1 保修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。 B.3.2 保修課長は、代替措置 ^{※5} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに	計器が動作不能でないことを指示値により確認する。	1ヶ月に1回	当直課長					
	原子炉補機冷却水 サージタンク水位 (①主要パラメータの他チャンネル ②格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度(SA)) ※4	1	C. 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合 C.1 保修課長は、当該機能の主要パラメータ又は、代替パラメータを1手段以上動作可能な状態に復旧する。	72時間	原子炉補機冷却水サージタンク圧力(SA)の機能を確認する。	3ヶ月に1回	保修課長					
	〔A、B格納容器再循環ユニット出口冷却水流量〕 ^{※4}	1	D. モード1、2、3及び4において条件A、B又はCの措置を完了時間内に達成できない場合 D.1 当直課長は、モード3にする。 D.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度(SA)が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	保修課長					
	格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度(SA)	1	E. モード5及び6において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合 E.1 保修課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する。 E.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに 速やかに	原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する。	3ヶ月に1回	保修課長					
	蒸気ライン圧力 (①主要パラメータの他チャンネル ②1次冷却材低温側温度(広域) ③1次冷却材高温側温度(広域))	1										
	蒸気発生器底城水位 (①蒸気発生器底城水位 ②1次冷却材低温側温度(広域) ③1次冷却材高温側温度(広域))	1										
	蒸気発生器底城水位 (①蒸気発生器底城水位 ②1次冷却材低温側温度(広域) ③1次冷却材高温側温度(広域))	1										
	補助給水流量 (①復水タンク水位 ②蒸気発生器底城水位 ③蒸気発生器底城水位)	1										
	〔主蒸気流量〕 ^{※4} (①主要パラメータの他チャンネル ②蒸気ライン圧力 ③蒸気発生器底城水位 ④補助給水流量)	1										
	※1 : プラント起動に伴う計器校正及び真空ベンチング時に計器保護のため隔離している場合等は、運転上の制限を満足しないとはみなさない。 ※2 : 代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す。 ※3 : チャンネルごとに個別の条件が適用される。 ※4 : [] は多様性拡張設備を示す。多様性拡張設備は運転上の制限を適用しない。 ※5 : 代替品の補充等(格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度(SA)又は、原子炉補機冷却水サージタンク圧力(SA)の場合) ※6 : 移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。											

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

考 備	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (第2項に定めるLCOを満足しているかどうかの確認行為は検査ではないことから「検査」を「確認」に変更) ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則の改正に伴い「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更) 																																																																																																							
変 更 後	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">分類</th> <th rowspan="2">機能^{※1}</th> <th colspan="4">所要チャンネル数を満足できない場合の措置^{※3}</th> <th rowspan="2">確認事項</th> </tr> <tr> <th>主要パラメータ</th> <th>代替パラメータ^{※2}</th> <th>所要チャ ンネル数</th> <th>適用モード</th> <th>条件</th> <th>措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">格納容器バイバスの監視</td> <td>蒸気発生器狭域水位</td> <td>①主要パラメータの他チャンネル ②蒸気発生器広域水位 ③蒸気ライン圧力 ④補給給水流量</td> <td>1</td> <td>モード1、2、3、4、5及び6</td> <td>A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 A.2 保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 A.3 保修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。</td> <td>速やかに</td> <td>機能を確認する。 定期事業者検査時</td> </tr> <tr> <td>蒸気ライン圧力</td> <td>①主要パラメータの他チャンネル ②蒸気発生器広域水位 ③補給給水流量</td> <td>1</td> <td></td> <td>B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合</td> <td>B.1 当直課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 B.2 保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 B.3 保修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。</td> <td>速やかに</td> <td>動作不能でないことを指示値により確認する。 1か月に1回</td> </tr> <tr> <td>1次冷却材圧力</td> <td>①主要パラメータの他チャンネル ②蒸気発生器狭域水位 ③蒸気ライン圧力 ④格納容器再循環サンプル水位 ⑤1次冷却材低温側温度(広域) ⑥1次冷却材高温側温度(広域)</td> <td>1</td> <td></td> <td>C. 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合</td> <td>C.1 保修課長は、当該機能の主要パラメータ又は、代替パラメータを1手段以上動作可能な状態に復旧する。</td> <td>72時間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〔復水器排気ガスマニタ〕^{※4} 〔蒸気発生器プローダウン水マニタ〕^{※4} 〔高濃度型主蒸気管モニタ〕^{※4}</td> <td>①蒸気発生器狭域水位 ②蒸気ライン圧力</td> <td>1</td> <td></td> <td>D. モード1、2、3及び4において条件A、B又はCの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>D.1 当直課長は、モード3にする。 D.2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>12時間 56時間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〔補助種量排気筒ガスマニタ〕^{※4} 〔安全補機室排気ガスマニタ〕^{※4} 〔補助種量サンプルタンク水位〕^{※4} 〔余熱除去ポンプ出口圧力〕^{※4}</td> <td>①1次冷却材圧力 ②加圧器水位 ③格納容器再循環サンプル水位 ④蒸気発生器狭域水位 ⑤蒸気ライン圧力</td> <td>1</td> <td></td> <td>E. モード5及び6において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>E.1 保修課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する。 E.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。</td> <td>速やかに 速やかに</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〔加圧器逃がしタンク圧力〕^{※4} 〔加圧器逃がしタンク水位〕^{※4} 〔加圧器逃がしタンク温度〕^{※4}</td> <td>①1次冷却材圧力 ②加圧器水位</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>※1 : プラント起動に伴う計器校正及び真空ベンチング時に計器保護のため隔離している場合等は、運転上の制限を満足しないとはみなさない。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>※2 : 代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>※3 : チャンネルごとに個別の条件が適用される。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>※4 : [] は多様性拡張設備を示す。多様性拡張設備は運転上の制限を適用しない。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>※5 : 移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	分類	機能 ^{※1}	所要チャンネル数を満足できない場合の措置 ^{※3}				確認事項	主要パラメータ	代替パラメータ ^{※2}	所要チャ ンネル数	適用モード	条件	措置	完了時間	格納容器バイバスの監視	蒸気発生器狭域水位	①主要パラメータの他チャンネル ②蒸気発生器広域水位 ③蒸気ライン圧力 ④補給給水流量	1	モード1、2、3、4、5及び6	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 A.2 保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 A.3 保修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに	機能を確認する。 定期事業者検査時	蒸気ライン圧力	①主要パラメータの他チャンネル ②蒸気発生器広域水位 ③補給給水流量	1		B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	B.1 当直課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 B.2 保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 B.3 保修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに	動作不能でないことを指示値により確認する。 1か月に1回	1次冷却材圧力	①主要パラメータの他チャンネル ②蒸気発生器狭域水位 ③蒸気ライン圧力 ④格納容器再循環サンプル水位 ⑤1次冷却材低温側温度(広域) ⑥1次冷却材高温側温度(広域)	1		C. 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合	C.1 保修課長は、当該機能の主要パラメータ又は、代替パラメータを1手段以上動作可能な状態に復旧する。	72時間		〔復水器排気ガスマニタ〕 ^{※4} 〔蒸気発生器プローダウン水マニタ〕 ^{※4} 〔高濃度型主蒸気管モニタ〕 ^{※4}	①蒸気発生器狭域水位 ②蒸気ライン圧力	1		D. モード1、2、3及び4において条件A、B又はCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード3にする。 D.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間		〔補助種量排気筒ガスマニタ〕 ^{※4} 〔安全補機室排気ガスマニタ〕 ^{※4} 〔補助種量サンプルタンク水位〕 ^{※4} 〔余熱除去ポンプ出口圧力〕 ^{※4}	①1次冷却材圧力 ②加圧器水位 ③格納容器再循環サンプル水位 ④蒸気発生器狭域水位 ⑤蒸気ライン圧力	1		E. モード5及び6において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	E.1 保修課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する。 E.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに 速やかに		〔加圧器逃がしタンク圧力〕 ^{※4} 〔加圧器逃がしタンク水位〕 ^{※4} 〔加圧器逃がしタンク温度〕 ^{※4}	①1次冷却材圧力 ②加圧器水位	1						※1 : プラント起動に伴う計器校正及び真空ベンチング時に計器保護のため隔離している場合等は、運転上の制限を満足しないとはみなさない。								※2 : 代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す。								※3 : チャンネルごとに個別の条件が適用される。								※4 : [] は多様性拡張設備を示す。多様性拡張設備は運転上の制限を適用しない。								※5 : 移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。							
分類	機能 ^{※1}			所要チャンネル数を満足できない場合の措置 ^{※3}					確認事項																																																																																															
		主要パラメータ	代替パラメータ ^{※2}	所要チャ ンネル数	適用モード	条件	措置	完了時間																																																																																																
格納容器バイバスの監視	蒸気発生器狭域水位	①主要パラメータの他チャンネル ②蒸気発生器広域水位 ③蒸気ライン圧力 ④補給給水流量	1	モード1、2、3、4、5及び6	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 A.2 保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 A.3 保修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに	機能を確認する。 定期事業者検査時																																																																																																
	蒸気ライン圧力	①主要パラメータの他チャンネル ②蒸気発生器広域水位 ③補給給水流量	1		B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	B.1 当直課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 B.2 保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 B.3 保修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに	動作不能でないことを指示値により確認する。 1か月に1回																																																																																																
	1次冷却材圧力	①主要パラメータの他チャンネル ②蒸気発生器狭域水位 ③蒸気ライン圧力 ④格納容器再循環サンプル水位 ⑤1次冷却材低温側温度(広域) ⑥1次冷却材高温側温度(広域)	1		C. 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合	C.1 保修課長は、当該機能の主要パラメータ又は、代替パラメータを1手段以上動作可能な状態に復旧する。	72時間																																																																																																	
	〔復水器排気ガスマニタ〕 ^{※4} 〔蒸気発生器プローダウン水マニタ〕 ^{※4} 〔高濃度型主蒸気管モニタ〕 ^{※4}	①蒸気発生器狭域水位 ②蒸気ライン圧力	1		D. モード1、2、3及び4において条件A、B又はCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード3にする。 D.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間																																																																																																	
	〔補助種量排気筒ガスマニタ〕 ^{※4} 〔安全補機室排気ガスマニタ〕 ^{※4} 〔補助種量サンプルタンク水位〕 ^{※4} 〔余熱除去ポンプ出口圧力〕 ^{※4}	①1次冷却材圧力 ②加圧器水位 ③格納容器再循環サンプル水位 ④蒸気発生器狭域水位 ⑤蒸気ライン圧力	1		E. モード5及び6において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	E.1 保修課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する。 E.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに 速やかに																																																																																																	
	〔加圧器逃がしタンク圧力〕 ^{※4} 〔加圧器逃がしタンク水位〕 ^{※4} 〔加圧器逃がしタンク温度〕 ^{※4}	①1次冷却材圧力 ②加圧器水位	1																																																																																																					
	※1 : プラント起動に伴う計器校正及び真空ベンチング時に計器保護のため隔離している場合等は、運転上の制限を満足しないとはみなさない。																																																																																																							
	※2 : 代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す。																																																																																																							
	※3 : チャンネルごとに個別の条件が適用される。																																																																																																							
	※4 : [] は多様性拡張設備を示す。多様性拡張設備は運転上の制限を適用しない。																																																																																																							
※5 : 移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。																																																																																																								
変 更 前	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">分類</th> <th rowspan="2">機能^{※1}</th> <th colspan="4">所要チャンネル数を満足できない場合の措置^{※3}</th> <th rowspan="2">確認事項</th> </tr> <tr> <th>主要パラメータ</th> <th>代替パラメータ^{※2}</th> <th>所要チャ ンネル数</th> <th>適用モード</th> <th>条件</th> <th>措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">格納容器バイバスの監視</td> <td>蒸気発生器狭域水位</td> <td>①主要パラメータの他チャンネル ②蒸気発生器広域水位 ③蒸気ライン圧力 ④補給給水流量</td> <td>1</td> <td>モード1、2、3、4、5及び6</td> <td>A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 A.2 保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 A.3 保修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。</td> <td>速やかに</td> <td>機能検査を実施する。 定期検査時</td> </tr> <tr> <td>蒸気ライン圧力</td> <td>①主要パラメータの他チャンネル ②蒸気発生器広域水位 ③補給給水流量</td> <td>1</td> <td></td> <td>B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合</td> <td>B.1 当直課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 B.2 保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 B.3 保修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。</td> <td>速やかに</td> <td>動作不能でないことを指示値により確認する。 1か月に1回</td> </tr> <tr> <td>1次冷却材圧力</td> <td>①主要パラメータの他チャンネル ②蒸気発生器狭域水位 ③蒸気ライン圧力 ④格納容器再循環サンプル水位 ⑤1次冷却材低温側温度(広域) ⑥1次冷却材高温側温度(広域)</td> <td>1</td> <td></td> <td>C. 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合</td> <td>C.1 保修課長は、当該機能の主要パラメータ又は、代替パラメータを1手段以上動作可能な状態に復旧する。</td> <td>72時間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〔復水器排気ガスマニタ〕^{※4} 〔蒸気発生器プローダウン水マニタ〕^{※4} 〔高濃度型主蒸気管モニタ〕^{※4}</td> <td>①蒸気発生器狭域水位 ②蒸気ライン圧力</td> <td>1</td> <td></td> <td>D. モード1、2、3及び4において条件A、B又はCの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>D.1 当直課長は、モード3にする。 D.2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>12時間 56時間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〔補助種量排気筒ガスマニタ〕^{※4} 〔安全補機室排気ガスマニタ〕^{※4} 〔補助種量サンプルタンク水位〕^{※4} 〔余熱除去ポンプ出口圧力〕^{※4}</td> <td>①1次冷却材圧力 ②加圧器水位 ③格納容器再循環サンプル水位 ④蒸気発生器狭域水位 ⑤蒸気ライン圧力</td> <td>1</td> <td></td> <td>E. モード5及び6において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>E.1 保修課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する。 E.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。</td> <td>速やかに 速やかに</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〔加圧器逃がしタンク圧力〕^{※4} 〔加圧器逃がしタンク水位〕^{※4} 〔加圧器逃がしタンク温度〕^{※4}</td> <td>①1次冷却材圧力 ②加圧器水位</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>※1 : プラント起動に伴う計器校正及び真空ベンチング時に計器保護のため隔離している場合等は、運転上の制限を満足しないとはみなさない。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>※2 : 代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>※3 : チャンネルごとに個別の条件が適用される。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>※4 : [] は多様性拡張設備を示す。多様性拡張設備は運転上の制限を適用しない。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>※5 : 移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	分類	機能 ^{※1}	所要チャンネル数を満足できない場合の措置 ^{※3}				確認事項	主要パラメータ	代替パラメータ ^{※2}	所要チャ ンネル数	適用モード	条件	措置	完了時間	格納容器バイバスの監視	蒸気発生器狭域水位	①主要パラメータの他チャンネル ②蒸気発生器広域水位 ③蒸気ライン圧力 ④補給給水流量	1	モード1、2、3、4、5及び6	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 A.2 保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 A.3 保修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに	機能検査を実施する。 定期検査時	蒸気ライン圧力	①主要パラメータの他チャンネル ②蒸気発生器広域水位 ③補給給水流量	1		B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	B.1 当直課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 B.2 保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 B.3 保修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに	動作不能でないことを指示値により確認する。 1か月に1回	1次冷却材圧力	①主要パラメータの他チャンネル ②蒸気発生器狭域水位 ③蒸気ライン圧力 ④格納容器再循環サンプル水位 ⑤1次冷却材低温側温度(広域) ⑥1次冷却材高温側温度(広域)	1		C. 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合	C.1 保修課長は、当該機能の主要パラメータ又は、代替パラメータを1手段以上動作可能な状態に復旧する。	72時間		〔復水器排気ガスマニタ〕 ^{※4} 〔蒸気発生器プローダウン水マニタ〕 ^{※4} 〔高濃度型主蒸気管モニタ〕 ^{※4}	①蒸気発生器狭域水位 ②蒸気ライン圧力	1		D. モード1、2、3及び4において条件A、B又はCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード3にする。 D.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間		〔補助種量排気筒ガスマニタ〕 ^{※4} 〔安全補機室排気ガスマニタ〕 ^{※4} 〔補助種量サンプルタンク水位〕 ^{※4} 〔余熱除去ポンプ出口圧力〕 ^{※4}	①1次冷却材圧力 ②加圧器水位 ③格納容器再循環サンプル水位 ④蒸気発生器狭域水位 ⑤蒸気ライン圧力	1		E. モード5及び6において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	E.1 保修課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する。 E.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに 速やかに		〔加圧器逃がしタンク圧力〕 ^{※4} 〔加圧器逃がしタンク水位〕 ^{※4} 〔加圧器逃がしタンク温度〕 ^{※4}	①1次冷却材圧力 ②加圧器水位	1						※1 : プラント起動に伴う計器校正及び真空ベンチング時に計器保護のため隔離している場合等は、運転上の制限を満足しないとはみなさない。								※2 : 代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す。								※3 : チャンネルごとに個別の条件が適用される。								※4 : [] は多様性拡張設備を示す。多様性拡張設備は運転上の制限を適用しない。								※5 : 移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。							
分類	機能 ^{※1}			所要チャンネル数を満足できない場合の措置 ^{※3}					確認事項																																																																																															
		主要パラメータ	代替パラメータ ^{※2}	所要チャ ンネル数	適用モード	条件	措置	完了時間																																																																																																
格納容器バイバスの監視	蒸気発生器狭域水位	①主要パラメータの他チャンネル ②蒸気発生器広域水位 ③蒸気ライン圧力 ④補給給水流量	1	モード1、2、3、4、5及び6	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 A.2 保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 A.3 保修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに	機能検査を実施する。 定期検査時																																																																																																
	蒸気ライン圧力	①主要パラメータの他チャンネル ②蒸気発生器広域水位 ③補給給水流量	1		B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	B.1 当直課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 B.2 保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 B.3 保修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに	動作不能でないことを指示値により確認する。 1か月に1回																																																																																																
	1次冷却材圧力	①主要パラメータの他チャンネル ②蒸気発生器狭域水位 ③蒸気ライン圧力 ④格納容器再循環サンプル水位 ⑤1次冷却材低温側温度(広域) ⑥1次冷却材高温側温度(広域)	1		C. 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合	C.1 保修課長は、当該機能の主要パラメータ又は、代替パラメータを1手段以上動作可能な状態に復旧する。	72時間																																																																																																	
	〔復水器排気ガスマニタ〕 ^{※4} 〔蒸気発生器プローダウン水マニタ〕 ^{※4} 〔高濃度型主蒸気管モニタ〕 ^{※4}	①蒸気発生器狭域水位 ②蒸気ライン圧力	1		D. モード1、2、3及び4において条件A、B又はCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード3にする。 D.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間																																																																																																	
	〔補助種量排気筒ガスマニタ〕 ^{※4} 〔安全補機室排気ガスマニタ〕 ^{※4} 〔補助種量サンプルタンク水位〕 ^{※4} 〔余熱除去ポンプ出口圧力〕 ^{※4}	①1次冷却材圧力 ②加圧器水位 ③格納容器再循環サンプル水位 ④蒸気発生器狭域水位 ⑤蒸気ライン圧力	1		E. モード5及び6において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	E.1 保修課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する。 E.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに 速やかに																																																																																																	
	〔加圧器逃がしタンク圧力〕 ^{※4} 〔加圧器逃がしタンク水位〕 ^{※4} 〔加圧器逃がしタンク温度〕 ^{※4}	①1次冷却材圧力 ②加圧器水位	1																																																																																																					
	※1 : プラント起動に伴う計器校正及び真空ベンチング時に計器保護のため隔離している場合等は、運転上の制限を満足しないとはみなさない。																																																																																																							
	※2 : 代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す。																																																																																																							
	※3 : チャンネルごとに個別の条件が適用される。																																																																																																							
	※4 : [] は多様性拡張設備を示す。多様性拡張設備は運転上の制限を適用しない。																																																																																																							
※5 : 移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。																																																																																																								

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

考 備		原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (第2項に定めるLCOを満足しているかどうかの確認行為は検査ではないことから「検査」を「確認」に変更) 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則の改正に伴い「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)							
変更後		機能 ^{※1} 主要パラメータ 代替パラメータ ^{※2}							
分類	所要チャンネル数	適用モード	所要チャンネル数を満足できない場合の措置 ^{※3}			確認事項			
水源の確保	燃料取替用水タンク水位	①主要パラメータの他チャネル ②格納容器再循環サンプ広域水位 ③A格納容器スプレイ冷却器出口積算流量 ④ほう酸注入ライン流量 ⑤補助注入ライン流量 ⑥余熱除去ループ流量 ⑦SA用低圧炉心注入及びスプレイ積算流量	1 モード1、2、3、4、5及び6	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 及び A.2 保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。	速やかに	機能を確認する。	定期事業者検査時	保修課長
				B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	B.1 当直課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 及び B.2 保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。	速やかに	動作不能でないことを指示値により確認する。	1か月に1回	当直課長
				C. 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合	C.1 保修課長は、当該機能の主要パラメータ又は、代替パラメータを1手段以上動作可能な状態に復旧する。	30日			
	復水タンク水位	①主要パラメータの他チャネル ②補助給水流量 ③A格納容器スプレイ冷却器出口積算流量 ④SA用低圧炉心注入及びスプレイ積算流量	1 モード1、2、3及び4において条件A、B、又はCの措置を完了時間内に達成できない場合	D. モード1、2、3及び4において条件A、B、又はCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード3にする。 D.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間			
				E. モード5及び6において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	E.1 保修課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する。 E.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに			
	ほう酸タンク水位	①主要パラメータの他チャネル ②出力領域中性子束 ③中間領域中性子束 ④中性子源領域 中性子束 ^{※4}	1 モード5及び6						
変更前		機能 ^{※1} 主要パラメータ 代替パラメータ ^{※2}							
水源の確保	燃料取替用水タンク水位	①主要パラメータの他チャネル ②格納容器再循環サンプ広域水位 ③A格納容器スプレイ冷却器出口積算流量 ④ほう酸注入ライン流量 ⑤補助注入ライン流量 ⑥余熱除去ループ流量 ⑦SA用低圧炉心注入及びスプレイ積算流量	1 モード1、2、3、4、5及び6	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 及び A.2 保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。	速やかに	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
				B. 代替パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	B.1 当直課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 及び B.2 保修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。	速やかに	動作不能でないことを指示値により確認する。	1か月に1回	当直課長
				C. 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合	C.1 保修課長は、当該機能の主要パラメータ又は、代替パラメータを1手段以上動作可能な状態に復旧する。	72時間			
	復水タンク水位	①主要パラメータの他チャネル ②補助給水流量 ③A格納容器スプレイ冷却器出口積算流量 ④SA用低圧炉心注入及びスプレイ積算流量	1 モード1、2、3及び4において条件A、B、又はCの措置を完了時間内に達成できない場合	D. モード1、2、3及び4において条件A、B、又はCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード3にする。 D.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間			
				E. モード5及び6において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	E.1 保修課長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する。 E.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに			
	ほう酸タンク水位	①主要パラメータの他チャネル ②出力領域中性子束 ③中間領域中性子束 ④中性子源領域 中性子束 ^{※4}	1 モード5及び6						

※1：プラント起動に伴う計器校正及び真空ベンチング時に計器保護のため隔離している場合等は、運転上の制限を満足しないとはみなさない。

※2：代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す。

※3：チャンネルごとに個別の条件が適用される。

※4：P-6以上において、中性子源領域中性子束は電源切となるが運転上の制限を満足しないとはみなさない。

※5：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

考 備	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (第2項に定めるLCOを満足しているかどうかの確認を行なは検査ではないことから「検査」を「確認」に変更)</p>																																								
後 更 變	<p>83-16-2 可搬型計測器</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設 備</th> <th rowspan="2">所要数</th> <th rowspan="2">適用モード</th> <th colspan="3">所要数を満足できない場合の措置^{※1}</th> <th rowspan="2">確認事項</th> </tr> <tr> <th>条 件</th> <th>措 置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">可搬型計測器</td> <td rowspan="2">温度、圧力、水位及び流量計測用8個</td> <td rowspan="2">モード1、2、3及び4</td> <td>A.動作可能な可搬型計測器が所要数を満足していない場合</td> <td>A. 1 保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 又は A. 2 代替措置^{※2}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</td> <td>30日</td> <td>項目 機能を確認する。 頻度 1年に1回 担当 保修課長</td> </tr> <tr> <td>B.モード1、2、3及び4において条件Aの推置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B. 1 当直課長は、モード3にする。 又は B. 2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>30日</td> <td>動作可能であることを確認する。 頻度 3か月に1回 担当 保修課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td rowspan="2">圧力、水位及び流量計測用26個</td> <td rowspan="2">モード5及び6</td> <td>A.動作可能な可搬型計測器が所要数を満足していない場合</td> <td>A. 1 保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 又は A. 2 代替措置^{※2}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</td> <td>12時間</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>B.モード1、2、3及び4において条件Aの推置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B. 1 当直課長は、モード3にする。 又は B. 2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>56時間</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>A.動作可能な可搬型計測器が所要数を満足していない場合</td> <td>A. 1 保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 又は A. 2 代替措置^{※2}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 : 所要数ごとに個別の条件が適用される。 ※2 : 代替品の補充等</p>	設 備	所要数	適用モード	所要数を満足できない場合の措置 ^{※1}			確認事項	条 件	措 置	完了時間	可搬型計測器	温度、圧力、水位及び流量計測用8個	モード1、2、3及び4	A.動作可能な可搬型計測器が所要数を満足していない場合	A. 1 保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 又は A. 2 代替措置 ^{※2} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	30日	項目 機能を確認する。 頻度 1年に1回 担当 保修課長	B.モード1、2、3及び4において条件Aの推置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、モード3にする。 又は B. 2 当直課長は、モード5にする。	30日	動作可能であることを確認する。 頻度 3か月に1回 担当 保修課長		圧力、水位及び流量計測用26個	モード5及び6	A.動作可能な可搬型計測器が所要数を満足していない場合	A. 1 保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 又は A. 2 代替措置 ^{※2} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	12時間			B.モード1、2、3及び4において条件Aの推置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、モード3にする。 又は B. 2 当直課長は、モード5にする。	56時間					A.動作可能な可搬型計測器が所要数を満足していない場合	A. 1 保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 又は A. 2 代替措置 ^{※2} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	
設 備	所要数				適用モード	所要数を満足できない場合の措置 ^{※1}			確認事項																																
		条 件	措 置	完了時間																																					
可搬型計測器	温度、圧力、水位及び流量計測用8個	モード1、2、3及び4	A.動作可能な可搬型計測器が所要数を満足していない場合	A. 1 保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 又は A. 2 代替措置 ^{※2} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	30日	項目 機能を確認する。 頻度 1年に1回 担当 保修課長																																			
			B.モード1、2、3及び4において条件Aの推置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、モード3にする。 又は B. 2 当直課長は、モード5にする。	30日	動作可能であることを確認する。 頻度 3か月に1回 担当 保修課長																																			
	圧力、水位及び流量計測用26個	モード5及び6	A.動作可能な可搬型計測器が所要数を満足していない場合	A. 1 保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 又は A. 2 代替措置 ^{※2} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	12時間																																				
			B.モード1、2、3及び4において条件Aの推置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、モード3にする。 又は B. 2 当直課長は、モード5にする。	56時間																																				
			A.動作可能な可搬型計測器が所要数を満足していない場合	A. 1 保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 又は A. 2 代替措置 ^{※2} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに																																				
後 更 變	<p>83-16-3 記録機能</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設 備</th> <th rowspan="2">所要数・系統数</th> <th rowspan="2">適用モード</th> <th colspan="3">所要数・系統数を満足できない場合の措置^{※1}</th> <th rowspan="2">確認事項</th> </tr> <tr> <th>条 件</th> <th>措 置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">可搬型温度計測装置</td> <td rowspan="2">格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度(SA)用1式^{※3}</td> <td rowspan="2">モード1、2、3、4、5及び6</td> <td>A.動作可能な可搬型温度計測装置が所要数を満足していない場合</td> <td>A. 1 保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 又は A. 2 代替措置^{※2}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> <td>項目 機能を確認する。 頻度 1年に1回 担当 保修課長</td> </tr> <tr> <td>B.動作可能なSPDSデータ表示装置が所要数を満足していない場合</td> <td>A. 1 技術課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 又は A. 2 技術課長は、代替措置^{※2}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> <td>動作可能であることを確認する。 頻度 3か月に1回 担当 保修課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">SPDSデータ表示装置</td> <td rowspan="2">1台^{※4}</td> <td rowspan="2"></td> <td>A.動作可能なSPDSデータ表示装置が所要数を満足していない場合</td> <td>A. 1 技術課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 又は A. 2 技術課長は、代替措置^{※2}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> <td>SPDSデータ表示装置の伝送確認を実施する。 頻度 1か月に1回 担当 技術課長</td> </tr> <tr> <td>B.緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)</td> <td>A. 1 技術課長は、当該設備が動作不能である場合 A. 2 技術課長は、代替措置^{※2}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> <td>緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)の伝送確認を実施する。 頻度 1か月に1回 担当 技術課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 : 所要数・系統数ごとに個別の条件が適用される。 ※2 : 代替品の補充又は所要の確認対象パラメータを記録し、連絡する要員を確保すること等をいう。 ※3 : データロガー3台及びデータコレクタ1台 ※4 : 1号炉及び2号炉の合計所要数・系統数</p>	設 備	所要数・系統数	適用モード	所要数・系統数を満足できない場合の措置 ^{※1}			確認事項	条 件	措 置	完了時間	可搬型温度計測装置	格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度(SA)用1式 ^{※3}	モード1、2、3、4、5及び6	A.動作可能な可搬型温度計測装置が所要数を満足していない場合	A. 1 保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 又は A. 2 代替措置 ^{※2} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	項目 機能を確認する。 頻度 1年に1回 担当 保修課長	B.動作可能なSPDSデータ表示装置が所要数を満足していない場合	A. 1 技術課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 又は A. 2 技術課長は、代替措置 ^{※2} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	動作可能であることを確認する。 頻度 3か月に1回 担当 保修課長	SPDSデータ表示装置	1台 ^{※4}		A.動作可能なSPDSデータ表示装置が所要数を満足していない場合	A. 1 技術課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 又は A. 2 技術課長は、代替措置 ^{※2} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	SPDSデータ表示装置の伝送確認を実施する。 頻度 1か月に1回 担当 技術課長	B.緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)	A. 1 技術課長は、当該設備が動作不能である場合 A. 2 技術課長は、代替措置 ^{※2} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)の伝送確認を実施する。 頻度 1か月に1回 担当 技術課長								
設 備	所要数・系統数				適用モード	所要数・系統数を満足できない場合の措置 ^{※1}			確認事項																																
		条 件	措 置	完了時間																																					
可搬型温度計測装置	格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度(SA)用1式 ^{※3}	モード1、2、3、4、5及び6	A.動作可能な可搬型温度計測装置が所要数を満足していない場合	A. 1 保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 又は A. 2 代替措置 ^{※2} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	項目 機能を確認する。 頻度 1年に1回 担当 保修課長																																			
			B.動作可能なSPDSデータ表示装置が所要数を満足していない場合	A. 1 技術課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 又は A. 2 技術課長は、代替措置 ^{※2} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	動作可能であることを確認する。 頻度 3か月に1回 担当 保修課長																																			
SPDSデータ表示装置	1台 ^{※4}		A.動作可能なSPDSデータ表示装置が所要数を満足していない場合	A. 1 技術課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 又は A. 2 技術課長は、代替措置 ^{※2} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	SPDSデータ表示装置の伝送確認を実施する。 頻度 1か月に1回 担当 技術課長																																			
			B.緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)	A. 1 技術課長は、当該設備が動作不能である場合 A. 2 技術課長は、代替措置 ^{※2} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)の伝送確認を実施する。 頻度 1か月に1回 担当 技術課長																																			
前 更 變	<p>83-16-2 可搬型計測器</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設 備</th> <th rowspan="2">所要数</th> <th rowspan="2">適用モード</th> <th colspan="3">所要数を満足できない場合の措置^{※1}</th> <th rowspan="2">確認事項</th> </tr> <tr> <th>条 件</th> <th>措 置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">可搬型計測器</td> <td rowspan="2">温度、圧力、水位及び流量計測用8個</td> <td rowspan="2">モード1、2、3及び4</td> <td>A.動作可能な可搬型計測器が所要数を満足していない場合</td> <td>A. 1 保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 又は A. 2 代替措置^{※2}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</td> <td>30日</td> <td>項目 機能検査を実施する。 頻度 1年に1回 担当 保修課長</td> </tr> <tr> <td>B.モード1、2、3及び4において条件Aの推置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B. 1 当直課長は、モード3にする。 又は B. 2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>12時間</td> <td>動作可能であることを確認する。 頻度 3か月に1回 担当 保修課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td rowspan="2">圧力、水位及び流量計測用26個</td> <td rowspan="2">モード5及び6</td> <td>A.動作可能な可搬型計測器が所要数を満足していない場合</td> <td>A. 1 保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 又は A. 2 代替措置^{※2}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</td> <td>56時間</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>B.モード1、2、3及び4において条件Aの推置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B. 1 当直課長は、モード3にする。 又は B. 2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>速やかに</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>A.動作可能な可搬型計測器が所要数を満足していない場合</td> <td>A. 1 保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 又は A. 2 代替措置^{※2}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 : 所要数ごとに個別の条件が適用される。 ※2 : 代替品の補充等</p>	設 備	所要数	適用モード	所要数を満足できない場合の措置 ^{※1}			確認事項	条 件	措 置	完了時間	可搬型計測器	温度、圧力、水位及び流量計測用8個	モード1、2、3及び4	A.動作可能な可搬型計測器が所要数を満足していない場合	A. 1 保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 又は A. 2 代替措置 ^{※2} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	30日	項目 機能検査を実施する。 頻度 1年に1回 担当 保修課長	B.モード1、2、3及び4において条件Aの推置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、モード3にする。 又は B. 2 当直課長は、モード5にする。	12時間	動作可能であることを確認する。 頻度 3か月に1回 担当 保修課長		圧力、水位及び流量計測用26個	モード5及び6	A.動作可能な可搬型計測器が所要数を満足していない場合	A. 1 保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 又は A. 2 代替措置 ^{※2} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	56時間			B.モード1、2、3及び4において条件Aの推置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、モード3にする。 又は B. 2 当直課長は、モード5にする。	速やかに					A.動作可能な可搬型計測器が所要数を満足していない場合	A. 1 保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 又は A. 2 代替措置 ^{※2} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	
設 備	所要数				適用モード	所要数を満足できない場合の措置 ^{※1}			確認事項																																
		条 件	措 置	完了時間																																					
可搬型計測器	温度、圧力、水位及び流量計測用8個	モード1、2、3及び4	A.動作可能な可搬型計測器が所要数を満足していない場合	A. 1 保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 又は A. 2 代替措置 ^{※2} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	30日	項目 機能検査を実施する。 頻度 1年に1回 担当 保修課長																																			
			B.モード1、2、3及び4において条件Aの推置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、モード3にする。 又は B. 2 当直課長は、モード5にする。	12時間	動作可能であることを確認する。 頻度 3か月に1回 担当 保修課長																																			
	圧力、水位及び流量計測用26個	モード5及び6	A.動作可能な可搬型計測器が所要数を満足していない場合	A. 1 保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 又は A. 2 代替措置 ^{※2} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	56時間																																				
			B.モード1、2、3及び4において条件Aの推置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直課長は、モード3にする。 又は B. 2 当直課長は、モード5にする。	速やかに																																				
			A.動作可能な可搬型計測器が所要数を満足していない場合	A. 1 保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 又は A. 2 代替措置 ^{※2} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに																																				
前 更 變	<p>83-16-3 記録機能</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設 備</th> <th rowspan="2">所要数・系統数</th> <th rowspan="2">適用モード</th> <th colspan="3">所要数・系統数を満足できない場合の措置^{※1}</th> <th rowspan="2">確認事項</th> </tr> <tr> <th>条 件</th> <th>措 置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">可搬型温度計測装置</td> <td rowspan="2">格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度(SA)用1式^{※3}</td> <td rowspan="2">モード1、2、3、4、5及び6</td> <td>A.動作可能な可搬型温度計測装置が所要数を満足していない場合</td> <td>A. 1 保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 又は A. 2 代替措置^{※2}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> <td>項目 機能検査を実施する。 頻度 1年に1回 担当 保修課長</td> </tr> <tr> <td>B.動作可能なSPDSデータ表示装置が所要数を満足していない場合</td> <td>A. 1 技術課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 又は A. 2 技術課長は、代替措置^{※2}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> <td>動作可能であることを確認する。 頻度 3か月に1回 担当 保修課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">SPDSデータ表示装置</td> <td rowspan="2">1台^{※4}</td> <td rowspan="2"></td> <td>A.動作可能なSPDSデータ表示装置が所要数を満足していない場合</td> <td>A. 1 技術課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 又は A. 2 技術課長は、代替措置^{※2}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> <td>SPDSデータ表示装置の伝送確認を実施する。 頻度 1か月に1回 担当 技術課長</td> </tr> <tr> <td>B.緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)</td> <td>A. 1 技術課長は、当該設備が動作不能である場合 A. 2 技術課長は、代替措置^{※2}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> <td>緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)の伝送確認を実施する。 頻度 1か月に1回 担当 技術課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 : 所要数・系統数ごとに個別の条件が適用される。 ※2 : 代替品の補充又は所要の確認対象パラメータを記録し、連絡する要員を確保すること等をいう。 ※3 : データロガー3台及びデータコレクタ1台 ※4 : 1号炉及び2号炉の合計所要数・系統数</p>	設 備	所要数・系統数	適用モード	所要数・系統数を満足できない場合の措置 ^{※1}			確認事項	条 件	措 置	完了時間	可搬型温度計測装置	格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度(SA)用1式 ^{※3}	モード1、2、3、4、5及び6	A.動作可能な可搬型温度計測装置が所要数を満足していない場合	A. 1 保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 又は A. 2 代替措置 ^{※2} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	項目 機能検査を実施する。 頻度 1年に1回 担当 保修課長	B.動作可能なSPDSデータ表示装置が所要数を満足していない場合	A. 1 技術課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 又は A. 2 技術課長は、代替措置 ^{※2} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	動作可能であることを確認する。 頻度 3か月に1回 担当 保修課長	SPDSデータ表示装置	1台 ^{※4}		A.動作可能なSPDSデータ表示装置が所要数を満足していない場合	A. 1 技術課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 又は A. 2 技術課長は、代替措置 ^{※2} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	SPDSデータ表示装置の伝送確認を実施する。 頻度 1か月に1回 担当 技術課長	B.緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)	A. 1 技術課長は、当該設備が動作不能である場合 A. 2 技術課長は、代替措置 ^{※2} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)の伝送確認を実施する。 頻度 1か月に1回 担当 技術課長								
設 備	所要数・系統数				適用モード	所要数・系統数を満足できない場合の措置 ^{※1}			確認事項																																
		条 件	措 置	完了時間																																					
可搬型温度計測装置	格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度(SA)用1式 ^{※3}	モード1、2、3、4、5及び6	A.動作可能な可搬型温度計測装置が所要数を満足していない場合	A. 1 保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 又は A. 2 代替措置 ^{※2} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	項目 機能検査を実施する。 頻度 1年に1回 担当 保修課長																																			
			B.動作可能なSPDSデータ表示装置が所要数を満足していない場合	A. 1 技術課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 又は A. 2 技術課長は、代替措置 ^{※2} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	動作可能であることを確認する。 頻度 3か月に1回 担当 保修課長																																			
SPDSデータ表示装置	1台 ^{※4}		A.動作可能なSPDSデータ表示装置が所要数を満足していない場合	A. 1 技術課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 又は A. 2 技術課長は、代替措置 ^{※2} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	SPDSデータ表示装置の伝送確認を実施する。 頻度 1か月に1回 担当 技術課長																																			
			B.緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)	A. 1 技術課長は、当該設備が動作不能である場合 A. 2 技術課長は、代替措置 ^{※2} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)の伝送確認を実施する。 頻度 1か月に1回 担当 技術課長																																			

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前		変更後		備考																																										
表 83-17 中央制御室		表 83-17 中央制御室																																												
83-17-1 居住性の確保及び汚染の持ち込み防止		83-17-1 居住性の確保及び汚染の持ち込み防止																																												
(1) 運転上の制限																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="3">運転上の制限</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央制御室非常用循環系 居住性確保設備 汚染の持ち込み防止設備</td> <td>(1) 中央制御室当たり中央制御室非常用循環系 1 系統以上が動作可能であること^{※1} (2) 可搬型照明 (SA)、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること</td> <td>中央制御室非常用循環系 居住性確保設備 汚染の持ち込み防止設備</td> <td>(1) 中央制御室当たり中央制御室非常用循環系 1 系統以上が動作可能であること^{※1} (2) 可搬型照明 (SA)、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること</td> <td></td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>適用モード</td> <td>適用モード</td> <td>適用モード</td> <td>適用モード</td> </tr> </tbody> </table>					項目	運転上の制限			運転上の制限	中央制御室非常用循環系 居住性確保設備 汚染の持ち込み防止設備	(1) 中央制御室当たり中央制御室非常用循環系 1 系統以上が動作可能であること ^{※1} (2) 可搬型照明 (SA)、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること	中央制御室非常用循環系 居住性確保設備 汚染の持ち込み防止設備	(1) 中央制御室当たり中央制御室非常用循環系 1 系統以上が動作可能であること ^{※1} (2) 可搬型照明 (SA)、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること		適用モード	適用モード	適用モード	適用モード	適用モード																											
項目	運転上の制限			運転上の制限																																										
中央制御室非常用循環系 居住性確保設備 汚染の持ち込み防止設備	(1) 中央制御室当たり中央制御室非常用循環系 1 系統以上が動作可能であること ^{※1} (2) 可搬型照明 (SA)、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること	中央制御室非常用循環系 居住性確保設備 汚染の持ち込み防止設備	(1) 中央制御室当たり中央制御室非常用循環系 1 系統以上が動作可能であること ^{※1} (2) 可搬型照明 (SA)、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること																																											
適用モード	適用モード	適用モード	適用モード	適用モード																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>モード1、2、3、4、5、6 及び使用燃料ビットに燃料 体を貯蔵している期間</th> <th>モード1、2、3、4、5、6 及び使用燃料ビットに燃料 体を貯蔵している期間</th> <th>モード1、2、3、4、5、6 及び使用燃料ビットに燃料 体を貯蔵している期間</th> <th>モード1、2、3、4、5、6 及び使用燃料ビットに燃料 体を貯蔵している期間</th> <th>モード1、2、3、4、5、6 及び使用燃料ビットに燃料 体を貯蔵している期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用モード</td> <td>適用モード</td> <td>適用モード</td> <td>適用モード</td> <td>適用モード</td> </tr> <tr> <td>酸素濃度計</td> <td>酸素濃度計</td> <td>酸素濃度計</td> <td>酸素濃度計</td> <td>酸素濃度計</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素濃度計</td> <td>二酸化炭素濃度計</td> <td>二酸化炭素濃度計</td> <td>二酸化炭素濃度計</td> <td>二酸化炭素濃度計</td> </tr> <tr> <td>大容量空冷式発電機</td> <td>大容量空冷式発電機</td> <td>大容量空冷式発電機</td> <td>大容量空冷式発電機</td> <td>大容量空冷式発電機</td> </tr> <tr> <td>※ 3</td> <td>※ 3</td> <td>※ 3</td> <td>※ 3</td> <td>※ 3</td> </tr> </tbody> </table>					モード1、2、3、4、5、6 及び使用燃料ビットに燃料 体を貯蔵している期間	モード1、2、3、4、5、6 及び使用燃料ビットに燃料 体を貯蔵している期間	モード1、2、3、4、5、6 及び使用燃料ビットに燃料 体を貯蔵している期間	モード1、2、3、4、5、6 及び使用燃料ビットに燃料 体を貯蔵している期間	モード1、2、3、4、5、6 及び使用燃料ビットに燃料 体を貯蔵している期間	適用モード	適用モード	適用モード	適用モード	適用モード	酸素濃度計	酸素濃度計	酸素濃度計	酸素濃度計	酸素濃度計	二酸化炭素濃度計	二酸化炭素濃度計	二酸化炭素濃度計	二酸化炭素濃度計	二酸化炭素濃度計	大容量空冷式発電機	大容量空冷式発電機	大容量空冷式発電機	大容量空冷式発電機	大容量空冷式発電機	※ 3	※ 3	※ 3	※ 3	※ 3												
モード1、2、3、4、5、6 及び使用燃料ビットに燃料 体を貯蔵している期間	モード1、2、3、4、5、6 及び使用燃料ビットに燃料 体を貯蔵している期間	モード1、2、3、4、5、6 及び使用燃料ビットに燃料 体を貯蔵している期間	モード1、2、3、4、5、6 及び使用燃料ビットに燃料 体を貯蔵している期間	モード1、2、3、4、5、6 及び使用燃料ビットに燃料 体を貯蔵している期間																																										
適用モード	適用モード	適用モード	適用モード	適用モード																																										
酸素濃度計	酸素濃度計	酸素濃度計	酸素濃度計	酸素濃度計																																										
二酸化炭素濃度計	二酸化炭素濃度計	二酸化炭素濃度計	二酸化炭素濃度計	二酸化炭素濃度計																																										
大容量空冷式発電機	大容量空冷式発電機	大容量空冷式発電機	大容量空冷式発電機	大容量空冷式発電機																																										
※ 3	※ 3	※ 3	※ 3	※ 3																																										
<p>※ 1 : 効率可能とは、ファンが手動起動（系統構成含む）できること、又は運転中であることをいう。</p> <p>※ 2 : 1 号炉及び 2 号炉の合計所要数</p> <p>※ 3 : [83-15-1 大容量空冷式発電機からの給電]において運転上の制限を定める。</p>																																														
(2) 確認事項																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央制御室非常用循環ファン</td> <td>ファンを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>中央制御室非常用循環ファン</td> <td>ファンを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>定期検査時</td> <td>発電課長</td> </tr> <tr> <td>中央制御室当たり 1 台以上のファンを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>中央制御室当たり 1 台以上のファンを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>中央制御室当たり 1 台以上のファンを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>中央制御室当たり 1 台以上のファンを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>定期検査時</td> <td>発電課長</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環フィルタユニット</td> <td>フィルタのようふ素除去効率（総合除去効率）が 95% 以上であることを確認する。</td> <td>中央制御室非常用循環フィルタユニット</td> <td>フィルタのようふ素除去効率（総合除去効率）が 95% 以上であることを確認する。</td> <td>定期検査時</td> <td>保修課長</td> </tr> <tr> <td>可搬型照明 (SA)</td> <td>可搬型照明 (SA) が使用可能であることを確認する。</td> <td>可搬型照明 (SA)</td> <td>可搬型照明 (SA) が使用可能であることを確認する。</td> <td>定期検査時</td> <td>定期事業者検査</td> </tr> <tr> <td>酸素濃度計</td> <td>酸素濃度計が使用可能であることを確認する。</td> <td>酸素濃度計</td> <td>酸素濃度計が使用可能であることを確認する。</td> <td>定期検査時</td> <td>定期事業者検査</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素濃度計</td> <td>二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。</td> <td>二酸化炭素濃度計</td> <td>二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。</td> <td>定期検査時</td> <td>定期事業者検査</td> </tr> </tbody> </table>					項目	確認事項	項目	確認事項	頻度	担当	中央制御室非常用循環ファン	ファンを起動し、動作可能であることを確認する。	中央制御室非常用循環ファン	ファンを起動し、動作可能であることを確認する。	定期検査時	発電課長	中央制御室当たり 1 台以上のファンを起動し、動作可能であることを確認する。	中央制御室当たり 1 台以上のファンを起動し、動作可能であることを確認する。	中央制御室当たり 1 台以上のファンを起動し、動作可能であることを確認する。	中央制御室当たり 1 台以上のファンを起動し、動作可能であることを確認する。	定期検査時	発電課長	中央制御室非常用循環フィルタユニット	フィルタのようふ素除去効率（総合除去効率）が 95% 以上であることを確認する。	中央制御室非常用循環フィルタユニット	フィルタのようふ素除去効率（総合除去効率）が 95% 以上であることを確認する。	定期検査時	保修課長	可搬型照明 (SA)	可搬型照明 (SA) が使用可能であることを確認する。	可搬型照明 (SA)	可搬型照明 (SA) が使用可能であることを確認する。	定期検査時	定期事業者検査	酸素濃度計	酸素濃度計が使用可能であることを確認する。	酸素濃度計	酸素濃度計が使用可能であることを確認する。	定期検査時	定期事業者検査	二酸化炭素濃度計	二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。	二酸化炭素濃度計	二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。	定期検査時	定期事業者検査
項目	確認事項	項目	確認事項	頻度	担当																																									
中央制御室非常用循環ファン	ファンを起動し、動作可能であることを確認する。	中央制御室非常用循環ファン	ファンを起動し、動作可能であることを確認する。	定期検査時	発電課長																																									
中央制御室当たり 1 台以上のファンを起動し、動作可能であることを確認する。	中央制御室当たり 1 台以上のファンを起動し、動作可能であることを確認する。	中央制御室当たり 1 台以上のファンを起動し、動作可能であることを確認する。	中央制御室当たり 1 台以上のファンを起動し、動作可能であることを確認する。	定期検査時	発電課長																																									
中央制御室非常用循環フィルタユニット	フィルタのようふ素除去効率（総合除去効率）が 95% 以上であることを確認する。	中央制御室非常用循環フィルタユニット	フィルタのようふ素除去効率（総合除去効率）が 95% 以上であることを確認する。	定期検査時	保修課長																																									
可搬型照明 (SA)	可搬型照明 (SA) が使用可能であることを確認する。	可搬型照明 (SA)	可搬型照明 (SA) が使用可能であることを確認する。	定期検査時	定期事業者検査																																									
酸素濃度計	酸素濃度計が使用可能であることを確認する。	酸素濃度計	酸素濃度計が使用可能であることを確認する。	定期検査時	定期事業者検査																																									
二酸化炭素濃度計	二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。	二酸化炭素濃度計	二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。	定期検査時	定期事業者検査																																									
<p>※ 4 : 運転中のファンについては、運転状態により確認する。</p>																																														

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

備考	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (第2項に定めるLCOを満足しているかの確認度の見直しに伴う変更)</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則の改正に伴い「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (機能確認を実施)を「確認」に変更</p>																																																																																																																					
変更後	<p>表 83-18 監視測定設備</p> <p>83-18-1 監視測定設備</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">設備</th> <th rowspan="2">所要数^{*1}</th> <th rowspan="2">適用モード</th> <th colspan="3">所要数を満足できない場合^{*4}</th> <th colspan="3">確認事項</th> </tr> <tr> <th>条件</th> <th>措置</th> <th>完了時間</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8" style="text-align: center;">放射性物質の濃度及び放射線量の測定装置</td> <td>モニタリングステーション^{*2}及びモニタリングポスト</td> <td>5台^{*3}</td> <td>モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>A.動作可能な設備が所要数を満足していない場合</td> <td>A.1 保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 安全管理課長は、代替措置^{*5}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> <td>モニタリングステーション及びモニタリングポストの機能を確認する。</td> <td>定期事業者検査時</td> <td>保修課長</td> </tr> <tr> <td>可搬型モニタリングポスト</td> <td>5個</td> <td>モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>A.動作可能な設備が所要数を満足していない場合</td> <td>A.1 安全管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 安全管理課長は、代替措置^{*6}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> <td>モニタリングステーション及びモニタリングポストが動作不能でないことを点検により確認する。</td> <td>1か月に1回</td> <td>保修課長</td> </tr> <tr> <td>可搬型エリアモニタ</td> <td>8個</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>可搬型モニタリングポストの機能を確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>安全管理課長</td> </tr> <tr> <td>可搬型よう素サンプラー</td> <td>2個</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>可搬型モニタリングポストが動作可能であることを確認する。</td> <td>3か月に1回</td> <td>安全管理課長</td> </tr> <tr> <td>可搬型ダストサンプラー</td> <td>2個</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>可搬型エリアモニタの機能を確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>安全管理課長</td> </tr> <tr> <td>NaIシンチレーションサーベイメータ</td> <td>2個</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>可搬型エリアモニタが動作可能であることを確認する。</td> <td>3か月に1回</td> <td>安全管理課長</td> </tr> <tr> <td>ZnSシンチレーションサーベイメータ</td> <td>1個</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>放射能測定装置の機能を確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>安全管理課長</td> </tr> <tr> <td>β線サーベイメータ</td> <td>1個</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>放射能測定装置が動作可能であることを確認する。</td> <td>3か月に1回</td> <td>安全管理課長</td> </tr> <tr> <td>電離箱サーベイメータ</td> <td>2個</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>電離箱サーベイメータの機能を確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>安全管理課長</td> </tr> <tr> <td>小型船舶</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>電離箱サーベイメータが動作可能であることを確認する。</td> <td>3か月に1回</td> <td>安全管理課長</td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">「83-13-2 海洋への拡散抑制」において運転上の制限を定める。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設備	所要数 ^{*1}	適用モード	所要数を満足できない場合 ^{*4}			確認事項			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	放射性物質の濃度及び放射線量の測定装置	モニタリングステーション ^{*2} 及びモニタリングポスト	5台 ^{*3}	モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間	A.動作可能な設備が所要数を満足していない場合	A.1 保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 安全管理課長は、代替措置 ^{*5} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	モニタリングステーション及びモニタリングポストの機能を確認する。	定期事業者検査時	保修課長	可搬型モニタリングポスト	5個	モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間	A.動作可能な設備が所要数を満足していない場合	A.1 安全管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 安全管理課長は、代替措置 ^{*6} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	モニタリングステーション及びモニタリングポストが動作不能でないことを点検により確認する。	1か月に1回	保修課長	可搬型エリアモニタ	8個					可搬型モニタリングポストの機能を確認する。	1年に1回	安全管理課長	可搬型よう素サンプラー	2個					可搬型モニタリングポストが動作可能であることを確認する。	3か月に1回	安全管理課長	可搬型ダストサンプラー	2個					可搬型エリアモニタの機能を確認する。	1年に1回	安全管理課長	NaIシンチレーションサーベイメータ	2個					可搬型エリアモニタが動作可能であることを確認する。	3か月に1回	安全管理課長	ZnSシンチレーションサーベイメータ	1個					放射能測定装置の機能を確認する。	1年に1回	安全管理課長	β線サーベイメータ	1個					放射能測定装置が動作可能であることを確認する。	3か月に1回	安全管理課長	電離箱サーベイメータ	2個					電離箱サーベイメータの機能を確認する。	1年に1回	安全管理課長	小型船舶						電離箱サーベイメータが動作可能であることを確認する。	3か月に1回	安全管理課長	「83-13-2 海洋への拡散抑制」において運転上の制限を定める。									
項目	設備					所要数 ^{*1}	適用モード	所要数を満足できない場合 ^{*4}			確認事項																																																																																																											
		条件	措置	完了時間	項目			頻度	担当																																																																																																													
放射性物質の濃度及び放射線量の測定装置	モニタリングステーション ^{*2} 及びモニタリングポスト	5台 ^{*3}	モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間	A.動作可能な設備が所要数を満足していない場合	A.1 保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 安全管理課長は、代替措置 ^{*5} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	モニタリングステーション及びモニタリングポストの機能を確認する。	定期事業者検査時	保修課長																																																																																																													
	可搬型モニタリングポスト	5個	モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間	A.動作可能な設備が所要数を満足していない場合	A.1 安全管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 安全管理課長は、代替措置 ^{*6} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	モニタリングステーション及びモニタリングポストが動作不能でないことを点検により確認する。	1か月に1回	保修課長																																																																																																													
	可搬型エリアモニタ	8個					可搬型モニタリングポストの機能を確認する。	1年に1回	安全管理課長																																																																																																													
	可搬型よう素サンプラー	2個					可搬型モニタリングポストが動作可能であることを確認する。	3か月に1回	安全管理課長																																																																																																													
	可搬型ダストサンプラー	2個					可搬型エリアモニタの機能を確認する。	1年に1回	安全管理課長																																																																																																													
	NaIシンチレーションサーベイメータ	2個					可搬型エリアモニタが動作可能であることを確認する。	3か月に1回	安全管理課長																																																																																																													
	ZnSシンチレーションサーベイメータ	1個					放射能測定装置の機能を確認する。	1年に1回	安全管理課長																																																																																																													
	β線サーベイメータ	1個					放射能測定装置が動作可能であることを確認する。	3か月に1回	安全管理課長																																																																																																													
電離箱サーベイメータ	2個					電離箱サーベイメータの機能を確認する。	1年に1回	安全管理課長																																																																																																														
小型船舶						電離箱サーベイメータが動作可能であることを確認する。	3か月に1回	安全管理課長																																																																																																														
「83-13-2 海洋への拡散抑制」において運転上の制限を定める。																																																																																																																						
変更前	<p>表 83-18 監視測定設備</p> <p>83-18-1 監視測定設備</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">設備</th> <th rowspan="2">所要数^{*1}</th> <th rowspan="2">適用モード</th> <th colspan="3">所要数を満足できない場合^{*4}</th> <th colspan="3">確認事項</th> </tr> <tr> <th>条件</th> <th>措置</th> <th>完了時間</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8" style="text-align: center;">放射性物質の濃度及び放射線量の測定装置</td> <td>モニタリングステーション^{*2}及びモニタリングポスト</td> <td>5台^{*3}</td> <td>モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>A.動作可能な設備が所要数を満足していない場合</td> <td>A.1 保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 安全管理課長は、代替措置^{*5}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> <td>モニタリングステーション及びモニタリングポストの機能を確認検査を実施する。</td> <td>定期検査時</td> <td>保修課長</td> </tr> <tr> <td>可搬型モニタリングポスト</td> <td>5個</td> <td>モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>A.動作可能な設備が所要数を満足していない場合</td> <td>A.1 安全管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 安全管理課長は、代替措置^{*6}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> <td>モニタリングステーション及びモニタリングポストが動作不能でないことを点検により確認する。</td> <td>1か月に1回</td> <td>保修課長</td> </tr> <tr> <td>可搬型エリアモニタ</td> <td>8個</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>可搬型モニタリングポストの機能を確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>安全管理課長</td> </tr> <tr> <td>可搬型よう素サンプラー</td> <td>2個</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>可搬型モニタリングポストが動作可能であることを確認する。</td> <td>3か月に1回</td> <td>安全管理課長</td> </tr> <tr> <td>可搬型ダストサンプラー</td> <td>2個</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>可搬型エリアモニタの機能を確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>安全管理課長</td> </tr> <tr> <td>NaIシンチレーションサーベイメータ</td> <td>2個</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>可搬型エリアモニタが動作可能であることを確認する。</td> <td>3か月に1回</td> <td>安全管理課長</td> </tr> <tr> <td>ZnSシンチレーションサーベイメータ</td> <td>1個</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>放射能測定装置の機能を確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>安全管理課長</td> </tr> <tr> <td>β線サーベイメータ</td> <td>1個</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>放射能測定装置が動作可能であることを確認する。</td> <td>3か月に1回</td> <td>安全管理課長</td> </tr> <tr> <td>電離箱サーベイメータ</td> <td>2個</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>電離箱サーベイメータの機能確認を実施する。</td> <td>1年に1回</td> <td>安全管理課長</td> </tr> <tr> <td>小型船舶</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>電離箱サーベイメータが動作可能であることを確認する。</td> <td>3か月に1回</td> <td>安全管理課長</td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">「83-13-2 海洋への拡散抑制」において運転上の制限を定める。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設備	所要数 ^{*1}	適用モード	所要数を満足できない場合 ^{*4}			確認事項			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	放射性物質の濃度及び放射線量の測定装置	モニタリングステーション ^{*2} 及びモニタリングポスト	5台 ^{*3}	モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間	A.動作可能な設備が所要数を満足していない場合	A.1 保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 安全管理課長は、代替措置 ^{*5} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	モニタリングステーション及びモニタリングポストの機能を確認検査を実施する。	定期検査時	保修課長	可搬型モニタリングポスト	5個	モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間	A.動作可能な設備が所要数を満足していない場合	A.1 安全管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 安全管理課長は、代替措置 ^{*6} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	モニタリングステーション及びモニタリングポストが動作不能でないことを点検により確認する。	1か月に1回	保修課長	可搬型エリアモニタ	8個					可搬型モニタリングポストの機能を確認する。	1年に1回	安全管理課長	可搬型よう素サンプラー	2個					可搬型モニタリングポストが動作可能であることを確認する。	3か月に1回	安全管理課長	可搬型ダストサンプラー	2個					可搬型エリアモニタの機能を確認する。	1年に1回	安全管理課長	NaIシンチレーションサーベイメータ	2個					可搬型エリアモニタが動作可能であることを確認する。	3か月に1回	安全管理課長	ZnSシンチレーションサーベイメータ	1個					放射能測定装置の機能を確認する。	1年に1回	安全管理課長	β線サーベイメータ	1個					放射能測定装置が動作可能であることを確認する。	3か月に1回	安全管理課長	電離箱サーベイメータ	2個					電離箱サーベイメータの機能確認を実施する。	1年に1回	安全管理課長	小型船舶						電離箱サーベイメータが動作可能であることを確認する。	3か月に1回	安全管理課長	「83-13-2 海洋への拡散抑制」において運転上の制限を定める。									
項目	設備					所要数 ^{*1}	適用モード	所要数を満足できない場合 ^{*4}			確認事項																																																																																																											
		条件	措置	完了時間	項目			頻度	担当																																																																																																													
放射性物質の濃度及び放射線量の測定装置	モニタリングステーション ^{*2} 及びモニタリングポスト	5台 ^{*3}	モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間	A.動作可能な設備が所要数を満足していない場合	A.1 保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 安全管理課長は、代替措置 ^{*5} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	モニタリングステーション及びモニタリングポストの機能を確認検査を実施する。	定期検査時	保修課長																																																																																																													
	可搬型モニタリングポスト	5個	モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間	A.動作可能な設備が所要数を満足していない場合	A.1 安全管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 安全管理課長は、代替措置 ^{*6} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	モニタリングステーション及びモニタリングポストが動作不能でないことを点検により確認する。	1か月に1回	保修課長																																																																																																													
	可搬型エリアモニタ	8個					可搬型モニタリングポストの機能を確認する。	1年に1回	安全管理課長																																																																																																													
	可搬型よう素サンプラー	2個					可搬型モニタリングポストが動作可能であることを確認する。	3か月に1回	安全管理課長																																																																																																													
	可搬型ダストサンプラー	2個					可搬型エリアモニタの機能を確認する。	1年に1回	安全管理課長																																																																																																													
	NaIシンチレーションサーベイメータ	2個					可搬型エリアモニタが動作可能であることを確認する。	3か月に1回	安全管理課長																																																																																																													
	ZnSシンチレーションサーベイメータ	1個					放射能測定装置の機能を確認する。	1年に1回	安全管理課長																																																																																																													
	β線サーベイメータ	1個					放射能測定装置が動作可能であることを確認する。	3か月に1回	安全管理課長																																																																																																													
電離箱サーベイメータ	2個					電離箱サーベイメータの機能確認を実施する。	1年に1回	安全管理課長																																																																																																														
小型船舶						電離箱サーベイメータが動作可能であることを確認する。	3か月に1回	安全管理課長																																																																																																														
「83-13-2 海洋への拡散抑制」において運転上の制限を定める。																																																																																																																						

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

備考	<p>記載の適正化に伴う変更 〔機能確認を実施〕を「機能 を確認」に変更</p>																																	
<p>83-18-1 監視測定設備（続き）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">設備</th> <th rowspan="2">所要数^{※1}</th> <th rowspan="2">適用モード</th> <th colspan="3">所要数を満足できない場合^{※4}</th> <th colspan="3">確認事項</th> </tr> <tr> <th>条件</th> <th>措置</th> <th>完了時間</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風向、風速その他の気象条件の測定</td> <td>可搬型気象観測装置</td> <td>1個</td> <td>モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>A. 動作可能な設備が所要数を満足していない場合</td> <td>A. 1 技術課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A. 2 技術課長は、代替措置^{※5}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</td> <td>速やかに 速やかに</td> <td>可搬型気象観測装置の機能を確認する。 可搬型気象観測装置が動作可能であることを確認する。</td> <td>1年に1回 3か月に1回</td> <td>技術課長 技術課長</td> </tr> </tbody> </table>									項目	設備	所要数 ^{※1}	適用モード	所要数を満足できない場合 ^{※4}			確認事項			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	風向、風速その他の気象条件の測定	可搬型気象観測装置	1個	モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な設備が所要数を満足していない場合	A. 1 技術課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A. 2 技術課長は、代替措置 ^{※5} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに	可搬型気象観測装置の機能を確認する。 可搬型気象観測装置が動作可能であることを確認する。	1年に1回 3か月に1回	技術課長 技術課長
項目	設備	所要数 ^{※1}	適用モード	所要数を満足できない場合 ^{※4}			確認事項																											
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当																									
風向、風速その他の気象条件の測定	可搬型気象観測装置	1個	モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な設備が所要数を満足していない場合	A. 1 技術課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A. 2 技術課長は、代替措置 ^{※5} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに	可搬型気象観測装置の機能を確認する。 可搬型気象観測装置が動作可能であることを確認する。	1年に1回 3か月に1回	技術課長 技術課長																									
<p>※1 : 1号炉及び2号炉の合計所要数 ※2 : 放射性物質の濃度（よう素及びダスト）は除く。 ※3 : 計画的な保守点検により停止する場合は、可搬型モニタリングポストを設置することを条件に、運転上の制限を満足していないとはみなさない。 ※4 : 設備ごとに個別の条件が適用される。 ※5 : 可搬型モニタリングポスト等の設置をいう。 ※6 : 代替品の補充等</p>																																		
変更前																																		

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前		変更後		備考
83-19-2 居住性の確保		83-19-2 居住性の確保		
<中略>		<中略>		
(2) 確認事項		(2) 確認事項		
項目	確認事項	確認事項	確認事項	担当
代替緊急時対策所空気浄化系	代替緊急時対策所空気浄化系(ファン及びフィルタユニット)が動作可能であることを確認する。 代替緊急時対策所空気浄化系(合併式除菌装置)が99.75% (有機よう素)以上及び99.99% (無機よう素)以上であることを確認する。	代替緊急時対策所空気浄化系(合併式除菌装置)が99.75% (有機よう素)以上及び99.99% (無機よう素)以上であることを確認する。	代替緊急時対策所空気浄化系(合併式除菌装置)が99.75% (有機よう素)以上及び99.99% (無機よう素)以上であることを確認する。	防災課長
代替緊急時対策所加圧設備	代替緊急時対策所加圧設備(空気ボンベ)の所要数が使用可能であることを確認する。	代替緊急時対策所加圧設備(空気ボンベ)の所要数が使用可能であることを確認する。	代替緊急時対策所加圧設備(空気ボンベ)の所要数が使用可能であることを確認する。	防災課長
酸素濃度計	酸素濃度計が使用可能であることを確認する。	酸素濃度計が使用可能であることを確認する。	酸素濃度計が使用可能であることを確認する。	防災課長
二酸化炭素濃度計	二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。	二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。	二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。	防災課長
代替緊急時対策所エリモニタ	代替緊急時対策所エリモニタの機能を確認する。	代替緊急時対策所エリモニタの機能を確認する。	代替緊急時対策所エリモニタが動作可能であることを確認する。	安全管理課長
				・記載の適正化に伴う変更 (機能確認を実施)を「機能を確認」に変更

項目	確認事項	頻度	担当
代替緊急時対策所空気浄化系	代替緊急時対策所空気浄化系(ファン及びフィルタユニット)が動作可能であることを確認する。	1か月に1回	防災課長
代替緊急時対策所空気浄化系	代替緊急時対策所空気浄化系(合併式除菌装置)が99.75% (有機よう素)以上及び99.99% (無機よう素)以上であることを確認する。	1年に1回	保修課長
代替緊急時対策所加圧設備	代替緊急時対策所加圧設備(空気ボンベ)の所要数が使用可能であることを確認する。	3か月に1回	防災課長
酸素濃度計	酸素濃度計が使用可能であることを確認する。	3か月に1回	防災課長
二酸化炭素濃度計	二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。	3か月に1回	防災課長
代替緊急時対策所エリモニタ	代替緊急時対策所エリモニタの機能を確認する。	1年に1回	安全管理課長
			・代替緊急時対策所エリモニタが動作可能であることを確認する。

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

第 83 条の 2 (特重施設を構成する設備)	変 前	更	変	更	後	備 考
			第 83 条の 2 (特重施設を構成する設備)			・原子力規制における検査制度の見直しが伴う変更 (実用炉規則の改正に伴い 「施設定期検査」を「定期 事業者検査」に変更)

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
		<ul style="list-style-type: none">・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (米用炉規則の改正に伴い、「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
		<ul style="list-style-type: none">・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則の改正に伴い「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更）・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（第2項に定めるLCOを満足しているかどうかの確認行為は検査ではないことから「検査」を「確認」に変更）

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
		<ul style="list-style-type: none">・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則の改正に伴い「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更）・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（第2項に定めるLCOを満足しているかどうかの確認行為は検査ではないことから「検査」を「確認」に変更）

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
		<ul style="list-style-type: none">原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則の改正に伴い「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更）

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
		<ul style="list-style-type: none">・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (第2項に定めるLCOを満足しているかどうかの確認行為は検査ではないことから、「検査」を「確認」に変更)・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則の改正に伴い「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
		<ul style="list-style-type: none">・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (第2項に定めるLCOを満足しているかどうかの確認行為は検査ではないことから、「検査」を「確認」に変更)・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則の改正に伴い「施設定期検査」を「定期事業者検査」に変更)

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(運転上の制限の確認)</p> <p>第85条 各課長（土木建築課長を除く。）は、運転上の制限を満足していることを第3節第19条から第84条の2の第2項（以下、各条において「この規定第2項」という。）で定める事項により確認する。</p> <p>2 この規定第2項で定める頻度及び第3節第19条から第84条の2の第3項（以下、各条において「この規定第3項」という。）で定める要求される措置の頻度に関する規定は、その確認の間隔は、表85-1に定める範囲内で延長することができる※1※2。ただし、確認回数の低減をして、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない※1※2。</p> <p><以下、省略></p>	<p>(運転上の制限の確認)</p> <p>第85条 各課長（土木建築課長を除く。）は、運転上の制限を満足していることを第3節第19条から第84条の2の第2項（以下、各条において「この規定第2項」という。）で定める事項により確認する。なお、この確認は、確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が發揮できるかどうかを確認（以下「実条件性能確認」という。）するために十分な方法（事故時等の条件を模擬で（運転上の制限の確認は、実条件性能確認するため）に見直しに伴う変更（運転上の制限の確認は、実条件性能確認するため）を行うことを検証した代替の方法を含む。）により行う。</p> <p>2 この規定第2項で定める頻度及び第3節第19条から第84条の2の第3項（以下、各条において「この規定第3項」という。）で定める要求される措置の頻度に関して、その確認の間隔は、表85-1に定める範囲内で延長することができる※1※2。ただし、確認回数の低減をして、恒常に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない※1※2。</p> <p><以下、省略></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>・条件性能確認するため十分な方法（事故時等の条件を模擬で（運転上の制限の確認は、実条件性能確認するため）に見直しに伴う変更（運転上の制限の確認は、実条件性能確認するため）を行うことを検証した代替の方法を含む。）により行う。</p> <p>2 この規定第2項で定める頻度及び第3節第19条から第84条の2の第3項（以下、各条において「この規定第3項」という。）で定める要求される措置の頻度に関して、その確認の間隔は、表85-1に定める範囲内で延長することができる※1※2。ただし、確認回数の低減をして、恒常に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない※1※2。</p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合)</p> <p>第 87 条 各課長（土木建築課長を除く。）は、予防保全を目的とした点検・保修を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲内で実施する^{*1}。なお、運用方法については、表 86-1 の例に準拠するものとする。</p> <p>2 各課長（土木建築課長を除く。）は、予防保全を目的とした点検・保修を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合であって、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲を超えて実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置を定め、その有効性について確率論的リスク評価等を用いて確認し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する^{*1}。</p> <p>3 各課長（土木建築課長を除く。）は、表 87-1 で定める設備について、保全計画に基づき定期的に行う点検・保修を実施する場合は、同表に定める点検時の措置を、<u>その有効性について確率論的リスク評価等を用いて検証した上で、実施する。</u></p> <p style="text-align: right;"><以下、省略></p>	<p>(予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合)</p> <p>第 87 条 各課長（土木建築課長を除く。）は、予防保全を目的とした点検・保修を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を、その有効性について確率論的リスク評価等を用いて検証した上で、要求される完了時間の範囲内で実施する^{*1}。なお、運用方法については、表 86-1 の例に準拠するものとする。</p> <p>2 各課長（土木建築課長を除く。）は、予防保全を目的とした点検・保修を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合であって、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲を超えて実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置を定め、その有効性について確率論的リスク評価等を用いて確認し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する^{*1}。</p> <p>3 各課長（土木建築課長を除く。）は、表 87-1 で定める設備について、保全計画に基づき定期的に行う点検・保修を実施する場合は、同表に定める点検時の措置を、<u>その有効性について確率論的リスク評価等を用いて検証した上で、実施する。</u></p> <p style="text-align: right;"><以下、省略></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 （措置の有効性について確率論的リスク評価等を用いて検証することを規定）</p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 後	備 考
(新燃料の運搬) 第92条 保修課長は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合は、燃料取扱建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ビックトククレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用する。	(新燃料の運搬) 第92条 保修課長は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合は、燃料取扱建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ビックトククレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用する。	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 〔新燃料の運搬前の遵守事項に係る規定の充実〕
<中 路>	<中 路>	
3 技術課長及び保修課長は、発電所内において、新燃料を収納した新燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合又は船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 保修課長は、容器の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。 (2) 保修課長は、容器及び車両の適当箇所に法令に定める標識を付けること。 (3) 技術課長は、容器及び車両の適当箇所に法令に定める標識及び経験を有する者を同行させ、保安のため必要な監督を行わせること。 (4) 保修課長は、核燃料物質の取扱いに關し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のため必要な監督を行わせること。 (5) 保修課長は、運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。 (6) 保修課長は、車両を徐行させること。	3 技術課長及び保修課長は、発電所内において、新燃料を収納した新燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合又は船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、次の事項を遵守し、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。 (1) 保修課長は、容器の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。 (2) 保修課長は、法令に定める危険物と混載しないこと。 (3) 技術課長は、容器及び車両の適当箇所に法令に定める標識を付けること。 (4) 保修課長は、核燃料物質の取扱いに關し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のため必要な監督を行わせること。 (5) 保修課長は、運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。 (6) 保修課長は、車両を徐行させること。	5 技術課長は、第3項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面の放射性物質の密度（以下「表面汚染密度」という。）が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第104条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。 6 技術課長は、管理区域内で第104条第1項(1)に定める区域に新燃料を収納した新燃料輸送容器を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。 7 技術課長は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

第92条 続き (新規追加)	変 更 前	変 更 後	備 考
第92条 続き			
<p>8 所長は、新燃料を収納した新燃料輸送容器が法令で定められたた技術基準に適合するものであることを確認するための検査を総括する。</p> <p>9 所長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、新燃料を運搬する組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>10 前項の検査実施責任者は、新燃料を運搬する場合、次の検査を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 外観検査 (2) 吊上検査 (3) 重量検査 (4) 表面密度検査 (5) 線量当量率検査 (6) 未臨界検査 (7) 収納物検査 			

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 後	備 考
<p>(燃料の検査)</p> <p>第94条 技術課長は、定期検査時に、装荷予定の照射された燃料のうちから燃料集合体外観検査を行う燃料を選定し、健全性に異常のないことを確認する。</p> <p>2 技術課長は、定期検査時における1次冷却材中のよう素131の増加量の測定結果等に基づき、燃料取替の措置を講じる場合は、シッピング検査を行い、燃料の使用の可否を判断する。なお、漏えいと判断した燃料については、あわせて燃料集合体外観検査を行う。</p> <p>3 技術課長は、第1項又は第2項の検査の結果、使用しないと判断した燃料のうち、使用済燃料ラックに収納することが適切でないと判断した燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じる。</p> <p>4 保修課長は、第1項又は第2項の検査を実施するため燃料を移動する場合は、次の事項を遵守する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 使用済燃料ビットクレーンを使用すること。 (2) 燃料の移動に際し、燃料の落下を防止する措置を講じること。 (3) 使用済燃料ビットクレーン使用時の吊荷の重量及び吊上げ上限高さを管理すること。 	<p>(燃料の検査)</p> <p>第94条 技術課長は、定期事業者検査時に、装荷予定の照射された燃料のうちから燃料集合体外観検査を行う燃料を選定し、健全性に異常のないことを確認するとともに、燃料の使用の可否を判断する。</p> <p>2 前項については、第8章の施設管理に基づき実施する。</p> <p>3 技術課長は、第1項の検査の結果、使用済燃料ラックに収納することが適切でないと判断した燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じる。</p> <p>4 保修課長は、第1項の検査を実施するために燃料を移動する場合は、次の事項を遵守する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 使用済燃料ビットクレーンを使用すること。 (2) 燃料の移動に際し、燃料の落下を防止する措置を講じること。 (3) 使用済燃料ビットクレーン使用時の吊荷の重量及び吊上げ上限高さを管理すること。 	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 定期事業者検査により燃料の使用可否を判断すること及び燃料の検査は、施設管理に基づき実施することを規定</p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
(燃料の取替等) 第35条 技術課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、取替炉心の配置、燃料装荷のための安全措置、方法、体制を燃料取替実施計画(燃料装荷)に定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。 <u>2 原子力技術部長及び技術課長は、取替炉心ごとに原子炉の運転履歴及び燃料配置等の変更によつて生じる炉心特性の変化を考慮し、原子炉設置(変更)許可申請書に基づき設定する制限値(燃料の機械設計、核設計及び熱水力設計を考慮した安全評価の解析入力値、設計条件に基づく値又は設計方針による値)を満足することを確認するため、次の各号を実施する。</u> <u>(1) 原子力技術部長は、第1項の燃料取替実施計画(燃料装荷)を定める前に、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後の原子炉起動から次回定期検査を開始するまでの期間において原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度を用いて、以下の項目について取替炉心の安全性評価を行い、その評価結果を技術課長へ通知する。技術課長は、その評価結果が、制限値を満足していることを確認する。</u> <u>(1) 反応度停止余裕 (2) 最大線出力密度 (3) 燃料集合体最高燃焼度 (4) 水平方向ピーチング係数 $F_{N_{XY}}$ (5) 減速材温度係数 (6) 最大反応度添加率 (7) 制御棒クリスマ落下降時のワース及び $F_{N_{\Delta H}}$ (8) 制御棒クリスマ飛出し時のワース及び F_Q</u> <u>(2) 技術課長は、取替炉心の安全性の評価結果が、制限値を満足していることの確認を行い、原子炉主任技術者の確認を得て、所長に報告する。</u> <u>3 燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後に、第2項の期間を延長する場合には、あらかじめ原子力技術部長は、その延長する期間も含め第2項に定める評価を行い、その評価結果を技術課長へ通知する。技術課長は、その評価結果が、制限値を満足していることの確認を行い、原子炉主任技術者の確認を得て、所長に報告する。ただし、延長後の期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度が、第2項の評価に用いた取替炉心の燃焼度を超えていない場合は除く。</u> <以下、省略>	(燃料の取替等) 第95条 技術課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、取替炉心の配置、燃料装荷のための安全措置、方法、体制を燃料取替実施計画(燃料装荷)に定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。 <u>2 原子力技術部長及び技術課長は、取替炉心ごとに原子炉の運転履歴及び燃料配置等の変更によつて(取替炉心の安全性評価に係る規定の充実)</u> <u>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</u> <u>の規定の充実)</u>	

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(使用済燃料の貯蔵)</p> <p>第96条 技術課長及び保修課長は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p><中 略></p> <p>(使用済燃料の貯蔵)</p> <p>第36条 技術課長及び保修課長は、使用済燃料(以下、照射済燃料を含む)を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p><中 略></p> <p>(5) 技術課長は、使用済燃料ラックに収納することが適切でないと判断した使用済燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じること。 (6) 保修課長は、使用済燃料の貯蔵に際し、使用済燃料の落下を防止する措置を講じること。 (7) 保修課長は、使用済燃料ピット周辺に設置する設備については、使用済燃料ピットに影響及ぼす落下物となる可能性が考えられる場合は、落下を防止する措置を講じること。 (8) 保修課長は、使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量及び吊上げ上限高さを管理すること。 (9) 技術課長は、原子炉に全ての燃料が装備されている状態で、使用済燃料ピットに1炉心以上の使用済燃料ラックの空き容量を確保することを、(1)に定める巡視点検時に確認すること。</p> <p><以下、省略></p> <p>(5) 保修課長は、使用済燃料の貯蔵に際し、使用済燃料の落下を防止する措置を講じること。 (6) 保修課長は、使用済燃料ピット周辺に設置する設備については、使用済燃料ピットに影響及ぼす落下物となる可能性が考えられる場合は、落下を防止する措置を講じること。 (7) 保修課長は、使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量及び吊上げ上限高さを管理すること。 (8) 保修課長は、原子炉に全ての燃料が装備されている状態で、使用済燃料ピットに1炉心以上の使用済燃料ラックの空き容量を確保することを、(1)に定める巡視点検時に確認すること。</p> <p><以下、省略></p> <p>*原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (使用済燃料の貯蔵に係る規定の充実)</p>		

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>(使用済燃料の運搬)</p> <p>第97条 保修課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、キャスクピットにおいて、使用済燃料ビックトレーン、燃料取扱建屋クレーンを使用する。</p> <p><中略></p> <p>3 技術課長及び保修課長は、発電所において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 保修課長は、容器の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(2) 保修課長は、法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(3) 技術課長は、運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立ち入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。</p> <p>(4) 保修課長は、車両を徐行させること。</p> <p>(5) 保修課長は、核燃料物質の取扱いに關し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>(6) 技術課長は、容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>4 技術課長は、第3項の運搬において、運搬前に容器等の総量当量率が法令に定める値を超えないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第104条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5 技術課長は、管理区域内で第104条第1項(1)に定める区域に使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>6 技術課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>(使用済燃料の運搬)</p> <p>第97条 保修課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、キャスクピットにおいて、使用済燃料ビックトレーン、燃料取扱建屋クレーンを使用する。</p> <p><中略></p> <p>3 技術課長及び保修課長は、発電所において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、次の事項を遵守し、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。</p> <p>(1) 保修課長は、容器の車両への積付けに際し、運搬を防止する措置を講じること。</p> <p>(2) 保修課長は、法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(3) 保修課長は、運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立ち入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。</p> <p>(4) 保修課長は、車両を徐行させること。</p> <p>(5) 保修課長は、核燃料物質の取扱いに關し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>(6) 技術課長は、容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>4 技術課長は、第3項の運搬において、運搬前に容器等の総量当量率が法令に定める値を超えないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第104条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5 技術課長は、管理区域内で第104条第1項(1)に定める区域に使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を移動する場合は、「移動前に容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>6 技術課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>7 所長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、使用済燃料を運搬する組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>8 前項の検査実施責任者は、使用済燃料を運搬する場合、次の検査を実施する。</p> <p>(1) 外観検査</p> <p>(2) 吊上検査</p> <p>(3) 重量検査</p> <p>(4) 表面密度検査</p> <p>(5) 線量当量率検査</p> <p>(6) 未臨界検査</p> <p>(7) 収納物検査</p> <p>(8) 温度測定検査</p> <p>(9) 気密性検査</p> <p>(10) 圧力測定検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (使用済燃料の運搬前の運搬) ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (事項に係る規定の充実) (主語の見直し) ・記載の適正化に伴う変更 (主語の見直し) ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (使用済燃料の運搬前の運搬) ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (使用済燃料を収納した輸送容器を管理区域外に運搬する場合の遵守事項等を規定) 	<p>(使用済燃料の運搬)</p> <p>第97条 保修課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、キャスクピットにおいて、使用済燃料ビックトレーン、燃料取扱建屋クレーンを使用する。</p> <p><中略></p> <p>3 技術課長及び保修課長は、発電所において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 保修課長は、容器の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(2) 保修課長は、法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(3) 保修課長は、運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立ち入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。</p> <p>(4) 保修課長は、車両を徐行させること。</p> <p>(5) 保修課長は、核燃料物質の取扱いに關し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>(6) 技術課長は、容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>4 技術課長は、第3項の運搬において、運搬前に容器等の総量当量率が法令に定める値を超えないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第104条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5 技術課長は、管理区域内で第104条第1項(1)に定める区域に使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を移動する場合は、「移動前に容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>6 技術課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>7 所長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、使用済燃料を運搬する組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>8 前項の検査実施責任者は、使用済燃料を運搬する場合、次の検査を実施する。</p> <p>(1) 外観検査</p> <p>(2) 吊上検査</p> <p>(3) 重量検査</p> <p>(4) 表面密度検査</p> <p>(5) 線量当量率検査</p> <p>(6) 未臨界検査</p> <p>(7) 収納物検査</p> <p>(8) 温度測定検査</p> <p>(9) 気密性検査</p> <p>(10) 圧力測定検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (使用済燃料の運搬前の運搬) ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (使用済燃料を収納した輸送容器を管理区域外に運搬する場合の遵守事項等を規定) 	<p>(使用済燃料の運搬)</p> <p>第97条 保修課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、キャスクピットにおいて、使用済燃料ビックトレーン、燃料取扱建屋クレーンを使用する。</p> <p><中略></p> <p>3 技術課長及び保修課長は、発電所において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 保修課長は、容器の車両への積付けに際し、運搬を防止する措置を講じること。</p> <p>(2) 保修課長は、法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(3) 保修課長は、運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立ち入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。</p> <p>(4) 保修課長は、車両を徐行させること。</p> <p>(5) 保修課長は、核燃料物質の取扱いに關し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>(6) 技術課長は、容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>4 技術課長は、第3項の運搬において、運搬前に容器等の総量当量率が法令に定める値を超えないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第104条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5 技術課長は、管理区域内で第104条第1項(1)に定める区域に使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を移動する場合は、「移動前に容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>6 技術課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>7 所長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、使用済燃料を運搬する組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>8 前項の検査実施責任者は、使用済燃料を運搬する場合、次の検査を実施する。</p> <p>(1) 外観検査</p> <p>(2) 吊上検査</p> <p>(3) 重量検査</p> <p>(4) 表面密度検査</p> <p>(5) 線量当量率検査</p> <p>(6) 未臨界検査</p> <p>(7) 収納物検査</p> <p>(8) 温度測定検査</p> <p>(9) 気密性検査</p> <p>(10) 圧力測定検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (使用済燃料の運搬前の運搬) ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (使用済燃料を収納した輸送容器を管理区域外に運搬する場合の遵守事項等を規定)

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>第6章 放射性廃棄物管理</p> <p>(放射性廃棄物管理に係る基本方針)</p> <p>第98条 巻電所における放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆被ばくを、定められた限度以下であつてかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p> <p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第98条の2 各課長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵^{※1}又は保管する。</p> <p><中略></p>	<p>第6章 放射性廃棄物管理</p> <p>(放射性固体廃棄物に係る基本方針)</p> <p>第98条 各課長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵^{※1}又は保管する。</p> <p>5 保修課長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること。ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。 (2) 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。 (3) 法令に定める危険物と混載しないこと。 (4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>6 保修課長は、第5項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第104条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>7 安全管理課長は、技術課長、保修課長及び巻電課長が管理区域内で第104条第1項(1)に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>8 安全管理課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>9 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(A LARAの精神にのっとり排気、排水等を管理することを規定)</p> <p>10 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(放射性廃棄物の運搬前の遵守事項に係る規定の充実)</p> <p>11 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(放射性廃棄物を発電所外に廃棄する場合の遵守事項を規定)</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(A LARAの精神にのっとり排気、排水等を管理することを規定)</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(放射性廃棄物の運搬前の遵守事項に係る規定の充実)</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(放射性廃棄物を発電所外に廃棄する場合の遵守事項を規定)</p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
	<p style="text-align: center;">第 98 条の 2 続き</p> <p>【新規追加】</p> <p>9 保修課長は、発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は所長の承認を得る。</p> <p>10 保修課長は、第 9 項の運搬において、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入されていること。</p> <p>(2) 法令に定める書類及び物品以外のものが収納されていないこと。</p> <p>11 保修課長は、第 9 項の運搬において、運搬前に容器等の稼働率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、第 104 条第 1 項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p style="text-align: center;"><以下、省略></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 ・放射性廃棄物を発電所外に陸揚する場合の運行事項を規定

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>(事故由来放射性物質の降下物の影響確認)</p> <p>第 98 条の 2 安全管理課長は、原子炉等規制法及び電気事業法に基づく工事計画（変更）認可申請書に記載されている設備・機器等（以下「設備・機器等」という。）について、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質の降下物（以下「降下物」という。）の影響の有無を確認する場合は、適切な測定方法により、降下物の分布調査を行う。</p> <p><以下、省略></p>	<p>(事故由来放射性物質の降下物の影響確認)</p> <p>第 98 条の 3 安全管理課長は、原子炉等規制法及び電気事業法に基づく設計及び工事計画（変更）認可申請書に記載されている設備・機器等（以下「設備・機器等」という。）について、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質の降下物（以下「降下物」という。）の影響の有無を確認する場合は、適切な測定方法により、降下物の分布調査を行う。</p> <p><以下、省略></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 ・実用規則の改正に伴う変更、条文番号の繰り下げる

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">【新規追加】</p> <p>(輸入廃棄物の管理)</p> <p><u>第36条の4 原子力技術部長は、輸入廃棄物を廃棄物管理条例設に廃棄する場合は、当該輸入廃棄物が法令に定める基準に適合したものであることを確実にする。</u></p> <p><u>2 原子力技術部長は、輸入廃棄物の管理を実施する組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</u></p> <p><u>3 前項の検査実施責任者は、検査実施体制を構築し、検査要領書を定め、輸入廃棄物が法令で定める基準に適合することを最終判断する。</u></p>		<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 輸入廃棄物の廃棄に係る規定を追加

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>(放出管理用計測器の管理)</p> <p>第101条 安全管理課長及び保修課長は、表101-1に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となつた場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p><以下、省略></p>	<p>(放出管理用計測器の管理)</p> <p>第101条 安全管理課長及び保修課長は、表101-1に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し、機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となつた場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p><以下、省略></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 ・放出管理用計測器の機能維持に係る規定の充実)

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考																																			
<p>第7章 放射線管理</p> <p>【新規追加】</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>(放射線管理に係る基本方針)</p> <p>第103条 発電所における放射線管理に係る保安活動は、放射線による従業員等の被ばくを、定めた限度以下であつてかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p> <p>第1節 区域管理</p> <p>(管理区域の設定・解除)</p> <p>第103条の2 管理区域は、添付4に示す区域とする。</p> <p><中略></p> <p>4 安全管理課長は、添付4における管理区域境界付近又は管理区域設定・解除予定エリアにおいて、表103-1に示す作業を行う場合は、3か月以内に限り管理区域を設定又は解除することができる。設定又は解除に当たっては、安全管理課長は、目的、期間及び場所を明らかにし、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、安全管理課長は、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p><中略></p> <p>*原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (A LARAの精神にのっとり従業員等の被ばくを管理することを規定)</p> <p>*原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (節番号、条文番号及び表番号の繰り下げる)</p>	<p>第7章 放射線管理</p> <p>【新規追加】</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>(放射線管理に係る基本方針)</p> <p>第103条 発電所における放射線管理に係る保安活動は、放射線による従業員等の被ばくを、定めた限度以下であつてかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p> <p>第1節の2 区域管理</p> <p>(管理区域の設定・解除)</p> <p>第103条の2 管理区域は、添付4に示す区域とする。</p> <p><中略></p> <p>4 安全管理課長は、添付4における管理区域境界付近又は管理区域設定・解除予定エリアにおいて、表103の2-1に示す作業を行なう場合は、3か月以内に限り管理区域を設定又は解除することができる。設定又は解除に当たっては、安全管理課長は、目的、期間及び場所を明らかにし、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、安全管理課長は、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p><中略></p> <p>表103の2-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>タンク点検等</th> <th>監視カメラ点検等</th> <th>監視カメラ点検等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポンプ点検等</td> <td>扉・シャッター修理他作業</td> <td>扉・シャッター修理他作業</td> </tr> <tr> <td>バルブ点検等</td> <td>清掃作業</td> <td>清掃作業</td> </tr> <tr> <td>配管点検等</td> <td>建物補修</td> <td>建物補修</td> </tr> <tr> <td>ケーブル点検等</td> <td>搬出入作業</td> <td>搬出入作業</td> </tr> <tr> <td>空調点検等</td> <td>物品の収置</td> <td>物品の収置</td> </tr> <tr> <td>計測器類点検等</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>表103-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>タンク点検等</th> <th>監視カメラ点検等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポンプ点検等</td> <td>扉・シャッター修理他作業</td> </tr> <tr> <td>バルブ点検等</td> <td>清掃作業</td> </tr> <tr> <td>配管点検等</td> <td>建物補修</td> </tr> <tr> <td>ケーブル点検等</td> <td>搬出入作業</td> </tr> <tr> <td>空調点検等</td> <td>物品の収置</td> </tr> <tr> <td>計測器類点検等</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	タンク点検等	監視カメラ点検等	監視カメラ点検等	ポンプ点検等	扉・シャッター修理他作業	扉・シャッター修理他作業	バルブ点検等	清掃作業	清掃作業	配管点検等	建物補修	建物補修	ケーブル点検等	搬出入作業	搬出入作業	空調点検等	物品の収置	物品の収置	計測器類点検等			タンク点検等	監視カメラ点検等	ポンプ点検等	扉・シャッター修理他作業	バルブ点検等	清掃作業	配管点検等	建物補修	ケーブル点検等	搬出入作業	空調点検等	物品の収置	計測器類点検等		<p>*原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (A LARAの精神にのっとり従業員等の被ばくを管理することを規定)</p> <p>*原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (節番号、条文番号及び表番号の繰り下げる)</p>
タンク点検等	監視カメラ点検等	監視カメラ点検等																																			
ポンプ点検等	扉・シャッター修理他作業	扉・シャッター修理他作業																																			
バルブ点検等	清掃作業	清掃作業																																			
配管点検等	建物補修	建物補修																																			
ケーブル点検等	搬出入作業	搬出入作業																																			
空調点検等	物品の収置	物品の収置																																			
計測器類点検等																																					
タンク点検等	監視カメラ点検等																																				
ポンプ点検等	扉・シャッター修理他作業																																				
バルブ点検等	清掃作業																																				
配管点検等	建物補修																																				
ケーブル点検等	搬出入作業																																				
空調点検等	物品の収置																																				
計測器類点検等																																					
		<p>- 152 -</p>																																			

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(線量の評価)</p> <p>第 110 条 安全管理課長は、所員の放射線業務従事者の実効線量及び等価線量を表 110-1 に定める項目及び頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p><以下、省略></p> <p>(放射線業務従事者の線量管理等)</p> <p>第110条 各課長は、管理区域内で作業を実施する場合、作業内容に応じて作業計画を立てるとともに、放射線防護上必要な措置を講じることで放射線業務従事者の線量低減に努める。</p> <p>2 安全管理課長は、所員の放射線業務従事者の実効線量及び等価線量を表 110-1 に定める項目及び頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p><以下、省略></p>		<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 ・各名稱の変更及び管理区域内の作業計画の立案、放射線業務従事者の線量低減に努めること ・精神に基づく活動) を規定

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;"><u>【新規追加】</u></p> <p>(平常時の環境放射線モニタリング)</p> <p>第112条の2 安全管理課長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、平常時の環境放射線モニタリングの計画を立案し、その計画に基づき測定を行い評価する。</p> <p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第113条 安全管理課長及び保修課長は、表113-1に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し、機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となつた場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p><以下、省略></p>	<p>(平常時の環境放射線モニタリング)</p> <p>第112条の2 安全管理課長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、平常時の環境放射線モニタリングの計画を立案及ひそれに基づく測定・評価を行うことを規定)</p> <p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第113条 安全管理課長及び保修課長は、表113-1に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し、機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となつた場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p><以下、省略></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 ・平常時の環境放射線モニタリングの立案及びそれに基づく測定・評価を行うことを規定) ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 ・放射線計測器類の定期的な確認により機能維持を図ることを規定)

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>(管理区域外への搬出及び運搬)</p> <p>第114条 安全管理課長は、各課（室、センター）長が管理区域外に搬出する物品又は管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から搬出される場合は、この限りでない。</p> <p>2 各課長は、管理区域外に核燃料物質等（第92条、第97条及び第98条の2に定めるものを除く。以下、本条において同じ。）を運搬する場合又は船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、第98条第5項を準用する。</p> <p>3 安全管理課長は、第2項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p><以下、省略></p> <p>(発電所外への運搬)</p> <p>第115条 技術課長、安全管理課長、保修課長、土木建築課長及び発電課長は、核燃料物質等（第92条、第97条及び第98条に定めるものを除く。）を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>2 技術課長、安全管理課長、保修課長、土木建築課長及び発電課長は、運搬にあたっては法令に定める核燃料物質等の区分に応じた輸送物として運搬する。</p> <p>3 技術課長、安全管理課長、保修課長、土木建築課長及び発電課長は、運搬前に次の事項を確認すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法令に適合する容器に封入されていること。 (2) 法令に定める書類及び物品以外のものが収納されていないこと。 (3) L型輸送物については、開封されたときには、みだりに開封されないように、かか、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置を講じること。 (4) A型輸送物若しくはBM型輸送物については、みだりに開封されないように、かか、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置を講じること。 <p>4 技術課長、安全管理課長、保修課長、土木建築課長及び発電課長は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p>	<p>(管理区域外等への搬出及び運搬)</p> <p>第114条 安全管理課長は、各課（室、センター）長が管理区域外に搬出する物品又は管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から搬出される場合は、この限りでない。</p> <p>2 各課長は、管理区域外に核燃料物質等（第92条、第97条及び第98条の2に定めるものを除く。以下、本条において同じ。）を運搬する場合又は船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、第98条の2第5項を準用する。</p> <p>3 安全管理課長は、第2項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p><以下、省略></p> <p>(発電所外への運搬)</p> <p>第115条 技術課長、安全管理課長、保修課長、土木建築課長及び発電課長は、核燃料物質等（第92条、第97条及び第98条に定めるものを除く。）を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>2 技術課長、安全管理課長、保修課長、土木建築課長及び発電課長は、運搬にあたっては法令に定める核燃料物質等の区分に応じた輸送物として運搬する。</p> <p>3 技術課長、安全管理課長、保修課長、土木建築課長及び発電課長は、運搬前に次の事項を確認すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法令に適合する容器に封入されていること。 (2) 法令に定める書類及び物品以外のものが収納されていないこと。 (3) L型輸送物については、開封されたときには、みだりに開封されないように、かか、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置を講じること。 (4) A型輸送物若しくはBM型輸送物については、みだりに開封されないように、かか、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置を講じること。 <p>4 技術課長、安全管理課長、保修課長、土木建築課長及び発電課長は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（条文番号の繰り下げ及び管轄区域外への運搬時の確認事項について、運搬前に行うこと）を明記）</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（条文番号の繰り下げ、発電所外への運搬時の確認事項について、運搬前に運搬前の遵守状況を確認すること）を規定）</p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>第8章 保守管理</p> <p>(保守管理計画)</p> <p>第118条 保守管理を実施するに当たり、以下の保守管理計画を定める。</p> <p>1 定義</p> <p>本「保守管理計画」における用語の定義は、以下を除き「原子力発電所の保守管理規程（JEAC209-2007）」に定うるものとする。</p> <p>(1) 発電所組織 ：第4条に定める組織のうち発電所の組織をいう。</p> <p>(2) 原子力部門 ：第4条に定める組織のうち原子力発電本部長、原子力総括部長及びその所掌する組織、安全・品質保証部長及びその所掌する組織、原子力管理部長及びその所掌する組織、原子力建設部長及びその所掌する組織、原子力技術部長及びその所掌する組織、廃止措置統括室長及びその所掌する組織、原子力土木建築部長及びその所掌する組織、及び発電所組織をいう。</p> <p>(3) PWR事業者連絡会 ：国内PWRプラントの安全安定運転のために、PWRプラントを所有する国内電力会社と国内PWRプラントメーカーとの間で必要な技術検討の実施並びに技術情報を共有するための連絡会のことを行う。</p> <p>2 保守管理の実施方針及び保守管理目標</p> <p>(1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、保守管理の継続的な改善を図るため、保守管理の現状等を踏まえ、保守管理の実施方針を定める。また、12の保守管理の有効性評価の結果、及び保守管理を行う観点から特別な状態（7.3参照）を踏まえ保守管理の実施方針の見直しを行う。</p> <p>(2) さらには、第118条の2に定める長期保守管理方針を策定又は変更した場合には、長期施設管理方針に従い保全を実施することを保守管理の実施方針に反映する。</p> <p>(3) 原子力部門は、保守管理の実施方針に基づき、保守管理の改善を図るための保守管理目標を設定する。また、12の保守管理の有効性評価の結果、及び保守管理を行う観点から特別な状態（7.3参照）を踏まえ保守管理の見直しを行う。</p> <p>3 保全プログラムの策定</p> <p>発電所組織は、2の保守管理目標を達成するため4より11からなる保全プログラムを策定する。また、12の保守管理の有効性評価の結果、及び保守管理を行う観点から特別な状態（7.3参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p>	<p>第8章 施設管理</p> <p>(施設管理計画)</p> <p>第118条 原子炉施設について原子炉設置（変更）許可を受けた設備に係る事項及び「実用卷電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</p> <p>【施設管理計画】</p> <p>1 定義</p> <p>本施設管理計画における用語の定義は、以下のとおりとする（以下、本章において同じ）。</p> <p>(1) 発電所組織 ：第4条に定める組織のうち発電所の組織をいう。</p> <p>(2) 原子力部門 ：第4条に定める組織のうち原子力発電本部長、原子力総括部長及びその所掌する組織、安全・品質保証部長及びその所掌する組織、原子力管理部長及びその所掌する組織、原子力建設部長及びその所掌する組織、原子力技術部長及びその所掌する組織、廃止措置統括室長及びその所掌する組織、原子力土木建築部長及びその所掌する組織、及び発電所組織をいう。</p> <p>(3) PWR事業者連絡会 ：国内PWRプラントの安全安定運転のために、PWRプラントを所有する国内電力会社と国内PWRプラントメーカーとの間で必要な技術検討の実施並びに技術情報を共有するための連絡会のことを行う。</p> <p>2 施設管理の実施方針及び施設管理目標</p> <p>(1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理の実施方針を定める。また、12の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（7.3参照）を踏まえ施設管理の実施方針の見直しを行う。</p> <p>(2) さらに、第118条の6に定める長期施設管理方針を策定又は変更した場合には、長期施設管理方針に従い保全を実施することを施設管理の実施方針に反映する。</p> <p>(3) 原子力部門は、施設管理の実施方針に基づき、施設管理の改善を図るために施設管理目標を設定する。また、12の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（7.3参照）を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。</p> <p>3 保全プログラムの策定</p> <p>発電所組織は、2の施設管理目標を達成するため4より11からなる保全プログラムを策定する。また、12の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（7.3参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則及び保安規則等に係る検査基準の改正、並びに原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドの反映)</p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>4 保全対象範囲の策定 発電所組織は、原子炉施設の中から、各号炉ごとに保全を行なうべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。</p> <p>(1) 重要度分類指針において、一般の産業施設よりも更に高度な信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備</p> <p>(2) 重要度分類指針において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備</p> <p>(3) 設置変更許可申請書及び工事計画認可申請書で保管及び設置要求があり許可を受けた設備</p> <p><中略></p>	<p>4 保全対象範囲の策定 発電所組織は、原子炉施設の中から、各号炉ごとに保全を行なうべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。</p> <p>(1) 重要度分類指針において、一般の産業施設よりも更に高度な信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備</p> <p>(2) 重要度分類指針において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備</p> <p>(3) 原子炉設置(変更)許可申請書及び設計及び工事計画認可申請書で保管及び設置要求があり許可を受けた設備</p> <p>可又は認可を受けた設備</p> <p><中略></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則及び保安規定等)</p> <p>・事業者検査基準の改正、並びに原子力事業者等における使用前事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドの反映</p> <p>・記載の適正化に伴う変更 (原子炉設置(変更)許可申請書に修正)</p>
<p>5 保全重要度の設定 発電所組織は、4の保全対象範囲について系統ごとの範囲と機能を明確にしたうえで、構築物、系統及び機器の施設管理の重要度として点検に用いる重要度(以下「保全重要度」という。)と設計及び工事に用いる重要度を設定する。</p> <p>(1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため重大事故等対処設備に該当すること若しくは、重要度分類指針の重要度に基づき、確率論的リスク評価から得られるリスク情報を考慮して設定する。</p> <p>(2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。</p> <p>なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、確率論的リスク評価から得られるリスク情報、運転経験等を考慮することができます。</p> <p>(3) 構築物の保全重要度は、(1)又は(2)に基づき設定する。</p> <p>(4) 設計及び工事に用いる重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重大事故等対処設備の該当有無、重要度分類指針の重要度等を組み合わせて設定する。</p> <p>(5) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行なう。</p> <p><中略></p>	<p>5 施設管理の重要度の設定 発電所組織は、4の保全対象範囲について系統ごとの範囲と機能を明確にしたうえで、構築物、系統及び機器の施設管理の重要度として点検に用いる重要度(以下「保全重要度」という。)と設計及び工事に用いる重要度を設定する。</p> <p>(1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため重大事故等対処設備に該当すること若しくは、重要度分類指針の重要度に基づき、確率論的リスク評価から得られるリスク情報を考慮して設定する。</p> <p>(2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。</p> <p>なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、確率論的リスク評価から得られるリスク情報、運転経験等を考慮することができます。</p> <p>(3) 構築物の保全重要度は、(1)又は(2)に基づき設定する。</p> <p>(4) 設計及び工事に用いる重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重大事故等対処設備の該当有無、重要度分類指針の重要度等を組み合わせて設定する。</p> <p>(5) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行なう。</p> <p><中略></p>	<p>・記載の適正化に伴う変更 (重大事故等対処設備の反映)</p>
<p>6 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視 (1) 発電所組織は、保全の有効性を監視、評価するために5の保全重要度を踏まえ、プラントレベル及び系統レベルの保全活動管理指標を設定する。</p> <p>a プラントレベルの保全活動管理指標として、以下のものを設定する。</p> <p>① 7000 臨界時間当たりの計画外自動・手動トリップ回数</p> <p>② 7000 臨界時間当たりの計画外外出力変動回数</p> <p>③ 工学的安全施設の計画外作動回数</p> <p>b 系統レベルの保全活動管理指標</p> <p>系統レベルの保全活動管理指標として、5(1)の施設管理の重要度の高い系統のうち、重要度分類指針クラス1、クラス2及びリスク重要度の高い系統機能並びに重大事故等対処設備に対して以下のものを設定する。</p> <p><中略></p>	<p>6 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視 (1) 発電所組織は、保全の有効性を監視、評価するために5の保全重要度を踏まえ、施設管理目標の中でプラントレベル及び系統レベルの保全活動管理指標を設定する。</p> <p>a プラントレベルの保全活動管理指標として、以下のものを設定する。</p> <p>① 7000 臨界時間当たりの計画外自動・手動トリップ回数</p> <p>② 7000 臨界時間当たりの計画外外出力変動回数</p> <p>③ 工学的安全施設の計画外作動回数</p> <p>b 系統レベルの保全活動管理指標</p> <p>系統レベルの保全活動管理指標として、5(1)の施設管理の重要度の高い系統のうち、重要度分類指針クラス1、クラス2及びリスク重要度の高い系統機能並びに重大事故等対処設備に対して以下のものを設定する。</p> <p><中略></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (安全実績指標に関するガイドの反映)</p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>7 保全計画の策定</p> <p>(1) 発電所組織は、4 の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 点検計画 (7.1 参照) b 維修、取替え及び改造計画 (7.2 参照) c 特別な保全計画 (7.3 参照) <p>(2) 発電所組織は、保全計画の策定に当たって、5 の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、11 の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</p> <p><中略></p> <p>7.1 点検計画の策定</p> <p>(1) 発電所組織は、原子炉停止中又は運転中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p><中略></p> <p>7.1 点検計画の策定</p> <p>(1) 発電所組織は、原子炉停止中又は運転中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p><中略></p> <p>- 【新規追加】</p> <p>(4) 管理組織は、点検を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査※3により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 事業者検査の具体的な方法 b 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査の項目、評価方法及び管理基準 c 事業者検査の実施時期 <p>※3：事業者検査とは、点検及び工事に伴うリースのため、点検及び工事とは別に、要求事項への適合を確認する合否判定行為であり、第 118 条の 4 による使用前事業者検査及び第 118 条の 5 による定期事業者検査をいう(以下、本条において同じ)。</p>	<p>7 保全計画の策定</p> <p>(1) 発電所組織は、4 の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 点検計画 (7.1 参照) b 設計及び工事の計画 (7.2 参照) c 特別な保全計画 (7.3 参照) <p>(2) 発電所組織は、保全計画の策定に当たって、5 の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、11 の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</p> <p><中略></p> <p>7.1 点検計画の策定</p> <p>(1) 発電所組織は、原子炉停止中又は運転中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p><中略></p> <p>7.1 点検計画の策定</p> <p>(1) 発電所組織は、原子炉停止中又は運転中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p><中略></p> <p>- 【新規追加】</p> <p>(4) 管理組織は、点検を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査※3により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 事業者検査の具体的な方法 b 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査の項目、評価方法及び管理基準 c 事業者検査の実施時期 <p>※3：事業者検査とは、点検及び工事に伴うリースのため、点検及び工事とは別に、要求事項への適合を確認する合否判定行為であり、第 118 条の 4 による使用前事業者検査及び第 118 条の 5 による定期事業者検査をいう(以下、本条において同じ)。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則及び保安規定審査基準の改正、並びに原子力事業者等における使用前事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドの反映)</p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>7.2 横修・取替え及び改造計画の策定</p> <p>(1) 発電所組織は、補修、取替え及び改造を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 発電所組織は、補修、取替え及び改造を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を發揮しうる状態にあることを検査及び試験により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 検査及び試験の具体的方法 b 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するため必要な検査及び試験の項目、評価方法及び管理基準 c 検査及び試験の実施時期 <p><中略></p> <p>8 保全の実施</p> <p>(1) 発電所組織は、7で定めた保全計画に従って保全を実施する。</p> <p>(2) 発電所組織は、保全の実施に当たって、第118条の2による設計管理及び第118条の3による作業管理を実施する。</p> <p>(3) 原子力部門は、保全の結果について記録する。</p> <p>9 保全の結果の確認・評価</p> <p>9 点検・補修等の結果の確認・評価</p> <p>(1) 発電所組織は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の点検・補修等の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 発電所組織は、原子炉施設の使用を開始するために、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検証するため、事業者検査を実施する。</p> <p>(3) 発電所組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、点検・補修等が実施されていることを、所定の時期までに確認・評価し、記録する。</p> <p>※3:所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p> <p>(1) 原子力部門は、設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。</p> <p>(2) 発電所組織は、原子炉施設に対する使用前点検を行う場合は、運用前点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</p> <p>(3) 発電所組織は、工事を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査以外の検査及び試験(以下「試験等」という。)により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 事業者検査及び試験等の具体的方法 b 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するため必要な事業者検査及び試験等の項目、評価方法及び管理基準 c 事業者検査及び試験等の実施時期 <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 ・実用炉規則及び保安規定期間の改正、並びに原子力事業者等における使用者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドの反映)</p>	<p>7.2 設計及び工事の計画の策定</p> <p>(1) 原子力部門は、設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。</p> <p>(2) 発電所組織は、原子炉施設に対する使用前点検を行う場合は、運用前点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</p> <p>(3) 発電所組織は、工事を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査以外の検査及び試験(以下「試験等」という。)により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 検査及び試験の具体的な方法 b 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するため必要な事業者検査及び試験等の項目、評価方法及び管理基準 c 検査及び試験の実施時期 <p><中略></p> <p>8 保全の実施</p> <p>(1) 発電所組織は、7で定めた保全計画に従って保全を実施する。</p> <p>(2) 原子力部門は、保全の実施に当たって、第118条の2による設計管理及び第118条の3による作業管理を実施する。</p> <p>(3) 原子力部門は、保全の結果について記録する。</p> <p>9 保全の結果の確認・評価</p> <p>9 点検・補修等の結果の確認・評価</p> <p>(1) 発電所組織は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の点検・補修等の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 発電所組織は、原子炉施設の使用を開始するために、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検証するため、事業者検査を実施する。</p> <p>(3) 発電所組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、点検・補修等が実施されていることを、所定の時期までに確認・評価し、記録する。</p> <p>※4:所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p> <p>(1) 発電所組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、点検・補修等が実施されていることを、所定の時期までに確認・評価し、記録する。</p> <p>※3:所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 ・実用炉規則及び保安規定期間の改正、並びに原子力事業者等における使用者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドの反映)</p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 後	備 考
10 点検・補修等の不適合管理、是正処置及び予防処置 (1) 発電所組織は、以下の a 及び b の場合には、不適合管理を行ったうえで、9 の確認・評価の結果を踏まえ実施すべき原子炉施設の点検等の方法、実施頻度及び時期の是正処置並びに予防処置を講じる。 a 点検・補修等を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を發揮しうることを確認・評価できない場合 b 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、定めたプロセスに基づき、点検・補修等が実施されていることが確認・評価できない場合 (2) 発電所組織は、(1) a 及び b の場合の不適合管理、是正処置及び予防処置について記録する。 ＜中略＞	10 不適合管理、是正処置及び未然防止処置 (1) 発電所組織は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下の a 及び b の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講じるとともに、以下の a 及び b に至った場合には、不適合管理を行ったうえで、是正処置を講じる。 a 保全を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を發揮しうることを確認・評価できない場合 b 最最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることが確認・評価できない場合 (2) 発電所組織は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。 (3) 管理組織は、(1) 及び (2) の活動を第 3 条に基づき実施する。 ＜中略＞	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 ・(実用炉規則及び保安規定審査基準の改正、並びに原子力事業者等における使用前事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドの反映)
12 保守管理の有効性評価 (1) 原子力部門は、11 の保全の有効性評価の結果及び 2 の保守管理目標の達成度から、定期的に保守管理の有効性を評価し、保守管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。 (2) 原子力部門は、保守管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。	12 施設管理の有効性評価 (1) 原子力部門は、11 の保全の有効性評価の結果及び 2 の施設管理目標の達成度から、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。 (2) 原子力部門は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。	
13 構成管理 【新規追加】	13 構成管理 原子力部門は、施設管理を通じて以下の要素間の均衡を維持する。 (1) 設計要件（第 3 条 7.2.1 に示す個別業務等要求事項のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものでなければならないか、という要件を含む第 118 条の 2 で実施する設計に対する要求事項をいう。」） (2) 施設構成情報（第 3 条 4.2.1 に示す文書のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなもののかを示す図書、情報」をいう。） (3) 物理的構成（実際の構築物、系統及び機器をいう。）	
14 情報の共有及び活用 原子力部門は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するためるために必要な技術情報を、PWR 事業者連絡会を通じて他の原子炉設置者と共に共有する。 また、保安の向上に資するための技術情報について、自らの原子炉施設の保安を向上させるため、第 3 条 8.5.3 で活用する。	14 情報の共有及び活用 原子力部門は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するためのために必要な技術情報を、PWR 事業者連絡会を通じて他の原子炉設置者と共に共有する。 また、保安の向上に資するための技術情報について、自らの原子炉施設の保安を向上させるため、第 3 条 8.5.3 で活用する。	

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>【新規追加】</p> <p><u>(設計管理)</u></p> <p>第118条の2 原子力部門は、原子炉施設の工事を行う場合、新た本設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。</p> <p>2 原子力部門は、第1項において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第3条7.3に従つて実施する。</p> <p>(1) 保全の結果の反映及び既設設備への影響の考慮を含む、機能及び性能に関する要求事項</p> <p>(2) 「公用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の規定及び原子炉設置許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項</p> <p>(3) 適用可能な場合は、以前の類似した設計から得られた情報</p> <p>(4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</p> <p>3 本条における設計管理には、次条に定める作業管理及び第118条の4に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</p> <p><u>(作業管理)</u></p> <p>第118条の3 発電所組織は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。</p> <p>2 発電所組織は、原子炉施設の点検及び工事を行う場合、原子炉施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。</p> <p>(1) 他の原子炉施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止</p> <p>(2) 供用中の原子炉施設に対する悪影響の防止</p> <p>(3) 供用開始後の管理上重要な初期データの採取</p> <p>(4) 作業工程の管理</p> <p>(5) 供用開始までの作業対象設備の管理</p> <p>(6) 第6章に基づく放射性産廃物管理</p> <p>(7) 第7章に基づく放射線管理</p> <p>3 発電所組織は、原子炉施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れる又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本項及び第13条による巡回点検を定期的に行う。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドの反映)</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドの反映)</p>	

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>【新規追加】</p> <p>(使用前事業者検査の実施)</p> <p>第118条の4 所長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出（以下、本条において「設計認」という。）の対象となる原子炉施設について、設置又は変更の工事に当たり、設工認に従つて行われたものであること、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</p> <p>2 所長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査実施要領書^{※1}を定め、検査を実施する。</p> <p>(3) 検査対象の原子炉施設が次の基準に適合していることを判断することを必要とする検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>a 設工認に従つて行われたものであること。</p> <p>b 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象となる設置が前号a及びbの基準に適合することを最終判断する。</p> <p>4 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査担当者に行わせることができる。このとき、検査担当者として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。</p> <p>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者は別の、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5 検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査担当者の立会程度を定める。</p> <p>6 各課長及び安全品質保証統括室長は、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行ふ。</p> <p>※1：検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他の必要な事項を定めた検査実施要領書を定める。</p> <p>a 構造、強度及び漏えいを確認するためには十分な方法</p> <p>b 機能及び性能を確認するためには十分な方法</p> <p>c その他設工認に従つて行われたものであることを確認するために十分な方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 （実用炉規則及び保安規定審査基準の改正、並びに原子力事業者等における使用前事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドの反映） 	

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>(定期事業者検査の実施)</p> <p>第118条の4 所長は、定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）に係る責任を有し、検査に必要な実施手順及び実施体制を定める。</p> <p>2 防災課長、技術課長、安全管理課長、保修課長及び発電課長は、前項に基づき次の各号の実施体制を確立し、適切に検査を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査の手順を適用法規に従い定める。</p> <p>(3) 検査を手順に従い実施する。</p>	<p>(定期事業者検査の実施)</p> <p>第118条の5 所長は、原子炉施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するることを定期に確認するための定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</p> <p>2 所長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備等の所管課とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査実施要領書¹を定め、それを実施する。</p> <p>(3) 検査対象の原子炉施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合することを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>4 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査担当者に行わせることができる。このとき、検査担当者として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。</p> <p>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備等の所管課とは別の組織の者。</p> <p>(2) 検査対象となる設備の工事又は点検の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者。</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査担当者の立会程度を定める。</p> <p>6 各課長及び安全品質保証統括室長は、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>(4) 検査に協力する事業者に対して管理を行う。</p> <p>(5) 検査に係る記録を管理する。</p> <p>(6) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 ・実用炉規則及び保安規定審査基準の改正、並びに原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドの反映、条文番号の繰り下げる</p> <p>※1：各号の特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要事項を定めた検査実施要領書を定める。</p> <p>a 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するための十分な方法</p> <p>b 試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法</p> <p>c a 及び bによる方法のほか、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。</p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期保守管理方針)</p> <p>第118条の2 原子力管理部長は、重要度分類指針におけるクラス1、2、3の機能を有する機器及び構造物^{※1}並びに重大事故等対処設備^{※1※2}（以下、本条において「機器及び構造物」という。）について、各号炉ごと、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、以下の事項を実施する。</p> <p>(1) 経年劣化に関する技術的な評価</p> <p>(2) 前号に基づく長期保守管理方針の策定^{※3}</p> <p>2 原子力管理部長は、機器及び構造物については、各号炉ごと、運転期間延長認可申請^{※4}をする場合においては、営業運転を開始した日以後40年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき前項(1)、(2)の事項を実施する。</p> <p>3 原子力管理部長は、機器及び構造物については、各号炉ごと、認可^{※5}を受けた延長期間が10年を超える場合には、営業運転を開始した日以後50年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき第1項(1)、(2)の事項を実施する。</p> <p>4 原子力管理部長は、第11条の2に定める原子炉の運転期間を変更する場合、あるいはその他第1項、第2項又は第3項に規定する経年劣化に関する技術的な評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、第1項、第2項又は第3項において策定した長期保守管理方針を変更する。</p> <p>5 1号炉及び2号炉の長期保守管理方針は添付6に示すものとする。</p>	<p>(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設安全管理方針)</p> <p>第118条の5 原子力管理部長は、重要度分類指針におけるクラス1、2、3の機能を有する機器及び構造物^{※1}並びに重大事故等対処設備^{※1※2}（以下、本条において「機器及び構造物」という。）について、各号炉ごと、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、以下の事項を実施する。</p> <p>(1) 経年劣化に関する技術的な評価</p> <p>(2) 前号に基づく長期施設安全管理方針の策定^{※3}</p> <p>2 原子力管理部長は、機器及び構造物については、各号炉ごと、運転期間延長認可申請^{※4}をする場合においては、営業運転を開始した日以後40年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき前項(1)、(2)の事項を実施する。</p> <p>3 原子力管理部長は、機器及び構造物については、各号炉ごと、認可^{※5}を受けた延長期間が10年を超える場合には、営業運転を開始した日以後50年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき第1項(1)、(2)の事項を実施する。</p> <p>4 原子力管理部長は、第11条の2に定める原子炉の運転期間を変更する場合、あるいはその他第1項、第2項又は第3項に規定する経年劣化に関する技術的な評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、第1項、第2項又は第3項において策定した長期施設安全管理方針を変更する。</p> <p>5 1号炉及び2号炉の長期施設安全管理方針は添付6に示すものとする。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 ((保守管理)を「施設管理」に変更、条文番号の繰り下げる)</p>

<以下、省略>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>(沿接事業者検査の実施)</p> <p>第118条の3 所長は、沿接事業者検査（以下、本条において「検査」という。）に係る責任を有し、検査に必要な実施手順及び実施体制を定める。</p> <p>2 保修課長は、前項に基づき次の各号の実施体制を確立し、適切に検査を実施する。</p> <p class="list-item-l1">(1) 検査の実施に係る組織を構築する。</p> <p class="list-item-l1">(2) 検査の手順を適用法規に沿い定める。</p> <p class="list-item-l1">(3) 検査の実施に係る工程が管理された状態にあることを確認する。</p> <p class="list-item-l1">(4) 検査に協力する事業者に対して管理を行う。</p> <p class="list-item-l1">(5) 検査に係る記録を管理する。</p> <p class="list-item-l1">(6) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p>	<p>(削除)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 ・実用炉規則及び保安規定期査基準の改正、並びに原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドの反映

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 変	後	備 考
<p>(請負会社従業員への保安教育)</p> <p>第130条 各課長(当直課長を除く。)、原子力訓練センター所長、防護管理課長及び総務課長は、「教育訓練基準」に基づき、次に定める事項を実施する。</p> <p>(1) 各課長(当直課長を除く。)、原子力訓練センター所長、防護管理課長及び総務課長は、原子炉施設に関する作業を請負会社が行う場合は、当該請負会社従業員の発電所入所時に安全上必要な教育が表130-1の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>(2) 各課長(当直課長を除く。)及び防護管理課長は、原子炉施設に関する作業のうち、管理区域内における業務を請負会社が行う場合は、当該業務に從事する請負会社従業員に対し、安全上必要な教育が表130-1の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p style="text-align: right;"><以下、省略></p>	<p>(請負会社従業員への保安教育)</p> <p>第130条 各課長(室、センター)長(当直課長を除く。)は、「教育訓練基準」に基づき、次に定める事項を実施する。</p> <p>(1) 各課(室、センター)長(当直課長を除く。)は、原子炉施設に関する作業を請負会社が行う場合は、当該請負会社従業員の発電所入所時に安全上必要な教育が表130-1の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>(2) 各課長(当直課長を除く。)、防護管理課長及び安全管理課長は、原子炉施設に関する作業のうち、管理区域内における業務を請負会社が行う場合は、当該業務に從事する請負会社従業員に対し、安全上必要な教育が表130-1の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p style="text-align: right;"><以下、省略></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>(事業者検査等の業務を請負会社従業員が行うことから、主管である「安全品質保証統括室長」を追加)</p>	

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

第129条（所員への保安教育）

卷之九

更变

保安教育の審査方針(総括表)

・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（「保守管理」を「施設管理」に変更）

•

10

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

考備

第129条（所員への保安教育）

1129-1

- ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更
((保守管理)を「施設管理」に変更)

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前

第129条(所員への保安教育)

表129-2

保安教育の実施方針(放射線業務従事者教育)

対象者と教育時間		※2									
内 容		運転員	放射性素質の 業務に携わる者	特種施設要員	左記以外の 技術系所員	事務系所員					
当直課長	当直班士長	キャビン・電気運転員	一次系統装置	放射性素質の 業務に携わる者	特殊設備	事務系所員					
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること	※1	①核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の種類 ②核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の量	0.5時間以上	0.5時間以上	0.5時間以上	0.5時間以上	0.5時間以上	0.5時間以上	0.5時間以上	0.5時間以上	○
放射線管理に関すること	※1	①管理区域に関すること									
核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること	※1	②核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の種類 ③核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の量	0.5時間以上	0.5時間以上	0.5時間以上	0.5時間以上	0.5時間以上	0.5時間以上	0.5時間以上	0.5時間以上	○
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること	※1	④核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の種類 ⑤核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の量	1.5時間以上	1.5時間以上	1.5時間以上	1.5時間以上	1.5時間以上	1.5時間以上	1.5時間以上	1.5時間以上	○
放射線管理に関すること	※1	⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法									
放射線管理に関すること	※1	⑦天井、床、壁、設備等の表面の汚染の確認及び汚染の除去の方法									
非常の場合に備すべき処置に関すること	※1	⑧外部放射線による線量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法									
・原子炉施設の構造、性能に賄ふること ・放射線管理に関すること	※1	⑨原子炉、沸騰水型原子炉の運転及び保守点検の方法	0.5時間以上	0.5時間以上	0.5時間以上	0.5時間以上	0.5時間以上	0.5時間以上	0.5時間以上	0.5時間以上	○
放射線管理に関すること	※1	⑩電離放射線の種類及び性質 ⑪電離放射線が生物体に与える影響	0.5時間以上	0.5時間以上	0.5時間以上	0.5時間以上	0.5時間以上	0.5時間以上	0.5時間以上	0.5時間以上	○
隔壁法則及し保安判定の遵守に関すること	※1	法、令、労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則の闇 係主任	0.5時間以上	0.5時間以上	0.5時間以上	0.5時間以上	0.5時間以上	0.5時間以上	0.5時間以上	0.5時間以上	○
放射線管理に関すること	※1	⑫管理区域への入り及び退出の手順									
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること	※1	⑬核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の種類 ⑭核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の量	0.5時間以上	0.5時間以上	0.5時間以上	0.5時間以上	0.5時間以上	0.5時間以上	0.5時間以上	0.5時間以上	○
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること	※1	⑮天井、床、壁、設備等の表面の汚染の確認及び汚染の除去の方法									
放射線管理に関すること	※1	⑯外部放射線による線量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法									
放射線管理に関すること	※1	⑰天井、床、壁、設備等の表面の汚染の確認及び汚染の除去の方法									
非常の場合に備すべき処置に関すること	※1	⑲原子炉施設の構造、性能に賄ふること ⑳放射線管理に関すること	0.5時間以上	0.5時間以上	0.5時間以上	0.5時間以上	0.5時間以上	0.5時間以上	0.5時間以上	0.5時間以上	○

※1：各課(室、センター)長が、教育訓練基準に従じ、各項目の全部又は一部にについて十分な知識及び技能を有していると認めた者については、該する教育について省略することができる。
※2：各対象者に要求されている教育項目は、対象者どなたが該する教育について省略することができる。

○：全員が該する対象者
○：義務的である者か教育の対象
()：合計の教育時間

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更後

第129条(所員への保安教育)

表129-2

保安教育の実施方針(放射線業務従事者教育)

内 容	対象者と教育時間						備考
	当直課長 副	当直主任 原予炉運転員	運転員 タッチ・電源遮断員	一・二次系運転員 放射性医療機器 業者等に取扱われる者	特重施設要員 業者等に取扱われる者	左記以外の 技術系所員	
核燃料貿易及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	(0.5時間以上) ⑤◎	(0.5時間以上) ⑤◎	(0.5時間以上) ⑤◎	(0.5時間以上) ⑤◎	(0.5時間以上) ⑤◎	(0.5時間以上) ⑤◎	電離放射能監査防止規則の分類
放射線管理に関すること ※1	(1.5時間以上) ⑤◎	(1.5時間以上) ⑤◎	(1.5時間以上) ⑤◎	(1.5時間以上) ⑤◎	(1.5時間以上) ⑤◎	(1.5時間以上) ⑤◎	・核燃料物質は使用済み核燃料及び生じた汚染された物によって汚染された物の種類 ③核燃料物質又は使用済み核燃料によって汚染された物の種類及び生じた汚染された物の種類 及び生物質の取扱いに関すること※1
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	(1.5時間以上) ⑤◎	(1.5時間以上) ⑤◎	(1.5時間以上) ⑤◎	(1.5時間以上) ⑤◎	(1.5時間以上) ⑤◎	(1.5時間以上) ⑤◎	・核燃料物質を用いたりしては使用済み核燃料又はこれらによつて汚染された物の種類及び生物質の取扱いによる影響
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	(1.5時間以上) ⑤◎	(1.5時間以上) ⑤◎	(1.5時間以上) ⑤◎	(1.5時間以上) ⑤◎	(1.5時間以上) ⑤◎	(1.5時間以上) ⑤◎	・核燃料物質又は使用済み核燃料によって汚染された設備の取扱いの作業
放射線管理に関すること ※1	(1.5時間以上) ⑤◎	(1.5時間以上) ⑤◎	(1.5時間以上) ⑤◎	(1.5時間以上) ⑤◎	(1.5時間以上) ⑤◎	(1.5時間以上) ⑤◎	・異常な事象が発生した場合における応急の措置の方法
放射線管理に関すること ※1	(1.5時間以上) ⑤◎	(1.5時間以上) ⑤◎	(1.5時間以上) ⑤◎	(1.5時間以上) ⑤◎	(1.5時間以上) ⑤◎	(1.5時間以上) ⑤◎	・外部放射線による線量当量及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法
放射線管理に関すること ※1	(1.5時間以上) ⑤◎	(1.5時間以上) ⑤◎	(1.5時間以上) ⑤◎	(1.5時間以上) ⑤◎	(1.5時間以上) ⑤◎	(1.5時間以上) ⑤◎	・天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去の方法
放射線管理に関すること ※1	(1.5時間以上) ⑤◎	(1.5時間以上) ⑤◎	(1.5時間以上) ⑤◎	(1.5時間以上) ⑤◎	(1.5時間以上) ⑤◎	(1.5時間以上) ⑤◎	・異常な事象が発生した場合における応急の措置の方法
・原子炉施設の構造、性能に関すること ※1	(1.5時間以上) ⑤◎	(1.5時間以上) ⑤◎	(1.5時間以上) ⑤◎	(1.5時間以上) ⑤◎	(1.5時間以上) ⑤◎	(1.5時間以上) ⑤◎	・外部放射線の種類及び生物質の確認及び生物質の発生
・放射線管理に関すること ※1	(1.5時間以上) ⑤◎	(1.5時間以上) ⑤◎	(1.5時間以上) ⑤◎	(1.5時間以上) ⑤◎	(1.5時間以上) ⑤◎	(1.5時間以上) ⑤◎	・被曝性医療機器の監査及びその他の設備の監査
放射線管理に関すること ※1	(1.5時間以上) ⑤◎	(1.5時間以上) ⑤◎	(1.5時間以上) ⑤◎	(1.5時間以上) ⑤◎	(1.5時間以上) ⑤◎	(1.5時間以上) ⑤◎	・被曝性医療機器の監査及びその他の設備の監査
放射線管理に関すること ※1	(1.5時間以上) ⑤◎	(1.5時間以上) ⑤◎	(1.5時間以上) ⑤◎	(1.5時間以上) ⑤◎	(1.5時間以上) ⑤◎	(1.5時間以上) ⑤◎	・被曝性医療機器の監査及びその他の設備の監査
規制法令及び保安規定の遵守に関すること ※1	(1時間以上) ⑤◎	(1時間以上) ⑤◎	(1時間以上) ⑤◎	(1時間以上) ⑤◎	(1時間以上) ⑤◎	(1時間以上) ⑤◎	・規制法令
放射線管理に関すること ※1	(1時間以上) ⑤◎	(1時間以上) ⑤◎	(1時間以上) ⑤◎	(1時間以上) ⑤◎	(1時間以上) ⑤◎	(1時間以上) ⑤◎	・立入り及び過去の手順
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	(1.5時間以上) ⑤◎	(1.5時間以上) ⑤◎	(1.5時間以上) ⑤◎	(1.5時間以上) ⑤◎	(1.5時間以上) ⑤◎	(1.5時間以上) ⑤◎	・核燃料物質若しくは使用済み核燃料又はこれらによつて汚染された物の取扱いの作業
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	(1.5時間以上) ⑤◎	(1.5時間以上) ⑤◎	(1.5時間以上) ⑤◎	(1.5時間以上) ⑤◎	(1.5時間以上) ⑤◎	(1.5時間以上) ⑤◎	・核燃料物質又は使用済み核燃料によって汚染された物の取扱いの作業
放射線管理に関すること ※1	(1.5時間以上) ⑤◎	(1.5時間以上) ⑤◎	(1.5時間以上) ⑤◎	(1.5時間以上) ⑤◎	(1.5時間以上) ⑤◎	(1.5時間以上) ⑤◎	・外部放射線による線量当量及び空気中の放射性物質の濃度の監視
放射線管理に関すること ※1	(1.5時間以上) ⑤◎	(1.5時間以上) ⑤◎	(1.5時間以上) ⑤◎	(1.5時間以上) ⑤◎	(1.5時間以上) ⑤◎	(1.5時間以上) ⑤◎	・天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去
・原子炉施設の構造、性能に関すること ※1	(1.5時間以上) ⑤◎	(1.5時間以上) ⑤◎	(1.5時間以上) ⑤◎	(1.5時間以上) ⑤◎	(1.5時間以上) ⑤◎	(1.5時間以上) ⑤◎	・被曝性医療機器の監査及びその他の設備の監査
放射線管理に関すること ※1	(1.5時間以上) ⑤◎	(1.5時間以上) ⑤◎	(1.5時間以上) ⑤◎	(1.5時間以上) ⑤◎	(1.5時間以上) ⑤◎	(1.5時間以上) ⑤◎	・被曝性医療機器の監査及びその他の設備の監査
非常の場合に備すべき処置に関すること ※1	(1時間以上) ⑤◎	(1時間以上) ⑤◎	(1時間以上) ⑤◎	(1時間以上) ⑤◎	(1時間以上) ⑤◎	(1時間以上) ⑤◎	・⑦異常な事象が発生した場合における応急の措置

※1：各課、センター長及び、教育訓練基準に定められた者、各課の全部又は一部に
について必要な知識及び技能を有してゐる者を指す。
※2：各教習者に要求されている教習項目は、対象者となつた時点から解せられる。

◎：全員が教習の必要がある者
○：部分的に教習する者
()：合計の教習時間

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

第129条(所員への保安教育)

۲۰۸

◎：全員が教育の対象者

×：教育内容に応じて教員の対象外

運転員が行なう一連の教育の時間である。

上冬養生の教訓は、この冬の寒さに心地よく対処するための、冬の生活の指針である。

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

第129条（所冒へ①保安教育）

29-3

行更變

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

第130条（請負会社従業員への保安教育）

100

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

第130条 (請負会社従業員への保安教育)

表130-1

保安教育の実施方針(請負会社)

(1) 発電所入所時に安全上必要な教育

保安教育の内容

大分類	中分類 (実用規範第9・2条の内 原子炉施設の構造・性能に関する事項)	小分類 (項目) 作業上留意事項	内 容	対象者 ※3 放射線業務従事者 放射線業務従事者以外
人所前に実施する教育 ※1	非常の場合は講ずべき処置に際すること 関係法令及び保安規定の遵守に際すること	非常時の場合は講ずべき処置の必要 法令等の遵守 ※4	入所時	◎ ◎ ◎
				○ ○ ○

(2) 放射線業務従事者に対する教育

保安教育の内容

総括要旨分類との対応	内 容	実施時間	対象者と教育時間 ※3 放射線業務従事者 放射線業務従事者以外	電離放射線障害防止規則の分類
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の扱いに関すること ※2	①核燃料物質又は使用済燃料の選別及び洗浄 ②核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された物の種類及び性状	(0・5時間以上)	× ×	核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによつて汚染された物に隣接する物
放射線管理に関すること ※2	①管理区域に関すること ②核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された物の取扱いに関すること ※2	(1・5時間以上)	× ×	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (「保守及び点検」を「保全」に変更)
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※2	③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の選別及び洗浄の方法 ④外部放熱線による継量当量率及び空気中の放射生物質の濃度の監視の方法	(1・5時間以上)	× ×	原子力規制における作業の方法に関する知識
放射線管理に関すること ※2	⑤工具、床、壁、設備、設備等の表面の汚染の確認及び汚染の除去の方法	(1・5時間以上)	× ×	原子炉施設における設備の構造及び取扱いの方法
放射線管理に属すること ※2	⑥異常な車輪が発生した場合における応急の措置の方法	(1・5時間以上)	× ×	原子炉施設に係る設備の構造及び取扱いの方法
非常の場合に講ずべき処置に関すること ※2	原子炉施設の構造・性能に関すること ※2	(1・5時間以上)	× ×	原子炉施設の生体に与える影響
関係法令及び保安規定の遵守に関すること ※2	①電離放射線が生体に与える影響 ②電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響	(0・5時間以上)	× ×	電離放射線に係る設備の生体に与える影響
放射線管理に関すること ※2	③電離放射線による継量当量率及び空気中の放射生物質の濃度の監視の方法 ④外部放熱線による継量当量率及び空気中の放射生物質の濃度の監視	(1時間以上)	× ×	関係法令
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※2	①管理区域への入り及び退去の手順 ②核燃料物質又は使用済燃料はこれらによつて汚染された物の選別及び洗浄の方法 ③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の選別及び洗浄の方法	(2時間以上)	× × ×	原原子炉施設における作業の方法及び同施設に係る設備の取扱い
放射線管理に関すること ※2	④外部放熱線による継量当量率及び空気中の放射生物質の濃度の監視 ⑤工具、床、壁、設備等の表面の汚染の確認及び汚染の除去	(2時間以上)	× ×	原原子炉施設における作業の方法及び同施設に係る設備の取扱い
非常の場合に講ずべき処置に関すること ※2	⑥原子炉施設の構造・性能に関すること ※2	(当直課長を除く。 当直課長は、当直課長が持つべき権限を有していることと認められることがあらざる場合には、該当することを認める。) ①当直課長は、当直課長が持つべき権限を有するときは、該当する教官について省略するこ	◎ ◎ ◎	原原子炉施設における作業の方法及び同施設に係る設備の取扱い
非常の場合に講ずべき処置に関すること ※2	※3 : 各対象者が要求されている教育項目は、被験者となつた時点において課せられる。	(当直課長を除く。 当直課長は、当直課長が持つべき権限を有するときは、該当する教官について省略するこ	◎ ◎ ◎	原原子炉施設における作業の方法及び同施設に係る設備の取扱い
※4 : 法令等の遵守とは、関係法令及び保安規定の遵守に関するこ	※4 : 法令等の遵守とは、関係法令及び保安規定の遵守に関するこ	※4 : 法令等の遵守とは、関係法令及び保安規定の遵守に関するこ	◎ ◎ ◎	原原子炉施設における作業の方法及び同施設に係る設備の取扱い

変更後

備考

- ① : 全員が教育の対象者
○ : 管理者と監査者
× : 教育の対象外
() : 合計の教育時間
- ※2 : 各課長は、該当する教官について省略するこ
- ※3 : 各対象者が要求されている教育項目は、被験者となつた時点において課せられる。
- ※4 : 法令等の遵守とは、関係法令及び保安規定の遵守に関するこ

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	変 更	後	備 考
<p>(記録)</p> <p>第131条 各課(室、センター)長は、表131-1及び表131-2に定める保安に関する記録を適正に※1作成(表131-1(1)及び(2)を除く。)し、保存する。ただし、表131-1(3)イの記録については、原子力部門(原子力発電本部長、原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子弹建設計部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門及び発電所組織)が作成し、保存し、保存する。なお、記録の作成には、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2 保安に関する組織は、表131-3に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>※1:適正とは、不正行為がなされていないことをいう(以下、本条において同じ)。</p> <p>(記録)</p> <p>第131条 各課(室、センター)長は、表131-1及び表131-2に定める保安に関する記録を適正に※1作成(表131-1(1)を除く。)し、保存する。ただし、表131-1(3)イの記録については、原子力部門(原子力発電本部長、原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子弹建設計部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門及び発電所組織)が作成し、保存する。なお、記録の作成には、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2 保安に関する組織は、表131-3に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>※1:適正とは、不正行為がなされていないことをいう(以下、本条において同じ)。</p>	<p>(記録)</p> <p>第131条 各課(室、センター)長は、表131-1及び表131-2に定める保安に関する記録を適正に※1作成(表131-1(1)を除く。)し、保存する。ただし、表131-1(3)イの記録については、原子力部門(原子力発電本部長、原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子弹建設計部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門及び発電所組織)が作成し、保存する。なお、記録の作成には、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2 保安に関する組織は、表131-3に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>※1:適正とは、不正行為がなされていないことをいう(以下、本条において同じ)。</p>	<p>(記録)</p> <p>第131条 各課(室、センター)長は、表131-1及び表131-2に定める保安に関する記録を適正に※1作成(表131-1(1)を除く。)し、保存する。ただし、表131-1(3)イの記録については、原子力部門(原子力発電本部長、原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子弹建設計部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門及び発電所組織)が作成し、保存する。なお、記録の作成には、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2 保安に関する組織は、表131-3に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>※1:適正とは、不正行為がなされていないことをいう(以下、本条において同じ)。</p>	

表131-1 記録(実用炉規則第67条に基づく記録)		記録すべき場合※2	記録すべき場合※2	記録すべき場合※2	保存期間
(1) 使用前検査の結果		検査の都度	同一事項に關する次の検査の時までの期間	確認の都度	同一事項に關する次の確認の時までの期間
(2) 定期検査の結果					
(3) 原子炉施設の点検又は点検の状況並びにその担当者の氏名	毎日1回	巡回又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間	巡回又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した後5年が経過するまでの期間
(4) 保守管理の実施状況及び監視結果及びその担当者の氏名		保守管理を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間	保守管理を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間	評価の都度	評価を実施した後5年が経過するまでの期間
ア 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名		保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名	保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した後5年が経過するまでの期間
イ 点検・補修等の結果及びその担当者の氏名		点検・補修等の結果及びその担当者の氏名	点検・補修等の結果及びその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した後5年が経過するまでの期間
ウ 点検・補修等の不適合管理の有効性評価及びその担当者の氏名		点検・補修等の不適合管理の有効性評価及びその担当者の氏名	点検・補修等の不適合管理の有効性評価及びその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した後5年が経過するまでの期間
(5) 保守管理に関する方針、保守管理の目標及び保守管理の実施に関する計画の結果及びその評価の担当者の氏名		評価を実施した原子炉施設の保守管理の目標及び保守管理の実施に関する計画の結果及びその評価の担当者の氏名	評価を実施した原子炉施設の保守管理の目標及び保守管理の実施に関する計画の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した後5年が経過するまでの期間
ア 保全活動管理指標の有効性評価及びその担当者の氏名		保全活動管理指標の有効性評価及びその担当者の氏名	保全活動管理指標の有効性評価及びその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した後5年が経過するまでの期間
イ 保守管理の実施状況及び監視結果及びその担当者の氏名		保守管理の実施状況及び監視結果及びその担当者の氏名	保守管理の実施状況及び監視結果及びその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した後5年が経過するまでの期間
ウ 点検・補修等の結果及びその担当者の氏名		点検・補修等の結果及びその担当者の氏名	点検・補修等の結果及びその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した後5年が経過するまでの期間
エ 点検・補修等の不適合管理の有効性評価及びその担当者の氏名		点検・補修等の不適合管理の有効性評価及びその担当者の氏名	点検・補修等の不適合管理の有効性評価及びその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した後5年が経過するまでの期間
(6) 燃出力		原子炉に燃料が装荷されている場合連続して	原子炉に燃料が装荷されている場合連続して	モード1及び2において1時間ごと	モード1及び2において1時間ごと
(7) 戸心の中性子束密度				モード1及び2において1時間ごと	モード1及び2において1時間ごと
(8) 戸心の温度				モード1及び2において1時間ごと	モード1及び2において1時間ごと
(9) 冷却材入口温度		10年間	10年間	モード1及び2において1時間ごと	モード1及び2において1時間ごと
(10) 冷却材出口温度		10年間	10年間	モード1及び2において1時間ごと	モード1及び2において1時間ごと
(11) 冷却材圧力		10年間	10年間	モード1及び2において1時間ごと	モード1及び2において1時間ごと
(12) 冷却材流量		1年間	1年間	モード1及び2において1時間ごと	モード1及び2において1時間ごと
(13) 制御棒位置				モード1及び2において1時間ごと	モード1及び2において1時間ごと
(14) -1 再結合装置内の温度		運転中※3 1時間ごと	運転中※3 1時間ごと	モード1及び2において毎日1回	モード1及び2において毎日1回
(14) -2 再結合装置内の温度		運転中※3 1時間ごと	運転中※3 1時間ごと	配置又は配備料体の都度	配置又は配備料体の都度
ア 静的触媒式水素燃焼装置温度		1年間	1年間		
イ 電気式水素燃焼装置温度		1年間	1年間		
ア 原安補静的触媒式水素再結合装置温度		1年間	1年間		

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	変 更	後	備 考
<p>表 131- 1 (続き)</p> <p>記録 (実用炉規則第 67 条に基づく記録)</p> <p>(36) 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路</p> <p>(37) 鹿児島施設に供棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性廃棄物の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日、場所及び方法</p> <p>(38) 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法</p> <p>(39) 放射性物質による汚染の広がりの防止及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名</p> <p>(40) 事故の発生及び復旧の日時</p> <p>(41) 事故の状況及び事故に際して採った処置</p> <p>(42) 事故の原因</p> <p>(43) 事故後の処置</p> <p>(44) 風向及び風速</p> <p>(45) 降雨量</p> <p>(46) 大気温度</p> <p>(47) 保安教育の実施計画</p> <p>(48) 保安教育の実施日時、項目及び受けた者の氏名</p>	<p>記録すべき場合※2</p> <p>運搬の都度</p> <p>1 年間</p> <p>※ 7</p> <p>封入又は容器に固型化の都度</p> <p>広がりの防止及び除去の都度</p> <p>1 年間</p> <p>※ 7</p> <p>その都度</p> <p>その都度</p> <p>その都度</p> <p>10 年間</p> <p>連続して</p> <p>10 年間</p> <p>連続して</p> <p>3 年間</p> <p>3 年間</p>	<p>記録すべき場合※2</p> <p>運搬の都度</p> <p>1 年間</p> <p>※ 7</p> <p>封入又は容器に固型化の都度</p> <p>広がりの防止及び除去の都度</p> <p>1 年間</p> <p>※ 7</p> <p>その都度</p> <p>その都度</p> <p>その都度</p> <p>連続して</p> <p>10 年間</p> <p>連続して</p> <p>3 年間</p> <p>3 年間</p>	<p>原水力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (記録項目の番号繰り上げ)</p> <p>表 131- 1 (続き)</p> <p>記録 (実用炉規則第 67 条に基づく記録)</p> <p>(35) 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路</p> <p>(36) 鹿児島施設に供棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日、場所及び方法</p> <p>(37) 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法</p> <p>(38) 放射性物質による汚染の広がりの防止及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名</p> <p>(39) 事故の発生及び復旧の日時</p> <p>(40) 事故の状況及び事故に際して採った処置</p> <p>(41) 事故の原因</p> <p>(42) 事故後の処置</p> <p>(43) 風向及び風速</p> <p>(44) 降雨量</p> <p>(45) 大気温度</p> <p>(46) 保安教育の実施計画</p> <p>(47) 保安教育の実施日時、項目及び受けた者の氏名</p>

<以下、省略>

<以下、省略>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 後					
					備 考	
記録（実用炉規則第37条及び第57条に基づく記録）						
(1) 溶接事業者検査の結果の記録 ア 検査の年月日 イ 検査の対象 ウ 検査の方法 エ 検査の結果 オ 検査を行った者の氏名 カ カ キ 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたとき ク ケ コ サ	(1) 溶接事業者検査の結果の記録 ア 検査年月日 イ 検査の対象 ウ 検査の方法 エ 検査の結果 オ 検査を行った者の氏名 カ カ キ 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたとき ク ケ コ サ	記録すべき場合	記録すべき場合	記録すべき場合	記録すべき場合	記録すべき場合
表131-2 記録（実用炉規則第14条の3及び第57条に基づく記録）						
(1) 使用前事業者検査の結果の記録 ア 検査年月日 イ 検査の対象 ウ 検査の方法 エ 検査の結果 オ 検査を行った者の氏名 カ カ キ 検査の実施に係る組織 ク ケ コ サ	(1) 使用前事業者検査の結果の記録 ア 検査年月日 イ 検査の対象 ウ 検査の方法 エ 検査の結果 オ 検査を行った者の氏名 カ カ キ 検査の実施に係る組織 ク ケ コ サ	当該溶接事業者検査に係る原子炉容器等の存続する期間	当該溶接事業者検査全般 行つた後最初の原子炉規制法第43条の3 の13第6項の通知を受けけるまでの期間	検査の都度	検査の都度	当該使用前事業者検査に係る差電用原子炉施設の存続する期間
(2) 定期事業者検査の結果の記録 ア 検査の年月日 イ 検査の対象 ウ 検査の方法 エ 検査の結果 オ 検査を行った者の氏名 カ カ キ 検査の実施に係る組織 ク ケ コ サ	(2) 定期事業者検査の結果の記録 ア 検査年月日 イ 検査の対象 ウ 検査の方法 エ 検査の結果 オ 検査を行った者の氏名 カ カ キ 検査の実施に係る組織 ク ケ コ サ	その特定発電用原子炉施設が廃棄された後5年が経過するまでの間	その特定発電用原子炉施設が廃棄された後5年が経過するまでの間	検査の都度	検査の都度	その発電用原子炉施設が廃棄された後5年が経過するまでの間
記録（実用炉規則第37条及び第57条に基づく記録）						
(1) 溶接事業者検査の結果の記録 ア 検査の年月日 イ 検査の対象 ウ 検査の方法 エ 検査の結果 オ 検査を行った者の氏名 カ カ キ 検査の実施に係る組織 ク ケ コ サ	(1) 溶接事業者検査の結果の記録 ア 検査年月日 イ 検査の対象 ウ 検査の方法 エ 検査の結果 オ 検査を行った者の氏名 カ カ キ 検査の実施に係る組織 ク ケ コ サ	記録すべき場合	記録すべき場合	記録すべき場合	記録すべき場合	記録すべき場合

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	変 更	後	備 考																																																																				
<p>表 131-3 記録(実用炉規則第67条に基づく記録)^{※8}</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録(実用炉規則第67条に基づく記録)^{※8}</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保存期間</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 文書化した、品質方針及び品質目標の表明</td> <td>変更の都度</td> <td>変更後5年が経過するまでの期間</td> <td>(1) 品質方針及び品質目標</td> <td>変更の都度</td> <td>変更後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>(2) 第3条に定める品質保証計画及び以下の品質マニフェアル(要則)アイ品質マニフェアル(基準)</td> <td>変更の都度</td> <td>変更後5年が経過するまでの期間</td> <td>(2) 品質マニフェアル 品質マニフェアル(要則) 品質マニフェアル(基準)</td> <td>変更の都度</td> <td>変更後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>(3) IEC4111の要求事項に基づき作成する“文書化された手順”である次の文書及び記録の管理基準</td> <td>変更の都度</td> <td>変更後5年が経過するまでの期間</td> <td>(3) 品質規則の要求事項に基づき作成する“手順書等”である次の文書 保安活動の管理基準 原子力内部監査要則 不適合管理基準 自然防止対策基準 根本原因分析実施基準 改普措置活動管理基準</td> <td>変更の都度</td> <td>変更後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>(4) 組織内のプロセスの効率的な計画、運用及び監理を確実に実施するために、組織が必要とする定めた次の文書</td> <td>変更の都度</td> <td>変更後5年が経過するまでの期間</td> <td>(4) 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び監理がなされようするために必要な次の文書 マネジメントレビュー管理基準 発電用原子炉主任技術者の保安監督に関する基準 保安活動に関する関係法令等遵守活動基準 教育訓練基準 試験・調達管理基準 異常時通報連絡処置基準 非常事態対策基準 安全委員会運営基準 安全運営委員会運営基準 評価改善活動管理基準 品質保証委員会運営基準 技術基準 運転基準 燃料管理基準 放射線管理基準 化学管理基準 土木建築基準 停止時保安管理基準 防護基準 火災防護計画(基準)</td> <td>変更の都度</td> <td>変更後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>変更後5年が経過するまでの期間</td> </tr> </tbody> </table>	記録(実用炉規則第67条に基づく記録) ^{※8}	記録すべき場合	保存期間	記録すべき場合	保存期間	(1) 文書化した、品質方針及び品質目標の表明	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間	(1) 品質方針及び品質目標	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間	(2) 第3条に定める品質保証計画及び以下の品質マニフェアル(要則)アイ品質マニフェアル(基準)	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間	(2) 品質マニフェアル 品質マニフェアル(要則) 品質マニフェアル(基準)	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間	(3) IEC4111の要求事項に基づき作成する“文書化された手順”である次の文書及び記録の管理基準	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間	(3) 品質規則の要求事項に基づき作成する“手順書等”である次の文書 保安活動の管理基準 原子力内部監査要則 不適合管理基準 自然防止対策基準 根本原因分析実施基準 改普措置活動管理基準	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間	(4) 組織内のプロセスの効率的な計画、運用及び監理を確実に実施するために、組織が必要とする定めた次の文書	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間	(4) 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び監理がなされようするために必要な次の文書 マネジメントレビュー管理基準 発電用原子炉主任技術者の保安監督に関する基準 保安活動に関する関係法令等遵守活動基準 教育訓練基準 試験・調達管理基準 異常時通報連絡処置基準 非常事態対策基準 安全委員会運営基準 安全運営委員会運営基準 評価改善活動管理基準 品質保証委員会運営基準 技術基準 運転基準 燃料管理基準 放射線管理基準 化学管理基準 土木建築基準 停止時保安管理基準 防護基準 火災防護計画(基準)	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間						変更後5年が経過するまでの期間	<p>表 131-3 記録(実用炉規則第67条に基づく記録)^{※8}</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録(実用炉規則第67条に基づく記録)^{※8}</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保存期間</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 文書化した、品質方針及び品質目標の表明</td> <td>変更の都度</td> <td>変更後5年が経過するまでの期間</td> <td>(1) 品質方針及び品質目標</td> <td>変更の都度</td> <td>変更後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>(2) 第3条に定める品質保証計画及び以下の品質マニフェアル(要則)アイ品質マニフェアル(基準)</td> <td>変更の都度</td> <td>変更後5年が経過するまでの期間</td> <td>(2) 品質マニフェアル 品質マニフェアル(要則) 品質マニフェアル(基準)</td> <td>変更の都度</td> <td>変更後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>(3) IEC4111の要求事項に基づき作成する“文書化された手順”である次の文書及び記録の管理基準</td> <td>変更の都度</td> <td>変更後5年が経過するまでの期間</td> <td>(3) 品質規則の要求事項に基づき作成する“手順書等”である次の文書 保安活動の管理基準 原子力内部監査要則 不適合管理基準 自然防止対策基準 根本原因分析実施基準 改普措置活動管理基準</td> <td>変更の都度</td> <td>変更後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>(4) 組織内のプロセスの効率的な計画、運用及び監理を確実に実施するために、組織が必要とする定めた次の文書</td> <td>変更の都度</td> <td>変更後5年が経過するまでの期間</td> <td>(4) 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び監理がなされようために必要な次の文書 マネジメントレビュー管理基準 発電用原子炉主任技術者の保安監督に関する基準 保安活動に関する関係法令等遵守活動基準 教育訓練基準 試験・調達管理基準 異常時通報連絡処置基準 非常事態対策基準 安全委員会運営基準 安全運営委員会運営基準 評価改善活動管理基準 品質保証委員会運営基準 技術基準 運転基準 燃料管理基準 放射線管理基準 化学管理基準 土木建築基準 停止時保安管理基準 防護基準 火災防護計画(基準)</td> <td>変更の都度</td> <td>変更後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>変更後5年が経過するまでの期間</td> </tr> </tbody> </table>	記録(実用炉規則第67条に基づく記録) ^{※8}	記録すべき場合	保存期間	記録すべき場合	保存期間	(1) 文書化した、品質方針及び品質目標の表明	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間	(1) 品質方針及び品質目標	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間	(2) 第3条に定める品質保証計画及び以下の品質マニフェアル(要則)アイ品質マニフェアル(基準)	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間	(2) 品質マニフェアル 品質マニフェアル(要則) 品質マニフェアル(基準)	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間	(3) IEC4111の要求事項に基づき作成する“文書化された手順”である次の文書及び記録の管理基準	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間	(3) 品質規則の要求事項に基づき作成する“手順書等”である次の文書 保安活動の管理基準 原子力内部監査要則 不適合管理基準 自然防止対策基準 根本原因分析実施基準 改普措置活動管理基準	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間	(4) 組織内のプロセスの効率的な計画、運用及び監理を確実に実施するために、組織が必要とする定めた次の文書	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間	(4) 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び監理がなされようために必要な次の文書 マネジメントレビュー管理基準 発電用原子炉主任技術者の保安監督に関する基準 保安活動に関する関係法令等遵守活動基準 教育訓練基準 試験・調達管理基準 異常時通報連絡処置基準 非常事態対策基準 安全委員会運営基準 安全運営委員会運営基準 評価改善活動管理基準 品質保証委員会運営基準 技術基準 運転基準 燃料管理基準 放射線管理基準 化学管理基準 土木建築基準 停止時保安管理基準 防護基準 火災防護計画(基準)	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間						変更後5年が経過するまでの期間
記録(実用炉規則第67条に基づく記録) ^{※8}	記録すべき場合	保存期間	記録すべき場合	保存期間																																																																			
(1) 文書化した、品質方針及び品質目標の表明	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間	(1) 品質方針及び品質目標	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間																																																																		
(2) 第3条に定める品質保証計画及び以下の品質マニフェアル(要則)アイ品質マニフェアル(基準)	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間	(2) 品質マニフェアル 品質マニフェアル(要則) 品質マニフェアル(基準)	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間																																																																		
(3) IEC4111の要求事項に基づき作成する“文書化された手順”である次の文書及び記録の管理基準	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間	(3) 品質規則の要求事項に基づき作成する“手順書等”である次の文書 保安活動の管理基準 原子力内部監査要則 不適合管理基準 自然防止対策基準 根本原因分析実施基準 改普措置活動管理基準	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間																																																																		
(4) 組織内のプロセスの効率的な計画、運用及び監理を確実に実施するために、組織が必要とする定めた次の文書	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間	(4) 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び監理がなされようするために必要な次の文書 マネジメントレビュー管理基準 発電用原子炉主任技術者の保安監督に関する基準 保安活動に関する関係法令等遵守活動基準 教育訓練基準 試験・調達管理基準 異常時通報連絡処置基準 非常事態対策基準 安全委員会運営基準 安全運営委員会運営基準 評価改善活動管理基準 品質保証委員会運営基準 技術基準 運転基準 燃料管理基準 放射線管理基準 化学管理基準 土木建築基準 停止時保安管理基準 防護基準 火災防護計画(基準)	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間																																																																		
					変更後5年が経過するまでの期間																																																																		
記録(実用炉規則第67条に基づく記録) ^{※8}	記録すべき場合	保存期間	記録すべき場合	保存期間																																																																			
(1) 文書化した、品質方針及び品質目標の表明	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間	(1) 品質方針及び品質目標	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間																																																																		
(2) 第3条に定める品質保証計画及び以下の品質マニフェアル(要則)アイ品質マニフェアル(基準)	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間	(2) 品質マニフェアル 品質マニフェアル(要則) 品質マニフェアル(基準)	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間																																																																		
(3) IEC4111の要求事項に基づき作成する“文書化された手順”である次の文書及び記録の管理基準	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間	(3) 品質規則の要求事項に基づき作成する“手順書等”である次の文書 保安活動の管理基準 原子力内部監査要則 不適合管理基準 自然防止対策基準 根本原因分析実施基準 改普措置活動管理基準	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間																																																																		
(4) 組織内のプロセスの効率的な計画、運用及び監理を確実に実施するために、組織が必要とする定めた次の文書	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間	(4) 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び監理がなされようために必要な次の文書 マネジメントレビュー管理基準 発電用原子炉主任技術者の保安監督に関する基準 保安活動に関する関係法令等遵守活動基準 教育訓練基準 試験・調達管理基準 異常時通報連絡処置基準 非常事態対策基準 安全委員会運営基準 安全運営委員会運営基準 評価改善活動管理基準 品質保証委員会運営基準 技術基準 運転基準 燃料管理基準 放射線管理基準 化学管理基準 土木建築基準 停止時保安管理基準 防護基準 火災防護計画(基準)	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間																																																																		
					変更後5年が経過するまでの期間																																																																		

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

		変 前	更 後	備 考
表 131-3 (続き)		記録 (実用規則第 67 条に基づく記録) ^{※8}	記録すべき場合	保存期間
(5) JFAC411 の要求事項に基づき作成する次の記録				

表 131-3 (続き)

記録の内容	記録すべき場合	保存期間
(5) JFAC411 の要求事項に基づき作成する次の記録		
アマネジメントレビューの結果の記録		
教育・訓練、技能及び経験について該当する記録		
業務のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録		
業務・原子炉施設に対する要求事項のレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けた処置の記録		
原子炉施設の要求事項に関する設計・開発へのインプットの記録		
設計・開発の結果の記録、及び必要な処置があればその記録		
設計・開発の検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録		
設計・開発の結果の記録、及び必要な記録		
供給者の評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた处置があればその記録		
システィムの妥当性確認で組織が記録を必要とした活動の記録		
業務・原子炉施設に關するトレーニングの記録		
組織の所有物に関して、組織が必要と判断した場合の記録		
ソースは検証に用いた基準		
測定機器が要求事項に適合していないと判明した場合の記録		
チ 校正及び検証の結果の記録		
ジ 内部監査の結果の記録		
テ 検査及び試験の合否判定基準への適合の記録		
ト リース (次工程への引継し) を正式に計画した人の記録		
ナ 不適合の性質及び不適合に対してとられた特別採用を含む处置の記録		
ニ 是正処置の結果の記録		
ヌ 予防処置の結果の記録		

※8 : 表 131-1 及び表 131-2 に掲げるものを除く。

記録 (実用規則第 67 条に基づく記録) ^{※8}	記録すべき場合	保存期間
(5) 品管規則の要求事項に基づき作成する次の記録		
ア マネジメントレビューの結果の記録		
イ 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録		
ウ 地域業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施したことの実証するために必要な記録		
エ 地域業務要求事項の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録		
オ 設計開発に用いる情報に係る記録		
カ 設計開発レビューの結果の記録及び当該検証に係り講じた指置に係る記録		
キ 設計開発の結果の記録及び当該検証に係り講じた指置に係る記録		
ケ 設計開発の変更の検証の結果の記録及び評価の結果に係る記録		
コ 設計開発の妥当性確認及び評価の結果に係る記録		
サ 供給者の評価の結果の記録及び評価の結果に係る記録		
シ 个别業務の実施に係るプロセスの妥当性確認の結果の記録		
ス 機器等又は個別業務に関するトレーニングの記録		
テ セークル組織の外部の者の物品を所持している場合の記録		
ゾ 当該計量の標準が存在しない場合における校正又は検証の根拠の記録		
タ ダメ複数測定のための設備に係る要求事項への適合の確認した場合における、従前の監視測定の結果の妥当性を評価した記録		
チ データの記録		
ツ 内部監査結果の記録		
テ 使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録		
ト フロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録		
ナ 不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた指置(特別採用を含む)に係る記録		
ニ ヌ 講じた全ての是正処置及びその結果の記録		
ヌ 記録		

※8 : 表 131-1 及び表 131-2 に掲げるものを除く。

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
附 則	附 則	
<p>(施行期日)</p> <p>1 この規定は、<u>2020年4月3日</u>から施行する。</p> <p>2 第73条(ディーゼル発電機一モード1、2、3及び4以外)の表73-1について、非常用発電機の運用を開始するまでは、所要の電力供給が可能な場合、他の号炉のディーゼル発電機又は移動式発電装置を非常用発電機とみなすことができる。</p> <p>3 本規定施行の際、使用前検査対象となる規定については、各原子炉施設に係る使用前検査終了日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。</p> <p>4 本規定施行の際、使用前検査対象の特重施設及び特重施設による対策を行う要員の確保に関する規定については、工事の計画に係る全ての工事が完了した時の工事の工程における各原子炉施設に係る使用前検査終了日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。</p> <p>5 実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準の一部改正に伴い、特重施設の設置に伴う本規定施行後、1号炉及び2号炉の燃料装荷前までに第17条の6(重大事故等発生時の体制の整備)第4項(2)才、第17条の7(大規模損壊発生時の体制の整備)第1項(2)才に定める施設の使用の開始前に実施する教育訓練を行う。</p>	<p>(施行期日)</p> <p>1 この規定は、<u>20XX年XX月XX日</u>から施行する。</p> <p>2 第73条(ディーゼル発電機一モード1、2、3及び4以外)の表73-1について、非常用発電機の運用を開始するまでは、所要の電力供給が可能な場合、他の号炉のディーゼル発電機又は移動式発電装置を非常用発電機とみなすことができる。</p> <p>3 本規定施行の際、使用前検査対象となる規定については、各原子炉施設に係る使用前検査終了日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。</p> <p>4 本規定施行の際、使用前検査対象の特重施設及び特重施設による対策を行う要員の確保に関する規定については、工事の計画に係る全ての工事が完了した時の工事の工程における各原子炉施設に係る使用前検査終了日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。</p> <p>5 実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準の一部改正に伴い、特重施設の設置に伴う本規定施行後、1号炉及び2号炉の燃料装荷前までに第17条の6(重大事故等発生時の体制の整備)第4項(2)才、第17条の7(大規模損壊発生時の体制の整備)第1項(2)才に定める施設の使用の開始前に実施する教育訓練を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 ・記載の適正化に伴う変更

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 後	変 更 後	備 考
<p>添付2 火災、内部溢水、火山現象、自然災害対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準</p> <p>1 火災</p> <p>防災課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1.1項から1.5項を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課長（当直課長を除く。）は、火災防護計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p><中 跳></p> <p>1.5 手順書の整備</p> <p>(1) 防災課長は、原子炉施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、以下の項目を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>ア 火災防護対策を実施するための体制、責任者の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保及び教育訓練、火災発生防止のための活動、火災防護設備の保守管理、点検及び火災情報の共有化等</p> <p><中 跳></p> <p>(2) 各課長（当直課長を除く。）は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。</p> <p><中 跳></p> <p>テ 保守管理、点検</p> <p>防災課長、保修課長、発電課長及び土木建築課長は、火災防護に必要な設備の要求される機能を維持するため、保守管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p><以下、省略></p>	<p>添付2 火災、内部溢水、火山現象、自然災害対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準</p> <p>1 火災</p> <p>防災課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1.1項から1.5項を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課長（当直課長を除く。）は、火災防護計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p><中 跳></p> <p>1.5 手順書の整備</p> <p>(1) 防災課長は、原子炉施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、以下の項目を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>ア 火災防護対策を実施するための体制、責任者の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保及び教育訓練、火災発生防止のための活動、火災防護設備の施設管理、点検及び火災情報の共有化等</p> <p><中 跳></p> <p>(2) 各課長（当直課長を除く。）は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。</p> <p><中 跳></p> <p>テ 施設管理、点検</p> <p>防災課長、保修課長、発電課長及び土木建築課長は、火災防護に必要な設備の要求される機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p><以下、省略></p>	<p>添付2 火災、内部溢水、火山現象、自然災害対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準</p> <p>1 火災</p> <p>防災課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1.1項から1.5項を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課長（当直課長を除く。）は、火災防護計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p><中 跳></p> <p>1.5 手順書の整備</p> <p>(1) 防災課長は、原子炉施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、以下の項目を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>ア 火災防護対策を実施するための体制、責任者の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保及び教育訓練、火災発生防止のための活動、火災防護設備の保守管理、点検及び火災情報の共有化等</p> <p><中 跳></p> <p>(2) 各課長（当直課長を除く。）は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。</p> <p><中 跳></p> <p>テ 保守管理、点検</p> <p>防災課長、保修課長、発電課長及び土木建築課長は、火災防護に必要な設備の要求される機能を維持するため、保守管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p><以下、省略></p>	<p>添付2 火災、内部溢水、火山現象、自然災害対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準</p> <p>1 火災</p> <p>防災課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1.1項から1.5項を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課長（当直課長を除く。）は、火災防護計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p><中 跳></p> <p>1.5 手順書の整備</p> <p>(1) 防災課長は、原子炉施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、以下の項目を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>ア 火災防護対策を実施するための体制、責任者の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保及び教育訓練、火災発生防止のための活動、火災防護設備の施設管理、点検及び火災情報の共有化等</p> <p><中 跳></p> <p>(2) 各課長（当直課長を除く。）は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。</p> <p><中 跳></p> <p>テ 施設管理、点検</p> <p>防災課長、保修課長、発電課長及び土木建築課長は、火災防護に必要な設備の要求される機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p><以下、省略></p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>3 火山影響等発生時、降雪 防災課長は、火山影響等及び降雪発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の3.1項から3.4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課長（当直課長を除く。）は、計画に基づき、火山影響等及び降雪発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p><中略></p> <p>3.2 教育訓練の実施</p> <p><中略></p> <p>(4) 保修課長及び土木建築課長は、各課員に対して、火山影響等及び降雪より防護すべき施設の施設管理、点検に関する教育訓練を定期的に実施する。</p> <p><中略></p> <p>3.4 手順書の整備</p> <p>(1) 各課長（当直課長を除く。）は、火山影響等及び降雪発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。</p> <p><中略></p> <p>3.4 手順書の整備</p> <p>(1) 各課長（当直課長を除く。）は、火山影響等及び降雪発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を行なう。</p> <p><中略></p> <p>ヨ 保守管理、点検</p> <p>保修課長及び土木建築課長は、火山事象より防護すべき施設の要求される機能を維持するため、降灰後ににおける降下火碎物による静的荷重、腐食、磨耗等の影響について、保管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p><以下省略></p>	<p>3 火山影響等発生時、降雪 防災課長は、火山影響等及び降雪発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の3.1項から3.4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課長（当直課長を除く。）は、計画に基づき、火山影響等及び降雪発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p><中略></p> <p>3.2 教育訓練の実施</p> <p><中略></p> <p>(4) 保修課長及び土木建築課長は、各課員に対して、火山影響等及び降雪より防護すべき施設の施設管理、点検に関する教育訓練を定期的に実施する。</p> <p><中略></p> <p>3.4 手順書の整備</p> <p>(1) 各課長（当直課長を除く。）は、火山影響等及び降雪発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動の見直しに伴う変更（「保守管理」を「施設管理」に変更）</p> <p><中略></p> <p>3.4 手順書の整備</p> <p>(1) 各課長（当直課長を除く。）は、火山影響等及び降雪発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動を行なうために必要な体制として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。</p> <p><中略></p> <p>ヨ 施設管理、点検</p> <p>保修課長及び土木建築課長は、火山事象より防護すべき施設の要求される機能を維持するため、降灰後ににおける降下火碎物による静的荷重、腐食、磨耗等の影響について、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p><以下省略></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（「保守管理」を「施設管理」に変更）</p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>5 津波 防災課長は、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制として、次の5.1項から5.4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課長（当直課長を除く。）は、計画に基づき、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p><中略></p>	<p>5 津波 防災課長は、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制として、次の5.1項から5.4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課長（当直課長を除く。）は、計画に基づき、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p><中略></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制における検査測度の見直しに伴う変更 ・保守管理」を「施設管理」に変更
<p>5.2 教育訓練の実施</p> <p><中略></p>	<p>(3) 保修課長及び土木建築課長は、各課員に対して、津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び津波影響軽減施設並びに基準津波を一定程度超える津波に対する浸水対策設備の保守管理、点検に関する教育訓練を定期的に実施する。</p> <p><中略></p>	<p>(3) 保修課長及び土木建築課長は、各課員に対して、津波防護施設、浸水防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び津波影響軽減施設並びに基準津波を一定程度超える津波に対する浸水対策設備の施設管理、点検に関する教育訓練を定期的に実施する。</p> <p><中略></p>
<p>5.4 手順書の整備</p> <p>(1) 各課長（当直課長を除く。）は、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。</p> <p><中略></p>	<p>5.4 手順書の整備 (1) 各課長（当直課長を除く。）は、津波発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。</p> <p><中略></p>	<p>エ 施設管理、点検 保修課長及び土木建築課長は、津波防護施設、浸水防護施設、津波監視設備及び津波影響軽減施設並びに基準津波を一定程度超える津波に対する浸水対策設備の要求される機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p><以下、省略></p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>6 竜巻 防災課長は、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の6.1項から6.4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課長（当直課長を除く。）は、計画に基づき、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p><中略></p>	<p>6 竜巻 防災課長は、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の6.1項から6.4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課長（当直課長を除く。）は、計画に基づき、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p><中略></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 〔保管管理〕を「施設管理」に変更)
<p>6.2 教育訓練の実施</p> <p><中略></p>	<p>(3) 保修課長及び土木建築課長は、各課員に対して、竜巻対策設備の施設管理、点検に関する教育訓練を定期的に実施する。</p> <p><中略></p>	<p>(3) 保修課長及び土木建築課長は、各課員に対して、竜巻対策設備の施設管理、点検に関する教育訓練を定期的に実施する。</p> <p><中略></p>
<p>6.4 手順書の整備</p> <p>(1) 各課長（当直課長を除く。）は、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。</p> <p><中略></p>	<p>6.4 手順書の整備 (1) 各課長（当直課長を除く。）は、竜巻発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。</p> <p><中略></p>	<p>キ 施設管理、点検 (7) 保修課長及び土木建築課長は、竜巻対策設備の要求される機能を保持するため、保守管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。 (f) 保修課長は、たるみ巻取装置の機能が喪失した場合、速やかに機能を復帰するための補修を行う。</p> <p><以下、省略></p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 後	備 考
<p>添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準 表-14 14. 電源の確保に関する手順等</p> <p>代替電源（直流）による給電</p> <p><中 略></p> <p>3 蓄電池（3系統目）による代替電源（直流）からの給電 当直課長は、全交流動力電源喪失発生後、蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）の電圧が許容最低電圧値以下となる前までに、蓄電池（3系統目）により非常用直流母線へ給電する。 (1) 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失時に直流電源用発電機及び可搬型直流変換器の準備が完了するまでに、直流母線電圧が蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）の故障等により許容最低電圧値（108V）以上を維持できない場合</p> <p><以下、省略></p> <p>3 蓄電池（3系統目）による代替電源（直流）からの給電 当直課長は、全交流動力電源喪失発生後、蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）の電圧が許容最低電圧値以下となる前までに、蓄電池（3系統目）により非常用直流母線へ給電する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化に伴う変更 (保安規定審査基準改正（手順着手の判断基準は記載を要しない）の反映) <p><以下、省略></p>	<p>添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準 表-14 14. 電源の確保に関する手順等</p> <p>代替電源（直流）による給電</p> <p><中 略></p> <p>3 蓄電池（3系統目）による代替電源（直流）からの給電 当直課長は、全交流動力電源喪失発生後、蓄電池（安全防護系用）及び蓄電池（重大事故等対処用）の電圧が許容最低電圧値以下となる前までに、蓄電池（3系統目）により非常用直流母線へ給電する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化に伴う変更 (保安規定審査基準改正（手順着手の判断基準は記載を要しない）の反映) <p><以下、省略></p>	

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考						
		<p>添付4 管理区域図 (第103条及び第104条関連)</p> <p>添付4 管理区域図 (第103条の2及び第104条関連)</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (条文番号の繰り下げる)</p> <p>管理区域表示凡例</p> <table><tbody><tr><td></td><td>管理区域※1</td></tr><tr><td></td><td>汚染のおそれのない管理区域</td></tr><tr><td></td><td>管理区域設定・解除予定エリア</td></tr></tbody></table> <p>※1：第104条第1項(2)に該当する管理区域を示す。ただし、管理区域全体図については、汚染のおそれのない管理区域が含まれている場合がある。</p> <p>※1 : 第104条第1項(2)に該当する管理区域を示す。ただし、管理区域全体図については、汚染のおそれのない管理区域が含まれている場合がある。</p>		管理区域※1		汚染のおそれのない管理区域		管理区域設定・解除予定エリア
	管理区域※1							
	汚染のおそれのない管理区域							
	管理区域設定・解除予定エリア							

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
		<ul style="list-style-type: none">・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 〔保守管理〕を「施設管理」 に変更)

添付 6 長期保守管理方針
(第 118 条の 2 関連)

添付 6 長期施設管理方針
(第 118 条の 6 関連)

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前		変 更		備 考	
(1) 1号炉 長期保守管理方針 (始期：平成26年7月4日、適用期間：10年間)		(1) 1号炉 長期施設安全管理方針 (始期：平成26年7月4日、適用期間：10年間)		原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (保有管理) を「施設管理」に変更	
No.	保守管理の項目	No.	施設管理の項目	実施時期*	実施時期*
1	原子炉容器の臘部(炉心領域部)の中性子照射強化に基づく評価を実施する。	1	原子炉容器の臘部(炉心領域部)の中性子照射強化については、精度向上が図られた施設改修式に基づく評価を実施する。	中長期	中長期
	1次冷却材ポンプ(ケーシング)等*の疲労耐久については、実過渡回数に基づく疲労評価を実施する。		1次冷却材ポンプ(ケーシング)等*の疲労耐久については、実過渡回数に基づく疲労評価を実施する。		
	* : 1次冷却材ポンプ(ケーシング) 余熱除去ポンプ(ケーシング)(ケーシングカバー含む) 再生熱交換器(管板) 余熱除去冷却装置(管板) 蒸気発生器(管板及び給水入口管)		* : 1次冷却材ポンプ(ケーシング) 余熱除去ポンプ(ケーシング)(ケーシングカバー含む) 再生熱交換器(管板) 余熱除去冷却装置(管板) 蒸気発生器(管板及び給水入口管)		
	原子炉容器 (入口管台、出口管台、ふた管台、空気抜管台、炉内計表筒、上部ふた、上部胴フランジ、下部胴・トランジショナリング・下部鏡板接続部、炉心支持金物、スタッフボルト) 加圧器本体(スフレイライン用管台、サージ用管台) 余熱除去出口配管(固定式配管貫通部)(端板) 主蒸気管貫通部及び主給水管貫通部(伸縮手) 余熱除去系配管(母管)		原子炉容器 (入口管台、出口管台、ふた管台、空気抜管台、炉内計表筒、上部ふた、上部胴フランジ、下部胴・トランジショナリング・下部鏡板接続部、炉心支持金物、スタッフボルト) 加圧器本体(スフレイライン用管台、サージ用管台) 余熱除去出口配管(固定式配管貫通部)(端板) 主蒸気管貫通部及び主給水管貫通部(伸縮手) 余熱除去系配管(母管)		
	1次冷却材系統配管(母管) 主給水系統配管(母管)		1次冷却材系統配管(母管) 主給水系統配管(母管)	中长期	中长期
2	1次冷却材系統配管(母管) 1次冷却材系統配管(母管及び管台) 余熱除去系統仕切り弁(弁箱) 化学体積調節系統玉形弁(弁箱) 安全注入系統スイング逆止弁(弁箱) 化学体積調節系統リフト逆止弁(弁箱) 炉内構造物(炉心支持構造物) 高压タービン(内部車室) 低圧タービン(内部車室) タービン動輪給水ポンプタービン (ケーシング、ケーシングカバー、ダイヤラム) 加圧器サポート(加圧器スカート溶接部) 制御棒クリスマント装置		1次冷却材系統配管(母管) 余熱除去系統仕切り弁(弁箱) 化学体積調節系統玉形弁(弁箱) 安全注入系統スイング逆止弁(弁箱) 化学体積調節系統リフト逆止弁(弁箱) 炉内構造物(炉心支持構造物) 高压タービン(内部車室) 低圧タービン(内部車室) タービン動輪給水ポンプタービン (ケーシング、ケーシングカバー、ダイヤラム) 加圧器サポート(加圧器スカート溶接部) 制御棒クリスマント装置	中长期	中长期
	(圧力ハウジング(ラッシャウジング)及び運動軸ハウジング) 肉厚計測による実測データに基づき耐震安全性評価を実施した炭素鋼配管		(圧力ハウジング(ラッシャウジング)及び運動軸ハウジング) 肉厚計測による実測データに基づき耐震安全性評価を実施した炭素鋼配管		
	* の腐食(流れ加速型腐食)については、今後の実測データを反映した耐震安全性評価を実施する。		* の腐食(流れ加速型腐食)については、今後の実測データを反映した耐震安全性評価を実施する。		
3	なお、設備対策を行った場合は、その内容も反映した耐震安全性評価を実施する。		なお、設備対策を行った場合は、その内容も反映した耐震安全性評価を実施する。	中长期 (開始は短期)	中长期 (開始は短期)
	* : 主給水系統配管 補助蒸気系統配管		*	: 主給水系統配管 補助蒸気系統配管	

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33.33%;">保守管理の項目</th><th style="width: 33.33%;">実施時期※1</th><th style="width: 33.33%;">実施時期※1</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>No. 基準地震動S s – 2に対する評価※1が必要な全ての機器・経年劣化事象※2について、継続して評価を実施する。</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>4 *1 : 弹性設計用地震動S d – 2に対する評価も含む。 *2 : 基準地震動S s – 1に対する評価結果から評価が厳しいと考えられる機器・経年劣化事象については、基準地震動S s – 2に対する評価を実施し、耐震安全性を確認している。</td><td>短期</td><td>短期</td></tr> </tbody> </table> <p>※1 : 実施時期における、短期とは、平成26年7月4日からの5年間、中長期とは、平成26年7月4日からの10年間をいう。</p> <p>※2 : 実施時期における評価結果から評価が厳しいと考えられる機器・経年劣化事象については、基準地震動S s – 2に対する評価を実施し、耐震安全性を確認している。</p>	保守管理の項目	実施時期※1	実施時期※1	No. 基準地震動S s – 2に対する評価※1が必要な全ての機器・経年劣化事象※2について、継続して評価を実施する。			4 *1 : 弹性設計用地震動S d – 2に対する評価も含む。 *2 : 基準地震動S s – 1に対する評価結果から評価が厳しいと考えられる機器・経年劣化事象については、基準地震動S s – 2に対する評価を実施し、耐震安全性を確認している。	短期	短期	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33.33%;">施設管理の項目</th><th style="width: 33.33%;">実施時期※1</th><th style="width: 33.33%;">実施時期※1</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>No. 基準地震動S s – 2に対する評価※2が必要な全ての機器・経年劣化事象※2について、継続して評価を実施する。</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>4 *1 : 弹性設計用地震動S d – 2に対する評価も含む。 *2 : 基準地震動S s – 1に対する評価結果から評価が厳しいと考えられる機器・経年劣化事象については、基準地震動S s – 2に対する評価を実施し、耐震安全性を確認している。</td><td>短期</td><td>短期</td></tr> </tbody> </table> <p>※1 : 実施時期における、短期とは、平成26年7月4日からの5年間、中長期とは、平成26年7月4日からの10年間をいう。</p> <p>※2 : 実施時期における評価結果から評価が厳しいと考えられる機器・経年劣化事象については、基準地震動S s – 2に対する評価を実施し、耐震安全性を確認している。</p>	施設管理の項目	実施時期※1	実施時期※1	No. 基準地震動S s – 2に対する評価※2が必要な全ての機器・経年劣化事象※2について、継続して評価を実施する。			4 *1 : 弹性設計用地震動S d – 2に対する評価も含む。 *2 : 基準地震動S s – 1に対する評価結果から評価が厳しいと考えられる機器・経年劣化事象については、基準地震動S s – 2に対する評価を実施し、耐震安全性を確認している。	短期	短期	
保守管理の項目	実施時期※1	実施時期※1																		
No. 基準地震動S s – 2に対する評価※1が必要な全ての機器・経年劣化事象※2について、継続して評価を実施する。																				
4 *1 : 弹性設計用地震動S d – 2に対する評価も含む。 *2 : 基準地震動S s – 1に対する評価結果から評価が厳しいと考えられる機器・経年劣化事象については、基準地震動S s – 2に対する評価を実施し、耐震安全性を確認している。	短期	短期																		
施設管理の項目	実施時期※1	実施時期※1																		
No. 基準地震動S s – 2に対する評価※2が必要な全ての機器・経年劣化事象※2について、継続して評価を実施する。																				
4 *1 : 弹性設計用地震動S d – 2に対する評価も含む。 *2 : 基準地震動S s – 1に対する評価結果から評価が厳しいと考えられる機器・経年劣化事象については、基準地震動S s – 2に対する評価を実施し、耐震安全性を確認している。	短期	短期																		

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 後	考					
(2) 2号炉 長期保守管理方針(始期：平成27年11月28日、適用期間：10年間)	(2) 2号炉 長期施設管理方針(始期：平成27年11月28日、適用期間：10年間)	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 ((保守管理)を「施設管理」に変更)</p>					
<p>保守管理の項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>実施時期^{※1}</th> <th>実施時期^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 原子炉容器の胴部(炉心領域部)の中性子照射脆化に基づく評価を実施する。</td><td>中長期</td><td>中長期</td></tr> </tbody> </table> <p>1次冷却材ポンプ(ケーシング)等※の疲労割れについては、実過渡回数に基づく疲労評価を実施する。</p> <p>* : 1次冷却材ポンプ(ケーシング) 余熱除去ポンプ(管板) 再生熱交換器(管板) 余熱除去冷却器(管板) 蒸気発生器(管板及び海水入口管台) 原子炉容器 (入口管台、出口管台、ふた管台、空気技管台、炉内計装筒、上部ふた、上部胴フランジ、下部胴・トランジションリング・下部鏡板接続部、炉心支持金物、スタッドボルト) 加圧器本体(スフレイライン用管台、サービス用管台) 余熱除去出口配管貫通部(固定式配管貫通部)(端板) 主蒸気管貫通部及び主給水管貫通部(伸縮式配管貫通部)(伸縮維手) 余熱除去系統配管(母管) 1次冷却材系統配管(母管) 主給水系統配管(母管) 1次冷却材管(母管及び管台) 余熱除去系統仕切弁(弁箱) 化学体積制御系統主形弁(弁箱) 安全注入系統スイッチング逆止弁(弁箱) 化学体積制御系統リフト逆止弁(弁箱) 炉内構造物(炉心支持構造物) 高圧ターピン(内部車室) 低圧ターピン(内部車室) ターピン動輪水ポンターピン (ケーシング、ケーシングカバー、ダイヤフラム) 加圧器サポート(加圧器スカート溶接部) 制御棒クラスタ駆動装置 (圧力ハウジング(ラックハウジング及び駆動軸ハウジング)) 肉厚計測による実測データに基づき耐震安全性評価を実施した接線鋼配管 ※の腐食(流れ加速度型腐食)については、今後の実測データを反映した耐震安全性評価を実施する。 なお、設備対策を行った場合は、その内容も反映した耐震安全性評価をする。</p> <p>* : ターピングランド蒸気系統配管 補助蒸気系統配管 2次系ドレン系統配管 蒸気発生器プローダウン系統配管</p>	No.	実施時期 ^{※1}	実施時期 ^{※1}	1 原子炉容器の胴部(炉心領域部)の中性子照射脆化に基づく評価を実施する。	中長期	中長期	
No.	実施時期 ^{※1}	実施時期 ^{※1}					
1 原子炉容器の胴部(炉心領域部)の中性子照射脆化に基づく評価を実施する。	中長期	中長期					
(2) 2号炉 長期施設管理方針(始期：平成27年11月28日、適用期間：10年間)	<p>施設管理の項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>実施時期^{※1}</th> <th>実施時期^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 図られた脆化予測式(炉心領域部)の中性子照射脆化については、精度向上が図られた脆化予測式に基づく評価を実施する。</td><td>中長期</td><td>中長期</td></tr> </tbody> </table> <p>1次冷却材ポンプ(ケーシング)等※の疲労割れについては、実過渡回数に基づく疲労評価を実施する。</p> <p>* : 1次冷却材ポンプ(ケーシング) 余熱除去ポンプ(管板) 再生熱交換器(管板) 余熱除去冷却器(管板) 蒸気発生器(管板及び海水入口管台) 原子炉容器 (入口管台、出口管台、ふた管台、空気技管台、炉内計装筒、上部ふた、上部胴フランジ、下部胴・トランジションリング・下部鏡板接続部、炉心支持金物、スタッドボルト) 加圧器本体(スフレイライン用管台、サービス用管台) 余熱除去出口配管貫通部(固定式配管貫通部)(端板) 主蒸気管貫通部及び主給水管貫通部(伸縮式配管貫通部)(伸縮維手) 余熱除去系統配管(母管) 1次冷却材系統配管(母管) 主給水系統配管(母管) 1次冷却材管(母管及び管台) 余熱除去系統仕切弁(弁箱) 化学体積制御系統主形弁(弁箱) 安全注入系統スイッチング逆止弁(弁箱) 化学体積制御系統リフト逆止弁(弁箱) 炉内構造物(炉心支持構造物) 高圧ターピン(内部車室) 低圧ターピン(内部車室) ターピン動輪水ポンターピン (ケーシング、ケーシングカバー、ダイヤフラム) 加圧器サポート(加圧器スカート溶接部) 制御棒クラスタ駆動装置 (圧力ハウジング(ラックハウジング及び駆動軸ハウジング)) 肉厚計測による実測データに基づき耐震安全性評価を実施した接線鋼配管 ※の腐食(流れ加速度型腐食)については、今後の実測データを反映した耐震安全性評価を実施する。 なお、設備対策を行った場合は、その内容も反映した耐震安全性評価を実施する。</p> <p>* : ターピングランド蒸気系統配管 補助蒸気系統配管 2次系ドレン系統配管 蒸気発生器プローダウン系統配管</p>	No.	実施時期 ^{※1}	実施時期 ^{※1}	1 図られた脆化予測式(炉心領域部)の中性子照射脆化については、精度向上が図られた脆化予測式に基づく評価を実施する。	中長期	中長期
No.	実施時期 ^{※1}	実施時期 ^{※1}					
1 図られた脆化予測式(炉心領域部)の中性子照射脆化については、精度向上が図られた脆化予測式に基づく評価を実施する。	中長期	中長期					

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 後	考																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center; background-color: #cccccc;">保守管理の項目</th> <th style="text-align: center;">実施時期^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>No</td><td>基準地震動S_s－2に対する評価※1が必要な全ての機器・経年劣化事象※2について、継続して評価を実施する。</td><td style="text-align: center;">実施時期^{※1}</td></tr> <tr> <td>4</td><td>*1：弹性設計用地震動S_d－2に対する評価も含む。 *2：基準地震動S_s－1に対する評価結果から評価が厳しいと考えられる機器・経年劣化事象については、基準地震動S_s－2に対する評価を実施し、耐震安全性を確認している。</td><td style="text-align: center;">短期</td></tr> <tr> <td>5</td><td>蒸気発生器伝熱管の損傷については、蒸気発生器取替を含めた保全方法を検討する。</td><td style="text-align: center;">中長期</td></tr> </tbody> </table> <p>※1：実施時期における、短期とは、平成27年11月28日からの5年間、中長期とは、平成27年11月28日からの10年間をいう。</p>	保守管理の項目		実施時期 ^{※1}	No	基準地震動S _s －2に対する評価※1が必要な全ての機器・経年劣化事象※2について、継続して評価を実施する。	実施時期 ^{※1}	4	*1：弹性設計用地震動S _d －2に対する評価も含む。 *2：基準地震動S _s －1に対する評価結果から評価が厳しいと考えられる機器・経年劣化事象については、基準地震動S _s －2に対する評価を実施し、耐震安全性を確認している。	短期	5	蒸気発生器伝熱管の損傷については、蒸気発生器取替を含めた保全方法を検討する。	中長期	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center; background-color: #cccccc;">施設管理の項目</th> <th style="text-align: center;">実施時期^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>No.</td><td>基準地震動S_s－2に対する評価※1が必要な全ての機器・経年劣化事象※2について、継続して評価を実施する。</td><td style="text-align: center;">実施時期^{※1}</td></tr> <tr> <td>4</td><td>*1：弹性設計用地震動S_d－2に対する評価も含む。 *2：基準地震動S_s－1に対する評価結果から評価が厳しいと考えられる機器・経年劣化事象については、基準地震動S_s－2に対する評価を実施し、耐震安全性を確認している。</td><td style="text-align: center;">短期</td></tr> <tr> <td>5</td><td>蒸気発生器伝熱管の損傷については、蒸気発生器取替を含めた保全方法を検討する。</td><td style="text-align: center;">中長期</td></tr> </tbody> </table> <p>※1：実施時期における、短期とは、平成27年11月28日からの5年間、中長期とは、平成27年11月28日からの10年間をいう。</p>	施設管理の項目		実施時期 ^{※1}	No.	基準地震動S _s －2に対する評価※1が必要な全ての機器・経年劣化事象※2について、継続して評価を実施する。	実施時期 ^{※1}	4	*1：弹性設計用地震動S _d －2に対する評価も含む。 *2：基準地震動S _s －1に対する評価結果から評価が厳しいと考えられる機器・経年劣化事象については、基準地震動S _s －2に対する評価を実施し、耐震安全性を確認している。	短期	5	蒸気発生器伝熱管の損傷については、蒸気発生器取替を含めた保全方法を検討する。	中長期	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 ([保守管理]を[施設管理]に変更)</p>
保守管理の項目		実施時期 ^{※1}																								
No	基準地震動S _s －2に対する評価※1が必要な全ての機器・経年劣化事象※2について、継続して評価を実施する。	実施時期 ^{※1}																								
4	*1：弹性設計用地震動S _d －2に対する評価も含む。 *2：基準地震動S _s －1に対する評価結果から評価が厳しいと考えられる機器・経年劣化事象については、基準地震動S _s －2に対する評価を実施し、耐震安全性を確認している。	短期																								
5	蒸気発生器伝熱管の損傷については、蒸気発生器取替を含めた保全方法を検討する。	中長期																								
施設管理の項目		実施時期 ^{※1}																								
No.	基準地震動S _s －2に対する評価※1が必要な全ての機器・経年劣化事象※2について、継続して評価を実施する。	実施時期 ^{※1}																								
4	*1：弹性設計用地震動S _d －2に対する評価も含む。 *2：基準地震動S _s －1に対する評価結果から評価が厳しいと考えられる機器・経年劣化事象については、基準地震動S _s －2に対する評価を実施し、耐震安全性を確認している。	短期																								
5	蒸気発生器伝熱管の損傷については、蒸気発生器取替を含めた保全方法を検討する。	中長期																								